

沖縄市地域防災計画

令和 6 年 12 月
沖縄市防災会議

目 次

第 1 編 共通編

第 1 章 総則	1
第 1 節 目的と構成	1
第 2 節 用語	2
第 3 節 沖縄市の概況	3
第 4 節 災害の想定	6
第 5 節 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱	23
第 6 節 市民等の責務	29
第 2 章 基本方針	30
第 1 節 災害の想定と市防災計画の基本的考え方	30
第 2 節 防災対策の基本理念及び施策の概要	34
第 3 節 本市の特殊性等を考慮した重要事項	37
第 4 節 市防災計画の見直しと推進	39
第 5 節 市防災計画の周知徹底	41
第 3 章 災害予防計画	42
第 1 節 災害予防計画の基本方針等	42
第 1 款 災害予防計画の基本的な考え方	42
第 2 款 災害予防計画の推進	43
第 2 節 災害に強いまちづくり	45
第 1 款 防災対策に係る土地利用の推進	45
第 2 款 都市基盤施設の整備	46
第 3 款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等	52
第 4 款 建築物・構造物等の対策	60
第 5 款 ライフライン施設等の機能の確保	62
第 6 款 危険物施設等の対策	68
第 7 款 不発弾等災害予防	71
第 8 款 気象観測施設・体制の整備	76

第3節 災害に強い人づくり	77
第1款 防災訓練	77
第2款 防災知識の普及・啓発	80
第3款 自主防災組織の育成	87
第4款 企業防災の促進	91
第5款 消防力の強化等	92
第6款 地区防災計画の普及等	94
第4節 災害応急対策活動の準備	95
第1款 初動体制の強化	95
第2款 活動体制の確立	97
第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	104
第4款 災害ボランティアの活動環境の整備	110
第5款 要配慮者の安全確保	112
第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	117
第5節 避難体制等の整備	119
第6節 道路事故災害予防計画	126
第7節 海上災害予防計画	127
第2編 地震・津波編	
第1章 災害応急対策計画	128
第1節 組織計画	128
第2節 地震情報、津波警報等の伝達計画	153
第3節 災害通信計画	163
第4節 災害情報等の収集・伝達計画	169
第1款 情報収集・報告・とりまとめ	169
第2款 情報伝達計画	173
第5節 災害広報計画	183
第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画	185
第7節 広域応援要請計画	191
第8節 避難計画	194
第1款 避難の原則	194

第2款	津波避難計画	202
第3款	広域一時滞在	205
第9節	観光客等対策計画	207
第10節	要配慮者対策計画	209
第11節	消防計画	211
第12節	救出計画	213
第13節	医療救護計画	214
第1款	医療及び助産	214
第2款	集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	215
第3款	被災者の健康管理とこころのケア	218
第14節	交通輸送計画	219
第1款	実施責任者	219
第2款	交通の規制	220
第3款	緊急輸送	222
第15節	治安警備計画	226
第16節	災害救助法適用計画	227
第17節	給水計画	230
第18節	食料供給計画	233
第19節	生活必需品供給計画	235
第20節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	237
第1款	感染症対策	237
第2款	し尿の処理	238
第3款	動物の保護収容対策	239
第21節	行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画	241
第1款	行方不明者対策	241
第2款	遺体処理及び埋葬計画	242
第22節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	246
第23節	住宅応急対策計画	248
第24節	二次災害の防止計画	251

第 25 節	教育対策計画.....	253
第 26 節	危険物等災害応急対策計画.....	257
第 27 節	在港船舶対策計画.....	260
第 28 節	労務供給計画.....	261
第 29 節	民間団体の活用計画.....	264
第 30 節	ボランティア受入計画.....	265
第 31 節	公共土木施設応急対策計画.....	267
第 32 節	ライフライン等施設応急対策計画.....	269
第 1 款	電力施設災害応急対策・停電対策.....	269
第 2 款	液化石油ガス施設災害応急対策.....	269
第 3 款	上水道施設災害応急対策.....	270
第 4 款	下水道施設災害応急対策.....	271
第 5 款	電気通信設備災害応急対策.....	272
第 33 節	交通機関応急対策計画.....	273
第 34 節	農林水産物応急対策計画.....	274
第 35 節	米軍との相互応援計画.....	276
第 2 章	災害復旧・復興計画	277
第 1 節	公共施設災害復旧計画.....	277
第 2 節	被災者生活への支援計画.....	279
第 3 節	中小企業者等への支援計画.....	288
第 4 節	復興の基本方針等.....	290
第 3 編	風水害等編	
第 1 章	災害応急対策計画	292
第 1 節	組織計画	292
第 2 節	気象警報等の伝達計画.....	294
第 3 節	災害通信計画.....	307
第 4 節	災害情報等の収集・伝達計画.....	307

第5節	災害広報計画	308
第6節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	309
第7節	広域応援要請計画	309
第8節	避難計画	309
第1款	避難の原則	309
第2款	風水害避難計画	309
第3款	浸水想定区域内等の避難体制	312
第4款	土砂災害警戒区域等の避難体制	316
第5款	広域一時滞在	321
第9節	観光客等対策計画	322
第10節	要配慮者対策計画	322
第11節	水防計画	323
第12節	消防計画	328
第13節	救出計画	328
第14節	医療救護計画	328
第15節	交通輸送計画	328
第16節	治安警備計画	329
第17節	災害救助法適用計画	329
第18節	給水計画	329
第19節	食料供給計画	330
第20節	生活必需品供給計画	330
第21節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	330
第22節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	330
第23節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	331
第24節	住宅応急対策計画	331
第25節	二次災害の防止計画	331
第26節	教育対策計画	331
第27節	危険物等災害応急対策計画	332

第 28 節	海上災害応急対策計画.....	333
第 29 節	在港船舶対策計画.....	340
第 30 節	労務供給計画.....	340
第 31 節	民間団体の活用計画.....	340
第 32 節	ボランティア受入計画.....	340
第 33 節	公共土木等施設応急対策計画.....	340
第 34 節	航空事故対策計画.....	341
第 35 節	ライフライン等施設応急対策計画.....	346
第 36 節	農林水産物応急対策計画.....	346
第 37 節	米軍との相互応援計画.....	346
第 38 節	道路事故災害応急対策計画.....	347
第 39 節	林野火災対策計画.....	348
第 2 章	災害復旧・復興計画	349
第 1 節	公共施設災害復旧計画.....	349
第 2 節	被災者生活への支援計画.....	349
第 3 節	中小企業者等への支援計画.....	349
第 4 節	復興の基本方針等.....	349

第 1 編 共通編

第1章 総則

第1節 目的と構成

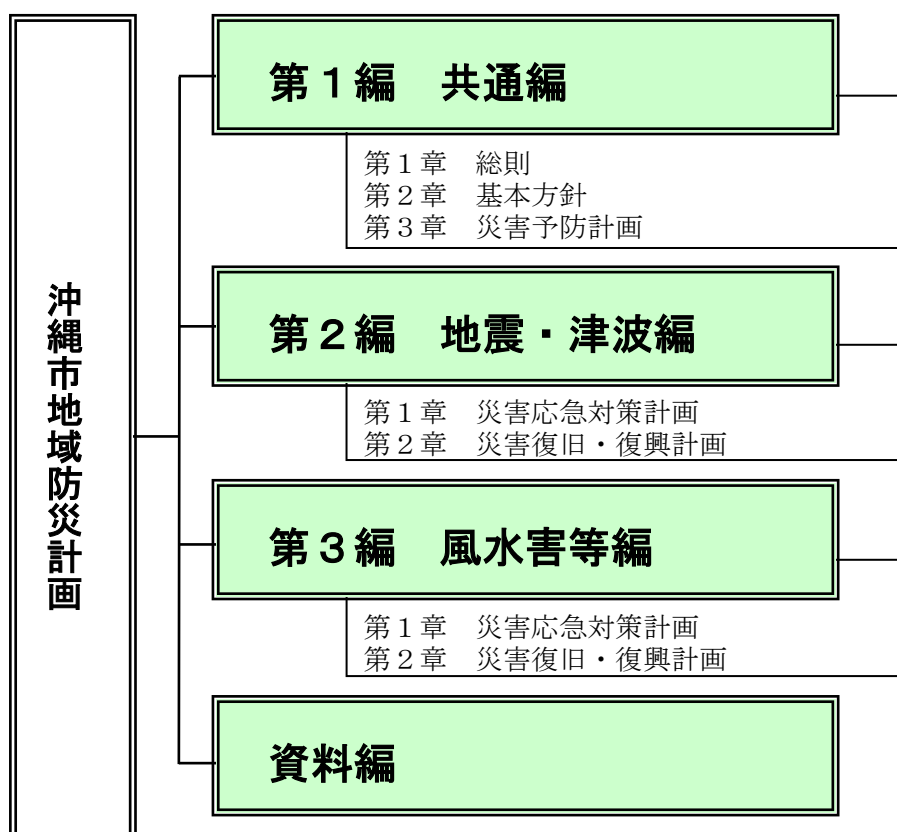
1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、沖縄市の地域にかかる災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期し、災害に強く安心して住めるまちを創ることを目的とする。

また、これらのもとで展開する施策については、持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れ、推進するものとする。

2 計画の構成

沖縄市地域防災計画の全体構成は以下のとおりとする。



第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

1	基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3	県防災計画	沖縄県地域防災計画をいう。
4	市防災計画	沖縄市地域防災計画をいう。
5	県本部	沖縄県災害対策本部をいう。
6	現地本部	沖縄県現地災害対策本部をいう。
7	地方本部	沖縄県災害対策地方本部をいう。
8	市本部	沖縄市災害対策本部をいう。
9	市本部長	沖縄市災害対策本部長をいう。
10	県医療本部	沖縄県災害医療本部をいう。
11	地域医療本部	沖縄県地域災害医療本部をいう。

第3節 沖縄市の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢・地質・森林・河川

本市は、九州の南と台湾の間に弓なりになった 40 余の島（有人島）からなる琉球列島の最大の島、沖縄本島のほぼ中央部の高台地にあつて、北緯 26 度 20 分、東経 127 度 48 分に位置し、那覇市の北方約 22 km の地点にあり、北はうるま市、恩納村、西は嘉手納町、読谷村、南は北谷町、北中城村に隣接している。

地勢はおおむね丘陵台地で一番低い地点（海岸線）が海拔 0 m、高い地点（字倉敷 304-4）で 201m となっており、太平洋側すなわち中城湾に高く、いわゆる海岸台地をなしている。

嘉手納空軍基地の滑走路南端から、沖縄市の南の方向に基地と民間地域を隔てるように、琉球石灰岩のサメの背びれ状の地形（琉球石灰岩のカルスト残丘）が各地に点在しており、知花城跡や「沖縄こどもの国内の石灰岩丘」などはその代表例である。土質は珊瑚石灰岩土壌、泥岩土壌、国頭礫土壌、沖積土壌の四つに大別することができ、表層地質としては、北部から南西側にかけて国頭礫層や琉球石灰岩等の透水性の高い層が主に分布し、南東側には島尻層群泥岩を主とする難透水性層と沖積層が分布している。また、本市における森林面積は、総面積 4,972ha の 17% に相当する 849ha で、すべて民有林である。

市域は、東西 8.45 km で南北 13.66 km となっており、南北に長方形をなしている。

	沖縄市役所	東端	西端	南端	北端
緯度	26° 20' 03"	26° 19' 34"	26° 20' 22"	26° 18' 14"	26° 25' 18"
経度	127° 48' 20"	127° 51' 19"	127° 46' 19"	127° 49' 44"	127° 47' 18"

本市の河川は大きく 3 つの流域に大別でき、二級指定河川である東シナ海に流れる比謝川水系の比謝川及び与那原川と、金武湾に流れる天願川水系の川崎川、そして渡口川など中城湾に注ぐ流域となっている。

河川の種類	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積
二級河川	比謝川	比謝川	左岸 沖縄市字胡屋 5 丁目 355 番 3 から海に至る	15,932m	49.66k m ²
			右岸 //		
	比謝川	与那原川	左岸 うるま市石川山城 1563-45 番地先から比謝川合流点まで	6,450m	8.79k m ²
			右岸 沖縄市字倉敷 304-6 番地先から比謝川合流点まで		
	天願川	川崎川	左岸 沖縄市字池原 2879 番地先から天願川合流点まで	3,800m	12.26k m ²
			右岸 沖縄市登川 1558 番地先から天願川合流点まで		

●資料編 資料 4-1 二級指定河川

(2) 面積

本市の面積は、49.72 km²であるが、そのうち基地面積（米軍、自衛隊基地）は、17.59 km²で総面積の 35.4% を占めている。

(3) 気象

琉球列島は、黒潮暖流の高水温域にあつて、気候は温暖で月平均温度の年格差も摂氏 12 度前後と比較的小さく、四季の変化に乏しく年平均気温は 23 度前後であり、年間降水量は 2,000mm 以上であ

る。また、世界で最も季節風の強く発達するアジア季節風帯に属しているため冬は北東の季節風が、夏は南東の季節風が吹き込み、例年10月になると新北風（ミーニシ）という北東季節風が吹きはじめ、冬の季節風に変わる1～2月には1年で最も冷え込む時期となるが、寒波の襲来時でも摂氏10度前後という温かさで気候風土に恵まれている。春季は風向きが変わりやすく、時折温帯低気圧が発生、通過し海上ではしけが続き、5月中旬から6月下旬までは本格的な梅雨期となり、梅雨期が過ぎると台風シーズンに入り、年平均7個強の台風が来襲し、特に7月から9月に集中するが、10月から11月に襲来することもある。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の令和5年12月31日現在の登録人口は142,283人を数え、昭和49年（沖縄市誕生）12月末日の人口95,694人より46,589人の増となっている。また、人口動態の面から見ると、令和4年12月末日の人口と比較して自然減、社会減の傾向にある。また、高齢化指数（65歳以上人口 ÷ 総人口）は20.2%となっており、着実に人口の高齢化は進んでいる。

(2) 住居状況

令和5年1月1日現在における本市の建物棟数は、家屋棟数で39,536棟。このうち、木造家屋は10.8%にあたる4,270棟である。

(3) 交通事情

本市における自動車交通量の多い道路は、国道330号、同329号、主要地方道沖縄石川線、県道20号線、同16号線の順であり、交通の流れは、朝夕とも通過車両が大半を占めている。国道330号は那覇市と結ばれバスで約50分を要し、南北に走る国道329号、うるま市に向かって走る主要地方道沖縄石川線は、沖縄島の中心をなす交通の要所である。

特に、国道330号、同329号及び主要地方道沖縄石川線が交差するコザ十字路、国道330号と県道20号線を結ぶ胡屋十字路、国道329号と県道16号線を結ぶ知花十字路、そして、国道329号と県道20号線を結ぶ高原交差点などは交通混雑が著しい状況にある。

市道についても、幅員の狭隘のところが多く、災害時における適切な対応が重要な課題となっている。

●資料編 資料3-1 市全体位置図

3 過去における風水害及び火災その他の状況

以下の内容は資料編によるものとする。

- (1) 自然災害
- (2) 気象概況
- (3) 沖縄県の過去における地震回数
- (4) 沖縄県における昭和以降の被害地震・津波・噴火
- (5) 過去5年間の火災発生状況

●資料編 3. 市の状況・災害履歴関係

4 活断層の状況

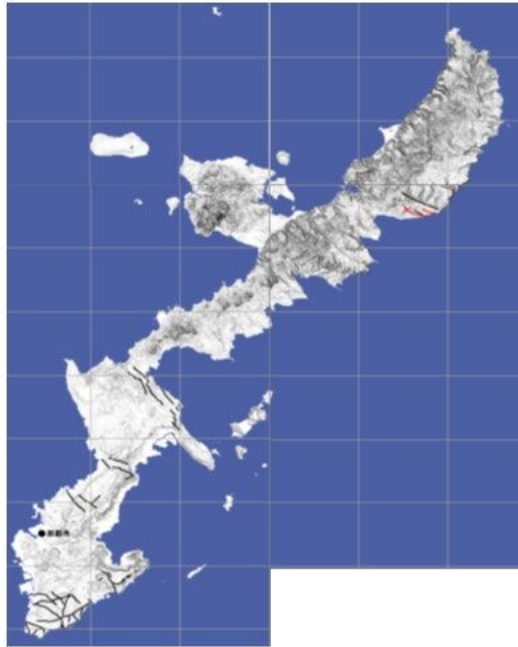
活断層については、産業技術総合研究所「活断層データベース」に掲載されており、活断層の状況や30年以内に活動する確率などを評価している。

これによると沖縄本島の活断層の状況は、以下の図のようになっている。

※ 産業技術総合研究所「活断層データベース」ホームページ

https://gbank.gsj.jp/activefault/index_cyber.html

沖縄本島の活断層（産業技術総合研究所「活断層データベース」より）



本市付近の活断層としては、「石川－具志川起震断層」があり、うるま市石川地域から具志川地域方向に延びる北東側隆起の正断層で長さは12 kmである。

石川－具志川起震断層（産業技術総合研究所「活断層データベース」より）

活動セグメント名	一般走向	一般傾斜	長さ[km]	断層型	変位の向き (隆起側)	平均変位 速度 [m/千年]	平均活動 間隔 [千年]
石川－具志川活動 セグメント	N40° W	60° W	12	正断層	E	0.1	14

第4節 災害の想定

災害の想定にあたっては、本市の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害（台風、豪雨、高潮、大規模な火事、地震、津波、その他の災害）を検討した結果、台風については過去に沖縄地方で起きた次に掲げる最大規模の災害を想定する。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地方大地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号フェイ

襲来年月日：昭和32年9月25日、26日

最大風速 47.0m/s（那覇）

最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）

降水量 70.7mm（那覇、25～26日）

死傷者・行方不明者 193名（うち死者及び行方不明者 131名）

住宅全半壊 16,091戸

イ 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号コラ）

襲来年月日：昭和41年9月5日

最大風速 60.8m/s（宮古島）

最大瞬間風速 85.3m/s（宮古島）

降水量 297.4mm（宮古島、3～6日）

傷者 41名

住宅全半壊 7,765戸

ウ 平成15年台風第14号マエミー

襲来年月日：平成15年9月10日、11日

最大風速 38.4m/s（宮古島）

最大瞬間風速 74.1m/s（宮古島）

降水量 470.0mm（宮古島、9～12日）

死傷者 94名（うち死者 1名）

住宅全半壊 102棟（うち全壊 19棟）

エ 令和5年台風第6号カーヌン

襲来年月日：令和5年7月31日～8月7日

最大風速 30.9m/s（那覇）

最大瞬間風速 52.5m/s（那覇）

降水量 291.0mm（読谷）

死傷者 86名（うち死者 1名）

住宅全半壊 75棟（うち全壊 6棟）

(2) 地すべり

発生年月日 平成18年6月10日

発生場所 沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内

降雨状況 先行降雨量 533mm (5/1～6/9)

集中降雨量 88mm (6/10)

地すべりの規模平均高さ 30m (最大 42m)、長さ約 335m

移動土量約 34 万 m³、地すべり面積 5 万 6 千 m²

地すべり幅最大 260m

人的被害なし

道路損壊県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川のはん濫（浸水想定）

市内の重要河川である比謝川における近年の出水と被害状況は以下のとおりである。平成13年9月の台風16号と平成19年7月の台風4号の時には、日雨量が200ミリメートルを超える雨量を記録しているが、近年の河川整備等により、平成19年7月の台風4号時の浸水被害は軽減している。

また、県による当該河川がはん濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測しており、浸水想定は以下のとおりとなっている。

比謝川の主な浸水被害

災害発生年月日	災害原因			被害状況		
	台風名等	日雨量 (mm/日)	時間雨量 (mm/時)	床下浸水 (棟)	床上浸水 (棟)	計 (棟)
平成13年 9月8日～14日	台風16号	286	101	64	374	438
平成14年 6月15日	豪雨	180	60	42	51	93
平成17年 6月15日	豪雨	180	59	25	18	43
平成19年 7月13日	台風4号	211	56	1	1	2

天願川の主な浸水被害

災害発生年月日	災害原因			被害状況		
	台風名等	日雨量 (mm/日)	時間雨量 (mm/時)	床下浸水 (棟)	床上浸水 (棟)	計 (棟)
平成26年 7月6日～11日	台風8号	340.5	71	0	3	3

洪水浸水想定区域

対象水系・河川名	指定区分	比謝川流域全体の 日総雨量	想定される状況
比謝川水系 比謝川・与那原川 (平成30年12月 11日指定)	想定最大規模	1,012mm	最大浸水深 5～10m未満
	浸水継続時間		最大浸水継続時間 24～72時間未満
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)		河岸の地盤が削られ家屋が倒 壊・流出する可能性がある
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)		堤防決壊により木造家屋が倒 壊・流出する可能性がある
	計画規模	385mm	浸水深5m未満
対象水系・河川名	指定区分	天願川流域全体の 雨量	想定される状況
天願川水系 川崎川 (令和2年10月6 日指定)	想定最大規模	流域全体に24時間の 降雨量で 1,066mm	最大浸水深 3～5m未満
	浸水継続時間		最大浸水継続時間 12～24時間未満
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)		河岸の地盤が削られ家屋が倒 壊・流出する可能性がある
	計画規模	流域全体に60分の 降雨量で 92mm	浸水深3m未満

●資料編 資料4-4 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(想定最大規模)

資料4-5 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(浸水継続時間)

資料4-6 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

資料4-7 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))

資料4-8 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(計画規模)

(4) 高潮(浸水想定)

県は、本島に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成18年度に本島沿岸域、平成19年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

●資料編 資料5-1 沖縄市高潮浸水予測図

(5) 土砂災害（危険区域・警戒区域等）

本市には、土砂災害が予想される危険区域等が多数あり、その対策として土砂災害対策を推進する。

本市における急傾斜地崩壊危険区域は9区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地）は42箇所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）は36箇所となっている。

また、本市における地すべり防止区域は2区域、土砂災害警戒区域（地すべり）は10箇所となっている。

●資料編 資料4-10 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）

資料4-11 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

資料4-12 地すべりによる危険が予想される箇所

資料4-13 地すべり防止区域指定一覧表

土砂災害（危険区域・警戒区域等）令和5年4月1日現在

箇所名	地すべり 防止区域	急傾斜地崩壊 危険区域	土砂災害 警戒区域		土砂災害 特別警戒区域	
			急傾斜地	地すべり	急傾斜地	地すべり
	2	9	42(1)	10	36(1)	0
池原			5		5	
知花			1			
越来			1		1	
八重島			2		1	
嘉間良		1	6	1	4	
室川			2		2	
大里		2	3		2	
高原		1	3	2	3	
比屋根		3	5	2	5	
与儀	1	1	5	1	5	
園田			2		2	
山里			1		1	
南桃原			2		2	
久保田		1	2		1	
仲宗根	1			1		
胡屋				1		
古謝			2	1	2	
桃原				1		
吉原			(1)		(1)	

※（ ）は一部市外

令和5年度沖縄県水防計画より

2 地震及び津波の被害想定

本市の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」に基づき、被害の概要を以下にまとめる。記載している事項は、概ね次のとおりである。

- ① 想定地震（震源の位置、規模）
- ② 地震動、液状化分布図
- ③ 地震動・液状化による建物、ライフライン等の物的被害数量、人的被害の数量
- ④ 津波浸水想定区域の図

(1) 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 20 の想定地震を設定した。その中で、本市において想定される震度は、6 強が 1、6 弱が 6、5 強が 4、5 弱が 1 となっている。想定地震の概要は次のとおりである。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	深さ (km)	計測震度※（沖縄市）			震度 (沖縄市)	マグニ チュード	備 考
		最大値	最小値	平均 値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	5.6	4.5	5.2	5 強	7.0	平成 21 年度沖縄県地 震被害想定調査より
伊祖断層による地震	3	6.0	4.8	5.6	6 弱	6.9	
石川一具志川断層系による地震	3	6.6	5.4	6.0	6 強	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.2	5.6	5.9	6 弱	7.8	
宮古島断層による地震	3	2.8	2.3	2.6	3 以下	7.3	
八重山諸島南西沖地震	2	3.2	2.6	3.0	3 以下	8.7	平成 23・24 年度 津波被害想定調査
八重山諸島南方沖地震	2	3.8	3.2	3.5	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.1	4.5	4.9	5 弱	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.8	5.2	5.5	6 弱	8.8	
沖縄本島東方沖地震	2	5.8	5.2	5.5	6 弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	2.9	2.4	2.7	3 以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.4	2.8	3.1	3 以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.4	2.9	3.2	3 以下	8.1	
久米島北方沖地震	2	5.3	4.9	5.1	5 強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.3	4.9	5.1	5 強	8.1	
沖縄本島南東沖地震 3 連動	2	6.0	5.5	5.8	6 弱	9.0	
八重山諸島南方沖地震 3 連動	2	5.3	4.7	5.0	5 強	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	6.0	5.5	5.8	6 弱	7.8	平成 25 年度沖縄県地 震被害想定調査
宮古島スラブ内地震	30	3.9	3.4	3.7	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.3	2.7	3.0	3 以下	7.8	

※計測震度：地震観測点で震度計によって測定された、地表のゆれ（地震動）の強さの程度を数値化した震度。基本的には周期 0.1～1.0 秒の地震波の加速度の大きさに基づいており、体感による震度とほぼ一致するように定められている。

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとした。

(3) 予測結果の概要

本市における死者数は、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが最も多く（631 人）、次いで沖縄本島南東沖地震（577 人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、石川ー具志川断層系による地震のケースが最大（68 人）である。

建物被害（全壊）については、石川ー具志川断層系による地震のケースが最も多く（4,946 棟）、その大半が「地震の揺れ」による建物被害である。次いで沖縄本島南東沖地震 3 連動（4,792 棟）となるが、この地震では「津波」と「地震の揺れ」によるものとなっている。

ライフラインとなる上水道については、沖縄本島南部スラブ内地震の被害が最も多く、地震直後の断水人口は 110,113 人、電力については、沖縄本島南東沖地震 3 連動の被害が最も多く、停電軒数は 19,028 軒に上る。

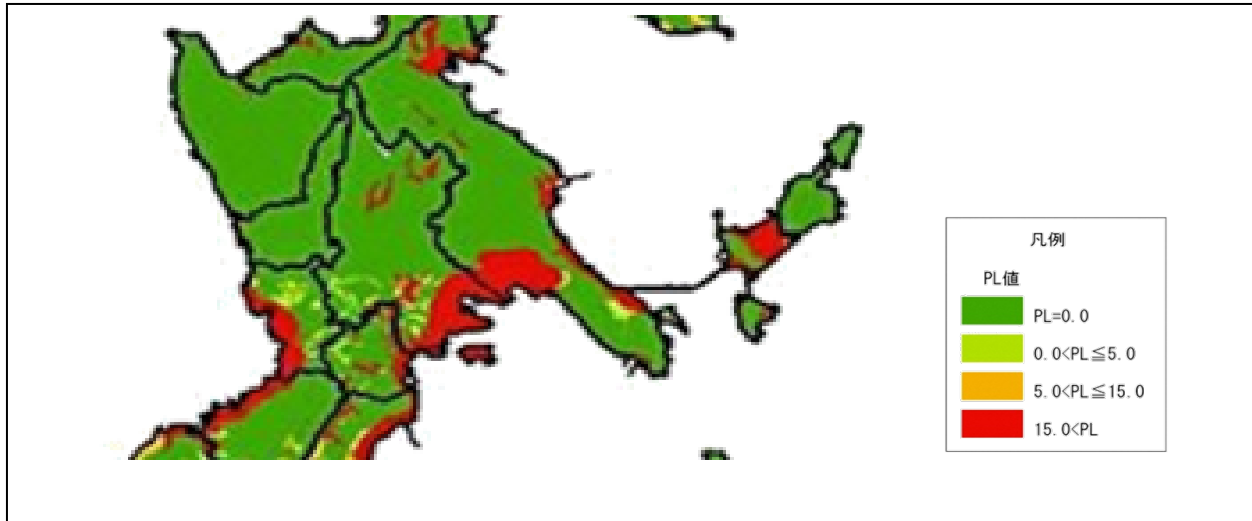
(4) 市町村一律の直下型地震について

(1) の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

沖縄市における被害想定（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査）

想定項目			沖縄本島南部断層系による地震	伊祖断層による地震	石川-具志川断層系による地震	沖縄本島南部スラブ内地震	宮古島断層による地震	八重山諸島南西沖地震	八重山諸島南方沖地震	八重山諸島南東沖地震	沖縄本島南東沖地震	沖縄本島東方沖地震	石垣島南方沖地震	石垣島東方沖地震	石垣島北方沖地震	久米島北方沖地震	沖縄本島北西沖地震	沖縄本島南東沖地震 3 連動	八重山諸島南方沖地震 3 連動	沖縄本島北部スラブ内地震	宮古島スラブ内地震	石垣島スラブ内地震	一律地震動による地震
建物被害	全壊棟数（棟）	揺れ	192	1,291	4,229	2,589	0	0	0	5	562	553	0	0	0	66	39	2,018	16	1,527	0	0	938
		液状化	104	167	340	340	0	0	0	104	340	340	0	0	0	330	106	340	123	340	0	0	340
		土砂災害	16	30	37	36	0	0	0	0	20	17	0	0	0	16	16	36	15	36	0	0	36
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	2,084	1,360	0	0	0	0	0	2,267	0	0	0	0	0
		地震火災	2 *3	209 *3	340 *3	310 *3	0	0	0	1 *3	16 *3	13 *3	0	0	0	3 *3	1 *3	131 *3	1 *3	133 *3	0	0	8 *3
	半壊棟数（棟）	合計	314 *3	1,697 *3	4,946 *3	3,275 *3	0	0	0	110 *3	3,022 *3	2,283 *3	0	0	0	415 *3	162 *3	4,792 *3	155 *3	2,037 *3	0	0	1,323 *3
		揺れ	1,142	4,017 *1,2	7,956 *1	6,323 *1	0	0	0	213	2,469	2,467	0	0	0	563	492	5,366 *1,2	449	4,747 *1,2	0	0	3,533
		液状化	131	208 *1,2	430 *1	430 *1	0	0	0	131	343	373	0	0	0	417	134	333 *1,2	155	430 *1,2	0	0	430
		土砂災害	37	69	87	84	0	0	0	1	47	40	0	0	0	37	37	84	36	84	0	0	84
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	2,869	3,132	0	0	0	0	0	2,503	0	0	0	0	0
人的被害	死者数（人）	建物倒壊	1 *1	19 *1	65 *1	37 *1	0	0	0	0 *1	5 *1	5 *1	0	0	0	0 *1	0 *1	27 *1	0 *1	19 *1	0	0	10 *1
		土砂災害	1 *1	3 *1	3 *1	3 *1	0	0	0	0 *1	2 *1	1 *1	0	0	0	1 *1	1 *1	3 *1	1 *1	3 *1	0	0	3 *1
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	570 *1	31 *1	0	0	0	0	0	601 *1	0	0	0	0	0
		地震火災	0 *3	1 *3	5 *3	3 *3	0	0	0	0 *3	1 *3	1 *3	0	0	0	0 *3	0 *3	2 *3	0 *3	1 *3	0	0	0 *3
		ブロック塀	1 *3	2 *3	3 *3	4 *3	0	0	0	0 *3	2 *3	2 *3	0	0	0	1 *3	1 *3	3 *3	1 *3	3 *3	0	0	2 *3
	負傷者数（人）	合計	3 *3	21 *1	68 *1	40 *1	0	0	0	0 *3	577 *1	37 *1	0	0	0	2 *3	2 *3	631 *1	2 *3	22 *1	0	0	14 *3
		建物倒壊	235 *1	949 *1	2,172 *1	1,590 *1	0	0	0	39 *2	538 *1	536 *1	0	0	0	111 *1	93 *1	1,318 *1	82 *2	1,118 *1	0	0	796 *1
		土砂災害	2 *1	3 *1	4 *1	4 *1	0	0	0	0 *1	2 *1	2 *1	0	0	0	2 *1	2 *1	4 *1	2 *1	4 *1	0	0	4 *1
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	10,856 *1	704 *1	0	0	0	0	0	11,064 *1	0	0	0	0	0
		地震火災	1 *3	14 *3	24 *3	21 *3	0	0	0	0 *3	4 *3	3 *3	0	0	0	1 *3	0 *3	13 *3	0 *3	10 *3	0	0	2 *3
	重傷者数（人）	ブロック塀	25 *3	55 *3	114 *3	133 *3	0	0	0	9 *3	67 *3	66 *3	0	0	0	23 *3	20 *3	120 *3	18 *3	105 *3	0	0	84 *3
		合計	243 *3	952 *1	2,176 *1	1,594 *1	0	0	0	45 *3	11,397 *1	1,243 *1	0	0	0	127 *3	108 *3	12,385 *1	96 *3	1,122 *1	0	0	800 *1
		建物倒壊	20 *2	129 *1	424 *1	259 *1	0	0	0	1 *2	56 *2	56 *2	0	0	0	7 *2	4 *2	202 *1	2 *2	152 *1	0	0	93 *1
		土砂災害	1 *1	2 *1	2 *1	2 *1	0	0	0	0 *1	1 *1	1 *1	0	0	0	1 *1	1 *1	2 *1	1 *1	2 *1	0	0	2 *1
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	3,699 *1	240 *1	0	0	0	0	0	3,779 *1	0	0	0	0	0
	軽傷者数（人）	地震火災	0 *3	4 *3	7 *3	6 *3	0	0	0	0 *3	1 *3	1 *3	0	0	0	0 *3	0 *3	4 *3	0 *3	3 *3	0	0	1 *3
		ブロック塀	10 *3	22 *3	45 *3	52 *3	0	0	0	3 *3	26 *3	26 *3	0	0	0	9 *3	8 *3	47 *3	7 *3	41 *3	0	0	33 *3
		合計	29 *3	142 *3	428 *3	290 *3	0	0	0	4 *3	3,756 *1	296 *1	0	0	0	16 *3	12 *3	3,983 *1	9 *3	183 *3	0	0	120 *3
		建物倒壊	216 *1	820 *1	1,748 *1	1,331 *1	0	0	0	38 *2	483 *1	482 *1	0	0	0	104 *1	90 *1	1,116 *1	81 *2	966 *1	0	0	702 *1
		土砂災害	1 *1	2 *1	2 *1	2 *1	0	0	0	0 *1	1 *1	1 *1	0	0	0	1 *1	1 *1	2 *1	1 *1	2 *1	0	0	2 *1
	要救助者数（人）	津波	0	0	0	0	0	0	0	0	7,157 *1	464 *1	0	0	0	0	0	7,284 *1	0	0	0	0	0
		地震火災	1 *3	10 *3	17 *3	15 *3	0	0	0	0 *3	3 *3	2 *3	0	0	0	1 *3	0 *3	9 *3	0 *3	7 *3	0	0	2 *3
		ブロック塀	16 *3	34 *3	70 *3	81 *3	0	0	0	5 *3	41 *3	41 *3	0	0	0	14 *3	12 *3	73 *3	11 *3	64 *3	0	0	51 *3
		合計	219 *2	821 *1	1,750 *1	1,333 *1	0	0	0	41 *3	7,641 *1	947 *1	0	0	0	111 *3	96 *3	8,402 *1	86 *3	968 *1	0	0	704 *1
		地震	72 *1	490 *1	1,606 *1	981 *1	0	0	0	2 *1	210 *1	207 *1	0	0	0	25 *1	15 *1	760 *1	6 *1	577 *1	0	0	353 *1
	津波に伴う要搜索者数（人）	津波	0	0	0	0	0	0	0	0	2,943 *1	2,619 *1	0	0	0	0	0	3,009 *1	0	0	0	0	0
		津波に伴う要搜索者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	11,426 *1	735 *1	0	0	0	0	0	11,664 *1	0	0	0	0	0
ライフライン被害	上水道	断水人口（人）	直後	1,718	12,426	100,596	110,113	0	0	132	49,082	47,125	0	0	0	1,586	793	106,865	661	91,871	0	0	68,606
		1日後	1,586	10,972	96,895	107,205	0	0	0	132	45,823	43,804	0	0	0	1,454	793	103,746	661	87,509	0	0	63,847
		1週間後	529	4,494	74,290	86,848	0	0	0	0	29,653	27,455	0	0	0	529	264	83,412	132	62,790	0	0	39,392
		1ヶ月後	0	0	16,259	21,415	0	0	0	0	8,971	6,509	0	0	0	0	0	25,279	0	11,633	0	0	4,098
	下水道	支障人口（人）	直後	24,716	30,037	37,880	34,788	0	0	18,209	32,411	30,948	0	0	0	25,747	25,339	37,322	21,340	32,720	0	0	32,719
		1日後	20,906	25,370	32,012	29,290	0	0	0	15,353	28,246	26,718	0	0	0	21,668	21,451	32,434	17,966	27,548	0	0	27,548
		1週間後	7,513	9,146	11,542	10,562	0	0	0	5,553	13,791	11,989	0	0	0	7,840	7,731	15,685	6,533	9,909	0	0	9,909
		1ヶ月後	218	218	327	218	0	0	0	218	5,840	3,888	0	0	0	218	218	6,334	218	218	0	0	218
	電力	停電軒数（軒）	直後	742	4,673 *3	13,887 *3	11,061 *3	0	0	0	13,303	10,318	0	0	0	0	0	19,028 *3	0	8,950 *3	0	0	7,493
		1日後	81	405 *3	1,053	810	0	0	0	0	4,884	3,285	0	0	0	0	0	5,631	0	648	0	0	567
		1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	4,193	2,737	0	0	0	0	0	4,561	0	0	0	0	0
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	0	0	0	4,193	2,737	0	0	0	0	0	4,561	0	0	0	0	0
	通信施設	不通回線数（回線）	直後	341	2,272 *3	6,739 *3	5,338 *3	0	0	0	7,990	6,034	0	0	0	0	0	10,706 *3	0	4,240 *3	0	0	3,521
		1日後	303	2,082 *3	6,209 *3	4,884 *3	0	0	0	0	7,523	5,632	0	0	0	0	0	10,027 *3	0	3,900 *3	0	0	3,218
		1週間後	38	303	909 *2,3	719	0	0	0	0	2,785	1,937	0	0	0	0	0	3,310	0	568	0	0	492
		1ヶ月後	38	151	454	379 *3	0	0	0	0	2,354	1,608	0	0	0	0	0	2,702	0	303	0	0	227
	都市ガス	支障戸数（戸）	直後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1日後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通施設被害	道路	道路（箇所）	22	32	37	36	0	0	0	12	29	29	0	0	0	24	24	37	17	35	0	0	35
		道路施設（箇所）	2	4	6	6	1	1	1	1	6	6	1	1	1	6	2	6	1	6	1	1	6
	港湾・漁港	港湾（箇所）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		漁港（箇所）	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0
生活機能支障	物資不足量	食料（食）	1～3日	0	0	0	0	0	0	0	38,197 *3	11,144 *3	0	0	0	0	0	46,927 *3	0	0	0	0	0
		4～7日	2,823 *3	16,484 *3	64,064 *3	111,493 *3	0	0	0	0	146,130	135,632	0	0	0	8,350 *3	1,181 *3	222,775 *3	1,945	54,706 *3	0	0	52,742 *

液状化危険度分布図（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査）



石川－具志川断層系地震の液状化危険度 (PL 値) 分布

P L 値に伴う液状化の危険度

PL 値	危険度
$P_L=0$	液状化の危険度はかなり低い
$0 < P_L \leq 5$	液状化の危険度は低い
$5 < P_L \leq 15$	液状化の危険度が高い
$15 < P_L$	液状化の危険度が極めて高い

本市において、液状化危険度が高い「石川－具志川断層系地震」と同等の危険度が想定される地震は以下のとおりである。

- ・ 沖縄本島南部スラブ内地震
- ・ 沖縄本島南東沖地震
- ・ 沖縄本島東方沖地震
- ・ 沖縄本島南東沖地震 3 連動
- ・ 沖縄本島北部スラブ内地震
- ・ 一律地震動による地震

3 津波の浸水想定

本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水到達区域、津波到達時間等について、県の調査に基づき、概要を以下にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	沖縄本島北方沖（C01）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80 k m	40 k m	4 m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80 k m	40 k m	4 m	
④	久米島北方沖（B04E）	80 k m	40 k m	4 m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80 k m	40 k m	4 m	
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑨	石垣島東方沖1（C06W）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑩	石垣島東方沖2（NM11）	60 k m	30 k m	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖（IM00）	40 k m	20 k m	20m	7.7
		15 k m	10 k m	90m	（※2）
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100 k m	50 k m	5 m	7.9

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

（2）最大クラスの津波

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。また、この浸水想定を沖縄市における避難対象地域とする。「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成24年度）津波浸水想定モデル一覧

	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震	270 k m	70 k m	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）	300 k m	70 k m	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震（※2）	40 k m	20 k m	20m	7.8
		15 k m	10 k m	90m	（※3）
⑦	石垣島東方沖地震（※2）	60 k m	30 k m	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1

	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
⑨	石垣島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240 k m	70 k m	20m	9.0
			170 k m	70 k m	20m	
			260 k m	70 k m	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200 k m	70 k m	20m	9.0
			175 k m	70 k m	20m	
			300 k m	70 k m	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3：⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成24年度の津波浸水想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270 k m	70 k m	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)	300 k m	70 k m	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震(※4)	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震(※2)	40 k m	20 k m	20m	7.8
		15 k m	10 k m	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震(※2)	60 k m	30 k m	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1

	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
⑮	沖縄本島北西沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200 k m	70 k m	20m	9.0
			175 k m	70 k m	20m	
			300 k m	70 k m	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

- 「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位
- 「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間
- 「津波到達時間」：津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間
- 「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

4 津波災害警戒区域

平成 29 年度において県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき県内 39 市町村の沿岸部を津波災害警戒区域として指定した。本市においては、最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）である平成 26 年度津波浸水想定区域と同範囲が指定されている。それに伴い、市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき以下の対策を講じる。

- (1) 市防災計画に、津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項について定める。
- (2) 津波災害警戒区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設等（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地並びに当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市防災計画に定める。また、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

●資料編 資料 5-3 避難促進施設一覧

【避難促進施設とは】

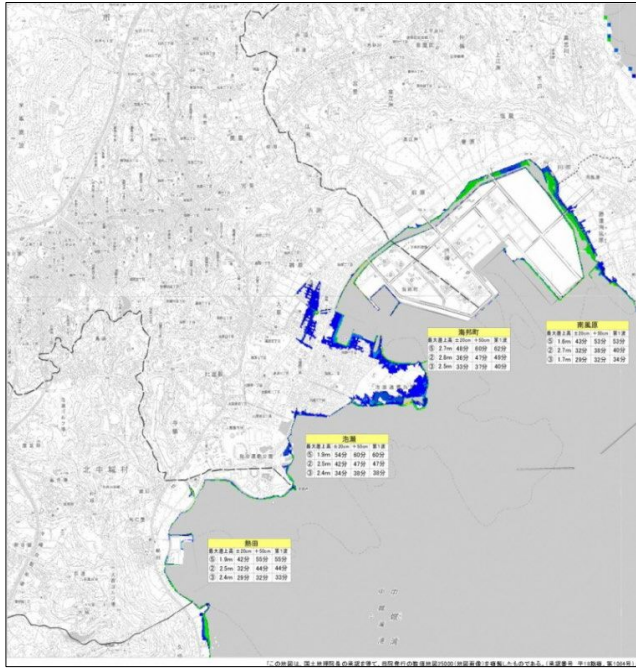
津波災害警戒区域内に立地し、主に防災上の配慮を要する者が利用する以下の施設です。

- 1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
- 2 津波法施行令第19条に基づく次に掲げる施設
 - (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、児童育成支援拠点事業の用に供する施設、こども家庭センター、児童相談所その他これらに類する施設
 - (2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
 - (3) 病院、診療所及び助産所

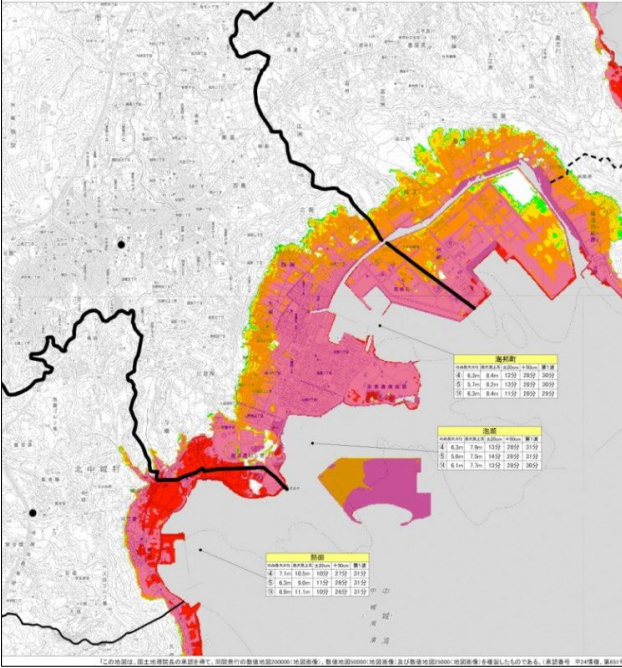
- (3) 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

津波浸水想定図

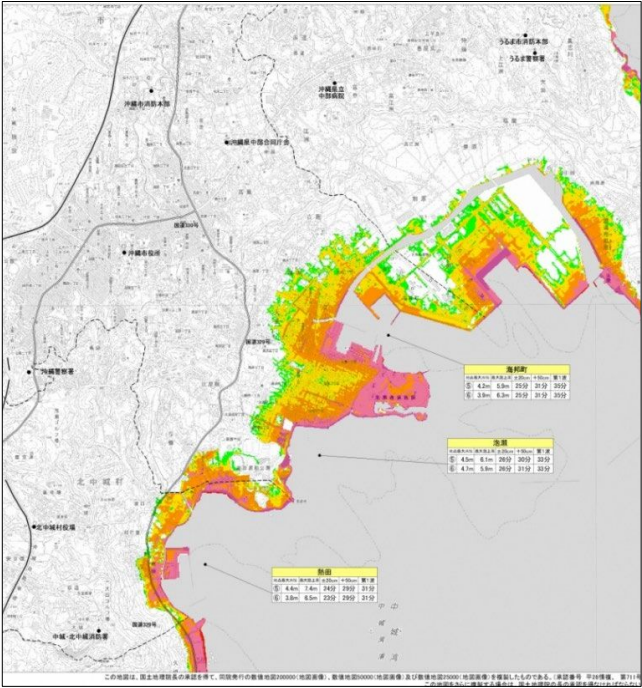
(1) 切迫性の高い津波＜平成 18 年度＞



(2) 最大クラスの津波＜平成 24 年度＞



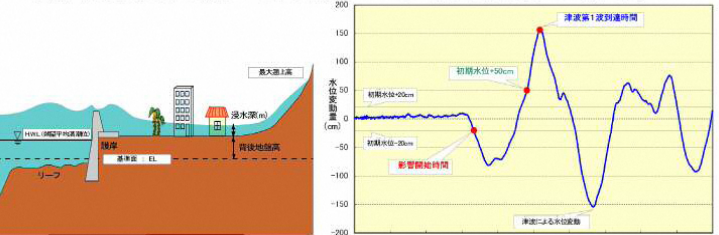
(3) 最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定＜平成 26 年度＞



■下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行いました。（全6ケース）
■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深（注1）を表示しています。
■また、代表地点周辺における最大遡上高（注1）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）を表示しています。（注2）
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
〔シミュレーション条件〕

- (1) 想定津波
- ①沖繩本島 北方沖 の想定地震津波
 - ②沖繩本島 南東沖 の想定地震津波
 - ③沖繩本島 南西沖 の想定地震津波
 - ④久米島 北方沖 の想定地震津波
 - ⑤久米島 南東沖 の想定地震津波
- (2) 構造物
- 効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
 - 効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
- (3) 潮位：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）

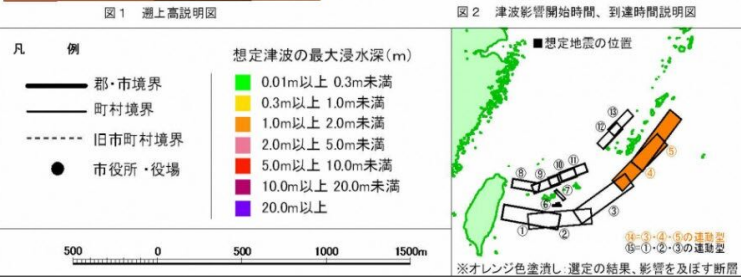
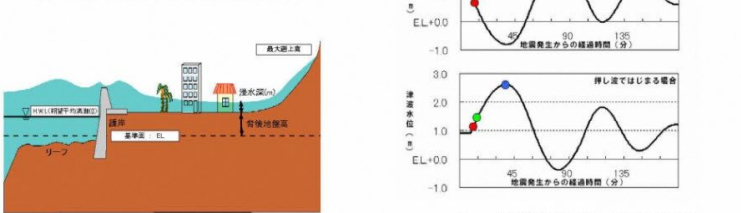
※注1 最大遡上高と浸水深（図1参照）
最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
※注2 影響開始時間（±20cm、+50cm）と津波到達時間（図2参照）
影響開始時間は、地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる恐れのある初期水位からの水位上昇が+50cmに達する時間也表示しています。
津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。



■下図の15の想定地震について、各市町村毎に影響の大きい3つの想定地震を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行いました。（全6ケース）
■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深を表示しています。（注1）
■代表地点周辺における最大遡上高、また代表地点における地点最大水位（注1）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）（注2）を表示しています。
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合にはここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
〔シミュレーション条件〕

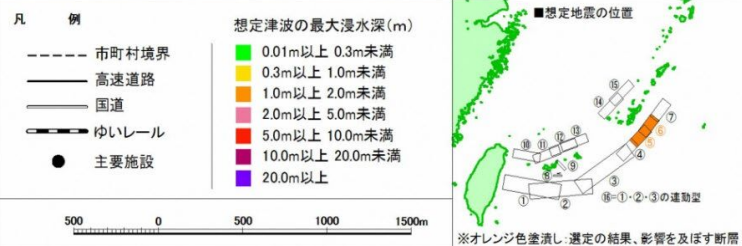
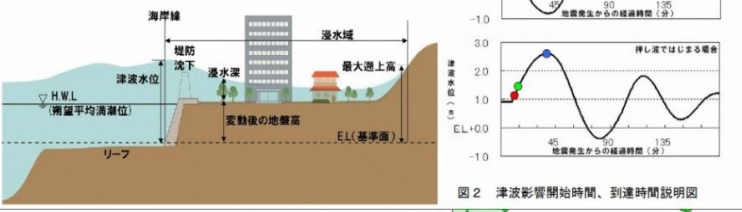
- (1) 想定地震
- ①八重山諸島南西沖
 - ②八重山諸島南東沖
 - ③八重山諸島北西沖
 - ④沖繩本島南東沖
 - ⑤沖繩本島東方沖
 - ⑥石垣島南方沖
 - ⑦石垣島東方沖
 - ⑧与那国島北方沖
 - ⑨石垣島北方沖
 - ⑩多良間島北方沖
 - ⑪宮古島北方沖
 - ⑫久米島北方沖
 - ⑬沖繩本島南西沖
 - ⑭沖繩本島南東沖（③、④、⑤の連動型）
 - ⑮八重山諸島南方沖（①、②、③の連動型）
- (2) 構造物
- 効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
 - 効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
- (3) 潮位：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注1 最大浸水深と地点最大水位と最大遡上高（図1参照）
最大浸水深は各地の地表面からの水面の高さ、地点最大水位はその地点における最大津波水位、最大遡上高は各地区で津波が到達する最高の標高です。
※注2 影響開始時間（±20cm、+50cm）と津波到達時間（図2参照）
影響開始時間（±20cm）は、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間です。影響開始時間（+50cm）は避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間です。
※注3 津波シミュレーションは、最小メッシュサイズを1.0mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性があります。

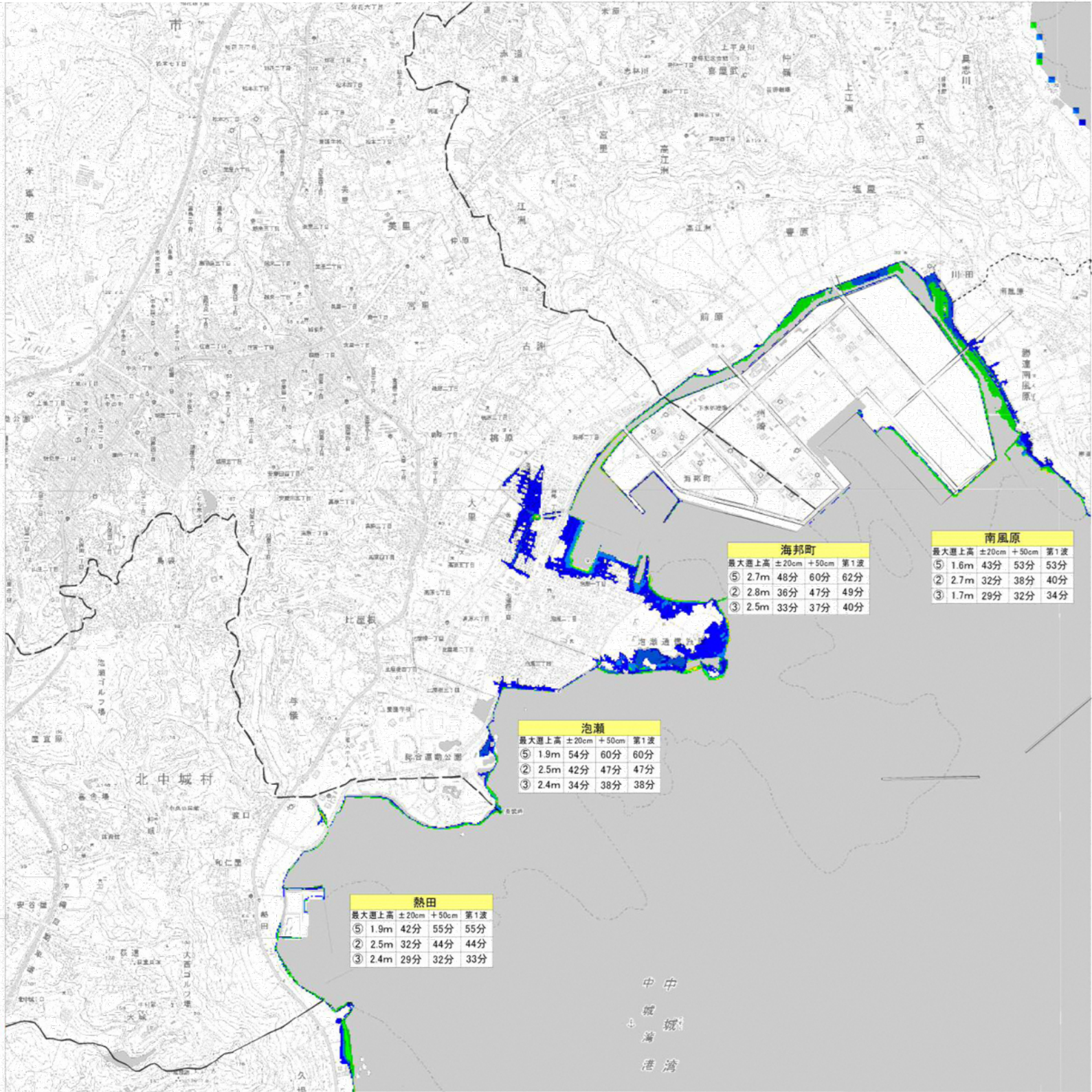
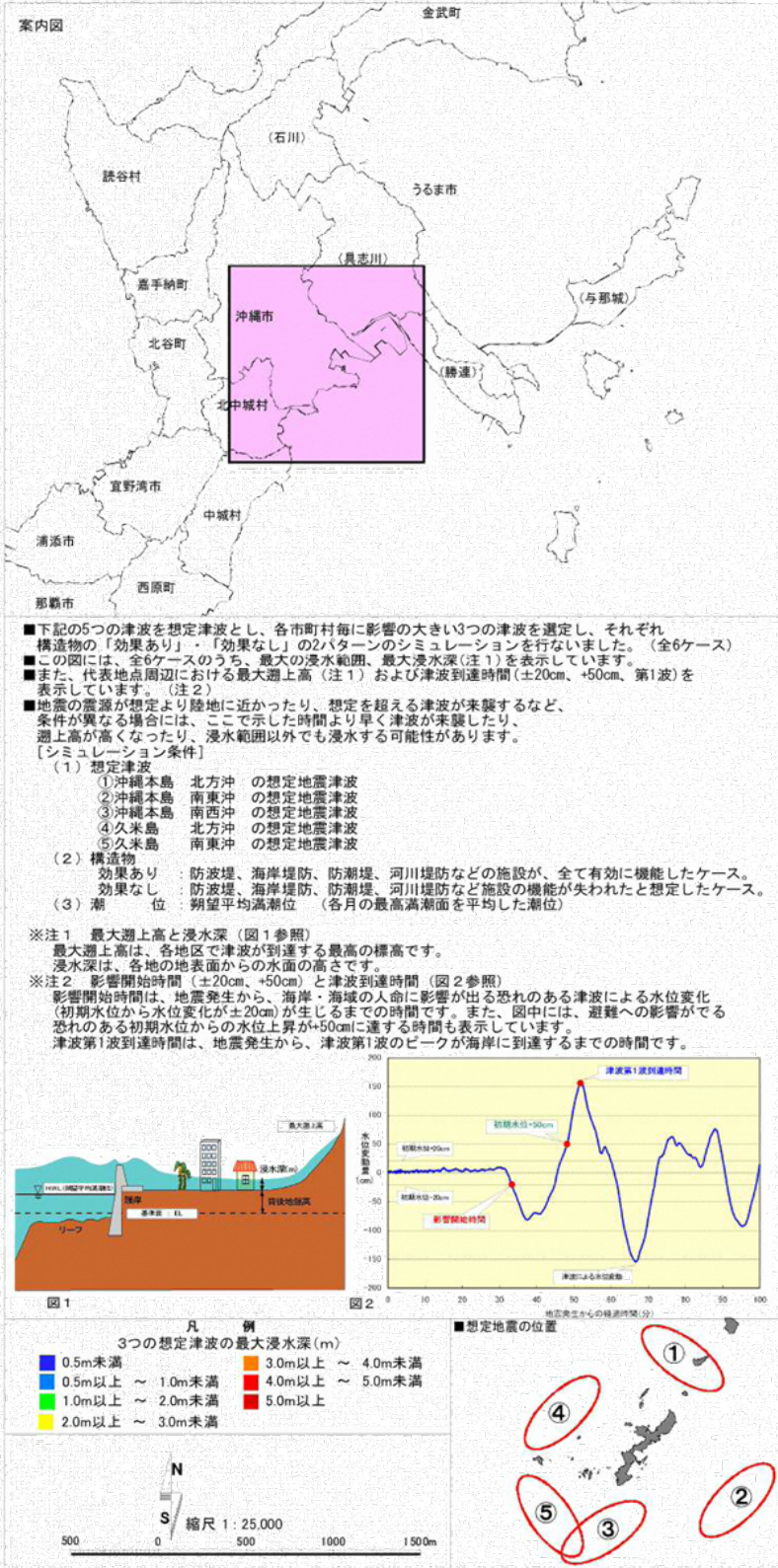


―「留意事項」―
■「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
■「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
■最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水域以外でも浸水する可能性があります。
■津波シミュレーションは1.0mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性があります。また、浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
■この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
■浸水域や浸水深は、津波の第1波ではなく、第2波以降に最大となる場所もあります。
■「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

―「用語について」―
■浸水域：海岸線から陸地に津波が遡上した外縁までの範囲
■浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
■地点最大水位：その地点における最大津波水位
■最大遡上高：各地区で津波が到達する最高の標高
■影響開始時間（±20cm）：地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間
■影響開始時間（+50cm）：地震発生から避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間
■津波第1波到達時間：地震発生から津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間
―「シミュレーション条件」―
■想定地震：下図の16の想定地震について、地域海岸毎に影響の大きい想定地震を1～6つ選定
■構造物：堤防等（盛土構造物）は比高7.5%沈下、防波堤等（コンクリート構造物）は設定なし
■潮位：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）

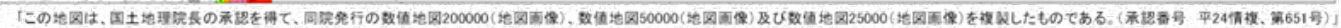


(1) 切迫性の高い津波＜平成 18 年度＞

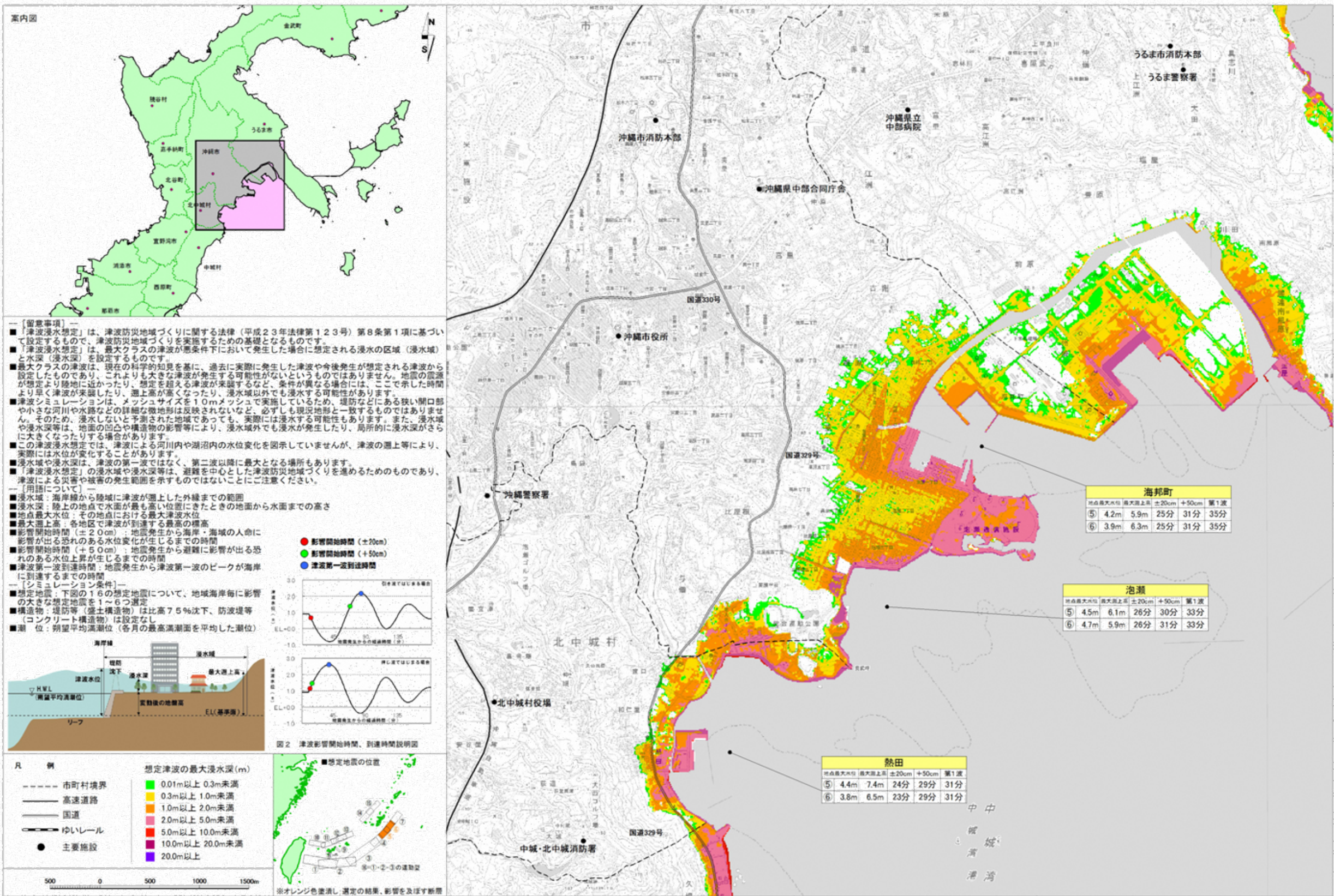


「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平18総複、第1064号）」

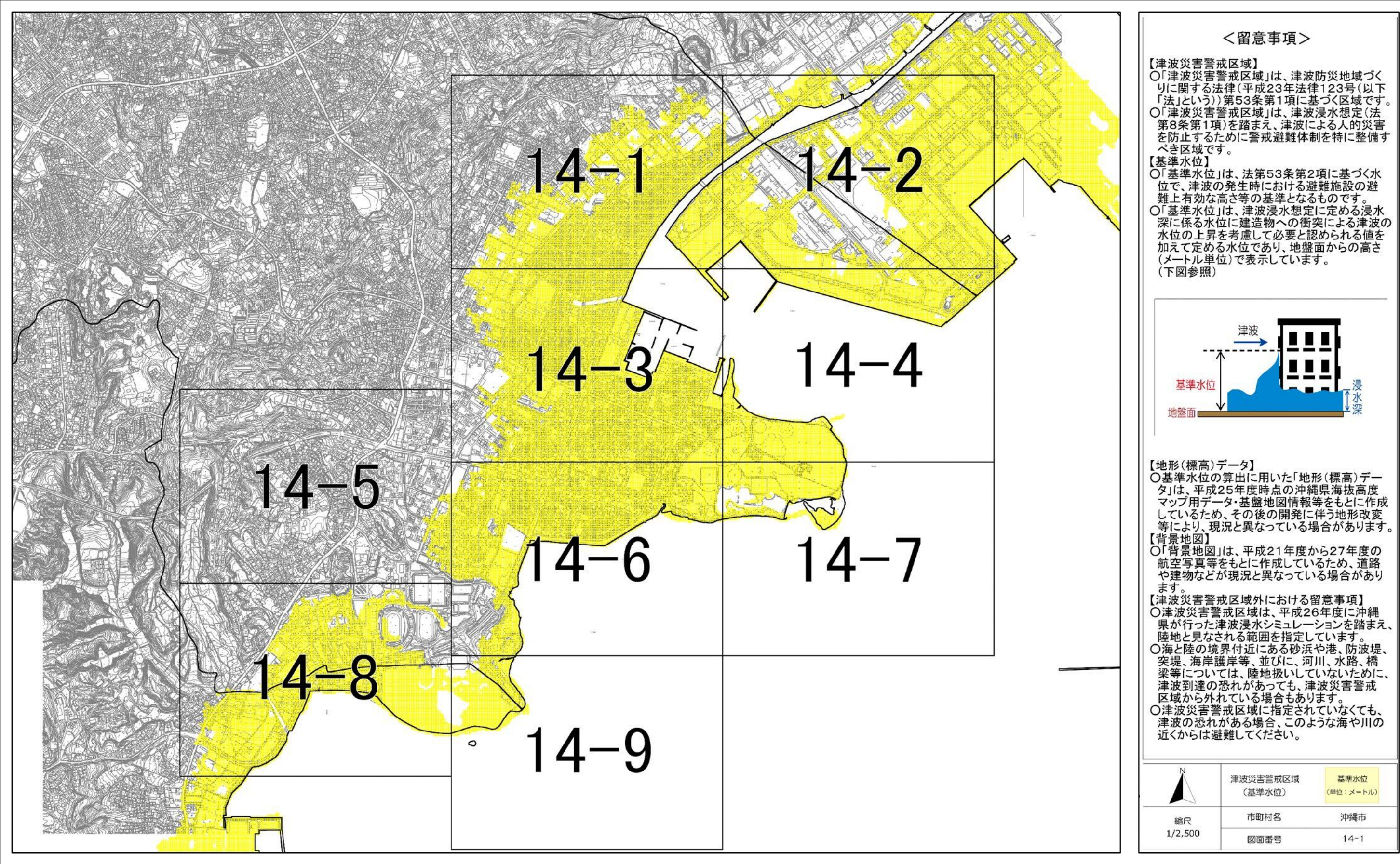
(2) 最大クラスの津波＜平成 24 年度＞



(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定＜平成 26 年度＞



津波災害警戒区域（平成29年度）※詳細については、津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書参照



第5節 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

沖縄市及び当該地域を管轄する公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理する事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりである。

機関名	所掌事務
1 市	
沖縄市	(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 (4) 防災に関する施設及び設備の整備 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策 (9) 災害時における交通輸送の確保 (10) 災害廃棄物の処理 (11) 被災施設の災害復旧 (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 (13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整 (14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進 (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
2 県の機関	
沖縄県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 (4) 防災に関する施設及び設備の整備 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策 (9) 災害時における交通輸送の確保 (10) 災害廃棄物の処理にかかる調整及び事務 (11) 被災施設の災害復旧 (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 (13) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 (14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
中部土木事務所	所管にかかる施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設、港湾、急傾斜地、地すべり地帯等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
中部農林土木事務所	所管にかかる施設（道路、農地、用排水、農業用ダム、海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

機関名	所掌事務
沖縄警察署	(1) 災害警備計画に関すること。 (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 (4) 交通規制・交通管制に関すること。 (5) 遺体の見分・検視に関すること。 (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。
沖縄県立中部病院	災害時における医療及び助産の実施
中部保健所	災害時における管内保健衛生対策及び指導
3 指定地方行政機関	
九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び調整に関すること。 (2) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (6) 津波警報等の伝達に関すること。
沖縄総合事務局	
総務部	(1) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。 (2) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。
財務部	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 (3) 公共土木等被災施設の査定の立会 (4) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
農林水産部	(1) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 (2) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 (3) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 (4) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
経済産業部	(1) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 (2) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務
開発建設部	(1) 直轄国道に関する災害対策 (2) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 (3) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策 (4) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 (5) 大規模土砂災害における緊急調査
運輸部	(1) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 (3) 災害時における輸送関係機関との連絡調整
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
沖縄森林管理署	(1) 国有林野の保安林、治山事業等の防災管理及び整備 (2) 災害応急用材の需給対策 (3) 国有林における災害復旧 (4) 林野火災防止対策

機関名	所掌事務
沖縄防衛局	(1) 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 (2) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (3) 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整 (4) 日米地位協定等に基づく損害賠償 (5) 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
那覇産業保安監督事務所	(1) 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策 (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電力施設等の保安の確保
那覇空港事務所	(1) 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助 (2) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請 (3) 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）	(1) 警報等の伝達に関すること。 (2) 情報の収集に関すること。 (3) 海難救助等に関すること。 (4) 緊急輸送に関すること。 (5) 物資の無償貸与又は譲与に関すること。 (6) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (7) 流出油等の防除に関すること。 (8) 海上交通安全の確保に関すること。 (9) 警戒区域の設定に関すること。 (10) 治安の維持に関すること。 (11) 危険物の保安措置に関すること。
沖縄气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
沖縄総合通信事務所	(1) 非常の場合の電気通信の監理 (2) 災害時における非常通信の確保 (3) 災害対策用移動通信機器の貸出 (4) 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
沖縄労働局	(1) 災害時における労働災害防止対策 (2) 災害に関連した失業者の雇用対策
九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。
国土地理院沖縄支所	(1) 地殻変動の監視に関すること (2) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

機関名	所掌事務
4 自衛隊	
自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖縄基地隊）	(1) 災害派遣の準備 (2) 災害派遣の実施
5 指定公共機関	
NTT 西日本(株)沖縄支店、NTT コミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)	電信電話施設の保全と重要通信の確保
(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)	移動通信施設の保全と重要通信の確保
日本銀行（那覇支店）	銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。
日本赤十字社沖縄県支部、沖縄市赤十字奉仕団	(1) 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。 (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集及び配分の協力に関すること。 (4) 災害時における血液製剤の供給に関すること。
日本放送協会（沖縄放送局）	気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
沖縄電力(株)うるま支店	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保
西日本高速道路(株) （沖縄高速道路事務所）	(1) 同社管理道路の防災管理 (2) 被災道路の復旧
日本郵便(株)沖縄郵便局	(1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱 (3) 災害時における窓口業務の確保
6 指定地方公共機関	
（一社）沖縄県医師会 （中部地区医師会）	災害時における医療、助産の実施
（公社）沖縄県看護協会	災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力
（一社）沖縄県バス協会	(1) 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 (2) 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運(株)	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
（一社）沖縄県高圧ガス保安協会	高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
（一社）沖縄県女性連合会 （沖縄市女性連合会）	災害時における女性の福祉の増進
沖縄セルラー電話(株)	電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
（一社）沖縄県薬剤師会 （中部地区薬剤師会）	災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
（社福）沖縄県社会福祉協議会	(1) 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。 (3) 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
（一財）沖縄観光コンベンションビューロー	(1) 観光危機への対応に関すること。 (2) 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
（公社）沖縄県トラック協会（中部支部）	災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。

機関名	所掌事務
沖縄テレビ放送(株)、琉球放送(株)、琉球朝日放送(株)	気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(株)ラジオ沖縄、(株)エフエム沖縄	気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(一社)沖縄県歯科医師会	災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
(社福) 沖縄市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。 (3) 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 (一社) 沖縄市国際交流協会	外国人に関する情報提供等の協力に関すること。
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
(公社) 沖縄県獣医師会	災害時の動物の医療保護活動に関すること。
(一社) 沖縄県建設業協会 (中部支部)	(1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。 (2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。
金融機関	被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
沖縄県土地改良事業団体連合会	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
沖縄県農業協同組合(市内JA)、沖縄県漁業組合連合会(沖縄市漁業協同組合)、沖縄県森林組合連合会	(1) 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。 (2) 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (3) 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。 (4) 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。 (5) 被災農林漁業者の再建支援に関すること。
沖縄商工会議所	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
(一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会(中部支部)	災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
(公財) 沖縄県交通安全協会連合会 (沖縄地区交通安全協会)	(1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 (2) 被災地及び避難場所の警戒に関すること。 (3) 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動に関すること。
沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合	石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。
(一社) 沖縄県産業資源循環協会	災害廃棄物処理についての協力に関すること。
(公社) 沖縄県環境整備協会	災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。
上下水道指定工事店(上水道：沖縄市管工事協同組合)	災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。
危険物等取扱事業者	(1) 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。 (2) 災害時における石油等の供給に関すること。
学校法人	(1) 児童及び生徒等の安全の確保に関すること。 (2) 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること。

機関名	所掌事務
社会福祉施設管理者	入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
病院等の管理者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 (2) 被災傷病者の救護に関すること。
沖縄市自治会長協議会	災害時における地域住民の状況把握と「災害対策本部」への協力
自主防災組織等	(1) 備蓄の推進、防災訓練の実施または参加に関すること。 (2) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護その他市が行う災害応急対策についての協力に関すること。
報道機関	災害情報及び災害対策に関する正確な情報発信に関すること。
沖縄市民生委員児童委員協議会	要配慮者への支援

第6節 市民等の責務

沖縄市民及び自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の指定避難所等の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と市防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、2つのレベルの地震・津波を想定する。

1つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、基本編 第1章「第4節の3 (1) 切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。

もう1つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられ、基本編 第1章「第4節の3 (2) 最大クラスの津波、(3) 最大クラスの津波(津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定)」に示す地震・津波である。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害のほか、トンネル等での大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、

地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 市防災計画の考え方

市は、災害及び被害想定の結果に基づき市防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

市は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、市の経済力や信用力を強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。そのために平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

(キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。

このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(ク) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1：要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2：避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市庁舎等の行政機能及び市本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

(5) 全庁的な災害対応体制の構築

大規模災害が発生した場合は、市職員が被災し、各部署において十分な災害対応の体制が構築できない可能性がある。大規模災害に対しては、本市の全職員が自分事として捉え、部署を超えた全庁的な災害対応体制を構築していく必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施にあたっては、市が果たすべき役割を的確に実施していくとともに、関係機関と相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、市を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、市、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとる。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、以下の通りである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- イ 市は平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策を推進する。
- ウ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 市民の防災活動を促進するための防災教育等による防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化及びボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による市民の防災活動環境の整備等
- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び防災訓練や研修の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮する。

(1) 基本理念

ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動

イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する必要がある。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動

エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な指定避難所等への収容、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動

オ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応

カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給

キ 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握のために必要な活動や福祉的な支援、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施

コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧

ウ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり

エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な災害廃棄物処理

オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保による自立的生活再建の支援

カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4 その他

市、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3節 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は、人口増加による都市化が進むとともに、東部地域に、中城港湾開発に伴う企業関連会社、泡瀬漁港、沖縄県総合運動公園等を有し、今後さらに人口及び観光客等の増加が予想される。こうした津波に対する防災上不利な地理的条件があるなど、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた市防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、市民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、市民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 本土からの遠隔性による条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、本土から本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 県内他市町村との連携強化
- (2) 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資の確保
- (3) 災害時の緊急輸送拠点の確保

2 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本市の人口の約 36%が低地部である東部地区に居住しており、津波の想定結果によると地震発生から 30 分以内に津波が到達する地区もある。

少なくとも海拔 5 m 以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を市内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- ア 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- イ 津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- ウ 津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
- エ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

3 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市街地、海岸等にいる観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、県内（市内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、県、市、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔5 m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、宿泊施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 市防災計画の見直しと推進

市防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、県、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 市防災計画の効果的推進

- (1) 本計画を、本市の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して市内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。本計画を見直すにあたっては本市の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するにあたっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。
- (4) 市、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。
 - ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証
 - イ アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- (5) 本市においては、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (6) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (7) 本市は、果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- (8) 本計画は、本市の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。沖縄市防災会議は、本計画の上位・関連計画である防災業務計画及び県防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。
- (9) 本計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、本計画等に反映させていく。
- (10) 効果的・効率的な防災対策を行うため、災害対応業務のデジタル化及び先進技術の導入に努める。

2 市防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

本市は、県及び指定地方公共機関が作成する防災計画間の必要な調整、県から市に対する助言等を通じて、本計画、県防災計画、防災業務計画、水防計画及びその他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行う。また、その他の市の計画（総合計画、マ

スタープラン等)についても、防災の観点から必要なチェックを行う。

(2) 防災関係法令との整合

本計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

第5節 市防災計画の周知徹底

本計画は、沖縄市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に、周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、市民に周知徹底するように努める。

基本法第42条（市町村地域防災計画）

- 第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
 - 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
 - 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

部署・関係機関	各関係部

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

部署・関係機関	各関係部

本市において、地震、風水害等の自然災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は大別して「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくりの訓練・教育等」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」の4つ、そのほかの個別事項として「道路事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分できる。

1 災害に強いまちづくり（各関係課）

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするため市が実施する対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地震被害の未然防止計画
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 津波に強いまちの形成
- (4) 建築物の対策
- (5) 危険物施設等の対策

2 災害に強い人づくり（各関係課）

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするため市が実施する対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進
- (6) 地区防災計画の普及等

3 災害応急対策活動の準備（各関係課）

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整

備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するため市が実施する対策である。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

4 避難体制等の整備（各関係課）

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うため市が実施する対策に特化し、都市構造、ひとづくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

部署・関係機関	各関係部

1 減災目標（各関係課）

本市は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用（各関係課）

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める次の事業のうち、市が実施する事業について地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るよう努める。

ア 避難地（避難場所）

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動用道路

オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等

カ 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、特別支援学校、その他公的建造物等の改築・補強

キ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設

ク 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの

ケ 地域防災拠点施設

- コ 防災行政無線施設、設備
- サ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- シ 非常用食品、救助用資機材等備蓄倉庫
- ス 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- セ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ソ その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。また、県及び市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進（各関係課）

(1) 防災研究の目的・内容

国や大学等の調査研究成果や本市の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第2節 災害に強いまちづくり

部署・関係機関	総務部、企画部、経済文化部、建設部、上下水道局上下水道部、消防本部 各関係部、関係機関

市、国及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第1款 防災対策に係る土地利用の推進

部署・関係機関	建設部、各関係部 沖縄市民生委員児童委員協議会

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（都市整備室、区画整理課、各関係課）

災害を念頭にした土地利用の推進に関する事業としては、土地区画整理事業や市街地再開発事業がある。災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

項 目	内 容
防災上危険な市街地の解消	土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。 また、自治会会員および民生委員によって構成されるまちづくり組織においては、災害に強い地域づくりを目指し、一般市民への教育・啓蒙を推進する。
新規開発に伴う指導	新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（都市整備室、区画整理課、各関係課）

項 目	内 容
市街地開発事業	市は、市街地開発事業を行う場合は、当該事業により防災性を考慮し建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。
新規開発に伴う指導	低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害に配慮した対策を促進する。

第2款 都市基盤施設の整備

部署・関係機関	総務部、経済文化部、建設部、上下水道局上下水道部、消防本部、各関係部

防災対策に係る土地利用の推進及び都市基盤施設の整備によって、災害の拡大を抑制し、被害の軽減を目指す防災まちづくりの推進を図るため、これまで各関係部課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境の整備を行うための事業を、総合的に調整し実施する。その際、PPP／PFI事業による都市施設の整備等、官民連携による事業の活用も検討する。

1 都市基盤施設の防災対策に係る整備（都市整備室、公園みどり課、道路課、各関係課）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定める。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

項 目	内 容
防災上重要な道路の整備	ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備する。 また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、沖縄市無電柱化推進計画に基づき、関係機関等と連携して無電柱化を推進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。 イ 道路施設の整備 道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。 (ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。 (イ) 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。 (ウ) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 (エ) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の独立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。 ウ 狭あい道路整備 避難路等の安全性を確保する必要性の高い個所の拡幅整備支援について調査研究を進める。 エ 緊急輸送道路ネットワークの形成 道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。 オ 広域的な防災拠点機能の確保 道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。 カ 道路啓開用資機材の整備 放置車両、がれき及び倒壊電柱等を排除して、災害時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。 キ 応急復旧体制の確保 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。 また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して、定期的な実動訓練に取り組む。
避難地・避難路の確保、誘導標識等設置	広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じオープンスペースを有している公共施設等を利用した避難地及び避難路を確保するとともに誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

項 目	内 容
防 災 拠 点 機 能 の 確 保	広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。
港 湾 ・ 漁 港 の 整 備 促 進	港湾・漁港が地震、津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないよう、耐震強化岸壁、緑地、背後地道路等の整備及び震災後の物資輸送拠点としての機能確保のため、港湾管理者及び漁港管理者に要請等を行い、港湾施設等の強化を促進する。また、港湾管理者及び漁港管理者が関係機関と連携して検討する発災時の港湾・漁業機能の維持・継続のための対策を支援する。 中城湾港港湾管理者は、中城湾港港湾計画書等に基づき、被害を最小限に抑制し、港湾の重要機能の維持、あるいは早期回復を図るため、ハードとソフトを組み合わせた対策を講じる。そのため、県防災計画を踏まえ、耐震強化岸壁等のハード面の整備を推進するとともに、港湾BCPに基づき行政と民間が一体となって被災時の対応力の向上を図るなど、ソフト面での取組に努める。

2 火災に強いまちの形成（消防総務課、予防課、警防課、都市整備室、建築指導課、下水道課、各関係課）

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

火災の防止を念頭に置いた事業として、予想される大規模地震の発生に際して、特に、延焼火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

項 目	内 容
建 築 物 の 不 燃 化 の 促 進	商業地域及び近隣商業地域については、防火地域または準防火地域の指定により建築物の不燃化を促進する。
消 防 活 動 困 難 区 域 の 解 消	消防自動車の出入りができる幅員6 m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。
延 焼 遮 断 帯 等 の 形 成	広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。
地震に強い消防水利の確保	消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利を整備する。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

項 目	内 容
市 営 住 宅 等 の 不 燃 化 推 進	市営住宅、その他の公営住宅については、地域性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。
消 防 施 設 等 の 整 備 促 進	防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。 あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

項 目	内 容
	また、市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）及び消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき整備拡充することとし、消防施設強化促進法（昭和 28 年法律第 87 号）、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づき、国庫補助、自己財源または起債等を有効に活用し、整備促進を図る。 なお、国庫等による補助対象施設以外の施設については、予算の範囲内で県費補助を申請し、逐次整備する。
水防、救助施設等の整備計画 促 進	ア 水防施設等（下水道課） 水防法の規定により、市は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備する。 イ 流出危険物防除資機材（予防課、警防課） 市、船舶関係者等は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備を図る。 (ア) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等 (イ) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤及び吸引ポンプ、回収した油の一時貯蔵と運搬用のバージ（平底荷船、はしけ）等 (ウ) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等 (エ) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等

3 林野火災予防計画（予防課、農林水産課、警防課）

林野火災を予防、警戒及び鎮圧して火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を進める。

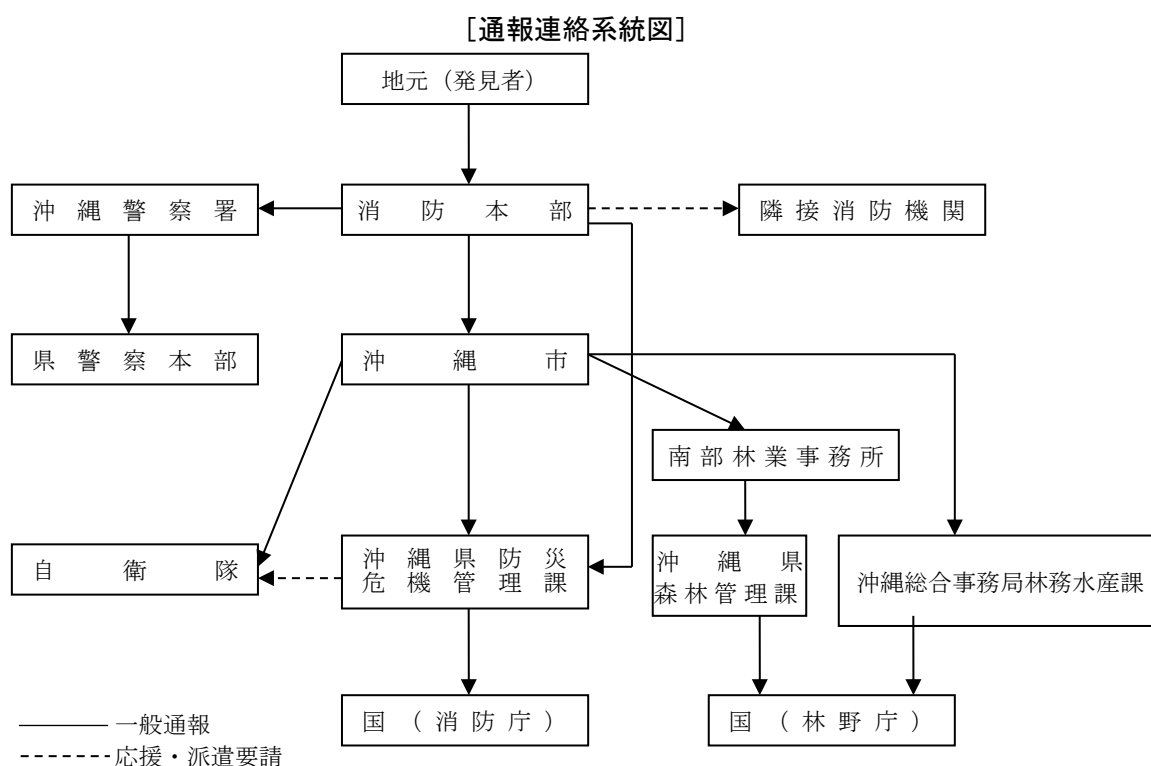
(1) 林野火災対策の推進（予防課、防災課）

ア 林野火災対策推進協議会との連絡調整

市及び消防本部は、県及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他の関係機関で構成される林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

イ 通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡系統は次による。なお、通報連絡は、できる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行う。



ウ 現地対策本部

市及び消防本部は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互の指揮系統及び情報連絡体制を確立するとともに、市の災害現地において、必要と認める場合は現地対策本部を設置する。

(2) 出火防止対策（予防課、農林水産課）

市及び消防本部は、以下の出火防止対策を進める。

ア 標識

火災防止の標柱、標板等の設置に努める。

イ 火入れの指導

農作業における焼払い等に起因する火災に対し、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥等に

における火気の取扱いについての指導を強化する。

ウ 森林法等に基づく規制措置

森林またはこれに接している土地における火入れについて、森林法等に基づく規制措置の適正な実施を図るための指導を強化する。

エ 火入れ中止等の指導

火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

(3) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練（警防課）

ア ヘリコプター補給基地の整備

市及び消防本部は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等のための補給基地の整備を推進する。

イ 空中消火資機材の操法訓練への参加

市及び消防本部は、関係機関共同で実施する林野火災用空中消火資機材の操法訓練等に参加する。

(4) 消防施設等の整備

※第2節 第2款 2 (2) 「消防施設等の整備促進」参照

4 津波に強いまちの形成（都市整備室、下水道課、道路課、企業誘致課、農林水産課、防災課、各関係課）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び整備等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
- (2) 最大クラスの津波による津波浸水想定、津波災害警戒区域を公表するとともに、警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
- (4) 県や市の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁及び市の関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川護岸の整備、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保等を促進する。
- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような地域の特性に応じた避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難関連施設の確保及び建築物や公共施設の耐浪化などにより、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に整備されるよう図り、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (11) 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (12) 県及び市は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (13) 市は津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第3款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

部署・関係機関	総務部、経済文化部、建設部、上下水道局上下水道部 国、県

1 地盤災害防止（各関係課）

(1) 危険性

「平成25年度沖縄県地震被害想定調査」により、地盤災害の発生については、東部地区の全域及び北部、中部、西部地区の一部で液状化のおそれがある。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、「市街地液状化対策推進ガイドンス（国土交通省都市局都市安全課）」に基づ

き実施し、概ね以下のとおりである。

ア 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の技術対応方法の周知・広報に努める。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報等について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、関係法令の遵守、徹底を図る。

オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進める。

カ 宅地液状化防止事業により、地震時に液状化現象が発生するおそれのある地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

2 土砂災害予防計画（都市整備室、道路課、建築指導課、防災課）

(1) 土砂災害の項目

ア 地すべり防止区域

地すべり等防止法第3条により指定された区域で、地すべりのおそれが極めて大きい区域をいう。本市では、2箇所が指定を受けている。

●資料編 資料 4-12 地すべりによる危険が予想される箇所

資料 4-13 地すべり防止区域指定一覧表

イ 急傾斜地崩壊危険区域（市内9区域が指定）

「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第3条により指定された区域で極めて危険が大きい区域として指定。

●資料編 資料 4-10 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）

資料 4-11 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

ウ 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、土砂災害防止法に基づいて指定された土地の区域をいう。また、その警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）という。

急傾斜地の①崩壊傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域、②急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域、③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域。

●土砂災害防止法第7条、第9条

(2) 地すべり防止事業（都市整備室、道路課）

現在及び過去において地すべりのあった箇所または将来地すべりの発生が予想される地区については、県と協力して適切な地すべり対策工事の促進に努める。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業（都市整備室、道路課）

現在、市においては、42箇所の土砂災害警戒区域（急傾斜地）、36箇所の土砂災害特別警戒区域

(急傾斜地)があり、危険度の高い順に県と協力して災害未然防止のための対策工事の促進に努める。

(4) 地すべり、がけ崩れ災害防止対策（都市整備室、道路課）

地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握するとともに大雨注意報・警報等の発表時または台風時には巡回して監視する。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定及びそれに伴う措置（都市整備室、道路課、建築指導課、防災課）

ア 土砂災害警戒区域

市は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するにあたり、県に対して必要な情報提供を行う。

本市では、47箇所が土砂災害警戒区域として指定されている。（令和5年4月1日現在）

イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。本市では、36箇所が土砂災害特別警戒区域として指定されている。（令和5年4月1日現在）

指定区域における次の措置にあたり、県の求めに応じ、市は必要な情報提供を行う。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

ウ 土砂災害警戒区域等における対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

市は、必要と認める地区住民に対し、高齢者等避難、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な指定避難所等を明示する。

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市防災計画に定め、住民等に周知するよう努める。

また、地すべり防止区域、地すべり危険箇所内の要配慮者利用施設についても、土砂災害警戒区域と同様に把握に努めるとともに、伝達体制等を整備する。

●資料編 資料4-15 要配慮者利用施設一覧

●土砂災害防止法第8条

(イ) 土砂災害ハザードマップ等の作成、配布

市は、土砂災害ハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施することにより、住民等へ災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。なお、土砂災害ハザードマ

ップには、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、指定避難所等・避難経路、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

(ウ) 住民等への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、市防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ、市メール、市ホームページ、SNS等により、関係住民等に対し確実に伝達する。

3 治水計画（下水道課）

本市の河川は大きく3つの流域に大別でき、二級指定河川である東シナ海に流れる比謝川水系の比謝川及び与那原川と、金武湾に流れる天願川水系の川崎川、そして渡口川など中城湾に注ぐ流域となっている。

比謝川は、近年、狭窄箇所においての浸水被害が多発している。県土そのものが狭い上に、平地部では駐留米軍用地が占有していることから、地形条件の悪い丘陵地や急傾斜地の近傍まで住宅や要配慮者利用施設等の各種施設の立地が進行しており、土砂災害の発生するおそれも年々増加している。

また、自然災害が毎年のように発生する傾向にあることから、自主避難や避難指示発令等に役立つ情報の提供など人命を保護するためのソフト施策を推進する必要がある。洪水ハザードマップの周知を図り、地域住民に洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、指定避難所等の情報提供を行うとともに、土砂災害のおそれのある地域については「土砂災害警戒区域等」の指定促進と危険箇所の周知を図る必要がある。

市内の主な河川

河川の種類	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積
二級河川	比謝川	比謝川	左岸 沖縄市字胡屋5丁目355番3から海に至る	15,932m	49.66k m ²
			右岸 //		
	比謝川	与那原川	左岸 うるま市石川山城1563-45番地先から比謝川合流点まで	6,450m	8.79k m ²
			右岸 沖縄市字倉敷304-6番地先から比謝川合流点まで		
	天願川	川崎川	左岸 沖縄市字池原2879番地先から天願川合流点まで	3,800m	12.26k m ²
			右岸 沖縄市登川1558番地先から天願川合流点まで		

●資料編 資料4-1 二級指定河川

(1) 危険区域

市内の主な河川における氾濫等の危険が予想される区域は、以下の通りである。

重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険
		流路延長	区 域	流路延長	区 域	
比謝川	比謝川	15.9	沖縄市胡屋～河口	7.3	沖縄市胡屋～沖縄市白川東尻原	溢水
〃	与那原川	3.0	沖縄市倉敷～比謝川合流点	3.0	左同	〃
天願川	川崎川	3.7	沖縄市池原～天願川合流点	3.7	左同	〃

●資料編 資料4-2 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

(2) 河川災害防止事業（下水道課）

ア 現況

二級指定河川の比謝川の河川改修は、河川災害の発生の防止又は軽減のために、浸水被害が発生している川幅の狭い箇所について、県において拡幅事業を進めている。

(3) 河川改修等の推進（下水道課）

市は、県への河川改修の要望や建築物の新築、改築等に際し、地盤面のかさ上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討するとともに道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないように対処する。

また、調整池整備による流出抑制のほか、公園や学校、市役所、体育館等の公共・公益施設用地において、必要に応じて貯留施設や浸透性舗装等の浸透施設の設置検討を進めていく。また、民間による雨水貯留施設設置促進のため、市では「雨水貯留浸透施設設置補助交付金」制度を創設し、住民の理解と協力を得ながら各戸や商業施設における貯留施設や雨水枡等の浸透施設の設置を推進する。

(4) 水防法に基づく洪水対策（下水道課、防災課）

市は、地域における水害に対する防止力の向上や円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水防法に基づき避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

ア 市の役割

(ア) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊娠婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は市防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。

●資料編 資料4-15 要配慮者利用施設一覧

(イ) 市は、市防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

(ウ) 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

イ 主な対策

(ア) 浸水ハザードマップ等の作成・周知

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ハザードマップを用いて、住民一人ひとりが自らの様々な洪水リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、どういうタイミングで避難することが良いのかを日常的に考えるマイ・タイムライン（防災行動計画）作成の取り組みを推進する。

(イ) 避難体制の整備

市は、高齢者等避難、避難指示等の伝達において、市及び消防本部・消防団の広報車、市防災行政無線、防災メール、電話、インターネット等多様な情報伝達手段を活用するとともに、報道機関による情報提供をし、当該区域住民の安全確保を図る。

また、区域内の高齢者等、要配慮者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

ウ 施設管理者等の役割

(ア) 地下街等の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

(ウ) 大規模工場等の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

エ 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会

県は、水防法に基づき想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資するハード対策及びソフト対策の取り組みを、関係する機関が連携し、総合的かつ一体的に推進することを目的として協議会を設立した。それに伴い、県及び市町村等は、減災のための5年間（第1期：令和3年度まで）で達成すべき目標として、大規模水害に対し「迅速で確実な避難」と「災害に強く、防災意識の高い地域づくり」を目指し、減災対策について取り組んできた。

令和4年度以降（第2期：令和8年度まで）においては、取組を実施していくなかで見えてきた課題及び第1期の取組進捗を踏まえ、引き続き目標達成に向け、河川管理者が実施する河

道整備等のハード対策に加え、ソフト対策として、以下のことを推進する。

- (ア) 住民が自ら避難行動を起こすための水防意識醸成のための取組
- (イ) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確で分かりやすい情報提供に関する取組
- (ウ) 大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組

4 農地等災害の予防及び防災営農の確立（農林水産課）

農業災害予防のため、農地及び農業用施設の保全及び防災営農の推進は、次によるものとする。

(1) 農地防災事業の促進

地震・津波に伴う農地防災を計画的に促進し、関係機関と協力して被害拡大の防止に努める。

ア 農地保全整備事業

市は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ ため池等整備事業

(ア) 土砂崩壊防止工事

市は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

(イ) 老朽ため池等整備工事

県及び市は、かんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

ウ 地すべり対策事業

市は、地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去または軽減し、農地及び農業用施設等の災害を未然に防止する事業を推進する。

●資料編 資料 4-12 地すべりによる危険が予想される箇所

資料 4-13 地すべり防止区域指定一覧表

(2) 防災営農の確立

ア 指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県及び市は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

また、市は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図るとともに各種の防災実証展示施設の充実により、農業に関する防災対策の普及・啓発を図る。

イ 営農方式の確立

市は、県の指導のもと、農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による、防災営農の確立を促進する。

5 海岸保全施設対策（国、県、都市整備室）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する「海岸保全基本方針（国土交通省）」及び

同法第2条の三に規定する「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画（沖縄県）」に基づく対策を推進する。
基本方針の概要は以下のとおりである。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

6 高潮等対策（下水道課、防災課、通信指令課、消防署）

本市における海岸は、海邦町より与儀にいたる約8kmに及び、その中に泡瀬漁港や県の総合運動公園施設がある。また中城港湾の開発により、海岸地域における人口の増加もあり、高潮被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図る。

(1) 高潮浸水予測図

県は、平成18年度及び平成19年度において、本島に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、沖縄県高潮被害想定調査を行った。

調査の結果、本市東部地域は、高潮による浸水が予測されている。

●資料編 資料5-1 沖縄市高潮浸水予測図

(2) 予防対策

ア 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、市防災行政無線を活用するとともに、水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

イ 市民に対し高波、高潮による浸水予測の周知に努める。

(3) 整備計画の推進

ア 海岸保全区域の指定を促進する。

イ 消波構造等により既存保全施設の機能の強化を図る。

ウ 防護を必要とする区域の保全施設の新設及び改築を促進する。

(4) 警戒避難体制の整備

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）及び津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

7 緑地の整備・保全（公園みどり課）

市は土砂災害の危険性が高い斜面地等については、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第4款 建築物・構造物等の対策

部署・関係機関	建設部、消防本部、教育委員会教育部、各関係部

1 建築物・構造物等の建設等の促進（建築指導課、住まい建築課、各関係課）

市は地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った建築物・構造物の建設等を促進し、被害の減少を図る。

(1) 建築物・構造物等の耐震設計の基本的な考え方

建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

ア 建築物・構造物等の耐震設計にあたっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進（建築指導課、各関係課）

市は、既存建築物の耐震性の向上を図るため「沖縄市耐震改修促進計画」に耐震化目標を掲げ、県と連携して住宅や特定建築物の耐震診断及び改修に係る支援策等を周知し、建築物の耐震化を促進するとともに、市有建築物の耐震化の状況を把握し、計画的な耐震化を図る。

なお、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 建築物等の耐風、耐水及び耐火対策の促進（各関係課）

市は、建築物等の防風、防火及び避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進する。

公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める。

特に、災害時の指定避難所等となる公共施設については、飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

また、公共施設における浸水被害軽減のための対策として、吸水シート等の資器材の配備を検討する。

なお、今後建築される公共建築物については、設計段階で不燃堅牢な施設とする。

(4) 建築物等の適切な維持保全の周知（建築指導課）

市は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。

(5) ブロック塀対策（建築指導課）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

市は、ブロック塀の点検方法及び補強方法の普及啓発を行うとともに、劣化等による危険なブロック塀の把握に努め、危険なブロック塀の造り替えを促進する。

(6) 公共建築物等の定期点検及び定期検査（各関係課）

市は、公共建築物については、定期的に点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

(7) 危険度判定体制の整備（建築指導課）

市は、地震等により被災した建築物の倒壊や宅地の崩落による二次被害を防止し、市民等の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(8) アスベスト飛散防止対策（建築指導課）

市は、災害時における倒壊建築物からのアスベスト飛散防止を図るため、平成18年以前に建設された建築物の所有者等に対し、アスベスト飛散防止対策について周知するとともに、アスベスト含有調査及び飛散防止工事を促進する。

(9) 空家等の緊急安全措置（住まい建築課）

市内の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等については、沖縄市空家等対策推進計画に基づき対策を実施し、必要な場合は緊急安全措置を行う。

2 文化財災害の予防（郷土博物館、予防課）

市は、建造物や美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、地震、台風等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図る。

(1) 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。

(2) 市教育委員会は、市内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防本部と常時連携を密にして災害予防の確立を期す。

(3) 市教育委員会は、文化財の所有者、管理責任者または管理団体の防災思想を普及・啓発し、環境整備を図るよう勧奨する。

(4) 市教育委員会及び消防本部は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

(5) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。

(6) 市教育委員会は、災害による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を、地権者及び管理者と連携して行う。

(7) 市は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導及び文化財の耐震調査を指導する。

なお、市内の指定・登録文化財は資料編に示す。

●資料編 資料3-3 指定・登録文化財一覧

第5款 ライフライン施設等の機能の確保

部署・関係機関	総務部、企画部、消防本部、上下水道局上下水道部、教育委員会教育部 各関係部 沖縄電力（株）、各電気通信事業者、各放送機関

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

また、各ライフライン施設は、以下のとおり対応する。

1 上水道施設災害の予防（総務課、工務課、管理課）

市は、自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における上水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保に努める。また、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの災害対策強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。また、市内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、沖縄市管工事協同組合や他市町村等との応援協定に基づく応援の要請を行う。

●資料編 資料 2-7 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等 47 機関）

資料 2-8 沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定（沖縄市管工事協同組合）

2 下水道施設災害の予防（下水道課）

市は、自然災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合、指定避難所等の生活環境を確保するため、トイレ環境の確保を行い、速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

ア 下水道施設新設・改築等に当たっては、「下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）」に基づき、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保等、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

イ 河川等からの逆流を防止するために設けられる下水道施設の樋門等で操作を伴うものについて、操作従事者の安全に配慮しつつ、操作規則を策定する。

(2) 雨水による浸水対策

下水道による浸水対策については、雨水排水路の改修などの整備を推進するとともに、地域と連携し、雨水排水路等の清掃や雨水流出抑制など、総合的な浸水対策に取り組む。

(3) 応援体制の整備

災害により被災した下水道施設等の機能の早期に復旧するため、「災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定」（平成29年3月29日）、「災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」（平成29年3月29日）に基づき、県内下水道管理者及び（公社）日本下水道管路管理業協会へ応援の速やかな要請と的確な受入れを行う体制等を整備する。

●資料編 資料2-9 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定（県、26市町村）

資料2-10 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（県、26市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

(4) トイレ環境の確保

下水道施設被害により指定避難所等や家庭内、宿泊施設等の被災者が生活する場においてトイレが使用できなくなることが想定されるため、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」を参考に、マンホールトイレ整備・運用について、関係課と調整を行いながら計画し、指定緊急避難場所や指定避難所等にマンホールトイレの整備推進に努める。

3 高圧ガス施設災害の予防（予防課）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、市は国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化とともに、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正遵守を講じ、保安管理の徹底を図る。

なお、市は、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等の推進を支援する。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者または占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

ア (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ 消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

(4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間、高圧ガス保安活動促進週間に、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

4 電力施設災害の予防（契約管財課、消防本部、上下水道局上下水道部各課、施設課、その他施設所管課、沖縄電力（株））

(1) 沖縄電力（株）における対策

沖縄電力（株）は、「電気事業法」及び「基本法」に基づく保安管理の徹底を図る。

ア 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力（株）は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ 施設対策

沖縄電力（株）は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

(ア) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(イ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」によって行う。建物の耐震設計は、建築基準法によって行う。

(ウ) 配電設備

① 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(エ) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(ア)～(エ)について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

(2) 市における対策（契約管財課、消防本部、上下水道局、施設課、その他施設所管課）

市は、電力施設に甚大なる被害が生じ、長期にわたる大規模停電への備えとして、市本部設置施設及び消防本部や上下水道局、コザ運動公園内施設等の災害時に重要な対策を実施する施設並びに指定避難所等においては、災害時に防災機能が十分に発揮できるよう、利用方法を想定した、エネルギーの多様化、非常用電源設備等の整備の検討を進める。

5 通信施設災害の予防（防災課、契約管財課、情報システム課、通信指令課、各電気通信事業者）

市、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 市における予防計画（各関係課）

対 策 別	実 施 内 容
災害用情報通信手段の確保	市は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。 ア 代替手段等の確保 ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮） イ 冗長性の確保 ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化 ウ 電源の確保 ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ・ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策 エ 確実な運用への準備 ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟

対 策 別	実 施 内 容
	・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整） オ その他の通信の充実等 ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
情 報 通 信 機 器 等 の 充 実	災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していく。 ア 県が実施する、本市及び消防本部、県出先機関等に整備されている沖縄県総合行政情報通信ネットワークが、緊急時に有効活用されるよう努める。 イ 本市の通信機器は、有線・無線による2ルート化を図る。 ウ 各地域の防災拠点となる場所に、機動力を発揮する陸上移動局を配置する。 エ 市防災行政無線は、現在172基（子局）が設置されている。今後の整備について、現行システムの追加拡充、最新設備への更新等を推進する。 オ Jアラート（全国瞬時警報システム）、災害情報共有システム（Lアラート）の活用を推進する。 Jアラート（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信するものである。
通信設備等の不足時の備え	災害発生時において、通信設備等の不足が生じる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
停電時の備え及び平常時の備え	災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図る。

(2) 市情報管理部門の業務継続計画（以下「ICT-BCP」という。）の策定（情報システム課）

市は、「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」に基づき、ICT-BCPを必要に応じて見直しを行い、災害時における本市の情報管理を図る。

(3) 各電気通信事業者における予防計画

各電気通信事業者は、地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

対 策 別	実 施 内 容
電 気 通 信 設 備 等 の 予 防 計 画	災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。 ア 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を図る。 イ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保す

対 策 別	実 施 内 容
	る。
伝 送 路 の 整 備 計 画	局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
回線の非常措置計画	災害発生時における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。 ア 回線の設置切替方法 イ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保 ウ 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保 エ 救助法適用時の指定避難所等、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保 オ 可搬型基地局装置による電話回線確保

(4) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等（通信指令課）

ア 通信手段の確保

消防本部及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

消防本部及び医療機関は災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

6 放送施設災害の予防（各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期する。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

7 通信設備・放送設備の優先利用等の事前措置（防災課、情報システム課）

(1) 優先利用の手続き

市または関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送についての使用手続きを定めておく。

(2) 放送施設の利用

市本部長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼する。

第6款 危険物施設等の対策

部署・関係機関	消防本部 国、県、沖縄警察署、中城海上保安部、(一社) 沖縄県火薬類保安協会

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

危険物の大量貯蔵施設及び高圧ガス施設の一覧表は資料編によるものとする。

●資料編 資料 9-1 危険物製造所等の許可施設数

資料 9-2 危険物製造所等の承認届出状況

1 危険物災害予防計画（消防本部各課）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防本部等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防本部への通報先を定めておく。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車及び消防機材の整備

消防本部は、化学車及び消防機材の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を指導する。

2 毒物・劇物災害予防計画（予防課）

市、消防本部及び関係機関は、運搬する上で規則を受ける毒物劇物に関して、毒物劇物製造業者、毒物・劇物流通業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者、タンク等の貯蔵設備を有する施設を把握しておく。

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸など不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定

ウ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施

エ 安全教育及び訓練の実施

オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

市は、災害による毒物・劇物の危害を防止するため、県の実施する毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）への指導に協力する。

3 火薬類災害予防計画（予防課）

火薬類による災害発生を防止するため、国、県、市、沖縄警察署、中城海上保安部、（一社）沖縄県火薬類保安協会等と連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対する、法令の規定する基準に適合させる当該施設の維持、保安の監督指導に、必要に応じて協力する。

イ 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査の実施と保安体制の強化に協力する。

ウ がん具用煙火は火災予防上必要に応じ立入検査を実施し、安全対策を推進する。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

市は、県による火薬類消費者等への保安啓発等の活動に協力する。

(3) 路上における指導取締の実施

市は、県による火薬類運搬車両の事故を防止するための路上における指導取締りに、必要に応じ

て協力する。

(4) 火薬類による危害予防週間の実施

市は、県と協力して、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第7款 不発弾等災害予防

部署・関係機関	総務部、消防本部

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。この計画は、不発弾処理業務を安全かつ円滑に遂行し、もって市民の身体、生命及び財産を保護することを目的とする。

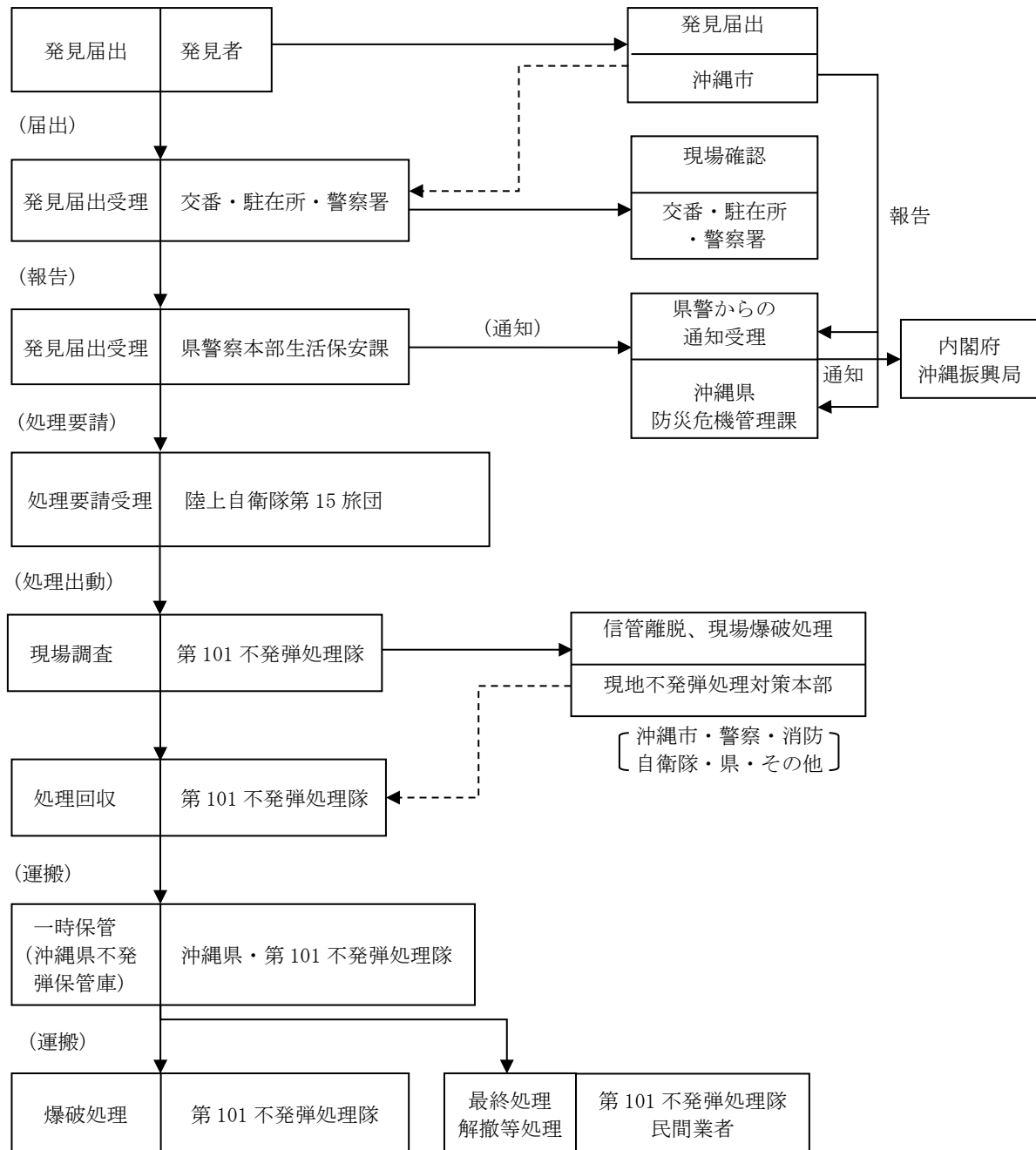
1 不発弾の処理体制（防災課、警防課）

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

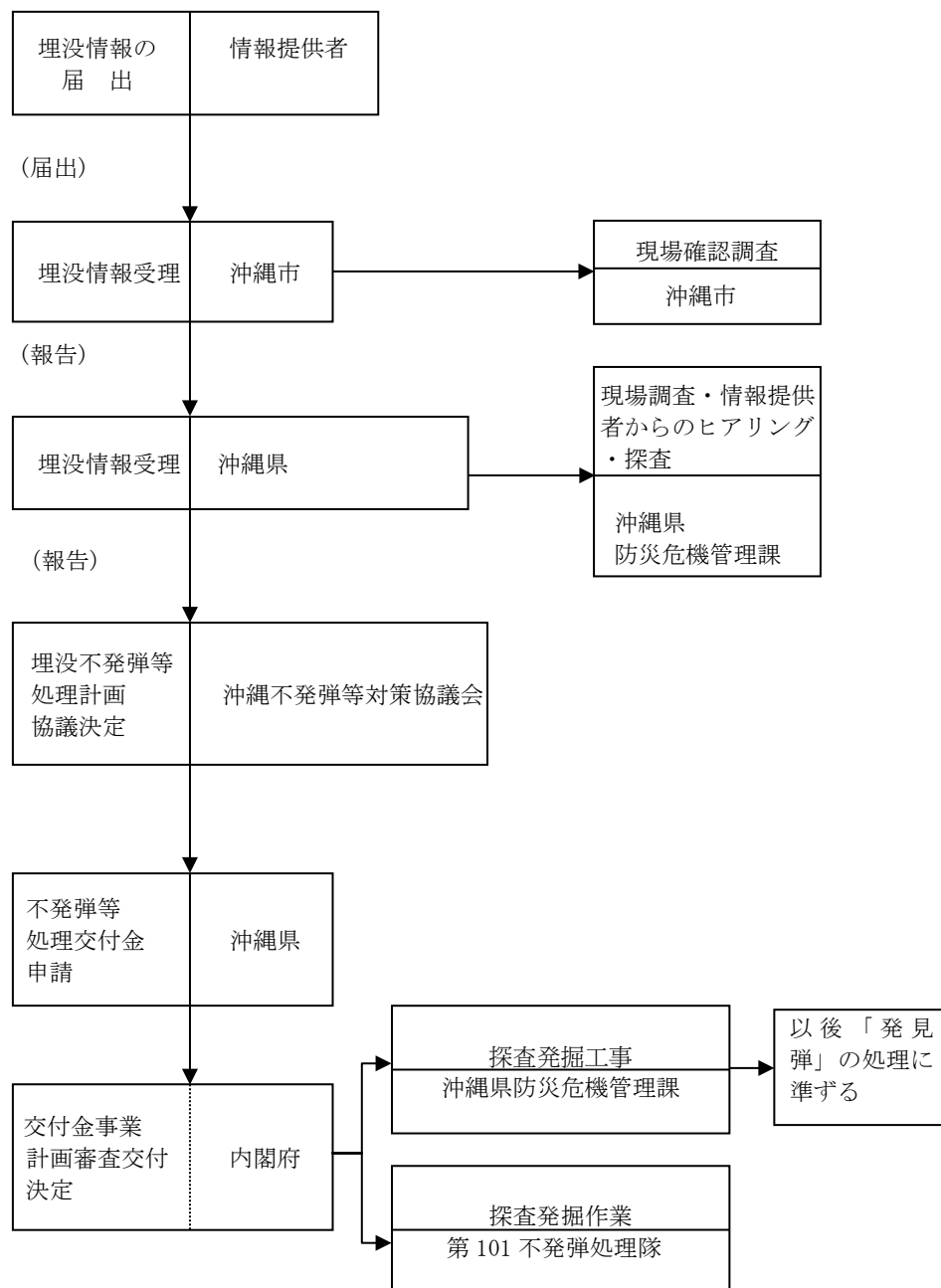
陸上で発見される不発弾の処理の流れは、次ページの図のとおり。

- ア 発見者は、最寄りの交番または沖縄警察署に通報し、沖縄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆発等の危険性が高いものは、発見現場で爆破処分するかまたは安全化（信管離脱等）後、一次保管庫へ搬入する。
- カ 上記処理作業は非常に危険を伴うため、次の対策を講じた上で実施する。
- （ア）市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、任務分担覚書き等を交換し、任務分担等を明確にするものとする。
- （イ）避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- （ウ）市長等を市本部長とする現地対策本部を設置する。具体的には、市、自衛隊及び沖縄警察署等の関係機関が協議の上、撤去（爆破）日時、避難距離等を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- キ 不発弾保管庫に、一時保管された不発弾等の最終処理は、陸上自衛隊または民間事業者により実施する。

〔不発弾処理の流れ（陸上部分：①発見弾）〕



[不発弾処理の流れ（陸上部分：②埋没弾）]



(2) 海中で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、中城海上保安部へ通報し、中城海上保安部は、第十一管区海上保安本部、発見場所の市及び港湾管理事務所へ報告・通報する。

イ 海岸線等で発見された場合、中城海上保安部は、発見場所の市及び所轄警察署と要請先を調整・確認する。（陸上自衛隊への処理要請の場合は、（１）陸上で発見される不発弾等の処理による。）

ウ 前ア・イ項の後、第十一管区海上保安本部又は中城海上保安部は、海上自衛隊沖縄基地隊へ処理（調査を含む）通報・要請を行う。

エ 海上自衛隊沖縄基地隊（沖縄水中処分隊）は現地調査を行い、当該物件が爆発性危険物であると確認された場合、関係機関と調整の上、処理計画を立てる。

オ 危険性が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場付近で爆破処理する。

カ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

（ア）市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通航船舶規制及び避難計画等について協議するための処理対策会議等を開催し、処理計画について関係機関と十分な調整を図り、周知徹底する。
なお、関係機関は、任務分担覚書き等を交換し、任務分担等を明確にする。

（イ）危険範囲を定め、そのエリアへの船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

（ウ）市長等を市本部長とする現地対策本部を設置する。

キ 小銃弾等危険性が低く、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。以後他部隊（県外）と調整し、爆破処分する。

ク 水中爆破処理における避難距離の基準

立入（航行、停泊）：半径 300m

入水（潜水、遊泳）：半径 3,000m

※現状では、海中で発見された不発弾は、移動が困難な場合及び爆破処分場所が決められていない場合、発見の都度、市が関係機関との調整により発見現場付近で水中爆破処分される。

なお、漁業、観光産業、岩礁破碎等の影響を検討・調整する必要がある、発見から処分まで時間を要する。

2 関係機関の協力体制の確立（防災課、警防課）

関係機関の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

3 不発弾に関する防災知識の普及指導（防災課、予防課）

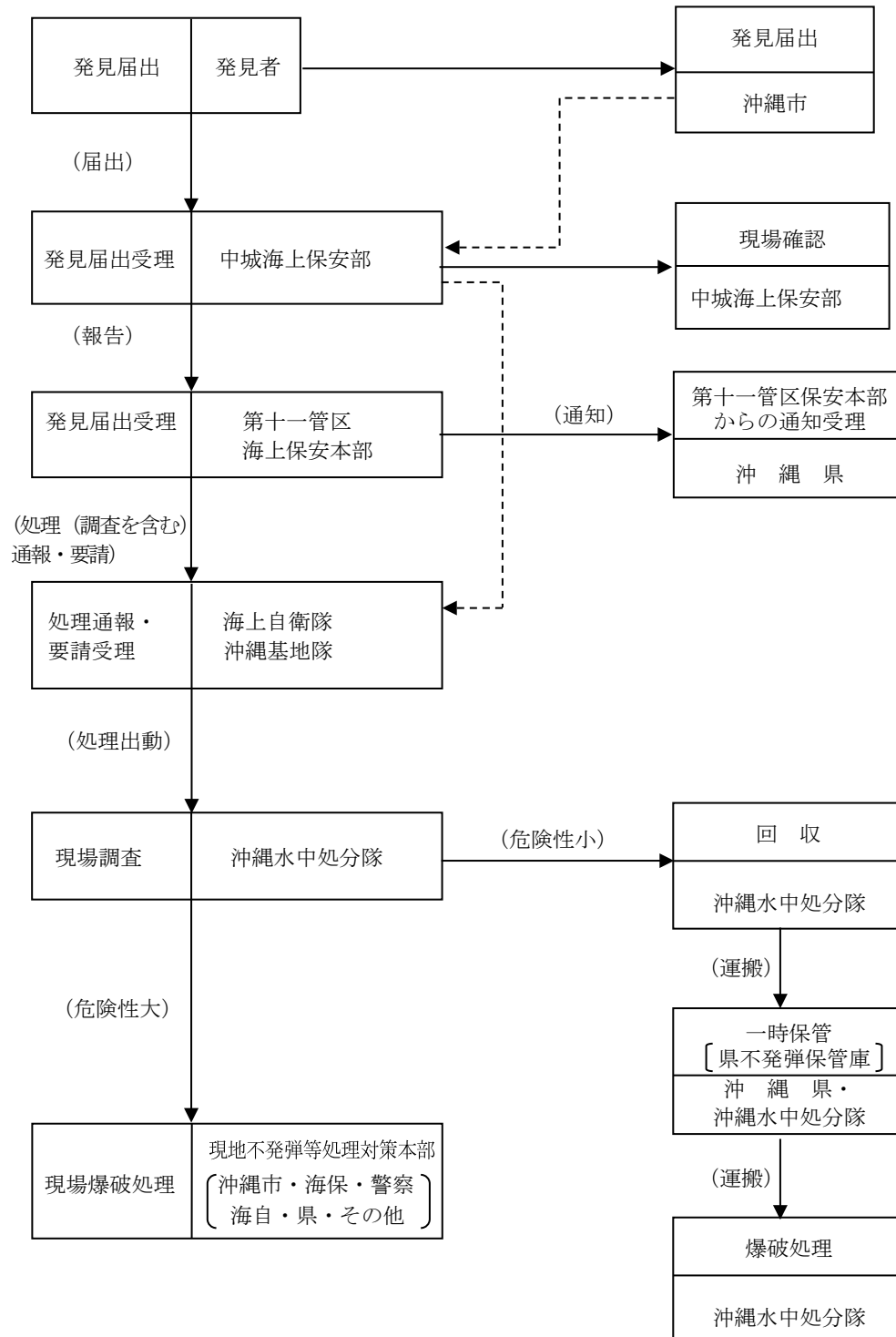
(1) 不発弾磁気探査事業者、市及び消防本部等の関係職員に対して、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

(2) 市民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

[不発弾処理等の流れ（海上部分：発見弾）]

「沿岸区域（港湾区域・海岸保全区域・漁港区域等）の場合」

<発見弾>



第8款 気象観測施設・体制の整備

部署・関係機関	総務部、企画部、消防本部

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、市は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

1 市における気象観測体制の整備（防災課、各関係課）

市及び関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）、水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

また、高潮浸水予測による浸水範囲や土砂災害警戒区域等において、リアルタイムで観測可能なカメラ等の整備を図る。

市内の観測地点等は以下のとおり。

観測施設	設置場所	管理機関
(1) アメダス観測地点	胡屋	沖縄気象台
(2) 比謝川水位観測所	松本	県
(3) 震度観測地点	美里（消防本部庁舎内：震度計）	県
(4) 比謝川水位監視カメラ	安慶田小学校裏門側	市
(5) 泡瀬第三地区潮位監視カメラ	泡瀬第三公民館	市
(6) 気象観測装置	美里（消防本部庁舎内）	市

第3節 災害に強い人づくり

部署・関係機関	総務部、市民部、健康福祉部、こどものまち推進部、経済文化部、消防本部 各関係部

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第1款 防災訓練

部署・関係機関	総務部、各関係部

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとし、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努める。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

市防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市及び防災関係機関が連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの違いへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（防災課、各関係課）

防災訓練の実施に際して、市は、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 指定避難所等における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練
- (8) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携した実践型の防災訓練
- (9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた避難所開設・運営訓練

3 総合防災訓練等（防災課、各関係課）

広域的な被害を想定した総合訓練を基本とし、訓練のテーマ、対象者、実施内容及び具体的目標設定等工夫をこらして、訓練の活性化を図る。

(1) 総合防災訓練

市は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行う。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

市及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) 遺体収容所運営訓練

(サ) その他

オ 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行う。

(2) 広域津波避難訓練

市は県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、住民等の津波防災意識の啓発、津波避難体制の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(3) 災害対策本部運営訓練

市は、市本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した市本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ 本部会議及び各部の実践力の向上

ウ 防災計画・マニュアルの検証

(4) 複合災害訓練

県、市及び防災関係機関は、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の市本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(5) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(6) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(7) 風水害対策訓練

市は、以下の訓練について、実動訓練及び図上訓練を行う。各訓練の内容については、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(ア) 災害対策本部運用訓練

(イ) 職員招集訓練

(ウ) 通信情報訓練

(エ) 広報訓練

- (オ) 火災防ぎょ訓練
- (カ) 緊急輸送訓練
- (キ) 不発弾処理訓練
- (ク) 避難訓練
- (ケ) 救出救護訓練
- (コ) 警備、交通規制訓練
- (サ) 炊出し、給水訓練
- (シ) 自衛隊災害派遣訓練
- (ス) 避難所開設訓練
- (セ) ボランティア設置運用訓練
- (ソ) その他

4 防災訓練の成果の点検（防災課、各関係課）

市は、防災訓練の実施後に、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、市防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、市防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（防災課、各関係課）

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 防災知識の普及・啓発

部署・関係機関	総務部、消防本部、教育委員会指導部、各関係部 沖縄气象台、沖縄市民生委員児童委員協議会、防災関係機関

防災関係職員及び住民に対する防災知識普及のため、要配慮者のニーズや被災時の性別にかかわらず男女双方の視点へ十分配慮し、次のとおり実施する。

1 職員に対する防災教育（防災課、各関係課）

災害発生時に市は災害対策の中核を担い、その役割は多岐にわたっており、職員は所掌事務に係る分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため市は、防災対応マニュアルの作成・配布、研修等を通じ、防災教育の充実を図る。

2 防災知識の普及・啓発（防災課、各関係課、防災関係機関）

(1) 市の役割

ア 市は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見

地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 沖縄気象台の役割

沖縄気象台は、市や県、その他防災関係機関と連携し、以下の取組を行う。

ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

イ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

エ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう市や県、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及を図る。

オ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) 普及・啓発の方法等

防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか、適宜関係機関の協力を得て行う。

ア 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及「火災予防週間（春季：3/1～3/7、秋季：11/9～11/15）」、「防災週間（8/30～9/5）」、「防災とボランティア週間（毎年1/15～1/21）」「防災とボランティアの日（1/17）」等において、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を住民等に周知するなど、関係機関の協力を得て重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

(イ) 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、感震ブレーカーの普及、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主によるペットとの同行避難や指定避難所等での飼養についての準備等、家庭での予防・安全

対策

- (イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- (ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (エ) 緊急地震速報受信時の対応行動
- (オ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

イ 実施方法

- ①新聞、ラジオ、テレビによる普及
- ②広報おきなわその他刊行物の発行
- ③映画・ビデオ及びスライドの活用
- ④展示会及び講習会の開催
- ⑤地域説明会（教育委員会の実施する「出前講座」等）
- ⑥沖縄市ホームページ及びSNS等による普及
- ⑦沖縄市防災研修センター等の疑似体験装置等の活用
- ⑧防災クラブ
- ⑨防災に関する様々な動向や各種データのわかりやすい提供

ウ 市は、県、沖縄气象台と連携し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

エ 市、県及び沖縄气象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

オ 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。また、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

3 各種防災教育の実施（防災課、各関係課）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

市は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。また、住民が自らの地域の風水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や市防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

ア 保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の地震・津波防災への理解向上に努める。

イ 市は、市内の県立高等学校及び県立特別支援学校と日頃から連携し、災害時の役割に関する意見交換などを定期的に行う。

ウ 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

エ 外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

オ 青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

(3) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施する際は、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

4 消防・防火教育（予防課）

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、市において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する防火管理者講習会等とする。

ア 一般教育

一般教育は、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施する。

イ 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対

策の強化を図る。

(7) 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図る。

(イ) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期する。

(2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図る。

5 災害教訓の伝承（防災課）

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存するとともに、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置及びこれらの自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、住民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的の実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

なお、民生委員児童委員協議会においては、東日本大震災により岩手・宮城・福島の3県にて合計56名の委員が犠牲になった教訓を踏まえ、災害時の役割分担の確認等を行う。

地震災害に関する防災知識

1 家庭内の危険防止

(1) 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

(2) 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

(3) ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

(4) 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

(5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

(1) 地震が起きたときの各自の役割

誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の避難は誰が責任を持つか。

(2) 消火器具の備え付け及び使用方法

(3) 家族間の連絡方法

(4) 指定避難所等及び避難路の確認

(5) 安全な避難経路の確認

(6) 非常持出し品のチェック

(7) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

(8) 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等要配慮者の避難方法

(9) 地震情報の入手方法

(10) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(11) 飼い主によるペットとの同行避難や指定避難所等での飼養についての準備等

3 非常持出し品の準備

(1) 7日分の食品、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食品・飲料）

(2) 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

(3) 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）

(4) 携帯ラジオ

(5) 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

(6) 衣類（下着、上着、タオル等）

4 屋内、屋外及び自動車運転中に取るべき措置

(1) 身の安全の確保

ア 机や椅子に身を隠す。

イ 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない。

(2) 火災防止

ア 火の始末をする。

イ 火が出たら初期消火に努める。

(3) 狭い路地、塀ぎわ、がけ、海岸や川べりに近づかない。

(4) 避難方法

ア 徒歩で避難する。

イ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

ウ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。

(5) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

(6) 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

(7) 自動車運転者の取るべき行動

ア 道路の左側または空き地に停車し、エンジンを止める。

イ ラジオで災害情報を聞く。

ウ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

エ 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

5 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

6 電話に関する留意事項

(1) 不要不急な電話はかけない。特に消防本部等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来たすので控える。

(2) 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTT西日本が提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web.171)」(資料編)を利用する。「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web.171)」は、毎月定められた日に試行することができる。

●資料編 資料 10-12 災害用伝言ダイヤル

風水害等の防災知識

- (1) 風水害の危険性
- (2) 家庭防災会議の開催
災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。
ア 災害が起きたときまたは災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）
イ 家族間の連絡方法
ウ 指定避難所等及び避難路の確認
エ 安全な避難経路の確認
オ 非常持出し品のチェック
カ 高齢者、障がい者、要配慮者の避難方法
キ 気象情報、高齢者等避難・避難指示情報等の入手方法
- (3) 非常持出し品の準備
ア 7日分の食品、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食品・飲料）
イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
ウ 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）
エ 携帯ラジオ
オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
カ 衣類（下着、上着、タオル等）
- (4) 避難時の留意事項
ア がけや海岸、川べりに近づかない。
イ 避難方法
① 徒歩で避難する。
② 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
③ 急傾斜地域では、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
ウ 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
エ 避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- (5) 正しい情報の入手
ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
イ 市役所、消防本部、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (6) 電話に関する留意事項
ア 不要不急な電話はかけない。特に消防本部等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来たすので控える。
イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTT等が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」（資料編）を利用する。「災害用伝言ダイヤル」は、毎月試行することができる。

●資料編 資料 10-12 災害用伝言ダイヤル

第3款 自主防災組織の育成

部署・関係機関	総務部、市民部、建設部、消防本部、各関係部 自主防災組織等、関係機関

災害への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えと連帯意識に基づき、地域住民が主体的に防災体制を確立し、防災活動を行うことがより有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、各地域において自主防災組織の結成を推進し、

その育成強化を行う。その際、女性の参画の促進に努める。

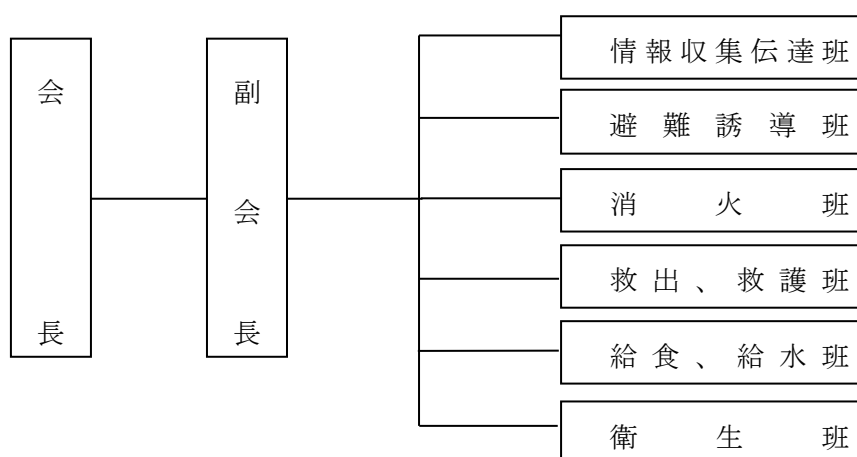
特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

1 組織図、自主防災組織の役割分担（自主防災組織等）

自主防災組織はおおむね下記のと通りの組織図となる。ただし、各地域によってはその態様に応じて組織してもよい。

〔自主防災組織図（例）〕



自主防災組織の役割分担

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情 報 収 集 伝 達 班	1 防災知識の普及に関すること 2 情報収集伝達訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 情報の収集、伝達に関すること 2 指揮、命令等の伝達 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
避 難 誘 導 班	1 地域の安全点検に関すること 2 危険箇所の把握 3 避難路、指定避難所等の設定訓練 4 必要資機材の整備点検	1 安全な避難誘導に関すること 2 指定避難所等の設定 3 責任者等による避難行動要支援者に配慮した避難誘導
消 火 班	1 地域の安全点検に関すること 2 消火訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 出火防止と初期消火に関すること
救 出 、 救 護 班	1 地域の安全点検に関すること 2 救出、救護訓練計画、実施 3 必要資機材（救出用具、医薬品等）の整備点検	1 関係機関と連携した負傷者の救出及び搬送 2 負傷者の応急手当 3 仮設救護所の設置
給 食 、 給 水 班	1 給食、給水訓練の計画、実施 2 炊出し用器具等、必要資機材の整備	1 炊出しに関すること 2 食品、飲料水、生活必需品などの配

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
	点検 3 備蓄食品等の点検・保管	分に関すること 3 ろ水機の運用に関すること
衛 生 班	1 衛生処理訓練の計画、実施 2 必要資機材の整備点検	1 仮設トイレに関すること 2 ごみ処理及び消毒に関すること

2 住民の防災意識の高揚（防災課、予防課、各関係課）

沖縄市ホームページやパンフレットでの防災知識の普及や地域での出前講座等様々な媒体や手法をとおして、住民の防災意識の高揚を図る。また、自主防災組織に対して、資機材や活動拠点の整備等、活動を支援する。

3 組織の編成単位（防災課）

住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位として編成し、その設置推進は、下記事項に留意の上、市が住民と協議をし、実施する。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり（防災課）

既存の自治会、団地自治会等の自主組織を自主防災組織として育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを進める。

- (1) 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- (4) 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱により、自主防災組織の活動を支援する。

●資料編 資料 17-1 沖縄市自主防災組織状況

資料 1-4 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱

5 活動計画の策定（自主防災組織等、防災課）

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な活動計画を策定する。

6 活動（自主防災組織等、防災課）

地震時の主な活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前		・防災知識の普及 ・防災訓練の実施 ・資機材等の整備 ・災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
発生直後	地震発生直後は、建物は大丈夫か、火災は起きているか、負傷者はいないかなどを確認し、海の近くにいる場合は高所に避難を行うなど、自身の身の安全の確保に努める。また、地震の規模など災害情報を把握する。	・自身と家族の安全確保 ・近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等) ・津波からの迅速な避難誘導
数時間後	地域で救援活動にあたる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民と共助が中心となる。	・安否や被害についての情報収集 ・初期消火活動 ・救出活動 ・負傷者の手当・搬送 ・住民の避難誘導活動 ・要配慮者の避難支援
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。 (地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる)	・指定避難所等の運営 ・自治体及び関係機関の情報伝達 ・他団体等への協力要請 ・物資配分、物資需要の把握 ・炊き出し等の給食・給水活動 ・防疫対策、し尿処理 ・避難中の自警（防犯）活動 ・災害時要支援者への配慮 ・ボランティア活動のニーズの把握

風水害時の主な活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し高齢者等避難や避難指示等に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。	※ 早期の情報伝達・事前行動が必要 ※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する ・住民への避難の呼びかけ ・土嚢積み等、被害を抑える行動 ・要配慮者の避難支援
災害発生直後	早期に避難を完了し、指定避難所等での安否確認等を実施する時期である。 また、状況に応じて、水防活動、救出・援護を実施する。	※ 被害を抑えるための行動と指定避難所等の運営 ・水防活動 ・安否や被害についての情報収集 ・救出活動 ・負傷者の手当・搬送 ・避難所運営

7 資機材の整備（防災課、各関係課）

市は、消火、救助、救護等に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行う。また、自主防災組織に配付している発電機を活用した充電ステーションの設置について、主体的な取り組みがなされるよう普及啓発を行う。

8 活動拠点の整備（市民生活課、公園みどり課、各関係課）

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。

9 組織の結成の促進と育成（防災課、各関係課）

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

市は、県の支援のもと、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や自主防災資機材の整備等に努める。

(2) 消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 企業防災の促進

部署・関係機関	総務部、経済文化部、各関係部

大規模な震災が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所等の防災体制の充実を図る。

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 市の支援（各関係課）

市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第5款 消防力の強化等

部署・関係機関	消防本部 沖縄市女性防火クラブ、沖縄市消防団

1 消防力・消防体制等の拡充強化（消防本部各課）

市は、以下の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

(1) 消防教育訓練の充実強化

本節 第2款「4 消防・防災教育」を参照するものとし、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実

消防広域化の促進及び消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努め、体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

第2節 第2款 2 (2)「消防施設等の整備促進」を参照するものとし、消防水利及び大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進を図る。

(5) 救急体制の充実と救急業務の高度化

コンビニエンスストアへのAED設置や計画的な更新に取り組むとともに、応急手当講習会を開催し、バイスタンダーの育成を図るなど、市民の自主救護能力の向上に向けて取り組む。さらに、救急ステーション認定事業所の増加に向けた取り組みをすすめる。また、自治会長協議会においては、年1回市内全自治会長への応急手当講習会を開催し、自主救護能力の向上を図る。沖縄市女性防火クラブにおいても、救急講習等の受講により、災害時対応能力の向上に努める。

2 火災予防査察、防火診断（消防本部各課）

火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

また、火災の多発期を控えた春、秋の火災予防運動週間を通じ、火を取り扱う施設及び器具を重点的に防火診断する。

(1) 特定防火対象物等

消防本部等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防本部は、消防用設備等点検報告制度に基づく、防火対象物等の立入検査を実施し、違反防火対象物の是正を進める。

(2) 一般住宅

消防本部は、自治会と連携した住宅用火災警報器等の設置促進及び消防団・女性防火クラブと連携した火災予防の普及啓発活動に取り組む。

3 火災発生の未然防止（消防本部各課）

(1) 市本部長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報（風水害等編 第2章「第2節1(3) 消防法に定める火災警報等」参照）を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 市本部長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、市条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

4 消防職員の充実（消防本部各課）

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。

このため、市は県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市は適正数の確保・強化を図る。

5 消防団員の充実（消防総務課）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

また、県と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- (1) 市消防団条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
- (2) 市民等への消防団活動の広報
- (3) 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
- (4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- (5) 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

第6款 地区防災計画の普及等

部署・関係機関	総務部

1 地区防災計画の位置付け（防災課）

本市の一定の地区内の居住者等（自治会単位など）が、基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、沖縄市防災会議は市防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及（防災課）

市は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 災害応急対策活動の準備

部署・関係機関	総務部、企画部、各関係部

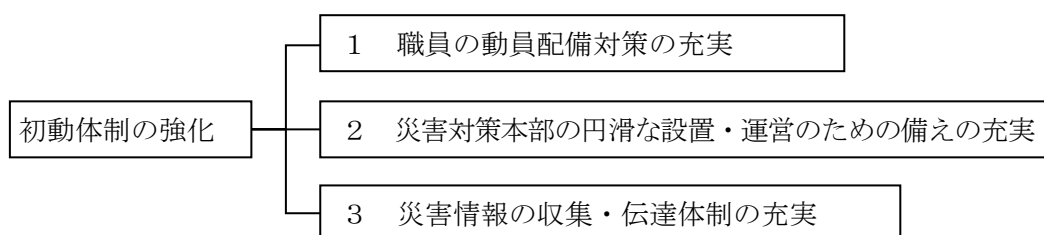
市及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編 及び第3編 風水害等 第1章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたって、県及び市は公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第1款 初動体制の強化

部署・関係機関	総務部、企画部、各関係部

突然発生する災害に市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。



1 職員の動員配備対策の充実（防災課、人事課、各関係課）

職員（要員）の安全の確保に十分に配慮しつつ、できるだけ早くかつ多くの要員確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
職員の家庭における安全確保対策の徹底	・災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。
災害対策職員用携帯電話の拡充	・地震及び津波災害の場合、いち早く市本部長及び各対策部長等との連絡体制を確立し、市本部要員の確保を図る。 ・市本部長をはじめ、防災担当職員、緊急対応班員等の主要部局の職員に防災用携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を早急に整える。
多様な連絡手段の確保	・大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、多様な連絡手段の確保を検討する。
24時間体制等の整備	・防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。
庁内執務室等の安全確保の徹底	・勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（契約管財課、情報システム課、防災課、各関係課）

災害発生時に円滑に市本部を設置し、運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
庁舎の耐震性の確保	・市本部（本庁）の設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策及び庁舎内の備品、設備等の転倒・落下防止等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に市本部を設置し、運営できる体制を整備する。
市本部機能の充実・強化	・災害対策拠点となる施設及び設備について、最低 72 時間以上持続可能な非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。 ・市本部設置スペースの確保及び設備・機能の拡充を行う。 ※市町村の災害対策本部機能の強化に向けて～防災情報システム活用事例集～（平成 29 年 7 月 消防庁国民保護・防災部防災課）参照
防災対応マニュアルの作成	・震災時に速やかに市本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む防災対応マニュアルを整備する。
市本部職員用物資の確保	・市本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも 3 日分の飲料水、食品、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実（防災課、各関係課）

災害時及び災害の発生するおそれのあるときの情報の収集・伝達は、その被害の軽減に極めて重要な役割を果たす。

特に本市においては情報を把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
情報通信機器等の充実	・災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備・多重化・耐震化を一層進めていく。 ・県と協力し、市防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入等を図る。 ・防災関係機関の相互の通信を確保するための防災相互通信用無線局、及びホットライン等の整備を図る。 ・地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。
通信設備等の不足時の備え	・災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。 ・通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。
連絡体制等の確保	・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保 ・津波情報等が夜間に発表された場合の対応については、海岸地区への早期広報体制を図る。 ・災害時、米軍基地、自衛隊基地内の施設への被害の発生により、基地外への二次災害の発生に備え、市内各基地における被災状況の確認及び二次災害への対応を行うための連絡体制を明確にしておく。

※その他、地震・津波編 第2章「第3節 災害通信計画」、「第4節 災害情報等の収集・伝達計画」、「第5節 災害広報計画」に準ずる。

4 情報分析体制の充実（各関係課）

市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え（各関係課）

市は、収集した災害情報をもとに、市本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え（各関係課）

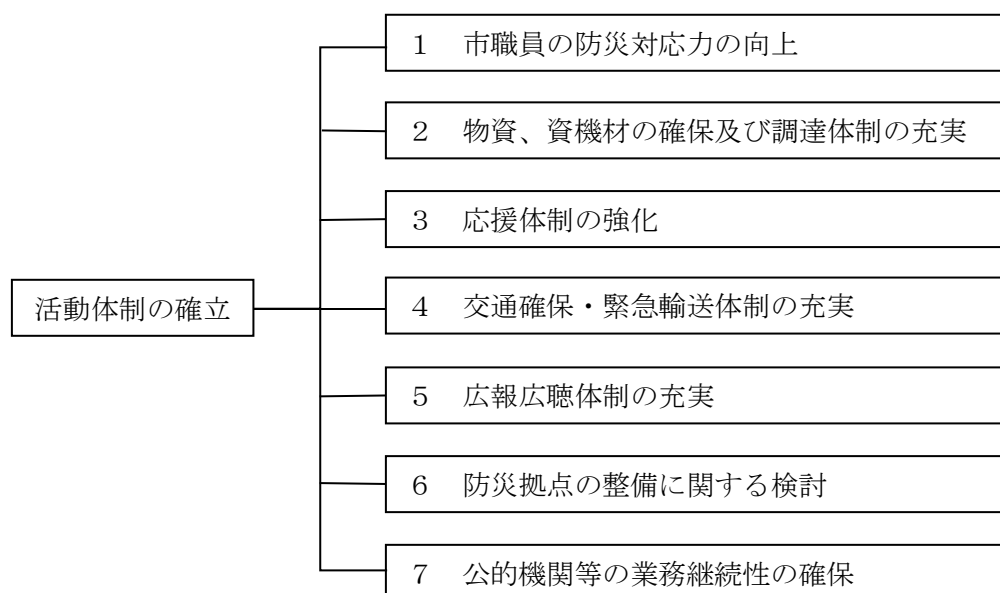
市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

部署・関係機関	各関係部

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。



1 市職員の防災対応力の向上（各関係課）

市は、平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

実施事項	実 施 内 容
職 員 を 対 象 と し た 防 災 研 修 の 実 施	・職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。
防 災 担 当 職 員 及 び 災 害 担 当 職 員 の 養 成	・防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。 - ア 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会）等に積極的に職員を派遣する。 - イ 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。 - ウ 防災担当専門職員を養成する。 - エ 各課に防災推進員を配置し、職員の防災意識・能力の向上を図る。
民 間 等 の 人 材 確 保	・市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実（各関係課）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食品、飲料水、ブルーシート、土のう袋、被服寝具等の生活必需品の確保が必要となる。このため以下の対策を推進する。なお、県及び市等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

実施事項	実 施 内 容
救出救助用資機材の 確 保 体 制 の 充 実 (防 災 課 、 消 防 本 部、各関係課)	救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう、自治会・団地等の単位での確保を柱とした整備を推進する。 - ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助 - イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発 - ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進 - エ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進 - オ 各市立施設における救出救助用資機材の整備促進 - カ 高度な技術・資機材を有する救助隊の整備

実施事項	実 施 内 容
	●資料編 資料 12-1 消防車両・艇現有一覧 資料 12-2 特殊機械器具保有状況
消火用資機材の確保体制の充実（防災課、消防本部）	消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会・団地等の単位での確保を柱とした整備を図る。 ア 自主防災組織用の消火用資機材の補助 イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発 ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進
医薬品・衛生材料の確保体制の充実（市民健康課）	医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による想定被災者数の2日分以上を目標とし、市内における医薬品・衛生材料の確保体制の確立に努める。
食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実（防災課、市民生活課、上下水道局、各関係課）	食料・飲料水・被服寝具、携帯トイレ等の生活必需品については、家庭や地域等での確保がなされるよう家庭内備蓄や事業所内備蓄、自主防災組織による備蓄等の地域内備蓄を推進する。なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、市は、地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。調達・供給については、地震・津波編 第2章「第17節 給水計画」「第18節 食料供給計画」「第19節 生活必需品供給計画」に基づき実施する。 ●資料編 資料 1-6 沖縄市備蓄整備計画 資料 6-11 物資備蓄箇所一覧（備蓄倉庫含む） 資料 6-12 避難生活用備蓄物資一覧 ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館、自主防災組織等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発 イ 市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進 ウ 市は、管理する配水池及び飲料水用耐震性貯水槽を緊急遮断弁で水の流出を防ぎ、災害対策用として確保する。 エ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握 オ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備 カ 市及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄促進 ●資料編 資料 15-1 応急給水用機械の種別及び能力等 キ 市は、日本赤十字社と連携し、衣料品・寝具類等の必要な物資を備蓄する。
輸送手段の確保	- 市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておく。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。 - 海上輸送に関する船舶の確保については、漁船等における応援要請の方法等の事前協議を図っておく。 - 交通の途絶等により地域が独立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

3 応援体制の強化（各関係課）

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。市においては、山形県米沢市、愛知県東海市等との応援協定に基づき災害時の応援を要請するほか、県を通じて県外からの応援体制の強化を図る。

ア 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるよう、事前の準備に努める。

イ 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に係る企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように市内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。また、シェアリングエコノミー（※）の活用の可能性について検討し、応援体制の強化を図る。

※個人・組織・団体等が保有する何らかの有形・無形の資源（モノ、場所、技能、資金など）を貸し出し、利用者と共有（シェア）する新たな経済の動きのこと。防災分野においては、災害時に不足する支援物資などの確保等における活用が見込まれる。

ウ 専門ボランティアとの連携体制の充実

医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

沖縄市赤十字奉仕団や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ 自衛隊との連携の充実

県及び市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を事前に明確化する。また、陸上自衛隊および海上自衛隊、その他関係機関においては、市主催の防災訓練に参加し、平時より連携の強化を図る。

カ 在日米軍との協力体制の充実

県及び市は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。

- ・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
- ・消防相互援助協約（消防本部）
- ・嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書（消防本部）

キ 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、市のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。市は、平常時から各機関と十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づいた応援体制を整える。

ク 応援・受援の備え

県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順、
- ・ 市本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・ 地域内輸送拠点の確保
- ・ 応援職員の宿泊場所として活用可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの施設

※この計画については、地震・津波編 第2章「第7節 広域応援要請計画」に準ずる。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実（道路課、契約管財課、防災課、関係機関）

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需用が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であることから、今後以下の対策を推進していく。

ア 交通規制計画の作成等

県警察は、緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結を行う。

道路施設管理者は、交通施設の耐震性確保等を図る。

イ 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保するとともに、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

県は、輸送を効率的に行うために、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、災害の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していく。市は県に対して必要な情報提供を行う。

エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市の管内に1箇所以上、災害の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

●資料編 資料 7-3 使用可能なヘリポート候補地

オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受ける

ことで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。そこで、第2編及び第3編「第1章 災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図る。

カ 運送事業者との連携確保

県及び市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両確認標章等の事前交付についての周知及び普及

キ 緊急輸送活動関係

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。また、国、県、市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。

ク 中核給油所（中核SS）等の把握

市は、国による整備、指定を進めている災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となり、災害時に緊急車両に対して優先給油を行う役割を担う中核SSについて、その所在地を把握し、共有を図る。ただし、中核SSは、一般消費者の殺到を防ぐため一般公表されていないことに留意しなければならない。

また、国は、自家発電設備を備え、災害等による停電時においても可能な限り継続して地域住民等に対して燃料共有を行うことができる住民拠点サービスステーション（住民拠点SS）の整備も進めている。

ケ 道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

5 広報広聴体制の充実（秘書広報課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで以下の体制を早急に整備していく。

実施事項	実施内容
プレスルームの整備	・災害時における報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するため、記者会見室及び待機室を確保し、情報発信の強化を図る。
インターネットを通じた情報発信に関する検討	・情報化の発展に伴い、インターネット、LINE、X（旧ツイッター）及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきているため、災害時の情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。
手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ	・聴覚障がい者、外国人に対しても的確に情報を伝えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討（各関係課）

(1) 防災拠点

本市の防災拠点は、広域避難場所として指定されているコザ運動公園とし、大規模災害時における公園内施設の役割は次のとおりとする。また、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、非常用電源設備等、耐震性貯水槽等による水の確保、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進し、防災拠点としての強化を図る。

施設名	使用用途
沖縄アリーナ	広域物資輸送拠点等の防災拠点
体育館	指定避難所等
武道館	遺体収容施設
陸上競技場	応急救護所及び仮設風呂
多目的運動場	ボランティアセンター
野球場	ヘリポート
グリーンフィールド	支援物資集積拠点
サブグラウンド	第1 応急仮設住宅
コザ運動公園内駐車場	その他の防災拠点

(2) その他の防災拠点の検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区または中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

7 公的機関等の業務継続性の確保（防災課、各関係課）

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、市防災計画、災害時職員行動マニュアル、受援計画との関係性や連動性を踏まえ業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。業務継続計画の策定にあたっては、男女の比率に配慮した検討体制とすることやジェンダーに配慮した意見交換の場づくり等が不可欠な要素であるため、女性の参画を拡大し、男女

共同参画の視点を取り入れた体制を確立するほか、プライバシーに配慮した上で障がい者等の多様な視点を取り入れるよう努める。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- (2) 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

部署・関係機関	各関係部

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（各関係課）

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、市は、以下の対策を積極的に推進する。

- (1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実（防災課、秘書広報課、情報システム課、各関係課）
地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。
- (2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実（防災課、秘書広報課、情報システム課、各関係課）
津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。
- (3) 避難誘導対策の充実（ちゅういしいじい課、介護保険課、障がい福祉課、施設課、指導課、観光スポ

ーツ振興課、文化芸能課、防災課、建築指導課、各関係課)

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は、県、施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していく。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強や老朽化対策と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 避難行動要支援者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する調整の推進

オ 指定された避難路を閉塞する恐れのある住宅・建築物への耐震診断及び改修の促進

(4) 救出救助対策の充実（消防本部、防災課）

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していく。

ア 市は、県と連携し、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）を図る。

イ 市は、県からの補助を活用し、自主防災組織用の救出救助用資機材の充実を図る。

(5) 緊急医療対策の充実（市民健康課、こども相談・健康課）

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者は連携を図り、総合的な緊急医療対策を検討していく。

なお、当面、市は県と連携して次の対策を図る。

ア 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 市内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）

ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

エ 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定予測負傷者を踏まえた市内医療機関、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

カ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

2 大規模停電への備え（各関係課）

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（各関係課）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進（教育総務課、指導課、施設課、各関係課）

以下の点に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 家庭科室の利用検討

エ 保健室の利用検討（応急処置等）

オ シャワー室、和室、簡易ベッド、洋式トイレ及び車いす用トイレの整備

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、仮設トイレ、マンホールトイレ、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備、必要な備品の備蓄倉庫への保管

ク 施設の耐震化や老朽化対策及びバリアフリー化

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備（防災課、各関係課）

市は、危険な建物、地域から安全な場所に市民や観光客等を避難させるため、指定避難所、指定緊急避難場所、収容に関する予防対策を確立していく。

指定にあたり、指定緊急避難場所の収容可能人数は、敷地内の建物、道路、池などを除いた避難スペースとして、原則として1人あたり1㎡とし算出し、指定避難所の収容可能人数は、施設内の廊下、階段、トイレ、その他避難者を滞在させることに適さない空間を除いた避難スペースとして、原則として2人あたり3.3㎡とし算出する。

●資料編 資料6. 避難所・備蓄倉庫及び物資

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を下表の分類により指定する。指定にあたっては、基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に基づく「指定緊急避難場所及び指定避難所における指定基準」に適合するように留意する。併せて、広域避難における他市町村からの避難者の受け入れに備え、受け入れ可能な施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

指定緊急避難場所について、市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報、家庭動物の受け入れ方法を防災マップ等で住民等に周知する。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、住民等に対する図記号の周知にも努める。

区分	分類	概要
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は広場等であり、災害種別ごと（洪水、土石流、がけ崩れ・地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山）に安全（○）なのか危険（×）なのか示し、指定する。
	指定緊急避難場所（広域）	指定緊急避難場所であり、広域的な避難者の受け入れや、災害時の応急対策等に必要なヘリポートや救護所等が設置される防災拠点となる施設
	指定緊急避難場所（小規模）	指定緊急避難場所まで距離的に避難が困難な地域等を解消するため、小規模ではあるが、避難者が安全に避難できる施設
指定避難所	指定避難所	避難者を災害の危険がなくなるまでの期間、又は自ら居住場所を確保することが困難になった被災住民やその他の被災者を一定期間滞在させるための施設
	指定避難所（津波除く）	津波避難対象地域（津波災害警戒区域内除く）に立地しているため、津波警報、大津波警報発表時には開設しないが、津波警報等解除後は、施設及び周辺の浸水状況等を確認し、安全が確保されれば開設する指定避難所
	一時避難所	大規模災害時に、避難者を一時的に受け入れる公民館施設、民間事業所及びホテル等の宿泊施設であり、指定避難所の空き状況に応じて避難者を移動させ、短期的に開設する避難所とし、平時より協定を締結し、協力体制を図る。

イ 福祉避難所の指定

- (ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し、指定する。
- (イ) 民間の社会福祉施設等の場合は、福祉避難所の指定に際して、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。
- (ウ) 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が直接福祉避難所へ避難することができるよう努める。
- (エ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

ウ 福祉避難スペース（室）の確保

専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の指定避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の指定避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する。また、要配慮者も女性と男性のそれぞれがいることから、同性による介助・介護を実施す

るなど、女性と男性のニーズの違いに配慮する。

エ その他の避難所、避難場所等

市は、基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所並びに福祉避難所の他、必要に応じて次の分類により避難所、避難場所等として定めることができる。

分 類	概 要
準 避 難 所	二次被害の可能性のある地域（津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域）に立地しているが、「指定緊急避難場所及び指定避難所における指定基準」を満たし、二次被害を回避するための構造を有しているため、当該災害が収まった後に、施設及び周辺の被害状況等を確認し、安全が確保され、市長が必要と認めた場合に開設する公共施設
台 風 等 避 難 所	暴風域に入る見込みがある場合や、局地的な土砂災害、洪水発生時または発生する恐れがある場合等の小規模災害時に開設する公共施設とし、原則として、北部、中部、西部、東部の各地区に1箇所（計4箇所）同時に開設する。対象となる施設は、指定避難所、指定避難所（津波除く）又は準避難所の指定基準を満たしている必要がある。
津 波 避 難 施 設	津波警報、大津波警報発表時に、津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する高い建物（ビル、タワー、展望台等）及び高台にある広場等
災害時協力施設	平時より地域のコミュニティの場として周知されている公民館施設であり、災害時に避難者が滞在し生活する施設ではなく、当該地域の被災者に対し、炊き出しや支援物資の配給、トイレの貸し出し、情報提供などの支援協力を得られる施設とし、大規模災害時に施設及び周辺の安全を確認し、協力要請する。

オ 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備

(7) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月）」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月）」その他ガイドライン等を参考にあらかじめ指定避難所等の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ環境整備を進める。

(イ) 学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ウ) 市は、災害等の発生時において、被災者、避難者及び帰宅困難者等の通信を確保するため、西日本電信電話株式会社沖縄支社と連携し、避難所に災害用特設電話の整備を進める。

●資料編 2-16 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社沖縄支店）

(エ) 市は、災害時に避難所等となる施設の内、指定管理者が管理している施設については、「大規模地震に係る災害発生時における避難上運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）（総務省自治行政局）」に基づき、避難所等運営の役割分担及び費用負担について明確にしておく。

(3) 避難者の状況把握・共有方策の検討（各関係課）

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握

の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(4) 在宅避難者の支援方策の検討（各関係課）

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(5) 車中泊避難者の支援方策の検討（各関係課）

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(6) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発（各関係課）

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(7) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置（住まい建築課）

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(8) 物価の安定等のための事前措置（契約管財課）

市は、県と連携し、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(9) 文教対策に関する事前措置（教育総務課、指導課、総務課、市立郷土博物館）

市は、県と連携し、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が指定避難所等として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立並びに文化財の耐震についての指導・助言

(10) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置（指導課、保育・幼稚園課、各関係課）

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚

園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡連携体制の構築に努める。

(11) 広域一時滞在等の事前措置（防災課、各関係課）

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

ア 他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

イ 広域避難者の円滑な運送に係る運送事業者等との協定の締結

ウ 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成

エ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

オ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備

カ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(12) 家屋被害調査の迅速化（住まい建築課、各関係課）

市は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(13) 災害廃棄物処理計画の策定（環境課）

市は、国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するための基本的な考え方や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画を策定した。災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理を迅速かつ適正に実施する体制の整備に努める。

(14) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討（消防本部）

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定避難所等、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。

(15) きめ細やかな被災者支援（各関係課）

市は、平常時から地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

部署・関係機関	健康福祉部、教育委員会指導部、各関係部 市社会福祉協議会

大規模災害時には、市、防災関係機関とボランティアが共に、如何に活動するかが、その後の救援・復興を左右するということが阪神・淡路大震災で証明された。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

1 ボランティア意識の醸成（ちゅういしいじい課、指導課）

(1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じての取り組み

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図る。

2 ボランティアの育成等（ちゅういしいじい課、各関係課）

(1) ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、市及び市社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努め、学校・家庭・地域の連携体制の充実を図る。また、沖縄市赤十字奉仕団および沖縄市女性防火クラブにおいては、自治会防災訓練等に参加するほか、小学校・イベント等での炊き出し訓練を行い、子ども達等の防災意識の向上に努める。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信、被災建築物（被災宅地）応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

イ 市は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努める。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部・沖縄市赤十字奉仕団及び県・市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

3 ボランティア支援対策（ちゅういしいじい課）

(1) 市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備・指定しておく。

(2) 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

(3) 市及び市社会福祉協議会は、市内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していく。また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。

(4) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

(5) 市及び市社会福祉協議会は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援を検討するとともに、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

- (6) 市及び社会福祉協議会は、災害時のボランティアの支援について、別に定める「沖縄市防災対応マニュアル」に準じて対応する。
- (7) 特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第5款 要配慮者の安全確保

部署・関係機関	健康福祉部、こどものまち推進部、経済文化部、教育委員会教育部 教育委員会指導部、各関係部 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会

要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保（各関係課）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、次の防災対策を講じておく。

(1) 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を市防災計画に定める。

特に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域、水防法に基づく浸水想定区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に立地している要配慮者利用施設については、災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、災害等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記しておく。

(2) 避難計画の作成及び避難訓練の実施

ア 施設ごとの規定（介護保険法等）

介護保険施設等の事業者は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運用に関する基準に基づき、非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。その際、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

イ 災害毎の規定（津波防災地域づくりに関する法律、水防法、土砂災害防止法等）

地域防災計画に明記された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、共通編 第3章「第5節 避難体制等の整備」を踏まえ、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しなければならない。

(3) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

(4) 地域社会との連携

施設の管理者は、災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(5) 緊急連絡先の整備

施設の管理者は、災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(6) 災害用備蓄等の推進

施設の管理者は、長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対する、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

【要配慮者利用施設とは】**【社会福祉施設】**

老人福祉関係施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障がい者社会参加型支援施設、障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、妊娠婦等生活援助事業の用に供する施設、児童育成支援拠点事業の用に供する施設、こども家庭センター、児童相談所など

【学校】

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くもの）など

【医療施設】

病院、診療所、助産所など

2 在宅で介護を必要とする者の安全確保（ちゅういしいじい課、各関係課）

心身に障がい有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮をする。

(1) 避難行動要支援者支援計画の整備

避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者支援に関する「沖縄市避難行動要支援者避難支援計画」と、避難行動要支援者名簿の整備を推進するとともに、個人情報保護に配慮しつつ

つ、避難行動要支援者に関する情報を避難支援等関係者へ共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者（以下「避難支援者」という。）を定めるなど、実効性のある個別避難計画の策定に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

基本法第49条の10～13、第50条第2項及び第56条各項並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の利用及び提供、名簿情報の漏洩防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、以下に定める。また、細目的な部分に関しては「沖縄市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき対応する。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとする。

☐ 自治会	☐ 民生委員・児童委員
☐ 自主防災組織	☐ 沖縄市社会福祉協議会
☐ 沖縄市消防本部	☐ 沖縄県警察本部
☐ その他避難支援等の実施に携わる関係者	

イ 避難行動要支援者の名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅で生活している、下記のいずれかに該当する者で、独居又は同居親族による避難支援が困難な者とする。

- | |
|---|
| ☐ 身体障害者手帳1、2級以上の者 |
| ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級の者 |
| ☐ 療育手帳A1、A2の者 |
| ☐ 介護保険要介護度3以上の者 |
| ☐ その他、特に配慮を要する者のうち、支援を希望する者 |

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している個人番号（マイナンバー）を利用して、住民基本台帳情報及び障害者手帳台帳、要介護認定情報等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手することができる。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| ☐ 氏名 |
| ☐ 生年月日 |
| ☐ 性別 |
| ☐ 住所又は居所 |
| ☐ 電話番号その他の連絡先 |
| ☐ 避難支援を必要とする理由 |
| ☐ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |

エ 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。

名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については、随時実施する。

オ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者が、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研修会等を実施し、個人情報の取扱いについて、周知徹底を図るとともに、次の点について避難支援等関係者に対し配慮を求める。

また、平常時に自治会、自主防災組織及び市社会福祉協議会等の避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供する際は、覚書を取り交わす。

- 基本法による守秘義務の認識と理解
- 必要以上の名簿の複製の禁止
- 施錠可能な場所への名簿の保管
- 団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）
- 名簿情報の取扱状況の市への報告

(3) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者の同意を得た上で、一人ひとりの個別避難計画の作成を推進する。なお、作成作業の途中若しくは作成の同意が得られない等の事情により、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供及びその他の必要な配慮をする。

また、個別避難計画内容の改善や避難の実効性の向上につなげるため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した避難訓練を適切に実施する。

(4) 円滑な避難のための情報伝達の配慮

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、高齢者等避難開始を促す。

避難の指示は、次の主な方法により周知する。

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市メールによる配信		○
市ホームページ及びSNS		○

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に際し、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守

ることが大前提であり、市は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で支援を行う。また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

(6) 支援体制の確立

災害時における避難行動要支援者の情報伝達や救助、避難誘導等は、自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員等による地域全体での支援が重要であるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制の確立に努める。また、機能別消防団員制度に基づき、避難行動要支援者への支援体制の充実を図る。

(7) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ② 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する普及・啓発

- ① 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ② 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(8) 緊急避難通報システムの整備

災害時に要配慮者が円滑に避難できるシステム整備を図る。

(9) 障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じ、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができ、円滑な意思疎通により緊急の通報を行うことができるようにするため、体制整備の充実、情報取得設備又は機器の設置、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

3 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設における安全確保（市民生活課、ちゅういしいじい課、障がい福祉課、観光スポーツ振興課、文化芸能課、各関係課）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、市は、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の常時点検に努める。

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

部署・関係機関	経済文化部、総務部、各関係部

市、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

また市は、観光客等の安全確保について、別に定める「沖縄市観光危機管理計画（令和4年3月）」に準じ、「平常時の減災対策」、「危機対応への準備」、「危機への対応」、「危機からの回復」の各段階において、沖縄市や観光関連団体・観光関連事業者及び市民が一体となって最善の対策をとることとする。

1 観光客・旅行者等の安全確保（観光スポーツ振興課、文化芸能課、防災課、各関係課）

(1) 避難標識等の整備

ア 市は、指定避難所等・避難路等の標識について、観光客・旅行者にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標識とし、その安全確保に努める。なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、図記号の見方に関する周知にも努める。

イ 市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努める。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

市は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保（観光スポーツ振興課、文化芸能課、防災課、各関係課）

市は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

また市は、国の協力要請に応じて、国等が実施する研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。また、自治会長協議会においては、自治会と外国人住民との交流を増やし、コミュニケーションを取りながら、防災知識の啓発に努める。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

3 観光危機管理体制の整備（観光スポーツ振興課）

(1) 観光危機管理の普及、対策の促進

市は、県及び観光関連団体等と連携して、観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

市は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、市、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 避難体制等の整備

部署・関係機関	総務部、各関係部、沖縄警察署

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、指定緊急避難場所・指定避難所等、避難誘導、収容に関する予防対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立していく。

1 基本的事項（各関係課）

(1) 避難体制の整備

ア 市の実施すべき対策（各関係課）

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等、住民の避難誘導等に関する警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(ア) 指定避難所等の選定

(イ) 指定避難所等の開設及び運営方法の確立

(ウ) 指定避難所等の安全確保

(エ) 住民への周知

(オ) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備

(カ) 避難の指示等の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備

(キ) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

(ク) 避難経路の点検及びマップの作成

(ケ) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(コ) 市防災計画へ浸水想定区域内に立地する地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地の明記 ※大規模工場等は、その所有者又は管理者から申し出があった場合に限る。

(サ) 市防災計画へ土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の名称及び所在地の明記

イ 要配慮者利用施設、地下街等、大規模な工場等、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策（各関係課）

(ア) 避難計画の作成

① 市防災計画に明記された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法等関係法令に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等又は急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市に報告するとともに公表しなければならない。なお、報告を受けたときに市本部長は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

② 市防災計画に明記された地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、水防法等関係法

令に基づき避難確保計画を作成し、市に報告するとともに公表しなければならない。

- ③ 市は、避難確保計画を策定していない要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ④ 観光・宿泊施設、その他不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定めておくものとし、職員及び従業員等に周知徹底を図る。

また、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、施設利用者等の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておく。

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難先
- ・避難誘導者及び補助者
- ・避難誘導の要領
- ・避難後の処置
- ・事故発生に対する処置
- ・その他必要とする事項

(イ) 避難訓練の実施

- ① 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市本部長に報告しなければならない。また、報告を受けたときは、市本部長は必要な助言又は勧告をすることができる。
- ② 地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施しなければならない。

(ウ) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設、地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努め、当該組織を置いたときは、市に報告しなければならない。

(エ) 避難誘導体制の整備

消防本部は、沖縄警察署等と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備等

ア 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定、整備

市は、災害時の避難に備え、以下により指定緊急避難場所・指定避難所等の整備をしておく。

- (ア) 指定避難所等は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用する。
- (イ) 指定避難所等として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査する。
- (ウ) 指定緊急避難場所の選定にあたっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮する。

(エ) 指定避難所等に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。

(オ) 市内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定緊急避難場所の予定施設又は場所を定める。

(カ) 指定避難所等の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておく。

イ 広域避難場所等の指定

(ア) 市は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、以下の基準により、公園等のスペースを指定しておく。

- ① 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ② 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ③ 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
- ④ 避難場所ごとの地区割計画の作成にあたっては、自治会区域を考慮すること。

(イ) 市は、指定緊急避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進する。

2 津波避難体制等の整備（防災課、各関係課）

本市は、東部地域に、中城港湾開発に伴う企業関連会社、泡瀬漁港、沖縄県総合運動公園等を有し、今後さらに人口の増加が予想される。こうした津波に対する防災上不利な地理的条件があるなど、市民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

(1) 津波避難計画の啓発

ア 市における対策

津波避難計画について、計画に定めている避難経路や津波避難ビルなどの情報を提供するとともに、防災訓練等を通じて啓発に努める。

なお、計画の修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていく。

イ 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

ウ 避難計画の留意点

(ア) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動

車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、沖縄警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

(イ) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員、自主防災組織、民生委員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

(2) 津波危険に関する啓発

市は、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発する。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

ア 市における対策

(ア) 市は、市民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- ① 津波災害警戒区域、津波浸水想定区域、津波避難対象区域（想定の限界や不確実性含む）
- ② 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- ③ 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震による津波等）
- ④ 津波の特性（波の押し・引き、遠地震、火山噴火等による津波等）

(イ) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- ① 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- ② 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ③ 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- ④ 津波危険地域の自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- ⑤ 広報紙
- ⑥ 防災訓練
- ⑦ 防災マップ（津波ハザードマップ）
- ⑧ 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- ⑨ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

イ 広報・教育・訓練の強化

(ア) 津波ハザードマップの普及促進

市は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を行うとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進

する。

(イ) 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。また、訓練等を通じて、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所等を運営できるように配慮するよう努める。

(ウ) 津波防災教育の推進

市は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図る。

ア 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

市は、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

ウ 避難ルート及び避難ビルの整備

(ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルート为目标とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

(イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(ウ) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。また、当該地域の公共施設に津波避難に有効な機能の付加を推進するとともに、民間建築物等の活用及び戸別住宅等における有効な避難機能の付加について検討する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造及び避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(エ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、高台に立地している広場等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、指定緊急避難場所を指定避難所等（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

(オ) 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

エ 建築物の安全化

市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

オ その他

河川管理者は、水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

カ 避難確保計画の策定及び避難訓練の実施

(ア) 避難確保計画の策定

市防災計画に明記された避難促進施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市に報告するとともに公表しなければならない。

(イ) 避難訓練の実施

避難促進施設の所有者又は管理者及びその使用人その他の従業員は、避難確保計画に基づ

き避難訓練を実施するとともに、その結果を市に報告しなければならない。報告を受けた市は、必要な助言又は勧告をすることができる。また、訓練実施に伴い、当該施設の利用者に対し協力を求めることができる。

第6節 道路事故災害予防計画

部署・関係機関	建設部	沖縄警察署

1 道路事故災害予防（道路課）

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第7節 海上災害予防計画

部署・関係機関	総務部、経済文化部、消防本部	中城海上保安部

1 災害応急対策への備え（防災課、消防本部、農林水産課）

(1) 情報連絡体制の整備

市は、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部及び消防機関等と連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

(2) 消防、救助体制の整備

市及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

市は、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部及び消防機関等と連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第 2 編 地震・津波編

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織計画

部署・関係機関	総務対策部、各対策部

この計画は、市本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を構ずるものである。

1 災害対策本部と防災関係機関との協力系統



2 災害対策の動員（人事班）

災害時の初動体制及び配備基準、動員方法等については、以下に定めるほか、別に定める「災害時職員行動マニュアル」による。

(1) 災害対策配備体制基準

災害対策初動体制、災害対策警戒体制、災害対策本部体制の配備基準等は以下のとおりとする。

なお、大雨、台風及び土砂災害等の災害に関する配備基準については、風水害等編 第1章「第1節 組織計画」に定める。

災害対策配備体制基準（地震・津波編）

体制区分		配備基準	配備要員	主な対策
災害対策 初動体制		1 沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合 2 本市で震度4の地震が観測された場合	・防災課1名以上、総務部要員1名以上、建設部要員1名以上本庁待機 ・下水道課1名以上上下水道局待機 ・緊急対応班（電話受理班）、災害対応活動班は招集時に備える。	対策要員に割当てられた職員は、気象情報等を把握し本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに災害対策警戒体制に備える。
		3 津波注意報発表のおそれがある場合	・防災課1名以上	
災害対策 警戒体制		1 沖縄本島地方に津波注意報が発表され、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合	・緊急対応班（電話受理班） ・災害対応活動班 ※人員の増減の決定は、総務部長・建設部長・総務部次長が行う。 ・協力要員	特に関係ある部・課の所要人員で、災害に関する情報収集、巡視及び連絡活動が円滑に行い得る体制とし、状況に応じて第1配備体制に移行できる体制 ①地震・津波情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、自治会関係等） ④危険区域を巡視し災害の兆候等に留意 ⑤泡瀬海岸の巡視 ⑥高齢者等避難（避難行動要支援者）の検討 ⑦避難指示等の検討 （注）要員に指示されていない課長等は緊急事態に備える。
災害対策 本部体制	第1配備	1 本市で震度5弱が観測された場合 2 沖縄本島地方に津波警戒報が発表された場合	災害対策本部所掌事務による動員[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	①対策本部設置報告（県、住民等への設置報告） ②情報収集及び伝達 ③避難指示等の検討 ④要救助者、被害状況等について調査班を編成し調査 ⑤配備体制の検討 ⑥県への自衛隊等応援要請依頼の検討

体制区分		配備基準	配備要員	主な対策
災害対策本部体制	第2配備	1 本市全域で被害の拡大が予測される場合 2 本市で震度5強が観測された場合	約半数の職員を動員[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
	第3配備	1 本市で震度6弱以上が観測された場合 2 沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合 3 本市全域で被害が拡大され第2配備では対応が困難な場合 4 市全域にわたる地震被害が発生した場合 5 甚大な局地的被害が発生した場合	全職員[事態により全会計年度任用職員動員検討] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。	

3 災害対策初動体制（総務部、建設部、上下水道局、消防本部、各関係部署）

災害対策初動体制は、本市に災害が発生するおそれがある場合に、上記「災害対策配備体制基準」に応じて取る配備体制である。

本体制における役割は、「気象情報の収集・把握」「各待機要員の連携・把握」「情報の収集・伝達」となるが、本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに「災害対策警戒体制」へ移行できるよう備える。

●指揮者、要員、設置場所

災害対策初動体制における指揮者、要員及び設置場所は、以下のとおりである。

<指揮者>

指揮者：総務部次長
副指揮者：防災課長

<災害対策初動体制要員>

防災課：1名以上
総務部要員：1名以上
建設部要員：1名以上
下水道課：1名以上

<設置場所>

本庁舎（各課内）※下水道課は、上下水道局庁舎で対応

●活動内容

災害対策初動体制における活動内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| ① 気象情報の収集・把握
② 各待機要員の連携・把握
③ 情報の収集・伝達 |
|---|

4 災害対策警戒体制（総務部、建設部、上下水道局、消防本部、各関係部署）

災害対策警戒体制は、本市に災害が発生、または発生するおそれがある場合に、災害対策配備体制基準に応じて取る体制である。災害対策警戒体制には、「緊急対応班（電話受理班）」と「災害対応活動班」があり、「緊急対応班（電話受理班）」は市民等からの電話対応を行い、現場対応が必要な場合には「災害対応活動班」に連絡し、対応する体制である。各課の対応については、別表2「災害対策本部所掌事務」を準用する。また、現場対応の状況に応じて、要員が不足している場合、各部内の職員を「協力要員」として招集し対応する。ただし、切迫性が高い案件については、災害対応活動班の招集を待たず、すでに配備している全ての職員で対応する。

●指揮者、要員

災害対策警戒体制における指揮者及び要員は、以下のとおりである。

<指揮者>

指揮者：総務部長 副指揮者：建設部長、総務部次長

<災害対策警戒体制要員>

緊急対応班（電話受理班） 災害対応活動班

●活動内容

災害対策警戒体制へ移行した際の全庁的な活動内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| ① 気象・災害情報の収集・伝達
② 「緊急対応班」による市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録
③ 人員や現場対応が必要な場合における「災害対応活動班」の活動
④ 高齢者等避難・避難指示の検討、発令
⑤ 避難者対応・避難所開設及び運営
⑥ 危険区域の巡回及び広報
⑦ 飛散物の固定、障害物の除去
⑧ その他現場対応
⑨ 災害対策本部体制への移行の検討
⑩ その他災害対策の重要事項に関すること
⑪ 災害対策警戒体制の解散に関すること |
|---|

【緊急対応班（電話受理班）】

緊急対応班（電話受理班）は、災害対策警戒体制および災害対策本部体制時に招集される班であり、主な活動は気象や災害情報の収集・伝達をはじめ、市民や関係機関から寄せられる電話対応を行い、その内容を記録することである。また、記録した内容は災害対応活動班および防災課へ報告する。

緊急対応班（電話受理班）の要員は、緊急対応班（電話受理班）に割当てられている各部の職員で構成することを基本とする。

●班員、設置場所

緊急対応班（電話受理班）は、指揮者および情報統括を行う防災課の指示の下、活動を行う。班員及び設置場所は、以下のとおりである。

緊急対応班員

部 名	配備数	部 名	配備数
総務部（防災課除く）	1名以上	経済文化部	1名以上
企画部	1名以上	建設部	1名以上
市民部	1名以上	教育部	1名以上
健康福祉部	1名以上	指導部	1名以上
こどものまち推進部	1名以上	行政委員会等	1名以上

※各部筆頭課にて決定しローテーション等、運営の調整や管理を行う。

※災害規模に応じて増員

<設置場所>

本庁舎4階第1会議室

●活動内容

緊急対応班（電話受理班）における活動内容は、以下のとおりである。

- ① 市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録
- ② 人員や現場対応が必要な場合における「災害対応活動班」への連絡
- ③ 庁内で連携が必要な事項等があれば防災課へ連絡
- ④ 避難所情報の把握（開設状況や空き状況等を防災課と共有し把握する）

●緊急対応班、避難所担当者会議について

津波注意報や台風接近時など、本市に影響があると予測できる災害については、襲来に備え、防災課、各部筆頭課長及び避難所担当課長を中心（代理出席可）に事前会議を開き、配備態勢、避難所開設場所や開設時期、休校や休園、各課の行事（イベント、予防接種、保育業務、ごみ収集等）に関すること及びその他必要事項を確認する。なお、チャットラック等を活用しいつでも情報共有できる体制を整備しておく。

【災害対応活動班】

災害対応活動班は、災害対策警戒体制時において、災害の状況に応じて人員や現場対応が必要または必要になると予想される時に招集されるものである。災害対応活動班は、災害対策警戒体制の指揮者（総務部長）の指示に基づき、気象・災害状況等により対応が必要な現場で活動を行うものである。配備基準は、以下のとおりである。

<災害対応活動班の配備基準>

- | |
|-----------------------|
| ① 人員や現場対応の必要性が予想される場合 |
| ② 人員や現場対応の必要がある場合 |

災害対応活動班

部 名	課 名
総務部	契約管財課
	秘書広報課
企画部	情報システム課
	プロジェクト推進室
市民部	市民生活課
	環境課
健康福祉部	ちゅいしいじい課
こどものまち推進部	こども企画課
経済文化部	観光スポーツ振興課
	農林水産課
建設部	都市整備室
	公園みどり課
	道路課
	住まい建築課
教育部	教育総務課
指導部	指導課
上下水道局	総務課
	下水道課
消防本部	全課

<設置場所>

各課執務室内または各現場対応が必要な場所

※原則、各課執務室での待機とするが、状況に応じて自宅待機も可能とする。ただし課長は、いつでも迅速な対応ができるよう体制を整備しておくものとする。なお、自宅待機の場合、緊急対応班から連絡する際は、課長宛てに連絡する。

●活動内容

災害対応活動班の活動内容は、主に以下の内容が想定される。

<活動内容>

- | |
|--|
| ① 危険区域の巡回及び広報
② 飛散物の固定、障害物の除去
③ 避難者対応・避難所運営
④ その他現場対応 |
|--|

●協力要員とは

「緊急対応班（電話受理班）」及び「災害対応活動班」では人員が足りない場合に、災害対応活動班に割り当てられた課以外のすべての課の職員を「協力要員」として招集するものである。また、台風接近時などにおいては、数日にわたっての対応も考えられることから、前もって各部内で調整し交代要員のローテーションを決めておくものとする。

協力要員

部 名	課 名
総務部	総務課、人事課、納税課、市民税課、資産税課
企画部	政策企画課、財政課、DX 戦略室、行政改革推進課、基地政策課
市民部	平和・男女共同課、市民課
健康福祉部	障がい福祉課、介護保険課、保護管理課、保護第一課、保護第二課、国民健康保険課、市民健康課
こどものまち推進部	保育・幼稚園課、こども家庭課、こども相談・健康課
経済文化部	商工振興課、企業誘致課、文化芸能課
建設部	建築指導課、用地課、区画整理課、計画調整課
教育部	施設課、生涯学習課、市立郷土博物館、市立図書館
指導部	学務課、学校給食センター、青少年センター、教育研究所
上下水道局	料金課、工務課、管理課
行政委員会等	会計課、議会事務局庶務課、議会事務局議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

5 災害対策本部体制（災害対策本部会議、緊急対応班（電話受理班）、各班）

災害対策本部体制は、大規模災害が発生または発生するおそれがあるとき、市長が市本部を設置し、災害に対応する体制である。

市本部は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、災害対策配備体制基準等に応じて市長が設置するものとする。また、市本部は災害応急対策をひと通り終了し、または災害発生のおそれなくなり災害対策の必要がなくなったとき、解散する。

市本部を設置または解散したときは、県、関係機関、住民に対し通知公表する。

災害対応において、各班で対応しきれず、応援が必要な場合は、対策部内での業務調整を基本とする。対策部内での調整が難しい場合は、防災班に支援を要請し、支援対策部への協力要請も含め、防災班で業務調整を行う。

災害対策本部体制には、女性の参画を推進するとともに、性別にかかわらず多様なニーズや視点に配慮することを基本とする。

●本部長、副本部長、災害対策本部会議要員

災害対策本部体制における本部長、副本部長、災害対策本部会議要員は、以下のとおりである。

なお、本部長（市長）が出張、休暇等による不在または連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

<本部長>

本部長：市長 副本部長：両副市長

<本部長が不在の場合の責任体制>

- | |
|--|
| ① 市長（本部長）
② 主務の副市長（副本部長）
③ その他の副市長（副本部長）
④ 総務部長（総務対策部長） |
|--|

<災害対策本部会議要員>

- | |
|--|
| ① 本部長
② 両副本部長
③ 教育長
④ 上下水道局長
⑤ 各部長
⑥ 議会事務局長
⑦ その他本部長が必要と認める者 |
|--|

●設置場所

災害対策本部室の設置場所は、市施設の使用可能性を調査し、次の順位により、使用可能な場所に設置する。なお、災害対策本部室には、災害対策本部会議要員、緊急対応班（電話受理班）、その他市本部長より命を受けた班を招集する。その他の班は、各班の執務室にて災害対策・対応を実施する。

<設置場所>

- | |
|---|
| ① 本庁舎（4階庁議室又は地下2階大ホール）
② 消防本部
③ 沖縄市立総合運動場体育施設 |
|---|

●災害対策本部会議の基本方針審議

- ① 本部の非常配備体制及びその廃止に関する事。
- ② 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- ③ 避難指示に関する事。
- ④ 関係防災機関及び姉妹都市等に対する応援の要請に関する事。
- ⑤ 隣接市町村との相互応援に関する事。
- ⑥ 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用の判断に関する事。
- ⑦ 災害対策に要する経理の処理方法に関する事。
- ⑧ 災害対策本部会議の招集に関する事。
- ⑨ 当該災害への対策・支援等の方針、目標、優先順位等に関する事。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関する事。

●緊急対応班（電話受理班）

県全域に係る空港や電力供給、浄水場等の被害状況や、市内の被害状況、避難所の状況、防災関係機関の状況など、応急対策等に必要な情報をとりまとめる。

<設置場所>

災害対策本部室設置場所に準ずる。
※本庁舎4階庁議室の場合は、4階第1会議室に設置

●活動内容

緊急対応班（電話受理班）における活動内容は、以下のとおりである。

① 市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録	① 気象・災害情報の収集・伝達
② 現場対応が必要な場合における各班への連絡	② 被害状況等の災害情報のとりまとめ
③ 収集・記録した情報を防災班へ連絡	③ 市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録

●組織構成、所掌事務、配備体制

市本部の組織編成及び所掌事務は、沖縄市災害対策本部条例第2条及び第5条の規則に基づき別表1「災害対策本部 組織編成図」、別表2「災害対策本部所掌事務」のとおり定める。

配備体制については、市本部長の指定または災害の規模に応じて配備する。

また、職員は、市本部長の配備指定に基づき所定の配置につくものとする。なお、勤務時間外及び休日において、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合、進んで所属長と連絡をとり、または災害対策配備体制基準により自動配備体制とし、安全の確保に十分配慮しつつ自主的に参集するものとする。また、「災害時職員行動マニュアル」を参照する。

<配備の指定及び区分>

- ① 本部長（市長）は、災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。ただし、本部長の指定がない場合には、その状況に応じて、各対策部長においてその配備を決定することができる。この場合、各対策部長は直ちに本部長に報告しなければならない。
- ② 地震・津波災害時の配備基準は「第1配備」「第2配備」「第3配備」に区分する。なお、地震・津波以外の災害時については、風水害等編 第1章「第1節 組織計画」に定める。

<配備人員及び指名>

災害対策本部室設置場所に準ずる。

※本庁舎4階庁議室の場合は、4階第1会議室に設置

- ① 各対策部の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は、災害の実状により、本部長（市長）の承認を得て所属の対策部長において増減することができる。
- ② 各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。また、第1配備の動員については、各班長を通じてあらかじめ定めておく。
- ③ 各対策部長は、毎年5月1日現在で配備要員名簿（別記様式）を作成し、同月10日までに総務対策部人事班長（人事課長）に提出する。なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正の上、人事班長に通知する。様式は、資料編を参照。
- ④ 各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、人事班長に提出しておく。

●資料編 資料 18-18 配備要員名簿

<動員方法>

災害対策本部室設置場所に準ずる。

※本庁舎4階庁議室の場合は、4階第1会議室に設置

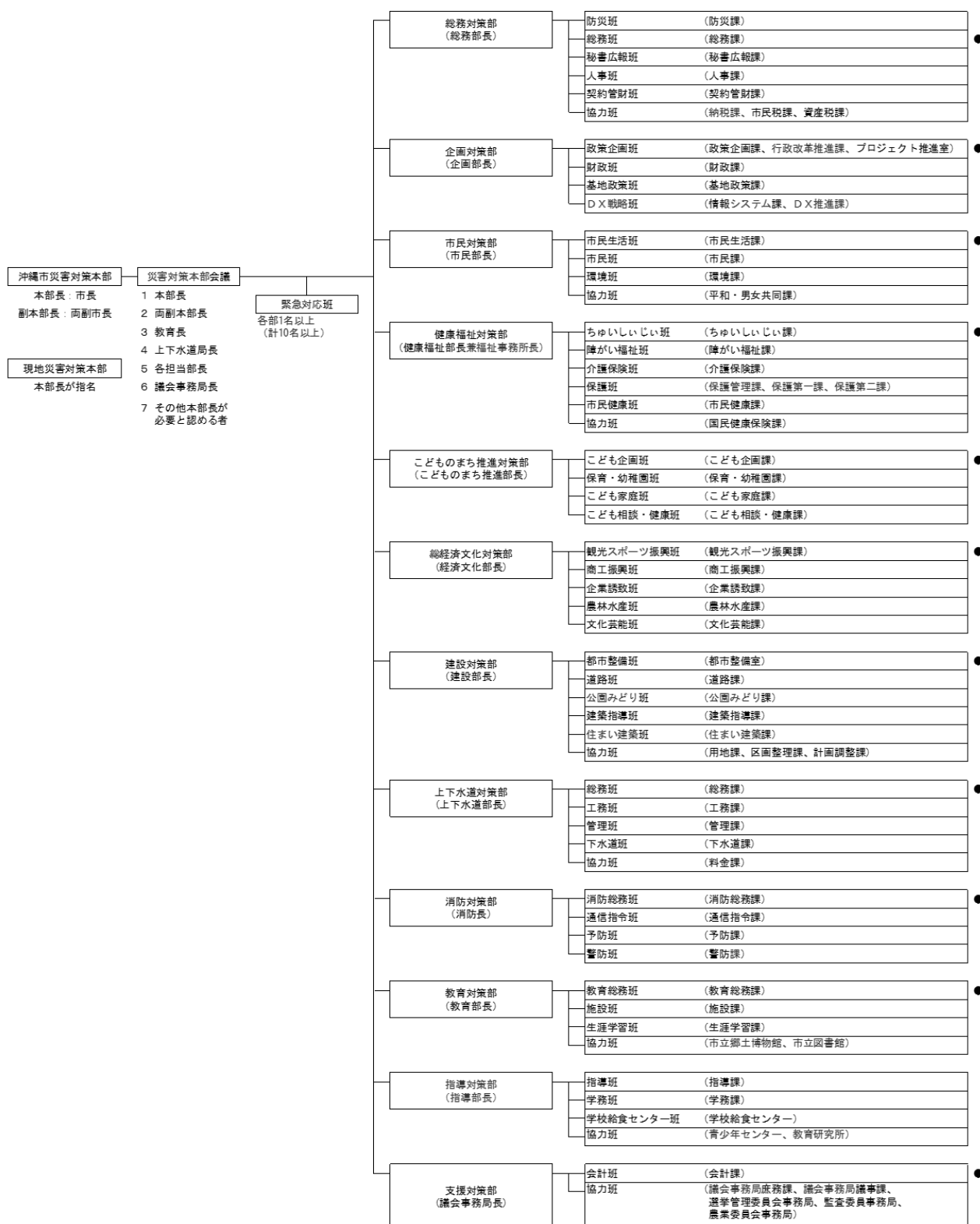
- ① 市本部長は、災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに災害対策本部会議を開催し、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 通知を受けた各対策部長は、各班長へその旨通知する。
また、本部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちに各班長に通知するとともに、その人数を本部長に報告する。
- ③ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。
- ④ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。
- ⑤ 人事班長は、各班の配備要員の人数等とりまとめ、本部長に報告する。

●現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、市本部長が指名した要員によって、当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

別表1

災害対策本部 組織編成図



※●の班は、各対策部の筆頭班とする。

別表2

災害対策本部所掌事務

部	副部長 部長	班	班長	所 掌 事 務	班員	災害対策本部体制 (配 備 要 員 数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務対策部	総務部長 総務部次長	防災班	防災課長	1 災害対策本部及び災害対策本部会議に関すること。 2 災害非常配備体制の指示伝達に関すること。 3 防災会議及び関係防災機関との連絡に関すること。 4 災害に関する情報の総括に関すること。 5 気象警報等の受理及び伝達に関すること。 6 高齢者等避難、避難指示に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8 関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関すること。 9 自主防災組織との連絡調整に関すること。 10 不発弾処理に関すること。 11 防災行政無線に関すること。 12 所管の被害調査に関すること。	防災課員	半数	全員	全員
		総務班	総務課長	1 部内の被害状況のとりまとめ及び、部内の連絡調整に関すること。 2 防災班の業務補助に関すること。 3 部内の他班に属しないこと。 4 所管の被害調査に関すること。	総務課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務対策部	総務部長 総務部次長	秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 本部長及び副本部長の被災地視察に関すること。 3 災害に関する広報、広聴及び報道機関との連絡に関すること。 4 災害情報等のホームページへの掲載に関すること。 5 災害の取材、記録及び写真等の整理・提供等に関すること。 6 広報窓口の設置等に関すること。 7 所管の被害調査に関すること。	秘書広報課員	半数	全員	全員
		人事班	人事課長	1 職員の動員及び服務に関すること。 2 職員の公務災害及び保健衛生に関すること。 3 災害対策要員の確保に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	人事課員	4	半数	全員
		契約管財班	契約管財課長	1 災害対策用物資及び資機材等の確保及び購入契約に関すること。 2 輸送計画に関すること。 3 庁舎の防災及び保全に関すること。 4 公有財産の被害調査及び保全に関すること。 5 所管の被害調査に関すること。	契約管財課員	4	半数	全員
		協力班	納税課長 市民税課長 資産税課長	1 災害に伴う市税の申告期限の延長及び減免等の税緩和措置に関すること。 2 現地調査（人、住家等）に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。 4 住宅の被災調査に関すること。 5 部内各班及び他対策部の応援に関すること。	納税課員 市民税課員 資産税課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
企画対策部	企画部長 企画部次長	政策企画班	政策企画課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関する こと。	政策企画課員 行政改革推進課員 プロジェクト推進室員	2	半数	全員
			行政改革推進課長	2 所管の被害調査に関する こと。				
			プロジェクト推進担当 技幹	3 部内の他班に属しない こと。				
		財政班	財政課長	1 災害対策の予算措置に 関すること。 2 所管の被害調査に 関すること。	財政課員	2	半数	全員
		基地政策班	基地政策課長	1 基地に関する こと。 2 米軍との連絡調整に 関すること。 3 沖縄防衛局との連絡調整に 関すること。 4 所管の被害調査に 関すること。	基地政策課員	2	半数	全員
		DX戦略班	情報システム課長 DX推進課長	1 情報基盤及び情報機器に 関すること。 2 市の保有する行政情報及び 住民情報等の情報管理に 関すること。 3 所管の被害調査に 関すること。	DX推進課員 情報システム課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
市民対策部	市民部長 市民部次長	市民生活班	市民生活課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。 2 避難者の収容及び避難所の開設・運営・管理に関すること。 3 応急給食・生活必需品の調達及び配分に関すること。 4 赤十字社、沖縄警察署その他災害協力機関等との連絡調整に関すること。 5 災害救助法の適用及び被災証明に関すること。 6 災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金に関すること。 7 所管の被害調査に関すること。 8 部内の他班に属しないこと。	市民生活課員	半数	全員	全員
		市民班	市民課長	1 遺体の埋火葬許可証の発行に関すること。 2 安否情報の収集とりまとめ及び相談に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	市民課員	2	半数	全員
		環境班	環境課長	1 災害地域及び避難所の清掃、衛生、廃棄物、ゴミ処理に関すること。 2 災害時のペット対策に関すること。 3 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	環境課員	2	半数	全員
		協力班	平和・男女共同課長	1 部内各班及び他対策部の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	平和・男女共同課員		半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
健康福祉対策部	健康福祉部次長 健康福祉部長	ちゅいしいじい班	ちゅいしいじい課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。 2 避難行動要支援者全般に関すること。 3 救援物資の確保、義援金品の受領及び配分に関すること。 4 福祉避難所の開設・運営・管理に関すること。 5 ボランティアに関すること。 6 所管の被害調査に関すること。 7 部内の他班に属しないこと。	ちゅいしいじい課員	半数	全員	全員
		障がい福祉班	障がい福祉課長	1 障がい者の応急対策に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	障がい福祉課員	半数	全員	全員
		介護保険班	介護保険課長	1 高齢者の応急対策に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	介護保険課員	半数	全員	全員
		保護班	保護管理課長	1 遺体の収容及びこれに必要な処置に関すること。	保護管理課員	2	半数	全員
			保護第一課長	2 被災者の生活保護に関すること。	保護第一課員			
			保護第二課長	3 所管の被害調査に関すること。	保護第二課員			

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
健康福祉対策部	健康福祉部次長 健康福祉部長	市民健康班	市民健康課長	1 医療及び助産救護に関する こと。 2 医薬品、衛生材料の調達及 び配分に関すること。 3 感染症対策に関すること。 4 被災者の健康診断、予防接 種に関すること。 5 被災者に対する健康相談・ 調査・指導、メンタルケアに 関すること。 6 救護所の設置に関するこ と。 7 医師会等との連絡調整等 に関すること。 8 災害地域及び避難所の防疫 に関すること。 9 所管の被害調査に関するこ と。	市民健康課 員	2	半数	全員
		協力班	国民健康保 険課長	1 部内各班及び他対策部の応 援に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	国民健康保 険課員		半数	全員
こどものまち推進対策部	こどものまち推進部次長 こどものまち推進部長	こども企画班	こども企画 課長	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する こと。 2 所管の被害調査に関するこ と。 3 部内の他班に属しないこ と。	こども企画 課員	1	半数	全員
		保育・幼稚園班	保育・幼稚 園課長	1 乳幼児、園児等の応急対策 に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	保育・幼稚 園課員	半数	全員	全員
		こども家庭班	こども家庭 課長	1 幼児等の応急対策に関する こと。 2 所管の被害調査に関するこ と。	こども家庭 課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
こどものまち推進対策部	こどものまち推進部次長 こどものまち推進部長	こども相談・健康班	こども相談・健康課長	1 医療及び助産救護に関する こと。 2 医薬品、衛生材料の調達及 び配分に関すること。 3 感染症対策に関すること。 4 被災者の健康診断、予防接 種に関すること。 5 被災者に対する健康相談・ 調査・指導、メンタルケアに 関すること。 6 救護所の設置に関するこ と。 7 医師会等との連絡調整等 に関すること。 8 災害地域及び避難所の防疫 に関すること。 9 所管の被害調査に関するこ と。	こども相談・健康課員	2	半数	全員
経済文化対策部	経済文化部次長 経済文化部長	観光スポーツ振興班	観光スポーツ振興課長	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する こと。 2 観光客等の被害状況調査及 び収集に関すること。 3 外国人の被害状況調査、収 集及び相談に関すること。 4 所管の被害調査に関するこ と。 5 社会体育施設の被害調査 及び復旧に関すること。 6 社会体育施設が避難所と なった場合の協力に関するこ と。 7 所管の被害調査に関するこ と。 8 部内の他班に属しないこ と。	観光スポーツ振興課員	2	半数	全員
		商工振興班	商工振興課長	1 商工関係の被害調査に関す ること。 2 市内事業所事業継続計画 (BCP)の支援に関するこ と。 3 事業所に対する復旧資金の あっせん及び助成に関するこ と。 4 所管の被害調査に関するこ と。	商工振興課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
経済文化対策部	経済文化部長 経済文化部次長	企業誘致班	企業誘致課長	1 職業のあつせんに関する こと。 2 部内各班の応援に関する こと。 3 所管の被害調査に関する こと。	企業誘致課員		半数	全員
		農林水産班	農林水産課長	1 農作物、畜産等の被害調査 及び対策に関すること。 2 漁船、船舶等の被害調査 に関すること。 3 農水産業用資機材の調達、 あつせんに関すること。 4 農業水産関係復旧事業及び 融資に関すること。 5 主食及び副食の調達に関す ること。 6 所管の被害調査に関する こと。	農林水産課員	2	半数	全員
		文化芸能班	文化芸能課長	1 外国人の被害状況調査、収 集及び相談に関すること。 2 所管の被害調査に関する こと。	文化芸能課員	2	半数	全員
建設対策部	建設部長 建設部次長	都市整備班	都市計画担当技幹 都市交通担当技幹	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する こと。 2 地すべり、急傾斜危険区域 等の土砂災害応急対策に関する こと。 3 災害対策に必要な労務の供 給に関すること。 4 災害対策用資機材の調達及 び配分に関すること。 5 所管の被害調査に関する こと。 6 部内の他班に属しないこ と。	都市計画担当員 都市交通担当員	2	半数	全員
		道路班	道路課長	1 道路及び橋梁関係の被害調 査と障害物等の除去に関する こと。 2 地すべり、急傾斜危険区域 等の土砂災害応急対策に関す ること(道路関係)。 3 交通規制について沖縄警察 署との調整に関すること。 4 所管の被害調査に関する こと。	道路課員	半数	全員	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
建設対策部	建設部長 建設部次長	公園みどり班	公園みどり課長	1 避難所等の修理に関する事 こと。 2 公園・緑地の避難場所に関 すること。 3 所管の被害調査に関するこ と。	公園みどり 課員	半数	全員	全員
		建築指導班	建築指導課 長	1 被災建築物、被災宅地の応 急危険度判定に関する事 こと。 2 災害復興住宅の融資に関す ること。 3 避難所等の修理に関するこ と。 4 住宅の被災調査及び応急修 理に関する事 こと。 5 所管の被害調査に関するこ と。	建築指導課 員	半数	全員	全員
		住まい建築班	住まい建築 課長	1 避難所等の修理に関するこ と。 2 住宅の被災調査及び応急修 理に関する事 こと。 3 応急仮設住宅の建設及び管 理に関する事 こと。 4 市営住宅等への避難者の収 容に関する事 こと。 5 災害公営住宅の建設に関す ること。 6 所管の被害調査に関するこ と。	住まい建築 課員	半数	全員	全員
		協力班	用地課長 区画整理課 長 計画調整課 長	1 部内各班及び他対策部の応 援に関する事 こと。 2 所管の被害調査に関するこ と。	用地課員 区画整理課 員 計画調整課 員		半数	全員

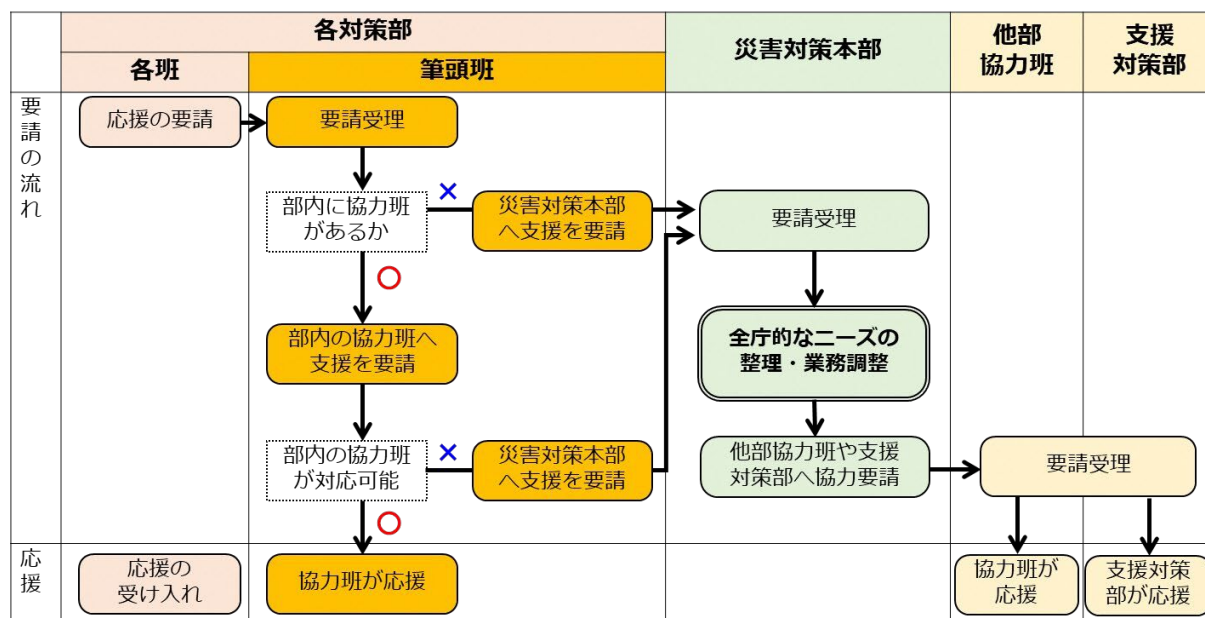
部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
上下水道対策部	上下水道部次長 上下水道部長	水道総務班	総務課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関する こと。 2 部内職員の動員及び配置に 関すること。 3 県企業局、水道関係業者等 への応援及び連絡調整等に関 すること。 4 所管の被害調査に関するこ と。 5 部内の他班に属しないこ と。	総務課員	2	半数	全員
		工務班	工務課長	1 給水地域の被害状況調査及 び応急給水に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	工務課員	2	半数	全員
		管理班	管理課長	1 災害復旧資機材の確保に関 すること。 2 被害水道施設の応急処置及 び復旧整備に関すること。 3 所管の被害調査に関するこ と。	管理課員	半 数	全 員	全 員
		下水道班	下水道課長	1 下水道施設の点検、整備及 び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 河川の被害調査及び復旧に 関すること。 4 トイレ環境の確保に関する こと。 5 所管の被害調査に関するこ と。	下水道課員	半数	全員	全員
		協力班	料金課長	1 部内各班及び他対策部の応 援に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	料金課員		半数	全員
消防対策部	消防部長 消防本部次長・消防署長	消防総務班	消防総務課長	1 部内及び関係機関との連絡 調整に関すること。 2 職員の動員等に関するこ と。 3 消防活動の予算措置に関す ること。 4 所管の被害調査に関するこ と。 5 部内の他班に属しないこ と。	消防総務課員	半数	全員	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
消防対策部	消防長 消防本部次長・消防署長	通信指令班	通信指令課長	1 災害の記録に関すること。 2 無線通信等による緊急放送に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 情報の収集及び記録に関すること。 5 気象情報等の収集・伝達に関すること。	通信指令課員	半数	全員	全員
		予防班	予防課長	1 火災、その他災害の予防広報に関すること。 2 防火対象物等の点検、指導に関すること。 3 危険物の保安全般に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	予防課員	半数	全員	全員
		警防班	警防課長	1 災害危険区域の警戒防ぎよ及び救護に関すること。 2 避難者の誘導及び収容に関すること。 3 災害防除活動及び救助活動に関すること。 4 救急医療活動に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。 6 情報の収集及び巡視に関すること。 7 所管の被害調査に関すること。	警防課員	半数	全員	全員
教育対策部	教育部長 教育部次長	教育総務班	教育総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 学校避難所に関すること。 3 教育委員会内の職員の動員及び配置に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。 5 部内の他班に属しないこと。	教育総務課員	半数	全員	全員
		施設班	施設課長	1 学校施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	施設課員	半数	全員	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
教育対策部	教育部次長 教育部長	生涯学習班	生涯学習課長	1 社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 社会教育施設が避難所となった場合の協力に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	生涯学習課員	2	半数	全員
		協力班	市立図書館長	1 部内各班及び他対策部の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	市立図書館員		半数	全員
			郷土博物館長	1 文化財の被害対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	郷土博物館員		半数	全員
指導対策部	指導部次長 指導部長	指導班	指導課長	1 児童・生徒の被災状況調査及び安否確認に関すること。 2 被災児童・生徒の救護に関すること。 3 応急教育計画、指導に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	指導課員	2	半数	全員
		学務班	学務課長	1 応急学校教材及び学用品の供給整備に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	学務課員	2	半数	全員
		学校給食センター班	学校給食センター長	1 炊出しに関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	学校給食センター職員	2	半数	全員
		協力班	教育研究所長 青少年センター長	1 部内各班及び他対策部の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	教育研究所員 青少年センター員		半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
支援対策部	会計管理者・議会議務局長	会計班	会計課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。 3 他部の協力に関すること。	会計課員		半数	全員
		協力班	庶務課長 議事課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	1 各所管に関する応急対策及び他部の協力に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	議会議務局 庶務課員 議会議務局 議事課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員 農業委員会事務局員		半数	全員

各班からの応援要請の流れは以下のとおりとする。



第2節 地震情報、津波警報等の伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、企画対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄県、沖縄気象台

地震、津波情報の伝達については、本計画のとおりとし、それ以外については、風水害等編 第1章「第2節 気象警報等の伝達計画」に定めるところによるものとする。

1 緊急地震速報（沖縄気象台）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 地震情報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）

(1) 地震情報

気象庁は、次の地震情報を発表する。

ア 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

イ 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

ウ 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測されたときや大津波警報、津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表する。

エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

オ 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

カ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

キ 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

ク 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上が観測されたとき、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。

3 津波警報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規

模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5 m (3m<高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<高さ≤3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤高さ≤1 m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻などを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の

津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の 発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大 津 波 警 報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津 波 警 報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津 波 注 意 報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大 津 波 警 報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津 波 警 報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津 波 注 意 報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(4) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(5) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

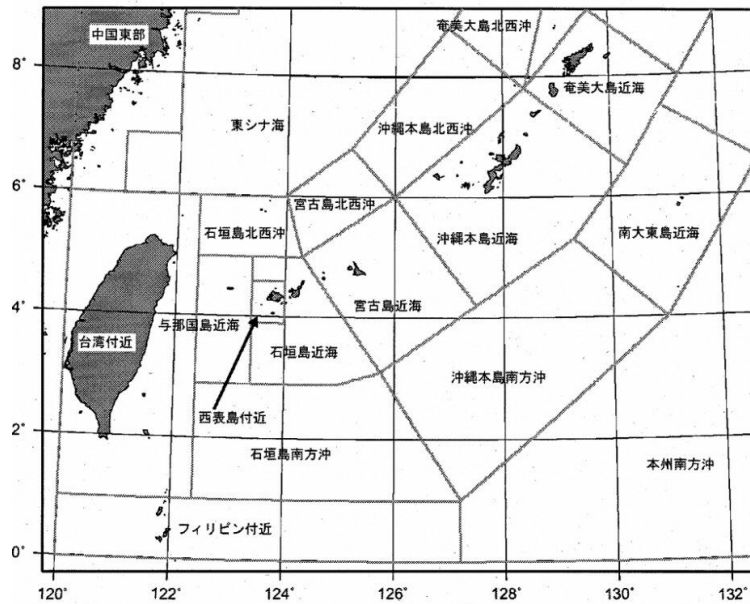
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

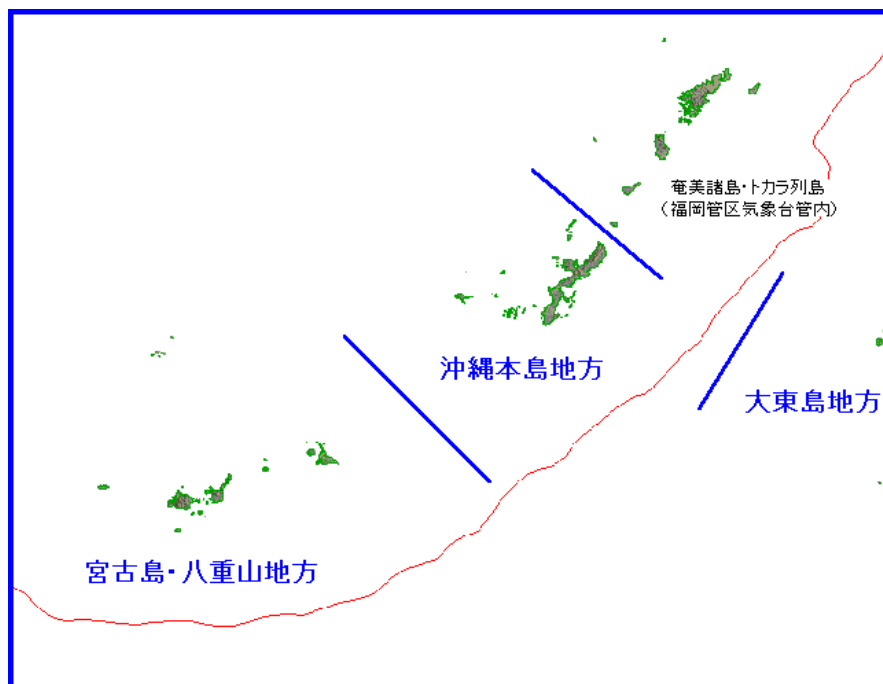
津波予報区	区 域
沖 縄 本 島 地 方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大 東 島 地 方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮 古 島 ・ 八 重 山 地 方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。）

津波警報等に関連する各種情報等に用いる震央地名及び津波予報区は次のとおり。

[沖縄付近の震央地名]



[沖縄気象台管内の津波予報区]



また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

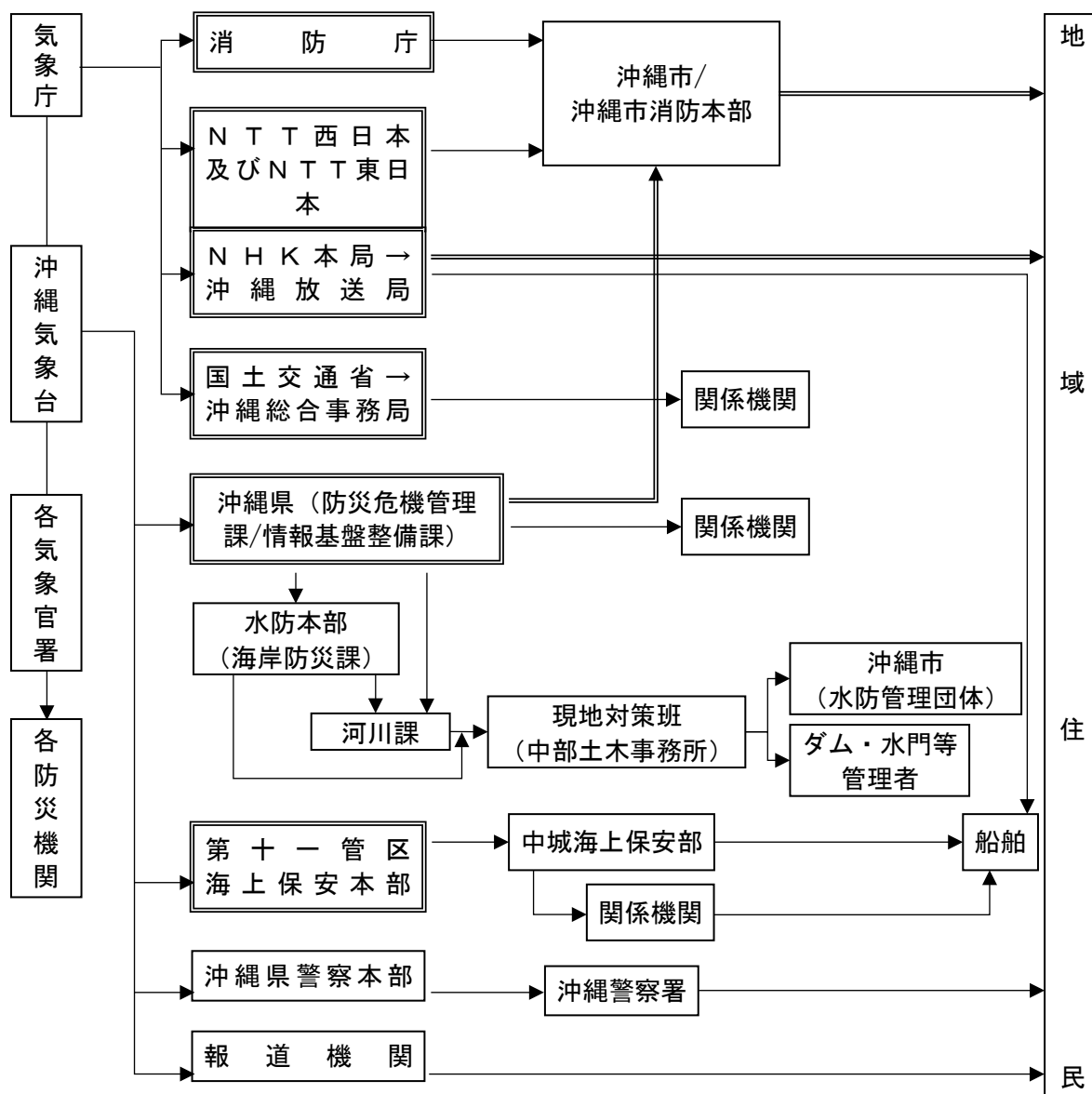
津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短音連点)
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

4 津波警報等の伝達（防災班、秘書広報班、通信指令班、警防班）

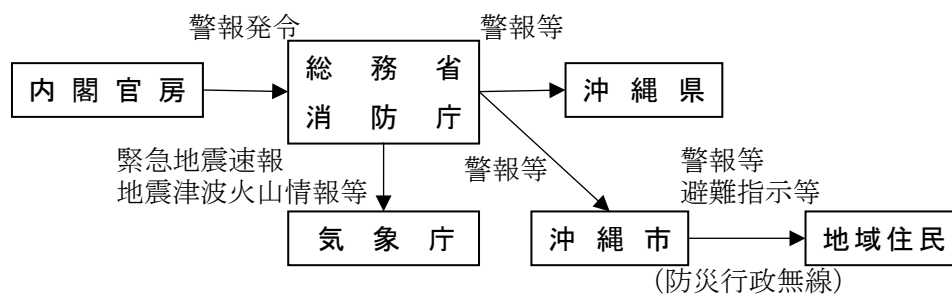
(1) 地震情報及び津波警報等の伝達系統図



（注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

（注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

〔Jアラートの伝達系統図〕



情報の発表を知り得た市、防災関係機関、団体等は、あらかじめ市防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに市民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除は上記系統図の伝達体制に準ずる。

Jアラート（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報・注意報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信する。受信局設備では、送信局から通信衛星経由で配信された情報を受信し、受信データに応じて画面表示、同報系の市防災行政無線（以下、「同報無線」という。）の自動起動等の処理を行う。

5 近地地震津波に対する自衛処置（各関係班）

市本部長は、気象庁が発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、広報車等の伝達手段を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第3節 災害通信計画

部署・関係機関	総務対策部、企画対策部、消防対策部 沖縄警察署、電気通信事業者

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

1 通信設備の利用法（防災班、DX 戦略班、契約管財班）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

利用設備	利用方法	
普通電話による通信	一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常扱いの通話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図る。	
臨時電話による通話	臨時電話が設置できる状況にあつては、N T T 西日本沖縄支店への臨時電話設置の手続きにより、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。	
「非常扱いの通話」及び「緊急扱いの通話」	災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時からN T T 西日本沖縄支店との調整により「災害時優先電話」の指定を受けておく。 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。	
	通話の内容	機関等
	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 交通施設（道路、港湾等）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間

利用設備	利 用 方 法	
「非常扱いの通話」及び「緊急扱いの通話」		
緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。		

利用設備	利 用 方 法																		
「非常扱いの電報」及び「緊急扱いの電報」	災害のための緊急を要する電報にあつて、電話により非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター（115）に申告の上、申し込む。なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に申し込む。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電報の内容</th><th>機関等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの</td><td>気象機関相互間</td></tr> <tr> <td>2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項</td><td>水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間</td></tr> <tr> <td>3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</td><td>消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間</td></tr> <tr> <td>4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>輸送の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr> <tr> <td>5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>通信の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr> <tr> <td>6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr> <tr> <td>7 秩序の維持のため緊急を要する事項</td><td>警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間</td></tr> <tr> <td>8 災害の予防又は救援のため必要な事項</td><td>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間</td></tr> </tbody> </table>	電報の内容	機関等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
電報の内容	機関等																		
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間																		
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間																		
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間																		
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間																		
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間																		
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間																		
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間																		
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間																		

利用設備	利 用 方 法													
「非常扱いの電報」及び「緊急扱いの電報」	緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に申し込むこととする。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>電報の内容</th><th>機関等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td><td>気象機関相互間</td></tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td><td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間</td></tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td><td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td></tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td><td>選挙管理機関相互間</td></tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td><td>新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td></tr> <tr> <td>6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td><td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間</td></tr> </tbody> </table>	電報の内容	機関等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項
電報の内容	機関等													
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間													
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間													
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間													
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間													
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間													
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間													

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、または緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用する。詳細は、資料編を参照。

専用通信施設	通 信 方 法
消 防 無 線 電 話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ、通信連絡を行う。
警 察 電 話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。
警 察 無 線 電 話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。
沖縄県総合行政通信ネットワーク	沖縄県総合行政通信ネットワークを利用し、通信連絡を行う。

専用通信施設	通 信 方 法
その他非常通信の利用	その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合で、市の専用通信設備の利用ができないか、または利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができないときに、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

●資料編 資料 10-8 沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用する。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

イ 各防災会議

ウ 日本赤十字社

エ 全国消防長会

オ 電力会社

カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

2 被害状況に応じた対応（防災班、DX 戦略班、契約管財班、警防班）

本庁舎が被災した場合は、被災の状況に応じて以下のような対応をとる。

被災の状況	対応方針
ア 市庁舎機能全壊 すべての通信システムがダウン。	専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
イ 市庁舎機能一部損壊 電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン。県総合行政情報通信ネットワークは使用可能。	県総合行政情報通信ネットワークのほか、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
ウ 市庁舎機能支障なし すべての通信システムが使用可能。	通常の NTT 回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いため、県総合行政情報通信ネットワーク、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。

●資料編 資料 10-7 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

3 住民への措置（防災班、警防班）

(1) 有線放送設備の利用

市は、住民への警報、避難指示等の伝達が迅速に行われるよう、有線放送設備事業者とその利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておく。

(2) 通信設備優先利用の協定

市は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関とあらかじめ協議しておく。詳細は資料編を参照。

(3) 放送要請の依頼

市は災害に関する通知、要請、伝達または警告等を行う場合において、テレビまたはラジオによる放送を必要とするときは、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」に基づき、県に放送の要請を依頼する。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

●資料編 資料 10-2 災害時優先電話登録回線一覧表

資料 10-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

第4節 災害情報等の収集・伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各対策部 沖縄県

この計画は、災害情報及び被害状況等を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

第1款 情報収集・報告・とりまとめ

部署・関係機関	総務対策部、各対策部

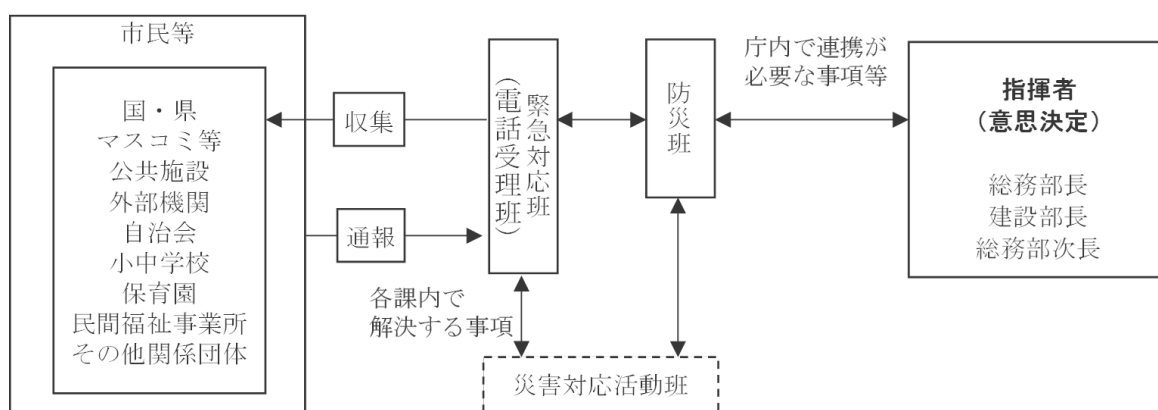
市本部における各対策部は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、市本部長に報告するものとし、収集した情報の収集・報告については、概ね下図のとおりとする。ただし、災害の規模、時期及び緊急的な状況等によって変化するため、その状況に応じて適切な報告を行う。

緊急対応班（電話受理班）が収集した情報は、各対策班に報告される。各対策班は情報の精査及び対策・対応の検討等を行い、各部長より災害対策本部会議へ付議する。また、庁内全体で調整が必要な内容については、防災班が対応の方針等について検討し、災害対策本部会議へ付議する。災害対策本部会議は、その情報についての対策・対応について意思決定を行う。

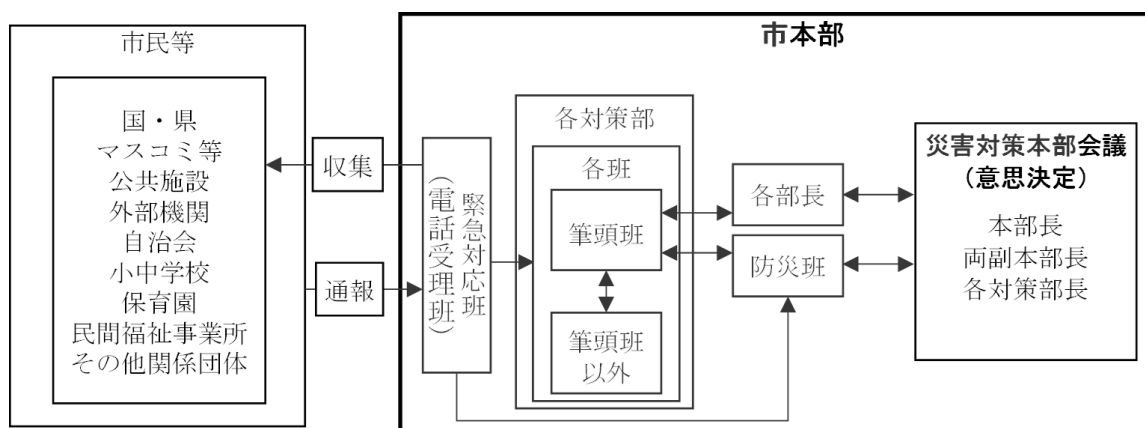
なお、災害対策初動体制時及び災害対策警戒体制時の収集方法、収集内容、報告方法等については、同款に準じて行う。

情報収集・報告経路

災害対策警戒体制時における指揮命令系統図



災害対策本部体制時における指揮命令系統図



1 情報の収集方法（各対策班）

災害が発生した場合、市本部は、自治会や自主防災組織、市民等の通報による情報及び国県、外部機関、マスコミ等から情報を収集し、対策にあたる。また、情報の収集にあたっては、電話、I P無線、FAX、メール、テレビ、ラジオ、現地調査等あらゆる手段を活用し、通報を待つだけでなく、自ら情報を収集することも重要である。

(1) 各対策班の情報収集

各対策班は、公共施設、自治会、小中学校、保育園、民間福祉事業所、その他所管する施設等の被害状況等を電話、I P無線等を活用し情報を収集する。また、必要に応じて市本部長の指示により現地調査や、市有建築物の緊急点検を行う。

●資料編 資料 10-6 I P無線機一覧

●資料編 資料 17-3 大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（内閣府）

点検対象施設	位置づけ	担当課（施設所管課）	対象施設数
庁舎	災害対策本部	総務部契約管財課	1
各小学校、中学校	避難所等	教育委員会	24
コザ運動公園 事務所	防災拠点	経済文化部観光スポーツ振興課	1
沖縄市体育館	避難所等	経済文化部観光スポーツ振興課	1
越来保育所	指定避難所	こどものまち推進部保育・幼稚園課	1
保健相談センター	避難所等	健康福祉部健康推進室市民健康課	1
老人福祉センターかりゆし園、福祉文化プラザ	避難所等	健康福祉部ちゅいしいじい課	2
沖縄市社会福祉センター	準避難所等	健康福祉部ちゅいしいじい課	1
消防本部庁舎	物資備蓄場所	消防本部消防総務課	1
消防出張所（山内・泡瀬）	消防署	消防本部消防署（各出張所）	2
沖縄アリーナ	防災拠点	プロジェクト推進室	1

(2) 市民等からの通報

市本部が設置された場合、市民や関係機関等からの通報、被害状況及び問合せ等については、災害対策警戒体制から継続して緊急対応班（電話受理班）が電話受理を行う。受理した情報は、所管する対策班へ報告する。

●資料編 資料 18-1 通報受理簿（台風・大雨等）

資料 18-2 通報受理簿（大規模災害）

(3) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

2 情報の収集内容（各対策班）

収集内容については、下表の事項等の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

1	災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地震等情報
2	被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
3	避難情報	避難指示等の発令状況、警戒区域の指定状況、避難者数、指定避難所等の場所
4	通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼働状況等
5	道路等交通情報	国道、県道、市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
6	対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食品、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策のための物資、資機材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
7	その他の情報	大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

3 情報の報告方法（各対策班）

各対策班は、災害発生時から時間経過に伴い、次の段階ごとに区分し、市防災情報システムを活用し報告を行うものとする。ただし、市防災情報システムが活用できない場合については、各様式に記入し報告するものとする。

(1) 概況調査報告

大規模な災害が発生した場合、発災直後から 1 時間程度の市内の被災状況等の概況を直ちに調査し報告する。

(2) 被害状況初期報告

各対策班は、発災 1 時間後から概ね 3 日目までの被災及び応急対策等の情報を各対策部筆頭班へ報告する。報告を受けた筆頭班は、逐次各対策本部長及び防災班へ報告する。

(3) 被害状況中間報告

各対策班は、被害状況の全容が明らかになったとき（概ね 4 日目）から、応急対策が完了するまでの間、毎日 12 時現在の情報をとりまとめ、各対策部筆頭班へ報告する。報告を受けた筆頭班は、

同日14時までにその状況を各対策部長及び防災班に報告する。

ただし、早急に対策が必要な情報については、逐次各対策本部長及び防災班へ報告する。

(4) 災害確定報告

市は、災害報告取扱要領に基づき、次款「情報伝達計画」のとおり把握した被害状況等について必要な事項を県に報告するものとする。

●資料編 18. 様式 (18-1～18-12)

資料 18-13 災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係）

(5) 現地調査報告

各対策班は、市本部長の指示により必要に応じて、現地の被害状況を調査しとりまとめ、各対策部筆頭班へ報告する。報告を受けた筆頭班は、各対策部長及び防災班へ報告する。

ア 調査対象

概況調査報告及び被害状況初期報告等をもとに、救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて被害状況調査を実施する。ただし、救助法の適用基準に該当しないものについては、災害の規模状況等を勘案し、市本部長の指示により被害状況調査を実施する。

調査の対象は人、住家被害等とし、納税班が行う。なお、道路、上下水道等のライフラインや公共施設等の調査については、所管する対策班が行う。

イ 調査方法

人、住家被害等の被害状況調査については、下表のとおり行うものとし、その他ライフラインや公共施設等の調査については、所管する対策班の調査方法で行う。

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査連絡方法を打ち合わせる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班編成	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する調査グループを編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、「被害状況の判定基準」（資料編）及び概況調査票に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるため、数多く撮影する。
調査期間	市本部からの指示後、3日以内に完了報告を目指す。

●資料編 資料 13-2 被害状況の判定基準

資料 18-3 概況調査票

4 報告内容（防災班、各対策班）

各対策部筆頭班は、次の内容を逐次、各対策部長へ報告する。各対策部長は報告内容を確認の上、災害対策本部会議へ報告する。なお、各対策部の対応状況や庁内全体で調整が必要な内容については、各対策部の筆頭班が防災班へ報告する。

- (1) 調査・収集した被害情報
- (2) 市民等からの通報情報
- (3) 対策・対応した内容

- (4) 避難者数、指定避難所等の状況
- (5) 備蓄物資・資機材等の状況
- (6) 所管又は関係する施設・設備等の被害情報
- (7) 防災関係機関からの情報
- (8) 対応できる職員数、編制した部隊数
- (9) その他災害対策・対応に必要な情報

5 とりまとめ（防災班、各対策班）

各対策部筆頭班は、所管又は関係する次の情報をとりまとめ、各対策部長へ報告する。各対策部長の指示の下、全ての情報をとりまとめ、災害対策本部会議の資料等を作成する。作成した災害対策本部会議の資料等は、防災班へ報告・提出する。防災班は、各対策部の災害対策本部会議の資料等を取りまとめ、災害対策本部会議に提出する。

- (1) 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- (2) 避難指示等の発令状況、警戒区域の指定状況
- (3) 避難者数、指定避難所等の場所等に関する情報
- (4) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- (5) 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- (6) ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- (7) 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- (8) 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- (9) 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

第2款 情報伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各対策部 沖縄県

市は、被害規模を早期に把握するため前款「情報収集・報告・とりまとめ」に基づき情報収集を行う。なお、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

また、市本部長は、基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づき、収集した被害状況等を県等に報告するものとする。

●火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）

災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）

1 実施責任者（各対策班）

(1) 市の役割

ア 市内で発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、直接消防庁に報告する。なお、3の(1)災害直接即報の基準に該当する

災害については、第一報を県に加え直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

ウ 消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(2) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、消防庁に報告する。被害状況等の把握にあたって、警察本部等関係機関と密接な連携を保つ。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をする。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。

(4) 上記(1)、(2)、(3)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害情報の収集（各関係班）

市は、被害規模を早期に把握するため、前款「情報収集・報告・とりまとめ」に加え、次の内容に留意し情報等の収集を行う。なお、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

(1) 災害情報の種類

- ・ 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ・ 避難指示等の発令状況、警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数、指定避難所等の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- ・ ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、市は、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施する必要がある。119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し、また、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握するため、消防本部、消防団、沖縄警察署等から「推定情報」についても報告してもらう。

(3) 市被災時の情報収集

県は、市が被災したために被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、市に県調査隊、県職員を派遣し、情報を収集する。

3 災害報告（防災班、各関係班）

市本部長は、被害の具体的な状況を県等に報告するものとし、報告の基準、種別及び要領等については、次のとおりとする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、火災等即報、救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(1) 報告種別及び要領

市は、火災・災害等即報要領及び災害報告取扱要領に基づき、次の報告種別ごとに報告する。なお、判断に迷う場合には、できる限り広く報告をする。

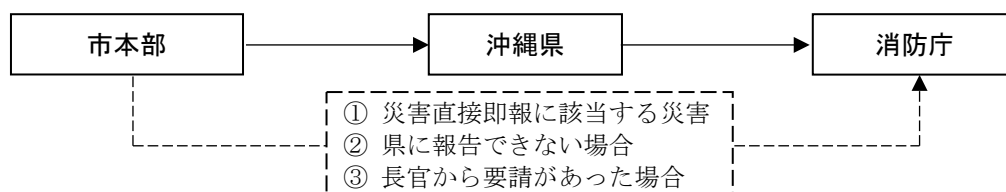
●資料編 18. 様式 (18-1～18-12)

時期	報告種別	報 告 要 領
災害時	災害直接即報	市は、特に迅速に消防庁に報告すべき基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）が発生した場合には、第4号様式（その1）（災害概況即報）にて第一報を県に加え直接消防庁に対しても以下のことに留意し報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第4号様式（その2）（被害状況即報）にて第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。 ① 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告し、以後、様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。 ② 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、または津波により死者または行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。 ③ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 ④ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡する。
	災害概況即報	市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に第4号様式（その1）（災害概況即報）に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。また、県に報告できない場合にあっては、消防庁に報告する。なお、避難指示又は高齢者等避難が発令された場合は、第4号様式（その1）別紙を用いて報告する。
	被害状況即報	市は、被害状況が判明次第、逐次報告するもので第4号様式（その2）（被害状況即報）に基づく内容を市から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。 また、県に報告できない場合にあっては、消防庁に報告する。 なお、市が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。
	災害確定報告	市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告第1号様式に基づく内容を、地方本部等を経て、県に報告する。 なお、報告にあたっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

平時	災害中間年報	市は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを災害報告第2号様式に基づき12月20日までに報告する。
	災害年報	市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告第3号様式に基づき4月30日までに県へ報告する。

※県（防災危機管理課）に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

災害即報・報告経路



(2) 即報基準

災害即報及び災害報告は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をする。

報告種別	基準		
災害即報直接	地震：市内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。） 津波：死者又は行方不明者が生じたもの 風水害等：死者又は行方不明者が生じたもの		
災害概況即報・被害状況即報	一般基準	① 救助法の適用基準に合致するもの ② 市本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	（一般基準に該当しないもの） 個別基準	地震	① 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害等	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

報告 種別	基準	
	社会的 影響 基準	上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いもの
中間 年報 ・ 災害 年報 ・ 災害 報告	※特別警報、津波警報、津波注意報が発表された場合及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市及び県が講じた応急対策等について報告すること。 報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。 ① 救助法の適用基準に合致するもの ② 県本部又は市本部を設置したもの ③ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの	

(3) 報告事項

原則として報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、各様式に応じた事項を報告する。なお、様式及び記入要領については、資料編を参照すること。

●資料編 18. 様式 (18-1～18-12)

(4) 通報及び報告方法（防災班、通信指令班）

- ① 防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況のうち、市の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、市本部（939-1212）に通報する。
- ② 市本部長は通報を整理し、県に報告する。県に報告できない場合には、直接消防庁（03-5253-7527）に報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。
- ③ 県への報告については、原則として、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等を活用し報告する。ただし、活用できない場合については、各様式に記載しFAX送信または電話等通信可能な方法により報告をする。
- ④ 消防庁への報告については、原則として様式により電子メールで報告をする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができる。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができる。

- ⑤ 地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができる場合は、原則として次の基準に該当する災害等が発生したときは、被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ア 災害直接即報に該当する災害

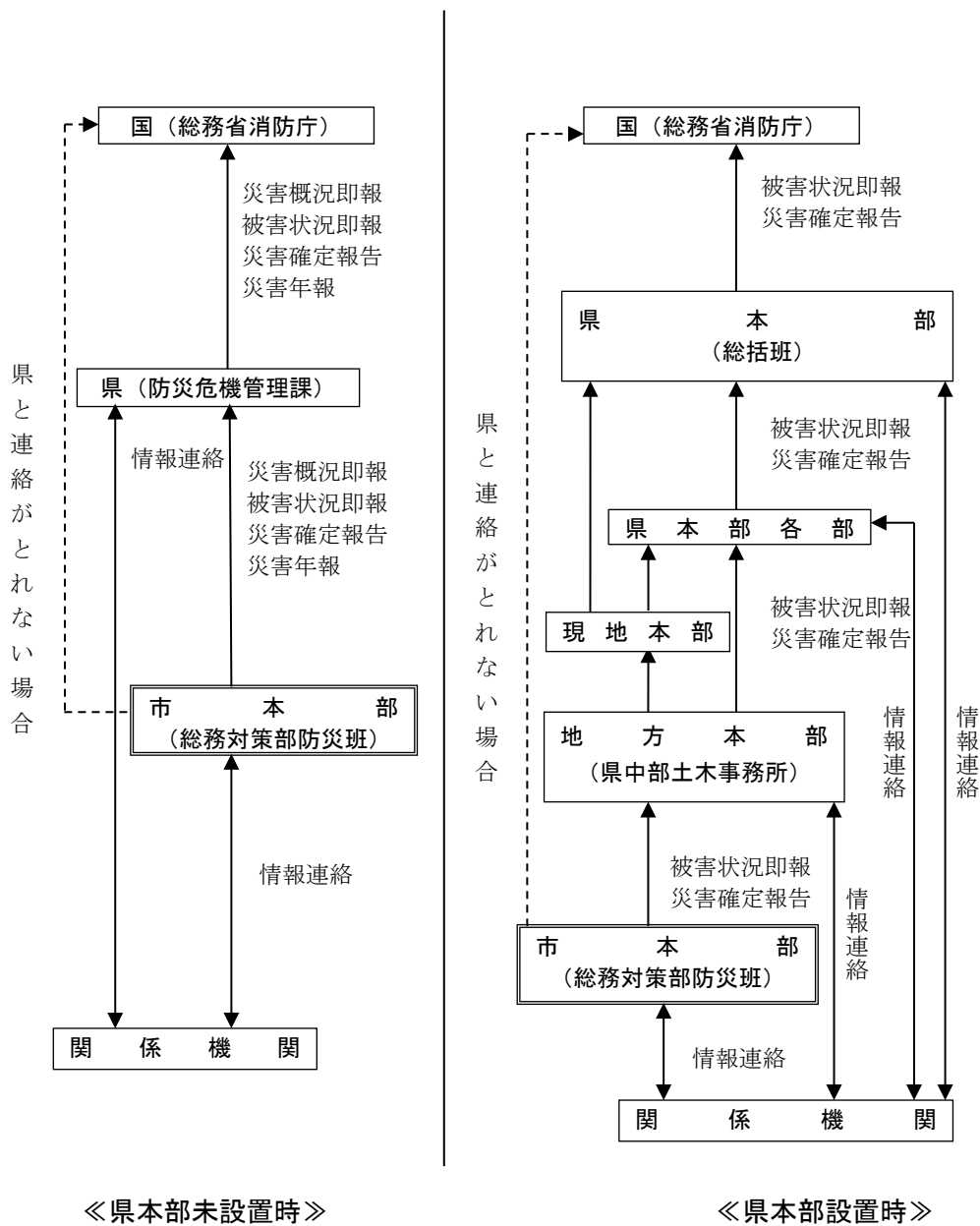
イ 市の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な災害

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響が高い災害

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される災害をいう。）

エ 上記に定める災害に発展するおそれがあるもの

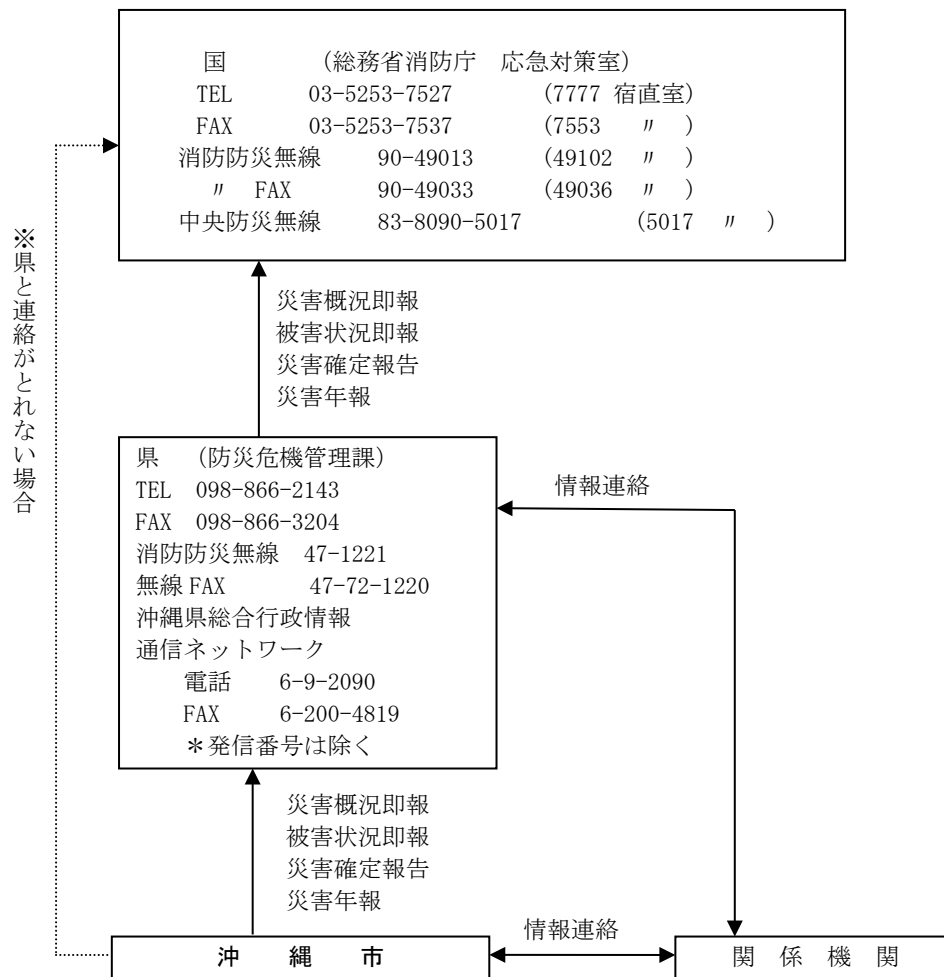
[災害情報連絡系統図（概要）]



《県本部未設置時》

《県本部設置時》

ア 災害情報連絡系統図（県本部未設置時）



※県と連絡がとれない場合



防災関係機関の収集する情報

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CRHQ[中部地方本部 (情報班)] CRHQ --> PHQ[県本部 (総括班等)] FD[消防機関] --> PHQ PP[警察本部] --> PHQ </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CRHQ[中部地方本部 (土木)] CRHQ --> PHQ[県本部 (総括班等)] OCB[沖縄総合事務局開発建設部] --> PHQ WJEX[西日本高速道路株式会社] --> PHQ CRHQ2[中部地方本部 (土木)] --> PHQ PP[警察本部] --> PHQ TRM[輸送関係機関] --> PHQ </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CRHQ[中部地方本部 (農林)] CRHQ --> PHQ[県本部 (総括班等)] CRHQ2[中部地方本部 (土木)] --> PHQ OAA[大阪航空局那覇空港事務所] --> PHQ OCB[沖縄総合事務局開発建設部] --> PHQ </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR LL[ライフライン関係機関] --> PHQ[県本部 (総括班等)] TRM[輸送関係機関] --> PHQ NH[Naha City (水道)] --> HMD[保健医療部] NH --> EB[企業局] HMD --> PHQ EB --> PHQ </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR NH[Naha City] --> EAO[教育事務所] EAO --> PHQ[県本部 (総括班等)] PEF[県立文教施設] --> ED[教育部] ED --> PHQ MCF[民間文化施設] --> COT[文化観光スポーツ部] COT --> PHQ PS[私立学校] --> TB[総務部] TB --> PHQ </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> MD[所管部] MD --> PHQ[県本部 (総括班等)] NH2[Naha City] --> CRHQ[中部地方本部 (総括班等)] CRHQ --> PHQ OF[その他の施設] --> MD COF[県有施設] --> MD MD --> PHQ </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CRHQ[中部地方本部 (情報班)] CRHQ --> PHQ[県本部 (総括班等)] PP[警察本部] --> PHQ </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CRHQ[中部地方本部 (生活福祉班)] CRHQ --> PHQ[県本部 (総括班等)] RD[救援部門] --> PHQ </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CRHQ[中部地方本部 (総括班等)] CRHQ --> PHQ[県本部 (総括班等)] RM[関係機関] --> PHQ CB[各部] --> PHQ </pre>

4 安否情報の提供（市民班、保護班、消防本部、各関係班）

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害広報計画

部署・関係機関	総務対策部、企画対策部、市民対策部、健康福祉対策部、各関係対策部

市は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう住民に対する普及啓発に努める。なお、その際には要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

1 実施要領（秘書広報班、防災班、各関係班）

- (1) 各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは直接秘書広報班長に原則として文書により通知する。
- (2) 秘書広報班は、各対策部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、市本部長の指示により速やかに市民及び、報道機関へ広報する。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。
- (3) 市は、県及び報道機関と相互に情報交換を行うよう努める。

2 報道機関に対する情報等の発表の方法（秘書広報班）

- (1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて秘書広報班において行う。
- (2) 情報等の発表に際しては、広報内容をあらかじめ報道機関と協議しておく。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
イ 災害発生場所または被害激甚地域
ウ 被害の状況
エ 救助法適用の可否
オ 市本部における応急対策の状況
カ その他必要と認める事項

- (3) 災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能なかぎり市に情報連絡員を派遣する。

3 市民に対する広報事項（各関係班）

- (1) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ市民や被災者に対して必要な情報、注意事項及び市の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

- ア 不要不急の電話の自粛
- イ 被災者の安否
- ウ 空き病院の情報
- エ 二次災害防止のためにとるべき措置

- オ 交通情報
- カ 食料・生活物資に関する情報
- キ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

4 市民に対する広報の方法（秘書広報班、防災班、各関係班）

収集した災害の情報及び応急対策等、市民に通知すべき広報事項は、その内容に応じ、次の方法により行う。

- (1) 市防災行政無線、サイレンによる伝達
- (2) 市ホームページ、緊急速報（エリア）メール、沖縄市メール配信サービス『メルマガ@おきなわ』、SNS等
- (3) Lアラートや報道機関を通じた広報（テレビ、ラジオ、新聞等）
- (4) 各自治会へFAX送信、自治会の広報マイク放送
- (5) 広報車
- (6) 写真、ポスター等の掲示
- (7) 来庁者に対する広報窓口の設置

5 要配慮者に対する対応（ちゅういしいじい班、障がい福祉班、観光スポーツ振興班、各関係班）

要配慮者に対する広報は、共通編 第3章「第4節 第5款 要配慮者の安全確保計画」、「第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保」を基本に実施する。

第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	自衛隊

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命または財産の保護のため、市本部長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼するためのものである。

●自衛隊法第83条

1 災害派遣を要請する場合の基準（防災班）

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。
- (3) 市の通信途絶の状況から判断した場合。

2 市長の派遣要請要求等（防災班）

(1) 知事への派遣要請要求

市本部長は、基本法第68条の2に基づき、当該市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

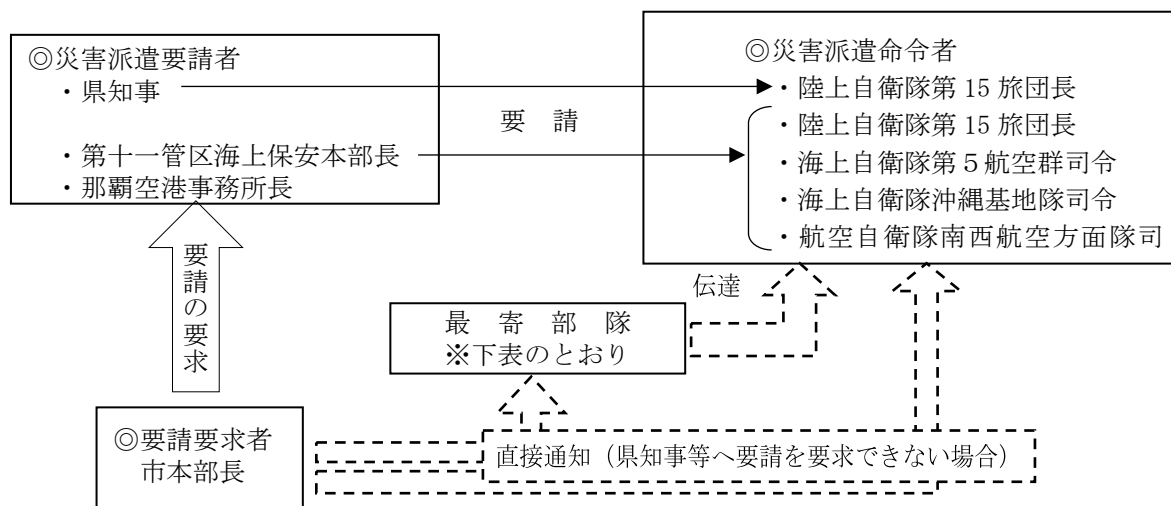
(2) 防衛大臣等への通知

市本部長は、通信の途絶等により知事（防災危機管理課）に対して自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣またはその指定する者（派遣命令者）に通知することができる。なお、市本部長は、通知を行った場合は、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。通知を受けた防衛大臣またはその指定する者（派遣命令者）は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

●資料編 資料18-15 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

●自衛隊法第83条第2項

〔自衛隊の災害派遣要請系統〕



※ 緊急時における直接通知を実施した市本部長は、速やかに県に派遣依頼する。

連絡先一覧

名称		所在地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団		那覇市鏡水 679	TEL：098-857-1155
海上自衛隊第5航空群		那覇市字当間 252	TEL：098-857-1191
海上自衛隊沖縄基地隊		うるま市勝連平敷屋 1920	TEL：098-978-2342
航空自衛隊南西航空方面隊		那覇市字当間 301	TEL：098-857-1191
最寄部隊	陸上自衛隊白川分屯地	沖縄市字白川 119	TEL：098-938-3335
	陸上自衛隊勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	TEL：098-978-4001
	航空自衛隊恩納分屯基地	国頭郡恩納村字恩納 7441	TEL：098-966-2053
	自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	TEL：098-937-1608

3 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

4 派遣部隊との連絡調整（各関係班）

- (1) 市は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、市は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

5 市の準備すべき事項（各関係班）

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力する。

- (1) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、または野営施設を提供する。
- (4) 災害救助または応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できるだけ市で準備し、できないものについては県にその準備方を要請する。

6 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

区分	措置
警察官がその場にいない場合 （自衛隊法第94条第1項）	ア 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項） イ 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項） ウ 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）
市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（基本法第63条第3項）（市長へ通知） イ 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）（市長へ通知） ウ 住民等を応急措置の業務に従事させること（基本法第65条第3項）（市長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

- ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失
- イ 自衛官の従事命令（基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

7 派遣部隊の撤収（自衛隊、沖縄警察署、消防総務班）

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。

- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知する。

●資料編 資料 18-16 自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書

8 経費の負担区分等（各関係班）

- (1) 災害派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、県及び市の負担とし、細部はその都度、要請者と災害派遣命令者間で協議の上決定する。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ 岸壁使用料

- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行う。

9 ヘリポートの準備（各関係班）

市は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理する者として、際害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

- (1) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者または管理者との調整を確実に実施する。

- (2) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

- (3) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

- (4) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

- (5) 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、ヘリポート表示基準（H記号）を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

イ ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵の舞い上がる時は散水する。

エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

オ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

10 自衛隊の自主派遣（自衛隊）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要

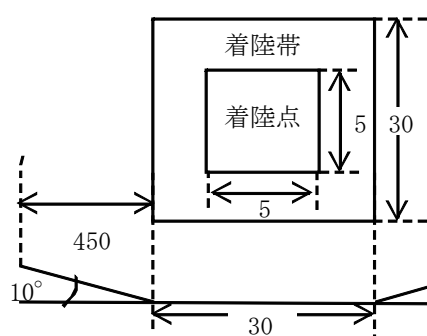
があると認められること。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊による災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知するなど災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

[ヘリポート設置基準]

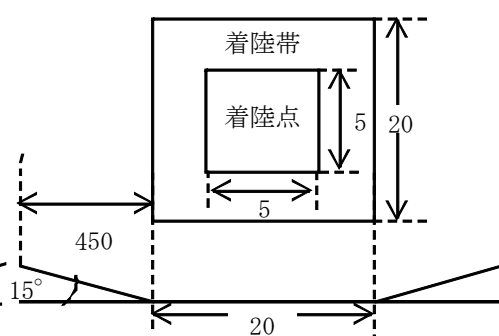
(a-1) 小型機（OH-6）の場合

《標準》



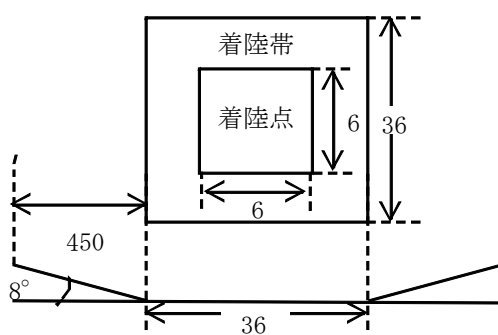
(a-2) 小型機（OH-6）の場合

《応急》



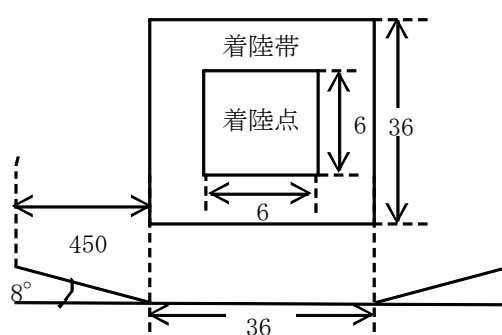
(b-1) 中小型機（UH-1）の場合

《標準》



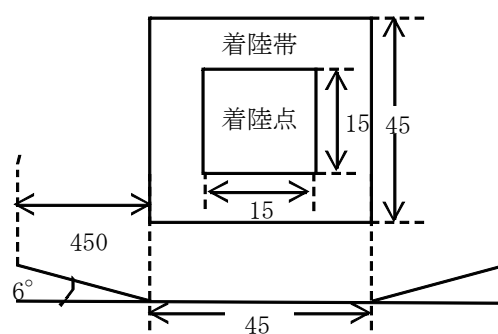
(b-2) 中小型機（UH-6）の場合

《応急》



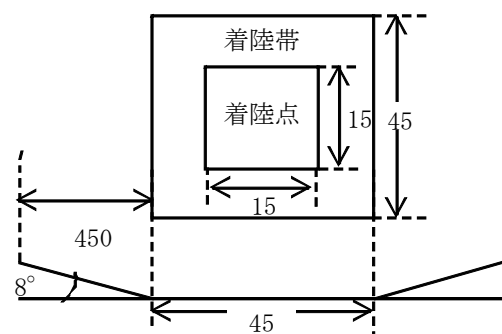
(c-1) 大型機（V-107 及び UH-60J）の場合

《標準》



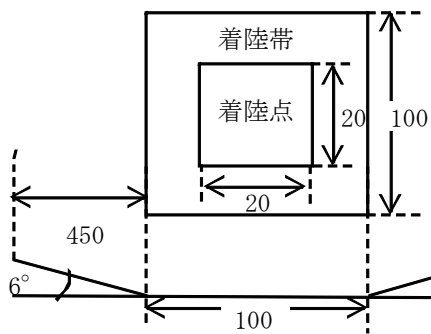
(c-2) 大型機（V-107 及び UH-60J）の場合

《応急》



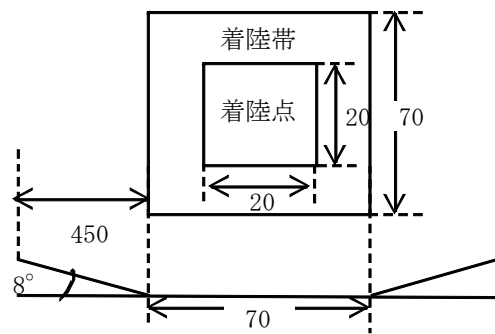
(d-1) 大型機 (CH-47) の場合

《標準》



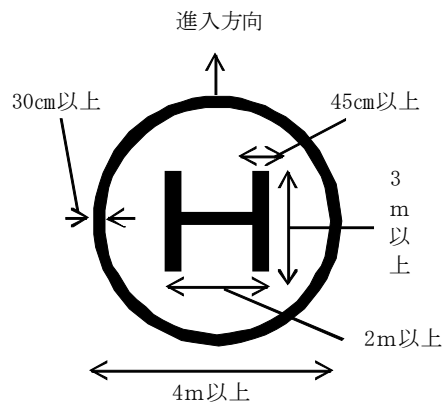
(d-2) 大型機 (CH-47) の場合

《応急》

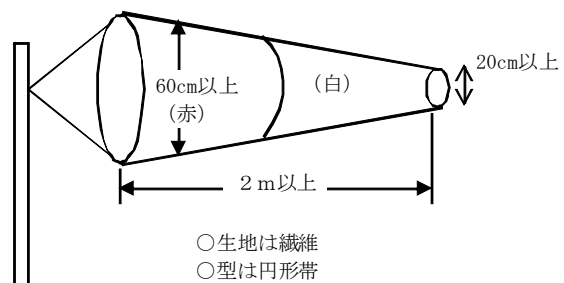


[ヘリポート標示基準]

a ㊦記号の基準



b 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

○石灰で標示。積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

第7節 広域応援要請計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各対策部

この計画は、災害時において隣接市町村、県または指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものである。

1 他の市町村または県に対する応援要請（防災班、各関係班）

市は、必要に応じ、他の市町村または県に対し応援を要請する。応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

基本法第67条第1項の規定に基づき、市長が他の市町村の長に対し応援を求める。

(2) 県に対する応援の要請

基本法第68条の規定に基づき、市長が知事に対し応援を求める。

●災害対策基本法 第67条第1項 第68条

(3) 応援協定に基づく要請

市は、県内外の他市町村と応援協定を締結している。これらの応援協定に基づき、災害時の応援を要請する。

●資料編 資料2-2 姉妹都市災害時相互応援協定（米沢市）

資料2-3 災害時における相互応援に関する協定（東海市）

資料2-4 災害時における相互応援に関する協定書（嚶鳴協議会）

資料2-5 災害時における相互応援に関する協定書（うるま市）

2 職員派遣の要請または職員派遣のあっせんの要請（人事班）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、またはあっせんを求める。要請またはあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

基本法第29条第2項の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長または指定公共機関に対し当該指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、市長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

●災害対策基本法第29条第2項

災害対策基本法施行令第15条

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

基本法第30条第1項、第2項の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関または指定

公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。なお、市長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、次の事項を明示して要請する。（災害対策基本法施行令第16条）

●災害対策基本法第30条

災害対策基本法施行令第16条

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3) 県または他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、市長が知事または他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

●地方自治法第252条の17第1項

※「1 他の市町村または県に対する応援要請」に基づく応援（人面的）と「2 職員派遣の要請または職員派遣のあつせんの要請」に基づく職員派遣との差異については、概ね次のとおりとなる。

区分	応援（人面的）	職員派遣
性 質	マンパワーとしての人員に着目する 場合が多い	職員個人の有する技術・知識・経験等 に着目
期 間	短期	原則として長期にわたる
事 務	災害応急対策を実施するために必要 な事	災害応急対策又は災害復旧に関し必要 な事
身 分	身分の移動を伴わない	派遣先の身分と併任
指 揮 監 督	応援隊が一隊となって派遣先の指 揮下に入る	個人的に派遣先に分属する

3 消防に関する応援要請（消防総務班）

- (1) 市は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定または消防組織法第39条第1項の規定に基づき応援を要請する。

●消防組織法第39条第1項

- (2) 市は、大規模災害発生時において他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事（防災危機管理課）に依頼する。なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

●消防組織法第44条

●資料 18-17 緊急消防援助隊応援要請連絡

4 海外からの支援の受入れ（防災班、各関係班）

国の非常災害対策本部から、海外からの支援受入れの連絡が県へとあった場合、県が支援の受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は関係省庁と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。支援を受入れる際に市は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上、決定する。

5 災害時受援体制（各関係班）

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、市本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について計画する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

市は、会議室レイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第8節 避難計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄警察署、中城海上保安部

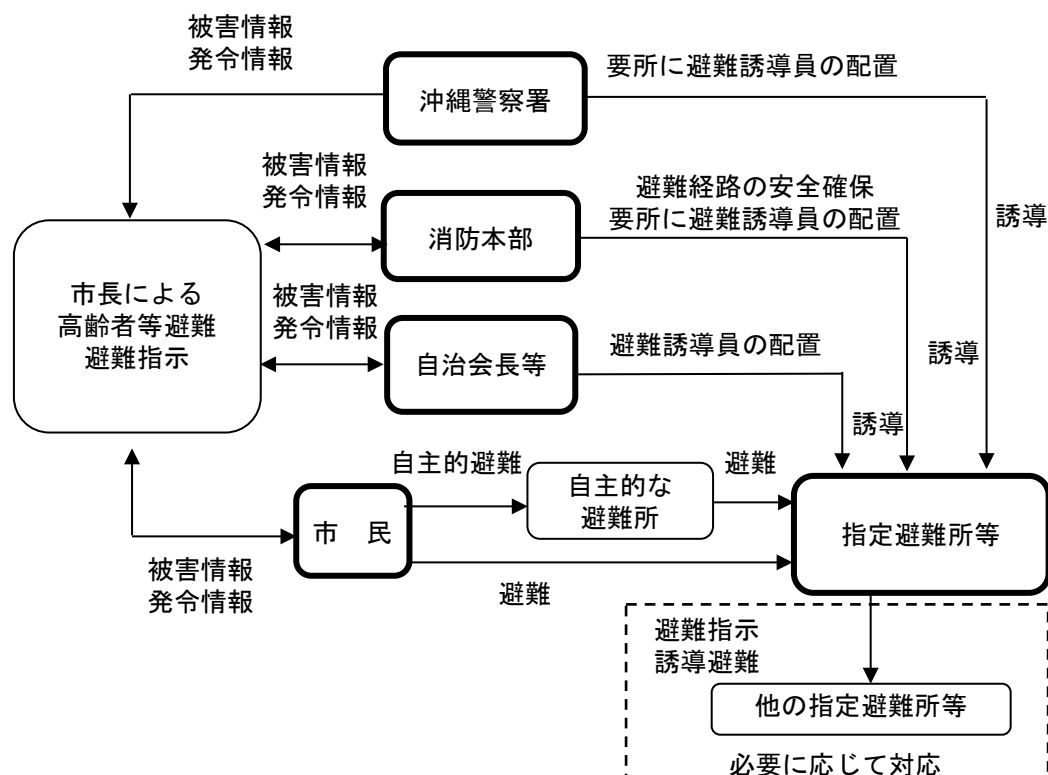
この計画は、大地震や津波災害が発生した場合または津波災害が発生するおそれのある場合において、危険区域内の住民に対して避難のための立退きを指示するとともに、指定避難所等の開設・運営等を実施し、避難住民の生活安定を図るものである。

第1款 避難の原則

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄警察署、中城海上保安部

高齢者等避難・避難指示と避難誘導の流れについては、以下のとおりとする。

〔高齢者等避難・避難指示と避難誘導の流れ〕



1 実施責任者（各関係班）

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘

導、指定避難所等の開設及び指定避難所等への収容及び保護を、次の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 高齢者等避難

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第56条第2項	

(2) 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第60条第1項	
知事	災害全般	基本法第60条第6項	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第61条第1項	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条第1項	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、雨水出水、津波、高潮地すべり	水防法第29条地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第29条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第63条第1項	
知事	災害全般	基本法第73条第1項	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第63条第2項	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	基本法第63条第3項	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条第1項	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条第2項	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第21条第1項	
警察官	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第21条第2項	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

(4) 避難の誘導

指定避難所等への誘導は、避難指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(5) 指定避難所等の開設及び収容保護

指定避難所等の開設及び収容保護は市長が行う。なお、救助法が適用された場合における指定避難所等の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市長が行う。

また、広域避難等において市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

2 避難指示等の運用（防災班）

(1) 避難指示等の種類

避難指示等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
高齢者等避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	基本法第56条第2項
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。	基本法第60条第1項
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	基本法第60条第3項
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限、禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。 なお、基本法第116条により従わなかった者には、罰則が規定されている。	基本法第63条第1項

(2) 避難指示等の基準

市は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に基準等を策定し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

(3) 避難指示等の内容（防災班、警防班）

避難措置実施者は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発する。

ア 発令者

イ 対象区域

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定の理由

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ その他必要な事項

(4) 住民への周知

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令または警戒区域の設定を行った者は、以下の方法によって、住民への周知を図る。

ア 市防災行政無線、サイレンによる伝達

イ 放送による伝達（緊急有線放送による一斉放送）

ウ 広報車による伝達

エ 伝達員による伝達

オ 市ホームページ、緊急速報（エリア）メール、沖縄市メール配信サービス『メルマガ@おきなわ』、SNS等

緊急を要し上記ア、イ、ウ、エの方法が難しいときは、消防団等による戸別伝達を行う。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を、地震・津波編 第1章「第3節 災害通信計画」に準じて要請する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者	関係機関通知先	備考
市長	市長→県知事（防災危機管理課）	基本法に基づく措置
	県内放送事業者	
知事の措置	県知事（防災危機管理課）→市長	基本法に基づく措置
	県知事（海岸防災課）→沖縄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官	警察官→沖縄警察署長→市長→県知事（防災危機管理課）	基本法に基づく措置
	警察官→沖縄警察署長→沖縄県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→市長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
海上保安官	海上保安官→中城海上保安部長→市長→県知事（防災危機管理課）	基本法に基づく措置
自衛官の措置	自衛官→市長→県知事（防災危機管理課）	自衛隊法に基づく措置
消防職員・消防団員の措置	消防長→市長	消防法に基づく措置
水防管理者の措置	水防管理者→沖縄警察署長	水防法に基づく措置

(6) 放送を活用した避難指示等情報の伝達

市は、市長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱における避難勧告等の情報の伝達ルート及び手段（資料編）」により、避難指示等発令情報を県内放送事業者に伝達する。

●資料編 資料 10-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

【避難指示と警戒区域の設定の違い】

警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。（従って、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する必要がある。）

設定が考えられる場合として、

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、止むを得ない場合

があり、最近では熊本地震時に宇土市で警戒区域を設定している。

(7) 解除の基準

ア 避難指示等の解除については、当該地域が避難指示等の発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたときとする。また、東日本大震災では、警報解除まで3日かかったことを考慮して、警報発表から3日間を想定した計画とする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

3 高齢者等避難、避難の指示基準の目安と住民に求める行動（防災班、警防班、各関係班）

(1) 市の役割

市は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難行動の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図るとともに、災害時には住民等の主体的な避難行動を支援する情報（避難指示等）を提供しなければならない。

なお、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準の目安は、2の「避難指示等の運用」のとおりとする。

(2) 住民等の避難行動の原則

住民等は、自然災害に対して既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることを認識し、行政に依存し過ぎることなく「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

ア 避難行動をとるにあたって事前に明確にする事項

- (ア) 災害種別毎に、居住地等にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと。
- (イ) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと。
- (ウ) どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと。

イ 避難行動

- (ア) 指定緊急避難場所や指定避難所等への立退き避難
- (イ) 指定緊急避難場所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等への立退き避難

(ウ) 屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

4 避難誘導の実施方法（警防班、各関係班）

市長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

実施事項	実施内容
(1) 避難の優先順位	避難にあたっては、要配慮者を優先させる。
(2) 避難者の誘導	避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。 ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。 イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておく。
(3) 避難行動要支援者の避難誘導	在宅の避難行動要支援者の避難は、市の避難行動要支援者の個別避難計画書に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。 社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。 その場合、市は可能な限り支援を行う。
(4) 避難完了の確認	避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめる。

5 指定避難所等の開設及び収容保護（各関係班）

(1) 指定避難所等の設置

市は、発災時に必要に応じ、指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 広域避難

被害が甚大なため市内の指定避難所等の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

市長は指定避難所等を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

6 避難者の移送（各関係班）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

7 指定避難所等の運営管理（各関係班）

市は、「沖縄市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

(1) 指定避難所等の運営

指定避難所等の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、指定避難所等の適切な運営管理を行うため、各指定避難所等との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て実施する。

(2) 避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所等ごとに、収容されている避難者及び指定避難所等で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、指定避難所等以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 指定避難所等の環境

市は、以下のとおり指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況、トイレ環境など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活費必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など必要な措置を講じるよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。

ウ 運営にあたっては、指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別にかかわらず男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。

エ 運営にあたっては、さらに、高齢者や障害者など、避難生活を送るうえで困難が生じやすい方に配慮する。車いすに対応した災害対策用トイレの確保や、身体障害者、精神障害者など障害種別ごとの優先避難スペースの確保、トイレに近い要配慮者優先スペースの確保等に努める。

オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

カ 被災者支援等の観点からペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

(4) 要配慮者の体調管理

避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、体調管理を継続的に行う。

8 避難長期化への対応（住まい建築班、各関係班）

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、指定避難所等の早期解消に努める。

県は、これら施設の確保等について必要な支援を行う。

9 県有施設の利用（各関係班）

市は、指定避難所等が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

10 船舶の利用（各関係班）

大規模な災害により指定避難所等が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請する。

11 在宅避難者等の支援（各関係班）

市は、やむを得ず指定避難所等に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

12 車中泊避難者への支援（各関係班）

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第2款 津波避難計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄警察署、中城海上保安部

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者（各関係班）

津波から避難するための高齢者等避難、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款の1 実施責任者」のとおりとする。

2 津波災害警戒区域及び避難対象地域（防災班）

本市の津波災害警戒区域及び避難対象地域は、共通編 第1章「第4節 災害の想定」による。

3 避難指示等の発令（各関係班）

(1) 発令基準

発令基準については、「避難情報に関するガイドライン（令和4年度 内閣府）」を参考に、どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的には発令しないものとする。警報等の種類による避難の対象となる地域及び対象者は、次のとおりとする。

ただし、遠地地震に伴う津波や火山噴火等に伴う津波のように到達までに時間がかかるものについては、気象庁の出す「遠地地震に関する情報」の内容を確認し、今後、津波警報等が発表される可能性がある場合は、前もって高齢者等避難の発令を検討する。

種類	対象地域	対象者
・大津波警報 ・強い揺れを感じた場合※ ・揺れは弱くとも1分以上の揺れを感じた場合※	最大クラスの津波により浸水が想定される地域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）	地域内住民、観光客等
・津波警報	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域	地域内住民、観光客等
・津波注意報	海岸堤防等より海側	漁業関係者、湾港関係者、釣り人、海水浴客、海の中にいる方、浜辺にいる方等

※停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない場合

(2) 解除の基準

本市の避難指示等の解除については、地震・津波編 第1章第8節 第1款 2 「(7)解除の基準」による。

(3) 運用

避難指示等の運用については、地震・津波編 第1章「第8節 第1款の2 避難指示等の運用」のとおりとする。また、市は、市津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波災害警戒区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

ア 全国瞬時警報システム（Jアラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で市民等へ伝達するよう努める。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝達する。

ウ 津波警報・避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話及び各々の施設管理者等を通じた拡声器、津波フラッグ、サイレン等による伝達等、あらゆる手段の活用を図る。

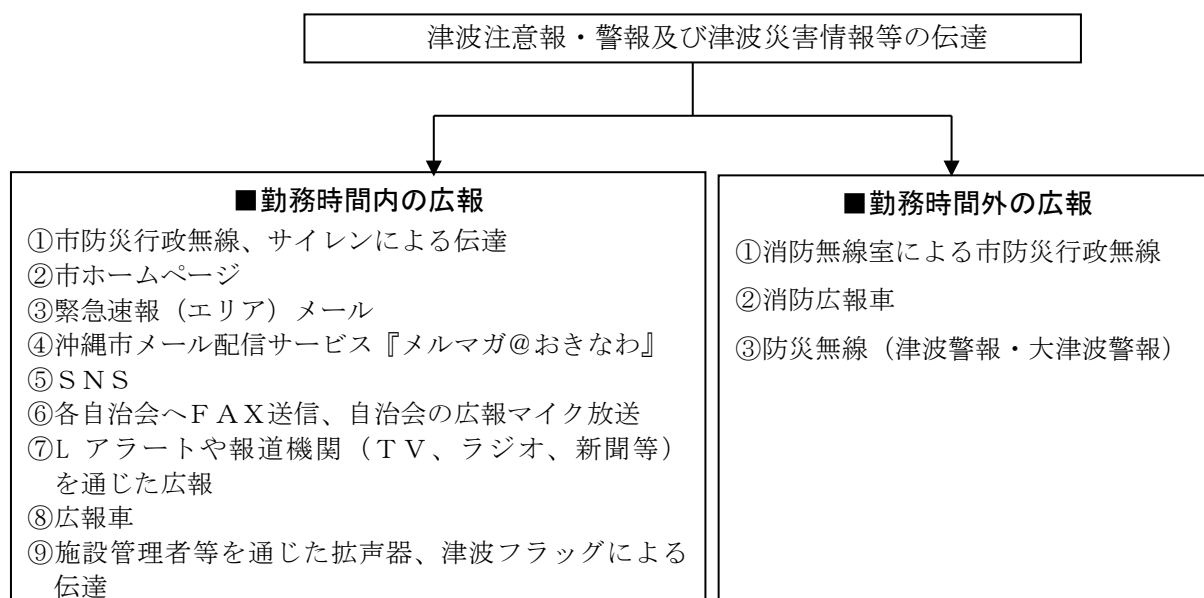
エ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

4 津波災害警戒区域の住民への情報伝達体制（防災班、秘書広報班）

(1) 津波情報等の伝達方法

津波情報等の伝達にあたっては、次の方法で地域住民に対して伝達する。

〔住民への伝達方法〕



(2) 指定避難所等への円滑かつ迅速な避難の確保

市は、津波災害警戒区域における津波情報等の伝達方法、指定避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた津波ハザードマップを作成・公表する。

また、津波浸水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

5 指定緊急避難場所等（防災班）

避難先は、市津波避難計画で定められた、津波災害警戒区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

●資料編 資料 6-3 津波避難施設一覧

6 避難誘導（各関係班）

- (1) 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。
- (2) 避難誘導は、道路・橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険箇所には人員を配置する。
- (3) 原則として、避難者による自力避難とする。
- (4) 避難にあたっては、要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。
- (5) 市民に対しては、避難に自家用車を使用し津波浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

7 船舶等の避難（中城海上保安部）

中城海上保安部は、津波警報等の発表に伴い、港湾内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の措置を行う。

8 指定避難所等（各関係班）

(1) 指定避難所等の開設・収容保護（各関係班）

避難指示等の対象地域の住民等及び津波により住家を失った被災者は、指定避難所等に収容する。指定避難所等の開設以降の対策は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」のとおりとする。

(2) 指定避難所等の閉鎖

指定避難所等の閉鎖時期は、ライフライン等の復旧が完了し、被災者が自宅等において一定の生活ができるまでを目処とする。また、避難者は減少しているものの、当該災害において居住場所を確保できない被災者にあつては、市営住宅等のあっせんを行い、指定避難所等での生活が慢性的に継続されることを回避する。

第3款 広域一時滞在

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	沖縄県

1 広域一時滞在の協議等（各関係班）

(1) 被災市町村の協議

市本部長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

市本部長は、広域一時滞滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市の受入れ

市本部長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議先市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

市本部長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞滞在の終了

市本部長は、広域一時滞滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞滞在の協議等（各関係班）

(1) 本市が被災した場合の協議の要求

市本部長は、災害が発生し、被災した住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

知事は、市町村長（協議元市町村）から要求があったときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。また、市長（協議元市町村長）は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(4) 広域一時滞滞在の終了

市長（協議元市町村長）は、広域一時滞滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

3 県外広域一時滞滞在の受入れ（各関係班）

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受けた

場合は、関係市町村と協議する。協議を受けた市は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

4 知事による代行及び特例（各関係班）

知事は、災害の発生により市が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、市の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、市から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

5 知事等の助言（各関係班）

市は、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、知事に助言を求めることができる。

第9節 観光客等対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部、各関係対策部 沖縄警察署、観光施設の管理者、交通機関

1 実施責任者（観光スポーツ振興班）

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。なお、避難計画の基本的な事項は、地震・津波編 第1章「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導（観光スポーツ振興班、各関係班）

(1) 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を、市民等への伝達方法の他に、津波災害警戒区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設、拡声器、津波フラッグ、サイレン等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した場合、運行中の車両は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

3 避難収容（観光スポーツ振興班、各関係班）

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。また、必要に応じて、県に県有施設の一時使用を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅困難者対策（観光スポーツ振興班、各関係班）

(1) 情報の提供

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

県及び市は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第10節 要配慮者対策計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、経済文化対策部、こどものまち推進対策部 建築対策部、各関係対策部

1 実施責任者（ちゅういしいじい班）

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び市とする。なお、避難計画の基本的な事項は地震・津波編 第1章「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援（ちゅういしいじい班）

市は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した市災害時要援護者避難支援計画や、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難確保計画を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の安全確保が図られる範囲において協力を得つつ、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。なお、この場合の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供については、避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

3 避難生活への支援（ちゅういしいじい班、障がい福祉班、介護保険班、保護班、住まい建築班、子ども企画班）

(1) 避難時の支援（ちゅういしいじい班、子ども企画班）

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

指定避難所等においては、専用スペースや専用トイレを設ける、高齢者・乳幼児向けの食品等を確保するなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を検討し要請する。

市は、必要に応じて専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を県に要請する。

(2) 応急仮設住宅への入居（ちゅういしいじい班、障がい福祉班、介護保険班、保護班、住まい建築班）

市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援（介護保険班、障がい福祉班、子ども企画班）

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。また、必要に応じて、県に必要な体制の支援を要請する。

4 外国人への支援（文化芸能班）

市は、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

部署・関係機関	消防対策部

この計画は、地震、津波、火災等による災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に、市民の生命、財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するための計画である。

1 実施責任者（消防対策部各班）

市は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

2 消防組織及び施設の整備充実（消防総務班）

(1) 消防組織

消防本部

消防署

消防出張所（山内、泡瀬）

消防団

(2) 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画により、器具、機材の整備等のほか、人員を整備充実させる。

3 火災予防査察（予防班）

予防査察は、多数の者が勤務し、または出入し収容する防火対象物及び危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等を重点的に随時実施し、一般建物等については春秋に行われる全国火災予防運動に呼応して一斉に実施する。

4 防火対象物の火災予防対策（予防班）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他多数の者が出入りし、勤務しまたは居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから、防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成させ、また届出を励行させる。

5 危険物貯蔵所等の火災予防対策（予防班）

貯蔵所、取扱所並びに少量危険物貯蔵所に対し、次のとおり指導する。

- (1) 位置、構造設備、警報設備等は、危険物規制の政令技術基準どおり実施させる。
- (2) 危険物の貯蔵取扱運搬方法は、危険物取扱者に政令技術基準どおり実施させる。

6 火災警報（予防班、警防班）

火災に関する警報は、おおむね次の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めるとき発する。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が50パーセント以下となり、最大風速10メートル以上の見込みのとき。
- (2) 平均風速が15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) (1)(2)に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると消防長が認めるとき。

7 火災やその他の災害における警戒（予防班、警防班）

- (1) 消防署は3交替24時間勤務し、常に当該区域内の火災発生時に備えて、何時でも出動できるように待機の体制を保つ。
- (2) 火災またはその他の災害が予測される警報が発表された場合、上司の指示により非番員及び週休員は直ちに現場または定められた署、所に出動し勤務に就かなければならない。
- (3) 消防団員は、月例定例訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動可能な体制を維持しなければならない。これらの出動は、サイレン及び電話連絡等をもって伝達される。

8 火災出動（警防班）

火災は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈するときは、沖縄県消防相互応援協定書に基づき、県内市町村に応援要請する。

9 火災原因及び被害調査（予防班、警防班）

火災原因及び被害調査等の結果は、消防長から市本部長に報告する。

第12節 救出計画

部署・関係機関	消防対策部、各関係対策部 自衛隊、沖縄警察署、中城海上保安部

災害時における救出活動は、次によるものとする。

1 実施責任者（消防総務班、各関係班）

市及び消防本部をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

2 救出の方法（警防班、各関係班）

被災者の救出は、市においては消防本部または消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等情勢に応じた方法により実施する。

機関等	役 割
市 及 び 消 防 本 部	(1) 本来の救助機関として救出にあたる。 (2) 市のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊、中城海上保安部等の応援を求める。 (3) 災害時に孤立集落が発生した場合、当該地域の孤立者の調査および避難支援、生活物資輸送支援を、海上自衛隊艦艇や海上保安庁の巡視船艇・ヘリコプター等によって実施する。
警 察	(1) 救出の応援要請があった場合、または、警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。 (2) 救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。
市 民	可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

3 救出用資機材の調達（消防総務班、各関係班）

市及び消防本部は、備蓄された救出用資機材を使用するとともに、資機材が不足する場合は、沖縄市建設業者会との災害時応援協定書（資料編）に基づき、救出に必要な重機配備を要請する等の方法により救出用資機材を調達する。

●資料編 資料 2-11 災害時応援協定書（沖縄市建設業者会）

4 惨事ストレス対策（消防総務班）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 医療救護計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関

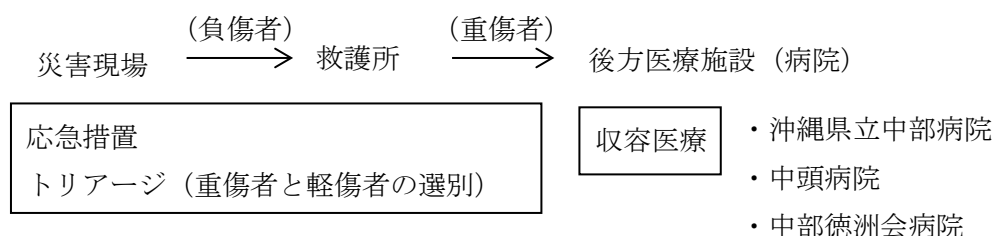
地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、市及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

第1款 医療及び助産

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関

この計画は、災害のため医療機能が停止し、または著しく不足し、あるいは混乱したため、被災地の住民が医療のみちを失った場合に応急的に医療及び助産または乳幼児の救護を行い、被災者を保護するための計画である。

[応急医療活動の主な流れ]



（注）後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

1 実施責任者（市民健康班、こども相談・健康班）

市は、医療救護を行う。また、救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

2 情報収集と共有（市民健康班、こども相談・健康班）

(1) 情報収集・提供体制

ア 市は、医療機関の被災状況、診療状況等及び医療救護所等における医療ニーズの情報収集を行い、地域医療本部への情報提供に努める。

イ 市は、地域医療本部と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図り、必要に応じ、医療救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班等の派遣を要請する。

(2) 市民への情報提供

被災地内の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市または地域医療本部

が主体となって行う。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等市民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

3 医療及び助産救護の実施（市民健康班、こども相談・健康班）

(1) 医療及び助産救護は、医療班（応急時に組織化）により行うものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行う。中部地区医師会の災害時医療救急班連絡体制については、資料編「災害時の医療救急班の連絡系統図」のとおりとする。

(2) 医療班の編成は、次のとおりとする。

医師1名

看護師または保健師3名

事務員1名

運転手1名

●資料編 資料8 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網

4 救護所の設置及び運営（市民健康班、こども相談・健康班）

設置区分	設置及び運営
医療救護所	市は、医療機関及び中部地区医師会の協力を得て、診療所、助産所、その他医療機関を事前協議の上、医療救護所として設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。
応急救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により指定避難所等（学校公民館等）の被災者の収容施設、被災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所を臨時に設置する。

●資料編 資料7-4 災害時におけるコザ運動公園内施設の役割

5 市に派遣された医療救護班等への支援（市民健康班、こども相談・健康班）

市は、県から派遣された医療救護班等に対し、県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲（市民健康班、こども相談・健康班）

項 目	内 容
対 象 災 害	ア 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象 イ 大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出 ウ 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故 エ その他基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害または事故
規 模	ア 上記アの災害等で、傷病者がおおむね 50 人以上に及ぶ場合
範 囲	ア 傷病発生と同時に現場で行う応急措置 イ 初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療 ウ 現場において死にいたった場合の遺体の検案洗浄、縫合等の措置

2 救急医療体制の確立（市民健康班、こども相談・健康班）

(1) 関係機関、団体における活動体制

市は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互間における連絡、協力に万全を期すとともに、その活動体制について確立を図る。

また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

市及び各機関・団体における業務内容は、関係法令及び防災計画によるもののほか次のとおりとする。

機 関	業 務 内 容
県（医療政策課、衛生薬務課、保健所、県立病院）	① 救急医療についての総合調整 ② 救急医療についての現地救急医療対策本部の設置 ③ 日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請 ④ 県医師会に対する出動要請 ⑤ 国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請 ⑥ 県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請 ⑦ （公社）沖縄県看護協会看護救護班の出動要請 ⑧ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請 ⑨ 医療材料の整備
市	① 現地における応急的医療施設の設置及び管理 ② 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整 ③ 沖縄市赤十字奉仕団長に対する出動要請 ④ 中部地区医師会に対する出動要請 ⑤ 県と連携により、こころのケア対策の実施
県警察	① 傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整 ② 交通の規制 ③ 傷病者等の住所・氏名等の確認
第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）	① 海上における傷病者の救出・搬送 ② 航空機による陸上の傷病者の救出・搬送 ③ 琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請 ④ 海上における傷病者等の住所・氏名等の確認
国・国立病院機構、公、私立等の医療施設	① 医療の実施 ② 傷病者に対する看護
自衛隊	① 傷病者の救出及び搬送の支援 ② 救助物資の輸送支援
日本赤十字社沖縄県支部	① 医療の実施

機 関	業 務 内 容
	② 傷病者に対する看護 ③ 救助物資の給与
県・中部地区医師会	① 医療施設の確保 ② 医師会所属の医療班に対する出動要請
県薬剤師会	① 医療品等の供給及び薬剤師の派遣
企業体等	① 現地における応急的医療施設の設置及び管理 ② 傷病者等の住所・氏名等の確認
N T T西日本株式会社沖縄支店	① 緊急臨時電話の架設
沖縄電力株式会社	① 電源の確保

3 傷病者の搬送（警防班、各関係班）

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。なお、搬送に必要な車両等の確保については地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」によるものとする。

4 傷病者の収容（各関係班）

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図る。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び中部地区医師会長において十分配慮する。

5 医療材料等の確保（市民健康班）

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われることから、市で確保できない場合は県に要請する。

6 費用の範囲と負担区分（市民健康班、こども相談・健康班）

項目	内容
費 用 の 範 囲	出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費
費 用 の 負 担 区 分	ア 傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は、市が負担する。 イ 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生責任を負う企業体が負担する。 ウ 人為的あるいは自然災害とともられるもので、災害発生責任所在が不明なものによる場合で、かつ救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する市が負担する。 エ 前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。
費 用 額	医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則（昭和47年規則第19号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額。

7 補償（市民健康班、こども相談・健康班）

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規定及びこれ等に準じて、それぞれ前項イの費用負担区分に準じて負担する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

8 その他（市民健康班、こども相談・健康班）

緊急時の人材支援のため資格取得者の情報収集に努める。

第3款 被災者の健康管理とこころのケア

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関

1 被災者の健康状態の把握（市民健康班、こども相談・健康班）

医療班は、指定避難所等及び仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民等の健康状態の把握と対応を決定する。

2 こころのケア（市民健康班、こども相談・健康班）

市は、被災者のこころのケアについて、県と連携を図りつつ、市の関係部署や精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等と連携協力しながら、被災者のこころのケア活動を行う。

3 継続的治療への対応（ちゅいしいじい班、市民健康班、こども相談・健康班）

市は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や保健所に対応を要請する。

第14節 交通輸送計画

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部	沖縄警察署、中城海上保安部

災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、次によるものとする。

第1款 実施責任者

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部	沖縄警察署、中城海上保安部

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとし、緊急輸送道路は、以下のとおりとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 交通の規制（道路班）

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

(1) 道路法に基づく規制	道路の管理者
(2) 道路交通法に基づく規制	県公安委員会
(3) 基本法に基づく規制	県公安委員会

2 交通施設の応急対策（道路班、各関係班）

交通施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

3 緊急輸送（道路班、各関係機関）

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

4 緊急輸送道路（道路班）

本市における緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）は、次のとおりである。

（緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）による）

路線名	管理者	起終点
高速自動車国道 沖縄自動車道	西日本高速道路株式会社	許田IC～那覇IC
主要地方道 沖縄北谷線	沖縄県	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
主要地方道 沖縄環状線	沖縄県	沖縄市山内～沖縄市比屋根
一般県道 県道20号線	沖縄県	沖縄市高原～沖縄市上地
市道 松本団地西側線	沖縄市	沖縄市美原1丁目～4丁目
港湾道路 臨港道路1号線	沖縄県	中城港湾新港地区

●資料編 資料7-5 圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）

第2款 交通の規制

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部	沖縄警察署、中城海上保安部

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通を確保するものである。

1 実施要領（道路班）

道路管理者としての市本部長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、または、判明したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し必要に応じて規制を実施する。

規制の実施に際しては、適切な処置を図り、沖縄警察署長へ規制実施箇所及び迂回路等について連絡する。

2 実施区分等（道路班）

各実施者が行う交通規制は、次の区分により実施する。

区分		実施者	範囲	根拠法
陸上	道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	(1) 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
	公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(1) 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認める場合 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	基本法第76条第1項 道路交通法第4条第1項、第5条第1項 第6条第4項
海上	海上保安庁	港長（中城海上保安部長） 海上保安官	(1) 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき (2) 異常な気象又は、海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑の生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるとき (3) 天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	港則法第39条第1項、第3項 海上保安庁法第18条第1項

3 規制措置の内容（道路班）

(1) 危険箇所における規制

市、県または県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止または制限する必要があると認めるときは、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置する。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(2) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者または災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとる。

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。
県公安委員会の措置 （緊急輸送機関の措置の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止、または制限の必要を認めるとき）	ア 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置する。 イ 上記の通行禁止、または制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ウ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 発見者等の通報（各関係班）

災害時に道路及びきょう梁等の交通施設の危険な状況または交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長または警察官に通報する。通報を受けたときは、警察官にあつては市長へ、市長にあつてはその路線を管理する道路管理者または警察機関へ通知する。

●基本法第54条第1項、第3項、第4項

5 一般車両運転者の責務（道路班）

基本法第76条第1項の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

6 関係機関の相互連絡（道路班）

市と関係機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

7 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等（警防班、沖縄警察署、自衛隊）

(1) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を当該命令し、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

8 道路管理者等の措置（道路班）

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である市に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保する。また、市本部長は、管理外の道路において、これらの措置が必要な場合、当該道路管理者に対し要請することができる。

第3款 緊急輸送

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部、消防対策部	沖縄警察署、中城海上保安部

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材の輸送等を確実にを行うためのものである。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 緊急輸送対象（各関係班）

優先段階	対象内容
第 1 段 階	(1) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員、物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階	(1) 第1段階の継続 (2) 食料、水等の生命維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階	(1) 第2段階の継続 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

2 輸送方法（各関係班）

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。また、輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずる。

- (1) 道路輸送
- (2) 海上輸送
- (3) 空中輸送
- (4) 人力による輸送

3 道路輸送（防災班、契約管財班）

(1) 緊急通行車両の事前届け出（防災班、契約管財班）

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から、緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来たことが懸念される。このことから、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期しておく。

担当事務局	届出	
沖縄市総務部防災課 電話 939-7773	県公安委員会	電話 862-0110
	沖縄警察署交通規制係	電話 932-0110

通行車両事前届出済証 「緊急通行車両事前届出済証」

番号	交付番号	車 両 番 号				担 当 課 （ 用 途 ）
1	57	沖縄	800	す	4354	防災課（防災車）※

2	2166	沖縄	200	は	172	ちゅいしいじい課 かりゆし園（福祉バス）
3	3670	沖縄	300	の	9103	道路課（道路パトロール車）

※緊急自動車指定

(2) 緊急通行車両の標章及び証明書（契約管財班）

市本部長は、緊急輸送に車両を使用するときは、知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出る。

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

(3) 市有車両の確保

災害輸送のため市有車両の確保は、次の方法により行う。

ア 市有車両の掌握管理は、契約管財班において行う。市有車両の保有状況は、資料編によるものとする。

●資料編 資料 7-2 市有車両の保有状況

イ 各班長は、車両を必要とするときは、契約管財班長に次の事項を明示して配車を要請する。

- ① 輸送日時及び輸送区間
- ② 輸送対象の人数、品名及び数量
- ③ その他必要な事項

ウ 契約管財班長は、各班長から要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

(4) 民間車両による輸送

市有輸送力のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、沖縄総合事務局運輸部に民間車両のあっせんを依頼し、迅速な輸送に努める。

なお、要請に際しては、次の事項及び必要車両を明示する。

- ア 輸送日時及び輸送区間
- イ 輸送対象の人数、品名及び数量
- ウ その他必要な事項

(5) 燃料の確保（契約管財班）

市において、車両による輸送を行う場合は、「災害時における燃料等の支援協力に関する協定書」を締結した者へ、優先的な供給を要請する。

(6) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送または車両の借上げは、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

4 海上輸送（契約管財班）

(1) 県有船舶による輸送の要請

市は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、その後、すみやかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする期間

- ウ 応援を必要とする船舶数
- エ 応急措置事項
- オ その他参考となるべき事項

(2) 中城海上保安部の船艇による輸送の要請依頼

市は、中城海上保安部の船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定める要領に準じて要請を依頼する。

(3) 民間船舶による輸送のあっせん依頼

市は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんで依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

5 空中輸送（契約管財班）

(1) 空中輸送の要請等

市は、災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の要請を行う。空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に準ずるものとする。

(2) ヘリポートの整備

市は、空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着または飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図る。ヘリポートの設置基準については、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」の定めるところによる。

6 人力輸送（契約管財班）

- (1) 災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行う。
- (2) 市は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努める。
- (3) 人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した住民に協力を要請して行う。

7 広域輸送拠点の確保（契約管財班）

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

第15節 治安警備計画

部署・関係機関	市民対策部	沖縄警察署

この計画は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図ることを目的とする。

1 災害時における警察の役割（沖縄警察署）

警察は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたる。

2 災害時における治安警備（市民生活班）

- (1) 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本市に関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備計画並びに沖縄警察署災害警備計画によるものとする。
- (2) 市本部長は、災害応急対策に関する措置をとるときは沖縄警察署長に連絡を取るものとし、両者が緊密に協力する。
- (3) 市本部長が警察官の協力を求める場合は、原則として署長に行う。
- (4) 市本部長が警察官の出動を求める場合は、沖縄警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

3 被災地の社会秩序の維持（沖縄警察署、各関係班）

- (1) 沖縄警察署は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
- (2) 必要により指定避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。
- (3) 被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

第16節 災害救助法適用計画

部署・関係機関	市民対策部、各関係対策部	沖縄県

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は県が行う救助を補助する。ただし、県は、次に掲げる救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができる。

1 救助の種類（市民生活班）

① 避難所及び応急仮設住宅の供与 ② 炊き出しその他による食品の供給及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与 ④ 医療及び助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 被災した住宅の応急修理 ⑦ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与 ⑧ 学用品の給与 ⑨ 埋葬 ⑩ 死体の搜索及び処理 ⑪ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、市防災計画に基づき、市本部長が実施する。

2 救助法の適用基準（市民生活班）

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号から4号の規定による。救助法による救助は、本市における被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 市内の住家が滅失した世帯の数	市 100 世帯以上	第1項の1
② 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ市 50 世帯以上	第1項の2
③ 県内の住家が滅失した世帯の数及び市の被害状況	県 7,000 世帯以上で 市 特に救助を要する状態にある場合	第1項の3
④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別な事情がある場合※	多数	第1項の3
⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じた場合※	—	第1項の4

（注）※印の場合は、災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）第1条・第2条に基づくものとする。

3 滅失世帯の算定（市民生活班、各関係班）

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等は災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

	住宅の被害状況	算定根拠
滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった家を含む）	3世帯

4 住家被害程度の認定（市民生活班、各関係班）

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊、 全焼または流失 （全壊）	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家の半壊 半焼等 （半壊（大規模半壊、 中規模半壊））	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
住家の半壊又は半焼に 準ずる程度の損傷 （準半壊）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等 （準半壊に至らない）	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊・準半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったものとする。

※「住家」とは、現実の居住のため使用している者がいる建物をいう。ただしマンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ「1世帯」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

5 救助法の適用要請（市民生活班）

(1) 市域内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、法に基づく災害報告要領により、市長は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害発生の日時② 災害の原因及び被害の状況③ 適用を要請する理由④ 適用を必要とする機関⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置⑥ その他必要な事項 |
|--|

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受ける。

6 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準（市民生活班）

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、資料編に掲げる内容のとおりとする。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

第17節 給水計画

部署・関係機関	上下水道対策部

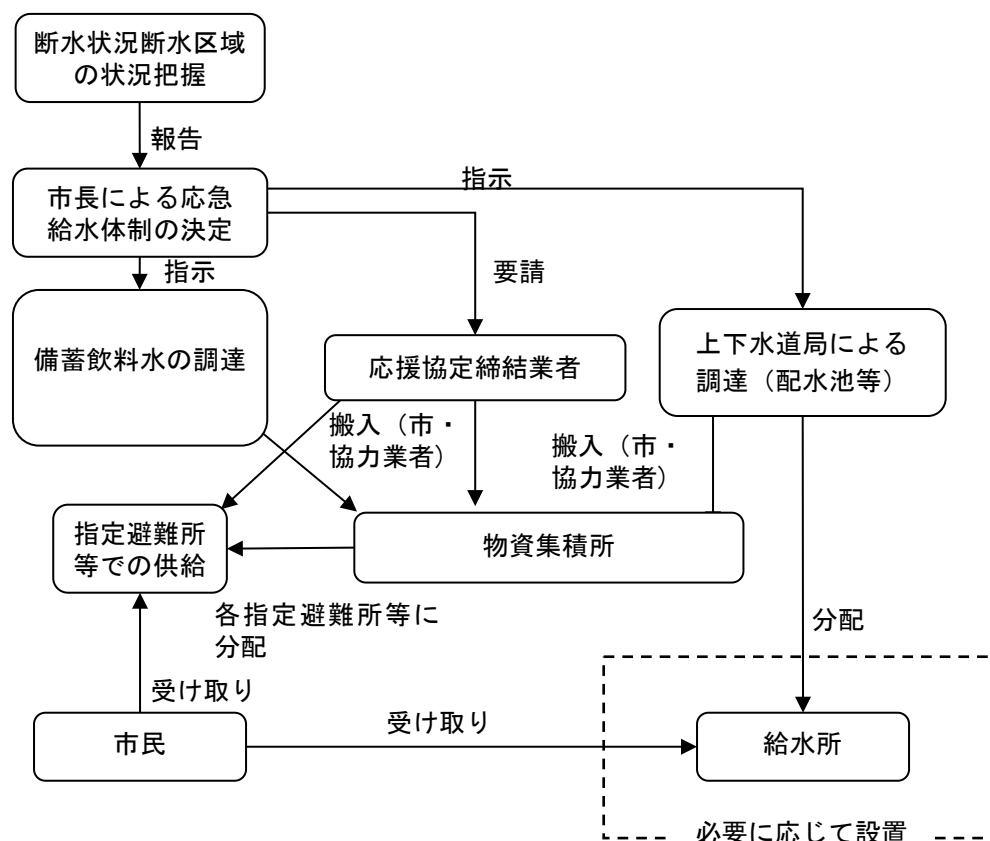
この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

給水は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

救助法が適用されない場合にあっては、市長が給水の必要を認めるときは、救助法の適用時に準じて市長が実施する。また、市で実施することが困難な場合は、県を通じて自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

[応急給水の流れ]



1 供給の方法（工務班）

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。
- (3) 供給の方法は、県の調整池及び市の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車や容器による搬送給水等、現地の実情に応じ、適宜な方法によって行う。

ア 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、避難所等に設置された緊急給水

基地に搬送する。

イ 避難所等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。

ウ ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に避難所等で補給し、適切な方法により被災者へ給水する。

(4) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行う。

ア ろ水器によるろ過給水

(ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。

(イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

イ 容器による搬送給水

(ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定める。

(イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(5) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

2 給水量（工務班）

被災者に対する給水量は、沖縄市水道局危機管理マニュアルに基づき、下表のとおり実施する。ただし、補給水源の水量、供給能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。

応急給水の目標設定

災害発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日まで	3 L／人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、給水車
10 日	20 L／人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21 日	100 L／人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28 日	被災前給水量 (約 250 L／人・日)	概ね 100m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

3 水道施設の応急復旧（管理班）

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて指定給水装置工事事業者の応援を求める。

4 市内の水源容量及び非常用飲料水袋（管理班、工務班）

(1) 水源容量

八重島配水池	全容量：9,537 m ³
八重島第2配水池	全容量：6,440 m ³
松本配水池	全容量：3,167 m ³
大里配水池	全容量：4,850 m ³
高原配水池	全容量：4,000 m ³
胡屋配水池	全容量：5,000 m ³
若夏公園飲料用耐震性貯水槽	全容量：100 m ³
合 計	33,094 m ³

(2) 非常用飲料水袋

非常用飲料水袋（6ℓ）	7,000 個

5 医療施設等への優先的給水（工務班）

市は、医療施設、社会福祉施設、指定避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

第18節 食料供給計画

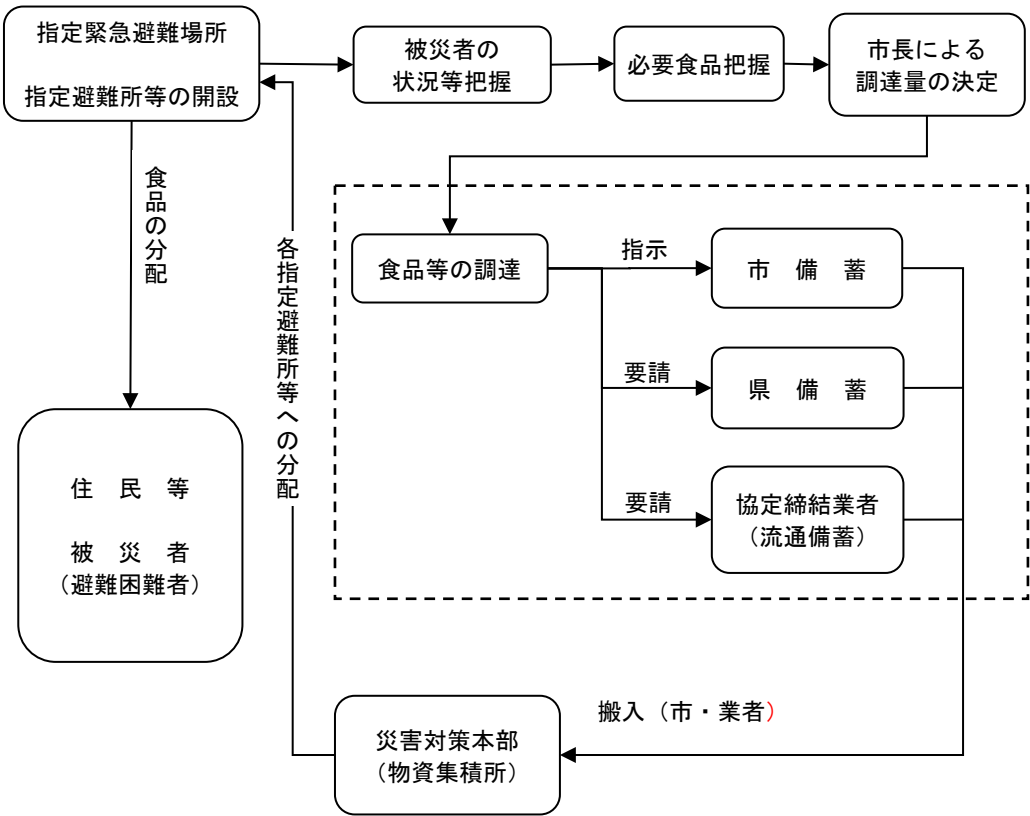
部署・関係機関	市民対策部、経済文化対策部、指導対策部

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調整、炊出し及び配給等の迅速確実を期するためのものである。

災害時における食料の調達及び供給は、市が実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

[食料供給の流れ]



1 食料の調達方法（市民生活班、農林水産班）

区分	調達方法
(1) 米穀、災害用乾パン	あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県、他の市町村及び協定締結業者等に対し応援を要請する。
(2) その他の主食、副食及び副調味料等	原則として市が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県、他の市町村及び協定締結業者等に対し応援を要請する。

2 炊出し等食品の給与（市民生活班、農林水産班、学校給食センター班）

被害者に対する応急炊出し及び食料品の給与は、次によるものとする。

(1) 給与の方法

- ア 炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品並びに食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。
- ウ 炊出しは、各指定避難所等において避難者で組織する炊出し班が行い、必要に応じ婦人会及び自治会等の協力を得て行う。
- エ 炊出し及び食料品の給与のために必要な原材料、燃料等の確保は、市本部長が行う。
- オ 炊出し施設は可能な限り、学校等の給食施設または公民館、寺社等の既存施設を利用するものとし、できるだけ指定避難所等と同一施設または、指定避難所等に近い施設を選定して設ける。
- カ 炊出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者または管理者から了解を受けておく。
- キ 炊出しにあたっては、常に食料品の衛生に留意する。
- ク 食料の提供にあたっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。

(2) 給与の種別、品目及び数量

ア 種別

- ① 炊出し（乳幼児のミルクを含む）
- ② 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食品を支給する）

イ 給与品目及び数量

- ② 給与品目は米穀またはその加工品及び副食品とする。
- ② 給与数量は、1人1日精米換算 300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

3 要配慮者等に配慮した食料の供給（市民生活班、農林水産班、学校給食センター班）

要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の供給に努める。

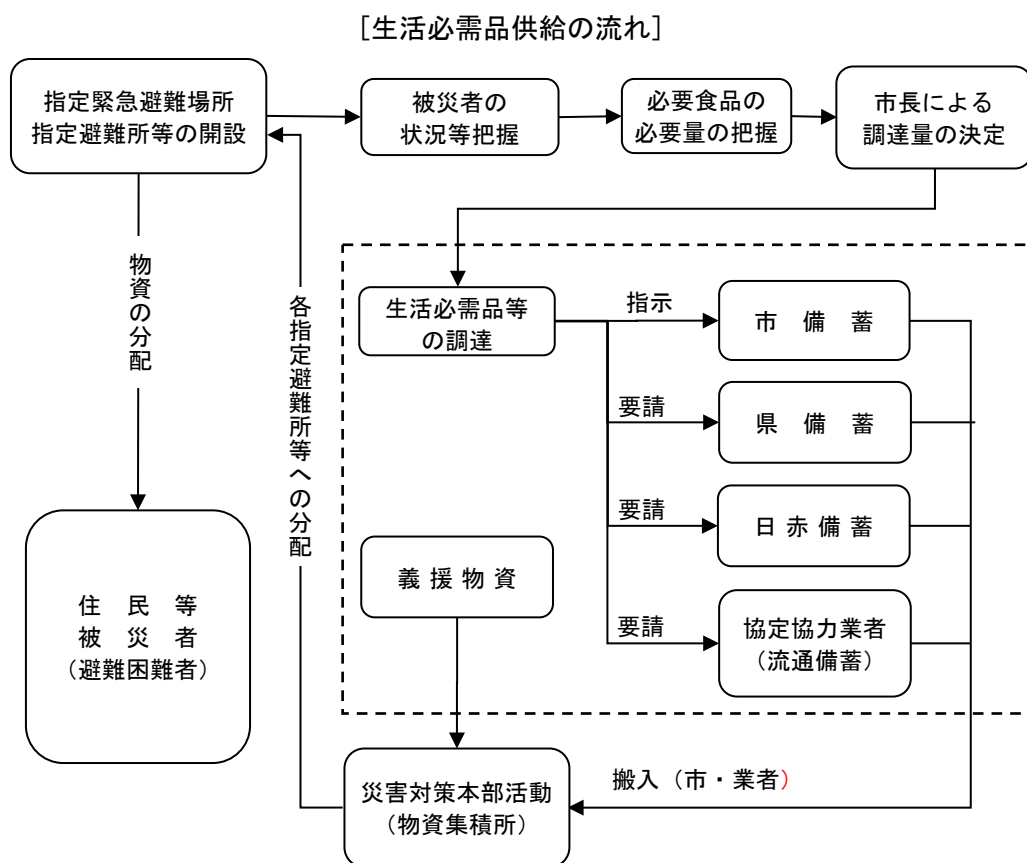
第19節 生活必需品供給計画

部署・関係機関	市民対策部、健康福祉対策部

この計画は、被災者に対する生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うことができる。救助法が適用されない場合にあっても、市が必要と認めるときは、市長が実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号



1 物資の調達（市民生活班、ちゅいしいじい班）

市は、物資の調達について、共通編 第3章 第4節 第2款「2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実」による備蓄品、関係業者等の災害時応援協定による物資の確保及び義援物資等を活用し調達計画により行う。

なお、必要量が確保できないときは、地震・津波編 第1章「第7節 広域応援要請計画」により、県、日本赤十字社及び他の市町村に対し応援要請を行う。

2 物資の給与または貸与（市民生活班、ちゅいしいじい班）

市は、衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与について、救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行う。

また、指定避難所等の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸

住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

区分	給与・貸与の範囲
対象者	(1) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害程度は全・半壊（焼）、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者） (2) 船舶の遭難等により被害を受けた者 (3) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者 (4) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者
品目	給与及び貸与する物資等は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う (1) 寝具……就寝に必要な最小限度の毛布等 (2) 衣類……上着、下着等 (3) 見回り品……タオル、手拭い、靴、傘等 (4) 炊事用具……鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等 (5) 日用品……石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等 (6) 光熱材料……マッチ、ろうそく等 (7) その他……懐中電灯、ラジオ等

3 物資の配給方法（市民生活班）

世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、迅速確実に配給する。

4 救援物資の受入れ（ちゅいしいじい班）

(1) 救援物資の受入れ

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市で救援物資の受入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受入れルールを作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

5 義援物資及び金品の保管及び配分（ちゅいしいじい班、市民生活班）

本市に送付された義援物資及び金品については、義援物資台帳を作成し、配分計画に基づき被災者に支給する。

第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、市民対策部、上下水道対策部

第1款 感染症対策

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、市民対策部、上下水道対策部

市は知事（環境部、保健医療部、保健所）の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。知事（環境部、保健医療部、保健所）は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行う。災害時における感染症の発生及びまん延の防止は、健康福祉対策部・こどものまち推進対策部が担当し、市民対策部・上下水道対策部の協力を得て行う。

1 感染症対策班の編成（市民健康班、こども相談・健康班、保育・幼稚園班、環境班、上下水道対策部各班）

健康福祉対策部・こどものまち推進対策部・市民対策部・上下水道対策部は、次のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範囲にまたがるときは、その都度即応体制をとる。

班の編成

感染症対策班	保健衛生（市民健康課、こども相談・健康課）
（市民健康課長）	
	— 食品衛生管理（市民健康課、保育・幼稚園課）
	— 環境衛生（環境課・上下水道局）

2 保健衛生（市民健康班、こども相談・健康班、上下水道対策部各班）

保健衛生の実施

実施事項	実施内容
臨時予防接種	予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期または期間を指定して実施する。
指定避難所等の感染症対策措置	(1) 指定避難所等を開設したときは、県の指導のもとに指定避難所等における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、指定避難所等内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。 (感染症対策指導の重点事項) ア 疫学調査 イ 清潔の保持及び消毒の実施 ウ 集団給食 エ 飲料水の管理 オ 健康診断 カ 生活の用に供される水の管理 (2) 知事から新型コロナウイルス感染症を含めた新型インフルエンザ等感染症の患者に関して必要な協力を求められた場合には、市長は、当該協力に必要な範囲で患者情報等の提供を求めることができる。 (3) マスク、手指消毒液をはじめ感染対策として必要な物資を確保するとともに、指定避難所等内の適切な換気の実施を行う。

実施事項	実施内容
	(4) 感染対策も考慮し、避難者の十分なスペースを確保するとともに、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保する。 (5) 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 (6) 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。
良好な衛生状態の保持	被災地、特に指定避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。
保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者（高齢者、障害者等の要配慮者も含む）のニーズ等に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）や関係機関との調整を行う。

3 食品衛生監視（市民健康班、保育・幼稚園班）

市は、災害時の状況に応じて必要と判断したときは、県に対し食品衛生監視班の編成と被災地における食品衛生監視活動を要請する。

4 環境衛生（環境班・上下水道対策部各班）

市は、環境衛生について法令等に基づき下表のとおり実施する。

ただし、床上浸水等の被害にあった建物においては、厚生労働省の推進する消毒方法を周知した上で被災世帯に消毒薬剤等を配布し、各自で清潔を保つよう指導を行い、環境衛生の維持を図る。

環境衛生の実施

実施事項	実施内容
清潔方法	感染症の患者が発生し、または感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。また、本市が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。
消毒方法	法施行規則第14条に定めるところにより行う。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行規則第15条によるものとする。
生活の用に供される水の供給	法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。

第2款 し尿の処理

部署・関係機関	市民対策部

市は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、環境班を組織し対応する。ただし、被害が甚大なため本市で実施できない有害化学物質等が漏えいした場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

実施事項	実施内容
収 集 方 法	市は、所要の計画に基づいて環境班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。 なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し、処理する。
処 理 方 法	し尿の処理は、全量を倉浜衛生組合において処理する。また、倉浜衛生組合で処理できない場合は、近隣市町村に処理を依頼する。 ●資料編 資料11-3 し尿処理施設リスト
仮設トイレ等のし尿処理	ア 仮設トイレ等の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。 イ 家庭内や指定避難所等から排出される使用済み携帯トイレの処理方法について定め、周知する。
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達の必要を生じたときは、市が調達する。

第3款 動物の保護収容対策

部署・関係機関	市民対策部

1 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（環境班）

(1) 実施者及び収容・管理

実施区分	実施者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県（動物愛護管理センター等）及び市（協力機関：市、民間団体）	災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、沖縄市飼い犬等の飼養管理に関する条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。また、県は、市及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所または施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。
特定動物（危険動物）対策	県（動物愛護管理センター等）（協力機関：市、関係機関）	県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導する。 所有者不明の場合、県の活動とともに、市、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。
	（公財）沖縄こどもの国	沖縄こどもの国はライオン、ジャガー、クマ、ゾウ等の特定動物（危険動物）を飼育しているため、上記実施内容に基づき、関係機関と連絡調整を行う。

(2) 保護・収容動物の公示

保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。

(3) 動物の処分

区分	実施者	実施内容
所有者不明犬等	県（動物愛護管理センター等）	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。
危険動物		人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物の殺処分を検討する。 その実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。

2 ペットへの対応（環境班）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、指定避難所等での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

市は、指定避難所等でのペットの状況を把握し、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置し、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。また、県はペットフードや飼育用の資機材を確保する。

第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	消防対策部、健康福祉対策部、市民対策部、各対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。市長は、各関係機関相互の協力体制の整備を図る。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

第1款 行方不明者対策

部署・関係機関	消防対策部、健康福祉対策部、市民対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関

1 行方不明者の搜索（市民班、警防班）

実施事項	実施内容
行方不明者リストの作成	庁舎に行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票（資料編）を作成する。 その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、搜索者名簿を作成し、消防本部へ送付する。
搜索隊の設置	行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防職員を中心に各班員をもって編成する。
搜索の方法	搜索にあたっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

●資料編 資料 18-19 行方不明者届出票

2 行方不明者発見後の処理（保護班、警防班）

実施事項	実施内容
負傷者等の収容	搜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、または警察及び中城海上保安部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	速やかに適切な場所に収容し、身元識別等のため関係機関に周知する。（遺体収容施設：沖縄市武道館）
医療機関との連携	搜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

第2款 遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、市民対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関

遺体の収容及び埋葬等は、関係機関と連携し実施する。また、救助法が適用された場合の遺体の処理、埋葬は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長が行うことができる。

遺体収容施設での対応は、24 時間体制で遺体の受付、保管・管理及び引き渡し手続き等（火葬、火葬許可）に追われることから、過去の対応事例や課題等を勘案し、担当する職員の体制や精神的ケアにも十分留意し、関係機関と連携のうえ、体制整備に努める。

1 遺体収容、安置、引渡及び埋葬等までの事前措置（保護班、市民班、環境班）

市は、遺体収容施設の設置等に関し、あらかじめ、県、沖縄警察署及び各地域における関係機関等と協議を行い、次の事項について整備を行う。

- (1) 遺体収容施設の所在地等、開設状況に係わる広報に関する事項
- (2) 遺体収容施設の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (3) 遺体の捜索及び遺体収容施設までの遺体搬送に関する事項
- (4) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (5) 遺体収容施設設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (6) 検視・検案用資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (7) 大規模災害時における遺体処理関係について、葬儀社等との協定締結に関する事項
- (8) 火葬手続きに関する事項
- (9) 広域火葬に関する事項

2 遺体の収容及び安置等（保護班、市民班、環境班）

(1) 遺体収容施設の設置

市は、大規模災害が発生し、多数の死者が発見又は発見されるおそれのある場合は、指定避難所等及び救護所とは別の場所であり、検視・検案活動及び遺体を一時的に安置できる規模を有する施設として、沖縄市武道館を遺体収容施設として設置し、対応職員の配置を行い、警察官・海上保安官・医師・歯科医師等による検視・検案並びに遺体を保管・管理ができるよう早期に設営しなければならない。

ア 施設の管理責任者

本部長は、施設の設置から遺体の保管・管理まで、全体を指揮する管理責任者を指定する。

イ 施設設営及び必要な備品の確保

市は、遺体を収容から遺族への引き渡しまでを迅速に行うため、施設を次の区分により設営するとともに、必要な備品及び感染予防のための資機材を確保する。また、遺体が搬入される検視場所と遺族等が出入りする安置場所は、別室又はパネル等で仕切り区別するものとし、出入口についても遺体搬入口と遺族専用出入口に区別する。

区分	設置ブース	必要な備品
検視場所	遺体受付所	テーブル、椅子、マスク、手袋、消臭スプレー、関係書類、筆記用具等、その他現場対応職員用の備品
	遺体洗浄場所	洗浄用の水及びタンク、ホース、テント（屋外設置時）等
	検視・検案場所	ブルーシート、テーブル、椅子、ビニールシート、納体袋、照明器具、発電機等
安置場所	遺体一時安置場所	棺、白布、ドライアイス、消臭剤等
	身元確認所	テーブル、椅子、マスク、手袋、消臭スプレー、関係書類、筆記用具等、その他現場対応職員用の備品
	安否相談受付	
	遺族控え室	焼香台（遺族面会室に設置）等
	遺族面会室	
	遺体写真掲示スペース	掲示用ボード
施設全般		各ブースを区切るためのパネル、暗幕等

(2) 遺体の受付

市は、遺体収容施設に搬送された遺体については、遺体受付所にて検視・検案で待機している警察官又は海上保安官とともに、発見者又は搬送者等から事情聴取を行い、遺体の受付（人定、発見日時、場所、発見時の状況、着衣、所持品等の確認）を実施し、遺体調書を作成する。また、遺族も帯同している場合は、遺族控え室へ案内する。

●資料編 資料 18-20 遺体調書

(3) 遺体の引継ぎ

市は、警察官・海上保安官及び医師・歯科医師等による検視・検案の終了後、遺体の保管のため、警察官又は海上保安官から遺体を引継ぐ。その際、医師が作成した死体検案書（死亡診断書）及び遺体受付の際に確認した着衣や所持品等も確実に引継ぐ。

(4) 遺体の保管・管理

市は、死体処理台帳を作成し、遺体の管理を行う。

遺体の保管にあつては、遺体一時安置場所において、棺の中に納体袋に入れたまま遺体を納める。ただし、棺の準備がない場合は、納体袋のまま安置する。また、着衣や所持品等を紛失しないように棺や納体袋の中に収納する。

保管する遺体については、時間経過に伴い腐敗が進行し悪臭を放つようになることから、ドライアイスを準備し、遺体を冷やす又は納体袋を2重3重にする等の措置を取り、腐敗の進行を遅らせるよう努める。

●資料編 資料 13-3 様式 16 死体処理台帳

(5) 身元不明の遺体の取扱い

遺族専用出入り口付近に、遺族等が身内なのか確認するため、警察官又は海上保安官により撮影した遺体写真掲示スペースを設置し、早期に身元が判明するよう努める。また、保管・管理が長期間に及ぶこともあるので、ドライアイスの補充や腐敗臭の対策を行うなど、遺体の取り扱いには十分留意する。

(6) 遺体の引き渡し

市は、遺体を遺族に引き渡す場合、遺体一時安置場所にいる警察官又は海上保安官とともに、死体検案書（死亡診断書）及び着衣や所持品等の引継ぎ並びに必要な書類への記入等の引き渡し手続きを行う。その際、遺族にあつては、精神的に大きなダメージを追っていることから、遺体の取扱いや遺体に対する言動等に十分留意する。

また、家族や身内ではないか等、遺体収容施設を訪ねてくる遺族があった場合、安否相談受付を行い、警察官又は海上保安官とともに事情聴取を行う。その後、遺族を遺族控え室に案内し、身元確認所にて、遺体の身元確認作業を行い、身元が判明した場合は、引き渡し手続きを行う。

3 遺体の埋葬（環境班、市民班）

市は、遺体を速やかに埋葬するため、次のとおり実施する。

- (1) 災害が発生したときは、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握する。地元火葬場が稼働不可となっている場合は、県が実施する広域火葬について綿密に連携を図る。
- (2) 埋葬を希望する遺族に対し、埋葬のための相談窓口を設置し、遺族による火葬許可申請書の作成及び市による火葬許可書の発行を行う。その際、書類等の作成や火葬場の手続きに便宜を図り、火葬場、遺体の搬送等の情報を的確に提供する。

●資料編 資料 18-22 死体火葬・埋葬許可申請書

資料 18-23 死体火葬・埋葬許可証

- (3) 市は、遺体収容施設に安置している遺体を埋葬する場合は、遺族への引き渡し手続きと並行して火葬手続きを行う。ただし、長期間身元が判明しない遺体は、市が遺体の火葬手続きを行う。
- (4) 市は、遺体の埋葬について埋葬台帳を作成し、その管理にあたる。

●資料編 資料 13-3 様式 15 埋葬台帳

4 遺体と関わる職員への精神的ケア（各関係班）

- (1) 市は、遺体と関わる職員（以降、本節において「支援者」とする）に対し、「災害救援者・支援者メンタルヘルス・マニュアル（ストレス・災害時こころの情報支援センター（国立精神・神経医療研究センター））」を参照し、遺体関連業務に携わることによって心身に表れるストレス反応、遺体関連業務で注意すべき要素及び心構えをあらかじめ周知する。
- (2) 市は、支援者の過剰なストレスを減らすため、次のような取り組みを行うよう努める。

業務前・業務中	・業務の目的と想定される事態を、事前に具体的に説明する。 ・想定される最悪の事態を説明し、「予期せぬ事態」を避ける。 ・可能な限り、遺体収容施設などで事前訓練の機会を設ける。 ・一人で働かせず、同僚とチームを組ませる。 ・同じような業務上の刺激を長時間受けさせないため、業務内容を適宜ローテートする。 ・過重労働させないようにする。 ・影響を受けやすい支援者（若い者、遺体関連業務の未経験者・未訓練者、女性（しかし男性でも反応は生じうる））にとりわけ注意する。 ・部下に大きな負担がかかっているにもかかわらず、休ませることは多くの場合困難で、かえってその人のプライドを傷つけかねない場合は、ほかの業務に配置転換するなどの工夫を行う。 ・部下に話してもらうよう促す。しかし、話したがっていない場合は無理強いさせない。

	い。 ・業務のストレスを乗り越えるための方法は人によって異なるので、特定のストレス対処法を押し付けない。 ・管理職自身のストレスが何より大きいため、部下に率先してセルフケアを実践する。
業務終了後	・支援者が本来の業務に戻ったら、再適応のために時間が必要であること、しばらくは、日常に戻ることを最優先にする必要があるかもしれないことを伝える。 ・個人的なトラウマや喪失を経験した支援者に対し、休養を勧める。 ・支援者が体験を整理することに役立つような、活動終了面接の場を設ける（このときに、家族に支援活動について伝える方法に関する情報を伝えておくとい）。。 ・必要なときにはカウンセリングを受けることを勧め、そのための情報を提供する。 ・ストレス・マネジメント教育を提供する。 ・メーリングリストをつくる、連絡用の名簿を配布する、電話相談日を設定するなど、支援者同士のコミュニケーションをとりやすくする。 ・活動をポジティブにとらえられるような情報を提供する

（参照：災害救援者・支援者メンタルヘルス・マニュアル、サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き第2版 日本語版 付録C．PFAを提供する人のケア）

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部	中城海上保安部

この計画は、災害のため居住またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

救助法が適用された場合の障害物の除去は、知事が実施する。ただし知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長が行うことができる。

1 障害物の除去（道路班、環境班）

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア 対象者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅

倒壊した住宅の解体は、被災者生活再建支援法に基づき被災世帯に支給された支援金により被災者が実施する。市は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。なお、市内の二級河川若しくは準用河川における災害で堆積した河川の土石や流木等の排除について、実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合には、権限代行制度による支援を国（国土交通省）に要請する。

中城海上保安部（港長）は、港内において海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

(5) 漁港関係障害物

漁港管理者は、管理する区域の障害物を除去する。

2 災害廃棄物の処理（環境班）

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため「沖縄市災害廃棄物処理計

画」に基づき、処理体制を速やかに確保する。

市は、廃棄物処理が困難な場合、広域処理体制の構築を県に要請する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

災害発生時には沖縄市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分場の確保を行うことを原則とする。ただし、災害廃棄物の発生量等によってそれが困難な場合、県内の他市町村及び利用可能な民間施設での仮置場及び最終処分場の確保について、県及び環境省の支援を受けて確保する。また、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮し、適切な措置等を講ずる。

(5) 収集方法

ア ごみの収集は、被災地及び指定避難所等に市の車両を配車して速やかに行う。なお災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借り上げる他、必要に応じて民間事業者団体への協力を要請して収集する。車両が不足する場合は、県及び環境省へ支援を要請する。

イ ごみの集積地は、土地や建物の所有者（管理者）と協議して定める。

ウ 市の保有するごみ収集車両及び委託業者等の車両は、資料編のとおりである。

●資料編 資料 11-1 ごみの収集車両及び作業員

(6) 処理方法

ごみの処理は、原則として倉浜衛生施設組合の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

第23節 住宅応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部

市は、被災者に対する応急仮設住宅の設置及び応急修理を実施する。救助法が適用された場合は、知事が行うが、救助法が適用されない場合にあっても、市長が設置の必要を認めたときは、市長が実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 応急仮設住宅の設置等（住まい建築班、各関係班）

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、以下のとおりとする。

(1) 対象者

応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(2) 設置規模、費用及び期間

ア 規模

応急仮設住宅の規模は一戸あたりの規模は29.7㎡（9坪）を基準とする。また構造は、1戸建、長屋建、或いはアパート式建築のいずれでも差しつかえない。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近隣する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

イ 費用

応急仮設住宅建設の費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

ウ 期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

(3) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の設置にあたっては、要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

また、市は、要配慮者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造や設備を有する施設について施設と協議し、福祉仮設住宅として設置を図る。

(4) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、要配慮者の入居を優先する。

(5) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(6) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニ

ティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

2 住宅の応急修理（住まい建築班、各関係班）

救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、以下のとおりとする。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

ウ 修理の費用及び期間

修理のために支出できる費用は、一世帯あたり 50,000 円以内とする。また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了する。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

イ 修理の方法

(ア) 住宅の応急修理は知事（権限を委任した場合は市長）が直接または建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。

(イ) 応急修理は居室、炊事場及びトイレ等のような生活上欠くことのできない最少限度必要な部分のみを対象とする。

ウ 修理の費用及び期間

応急修理の対象数は半壊（焼）した世帯の数の原則として 3 割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。費用及び期間については、資料編を参照する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第 1、別表第 2）昭和 47 年沖縄県規則 19 号

3 公営住宅の活用（住まい建築班）

市は、県と連携して、市営住宅及び県営住宅の空家状況の把握に努めるとともに、それぞれ、入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

4 住家の被災調査（住まい建築班、各関係班）

(1) 市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。

(2) 被災調査は、災害発生から 1 週間を目処に、調査方針の決定、実施体制の構築及び調査員の研修を

行い、その後順次調査を行う。また、災害発生から1ヶ月を目処に調査を行い、迅速に罹災証明書を交付するよう努める。

- (3) 調査体制については、1班あたり調査員2～3人を基本構成とし、1班の1日あたりの調査数としては、第1次調査で10～15棟程度、第2次調査で3～5棟程度のペースで現地調査を行う。なお、被害規模に比べて調査班数が大幅に不足する場合には、県と協議し、他の地方公共団体や民間団体からの応援を受けて調査を実施する。

5 被災者台帳の作成（市民生活班、各関係班）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。

県は、救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する市から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

<被災者台帳の内容>

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項
- ⑧ 上記に掲げられるもののほか、内閣府令で定める事項

第24節 二次災害の防止計画

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、各対策部	建設業団体

地震により被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊するおそれがないかどうかの応急的な判断、また、地震により被災した宅地が余震等により被害が拡大するおそれがないかどうかの判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

市は、あらかじめ登録された危険度判定士の派遣を県に要請し、その技術的な判定により、余震等による二次被害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（建築指導班）

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。危険度判定は、応急危険度判定マニュアル等により実施する。

また、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。危険度判定は、被災宅地危険度判定実施マニュアル等により実施する。

(1) 判定実施本部（窓口）の設置

建築指導班は、危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置する。

【判定実施本部（窓口）の実施内容】

①地震発生時の情報収集	⑥判定士の受入及び判定士への情報提供
②判定実施要否の決定	⑦判定の実施
③実施本部、判定拠点の設置	⑧判定結果の集計、報告
④県への支援要請	⑨実施本部、判定拠点の解散等
⑤判定士の参集要請、派遣要請	

(2) 危険度判定士の確保

市は、建築物の余震による倒壊や落下物及び宅地・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請するほか、市内関係団体に危険度判定士の派遣を要請する。

また、危険度判定士のボランティア募集広報を行う。

(3) 危険度判定の実施

ア 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して三段階で危険度を判定し、建築物に調査結果を表示して、建築物の所有者や使用者、通行人など第三者に知らせることにより注意を喚起する。

イ 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して三段階で危険度を判定し、宅地に調査結果を表示して、宅地の所有者や使用者、通行人など第三者に知らせることにより注意を喚起する。

(4) 危険度判定のための市の措置（建築指導班）

市は、危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ア 危険度判定を優先して行う必要のある建築物及び宅地の選定
- イ 地図や危険度判定に必要な資機材の提供

2 降雨等による水害・土砂災害の防止（都市整備班、道路班、各関係班）

市は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、避難対策を実施する。

3 高潮、波浪等の対策（各関係班）

市は、災害の発生に備え、避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

部署・関係機関	教育対策部、指導対策部	県教育委員会

この計画は、文教施設または児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 実施責任者（指導班）

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

市の役割	ア 市立小中学校その他の文教施設の災害復旧は市が行う。 イ 市立小中学校児童生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施する。 ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市長が行う。
県の役割	ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行う。 イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行う。
私立学校	私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行う。

2 応急教育対策（各関係班）

実施事項	実施内容
休校措置	ア 大災害が発生し、または発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。 イ 休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）その他確実な方法により児童・生徒に周知させる。 ウ 休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。 エ 学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急処置または補強を施し、学校教育に支障のない万全の措置を講じ、休校をできる限り避ける。
学校施設の確保	ア 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用し、不足するときは二部授業等の方法により実施する。 イ 校舎の全部または大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、または、隣接学校の校舎等を利用する。 ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校または被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎を建設する。 エ 市教育委員会は、応急教育にあたって市内に適切な施設がない場合は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の提供を要請する。 オ 市は、県立学校施設の使用できない場合において、その地域の適当な公共施設等の利用について県教育委員会から要請があった場合は協力する。

実施事項	実施内容
教育職員の確保	ア 市教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障を来たすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努める。 イ 教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。
教科書、教材及び学用品の支給方法	ア 被災児童・生徒及び教科書の被害状況の調査報告 市長は被災した児童・生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告する。 イ 支給 市は、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会に協力を求め適切な措置を実施する。 ① 救助法適用世帯の小学生、中学生及び高校生に対する支給 給与の対象となる児童・生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあつては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 文房具、通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。 ② 救助法適用世帯以外の児童・生徒に対しては、市または本人の負担とする。
被災児童・生徒の転校、編入	被災児童・生徒の転校、編入については、教育長が定める。
私立学校	私立学校の災害時における応急教育について、学校設置者が計画を策定し、その実施にあたる。 私立学校設置者は、自ら応急の教育を行うことが困難な場合は、他の私立学校設置者、市教育委員会又は県教育委員会に対し、教育施設及び教職員の確保等、教育に必要な応援を要請する。

3 学校の措置（指導班）

大規模災害発生後の各学校のとりべき主な措置は以下のとおり。

(1) 災害発生後の措置

児童・生徒在校中	ア 避難 大規模災害発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行う。 イ 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずる。 ウ 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。 エ 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を指定緊急避難場所、指定避難所等へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 オ 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告する。

児童・生徒不在中	ア 防災業務の分担 災害の状況に応じ各学校の防災計画に基づく事務の分担等により、防災に努める。 イ 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告する。 ウ 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努める。

(2) 状況別対応行動

	児童・生徒の行動
登下校時	・登下校中の児童・生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒は、直ちに指定避難所等へ避難する。 【災害発生時の注意点】 ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・がけ下、海岸、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。 【教室】 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない（地震時） ・大きな揺れが収まったら（地震時）、直ちに周囲の状況を確認の上、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 【廊下・階段】 ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 【グラウンド】 ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。
校外活動時	基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。 【所属校から離れている場合】 ・バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。 ・避難については市本部の指示に従う。 ・がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 【所属校に近い場合】 ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例…勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

	児童・生徒の行動
部活動時	【校内の場合】 ・ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・ 1人で勝手に行動しない。 ・ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・ 帰宅できない児童・生徒は顧問の指示に従う。 【校外の場合】 ・ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。 ・ 合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

4 学校給食対策（学校給食センター班）

学校給食、あるいは学校給食に準じたものの提供が必要な場合は、状況に応じて関係機関と協議のうえ実施に努める。

5 社会教育施設等の対策（生涯学習班）

中央公民館等施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理を速やかに実施する。

6 リ災児童・生徒の保健管理（指導班）

市は、リ災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

7 文化財の保護（郷土博物館）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定・登録の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

第26節 危険物等災害応急対策計画

部署・関係機関	消防対策部	沖縄警察署、中城海上保安部、各事業所

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。なお、通報連絡系統図は、次項の図のとおりとする。

1 石油類対策（予防班、警防班）

責任者	措置内容
(1) 危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
(2) 市	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
(3) 警察	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
(4) 中城海上保安部	中城海上保安部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に別途定める。

※危険物の大量貯蔵施設については、資料編による。

●資料編 資料9 危険物取扱施設

2 高圧ガス類対策（予防班、警防班）

責任者	措置内容
(1) 高圧ガス保管施設責任者	高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費等の作業を中止し施設内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ウ 充填容器等を安全な場所に移す。
(2) 市	市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
(3) 県	県は、以下の保安措置を行う。

責任者	措置内容
	ア 高圧ガス保管施設全部または一部の使用の停止を命ずる。 イ 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。 ウ 高圧ガスまたはこれを充填した容器の廃棄または所在場所の変更を命ずる。
(4) 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
(5) 中城海上保安部	中城海上保安部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

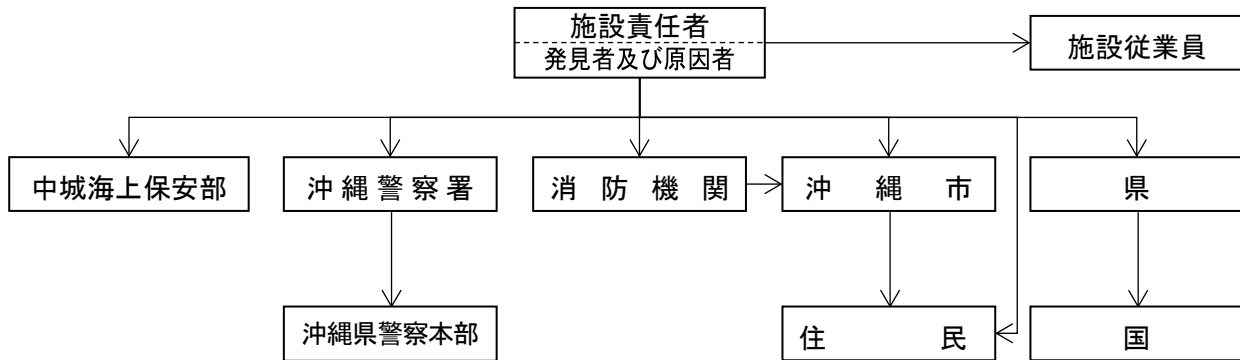
※高圧ガス施設[製造所（充填）]については、資料編による。

●資料編 資料9 危険物取扱施設

3 火薬類（予防班、警防班）

責任者	措置内容
(1) 火薬類保管施設責任者	火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報する。 ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。 ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
(2) 市	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。
(3) 県	県は、以下の保安措置を行う。 ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
(4) 警察	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
(5) 中城海上保安部	中城海上保安部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

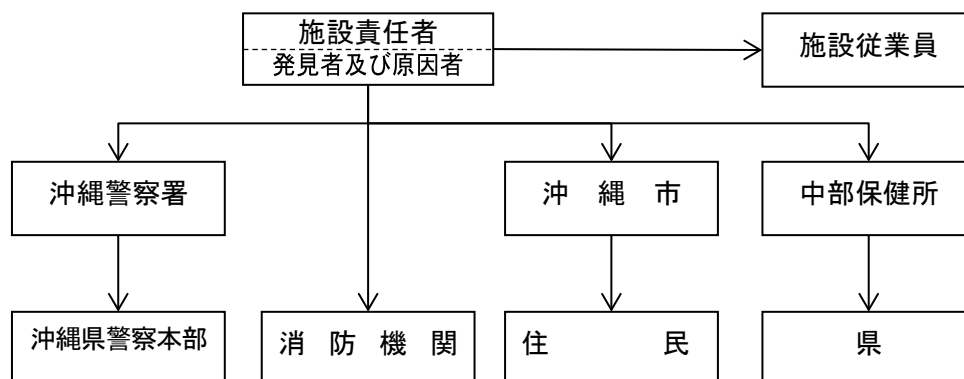
[情報連絡系統図（石油類、高圧ガス、火薬類）]



4 毒物劇物（予防班、警防班）

責任者	措置内容
(1) 毒物劇物保管施設責任者	毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報する。 ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
(2) 市	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施する。
(3) 県	ア 施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。 イ 毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。
(4) 警察	警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

[情報連絡系統図（毒物劇物）]



第27節 在港船舶対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関

市、中城海上保安部、沖縄総合事務局、沖縄警察署及び沖縄市漁業協同組合は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずる。

1 在港船舶対策（農林水産班、各関係班）

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は関係機関が無線連絡等または船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し災害情報の周知徹底を図る他、次の措置を講ずる。

- (1) 港内停泊船は安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか離岸できないときは、けい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は速やかに荷役終了または中止させる。
- (4) 航行中の船舶は早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内または港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体が生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 津波避難（防災班）

津波に対する船舶等の避難は、地震・津波編 第1章「第8節 避難計画」による。

第28節 労務供給計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部

この計画は、災害応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

1 労務者供給の方法（人事班）

(1) 供給手続

市長は、沖縄公共職業安定所長に対し、次の事項を明示し、労務者の供給を依頼する。

ア 必要労務者数

イ 就労場所

ウ 作業内容

エ 労働時間

オ 賃金

カ その他必要な事項

(2) 給料等の基準

給料等の基準は、沖縄市会計年度任用職員の給料等に、災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 給料等の支払方法

給料等の支払方法は、その日払いとし、支払事務等は「沖縄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」に準じて、その担当班の所属課が行う。

(4) 労務者の輸送方法

労務者の輸送は、市有車両によって行う。

2 救助法による賃金職員等の雇上げ（各関係班）

市が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体搜索賃金職員等

死体の搜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、市は、次の申請事項を明記して県に申請する。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は市から要請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施する。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

3 従事命令、協力命令（人事班）

- (1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、従事命令、協力命令を発する。従事命令等の種類と執行者、命令対象者については、資料編を参照。

(2) 損失に対する補償

市は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。(基本法第82条第1項)

(3) 傷害等に対する補償

市は従事命令（警察官または海上保安官が基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、市は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。(基本法第84条第1項)

●資料編 資料14 従事命令等の種類と執行者、命令対象者

第29節 民間団体の活用計画

部署・関係機関	各関係対策部

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、市本部長または市教育委員会が民間団体の協力を図るものである。なお、市で処理できない場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に協力を求めて行う。また、大規模な被害または広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは市において処理できない場合は、知事または県教育委員会に要請する。

1 協力要請対象団体（各関係班）

- (1) 女性団体
- (2) 青年団体
- (3) 各種団体

2 協力要請（各関係班）

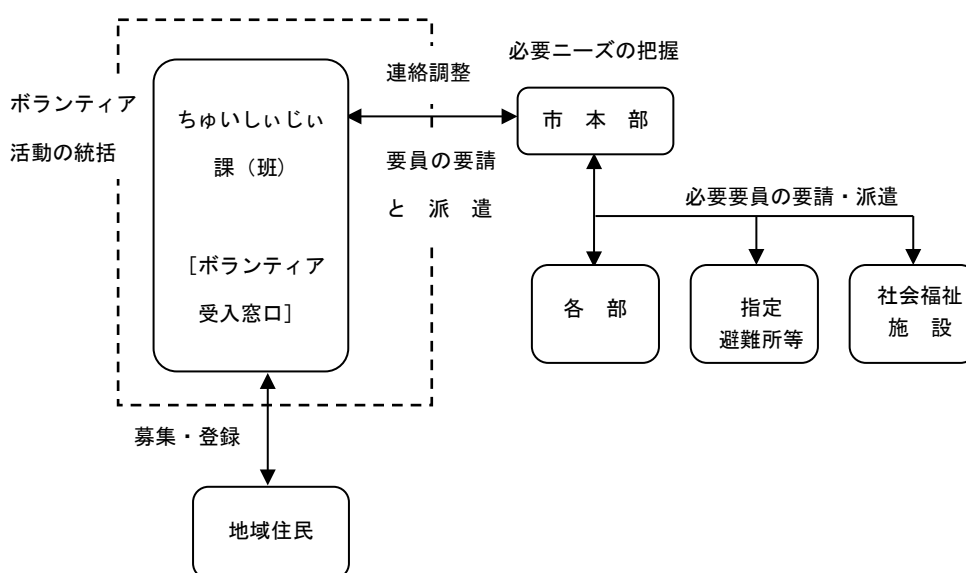
実施項目	内 容
要 請 事 項 の 明 示	(1) 協力を必要とする理由 (2) 作業の内容 (3) 期間 (4) 従事場所 (5) 所要人員数 (6) その他必要な事項
協 力 を 要 請 す る 作 業 内 容	活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動にあたる。 (1) 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 (2) 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕 (3) 被災者に対する炊出し、給水の奉仕 (4) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕 (5) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 (6) その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第30節 ボランティア受入計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、各関係対策部	市社会福祉協議会

大規模災害の発生時には、市の防災関係の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。このような場合、応急対策の迅速かつ的確な実施を行うため関係諸団体との連携の下、ボランティア団体の参加を求めるとともに、受入体制を整備するものである。また市は、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、社会福祉協議会やNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。あわせて、市はボランティア募集に係る広報に努める。

[ボランティアの受入等の流れ]



1 ボランティアニーズの把握（ちゅいしいじい班）

市本部の各部は、それぞれの担当分野における災害状況や被災者の要望等を調査し、ボランティアニーズについてちゅいしいじい班に報告する。その際、一般分野（指定避難所等の運営、救援物資の仕分け、清掃活動、炊出し等）と専門分野（医療、介護、外国語通訳、情報通信等）とは区別する。

2 受入体制の整備（ちゅいしいじい班、各関係班）

市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社、他関係機関と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるよう、受入体制を整備する。さらに受入れに際しては、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等支援に努める。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織に人員を派遣し実施する。

3 ボランティアの活動内容（各関係班）

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

一般ボランティア	専門ボランティア
(1) 炊き出し (2) 清掃 (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 (4) 被災地外からの応援者に対する地理案内 (5) 軽易な事務補助 (6) 危険を伴わない軽易な作業 (7) 避難所における各種支援活動 (8) その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 (9) 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 (10) その他必要なボランティア活動	(1) 医療救護（医師、看護師、助産師等） (2) 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者） (3) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） (4) 住宅の応急危険度判定（建築士） (5) その他災害救助活動において専門技能を要する業務

4 ボランティアの活動支援（ちゅういしいじい班）

市、市社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 主な支援内容・役割

市社会福祉協議会が設置するボランティア活動本部の役割（市庁舎等）	地区活動拠点の役割（市庁舎）
ア ボランティアの活動方針の検討 イ 全体の活動状況の把握 ウ ボランティアニーズの全体的把握 エ ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ 各組織間の調整。特に行政との連絡調整 カ ボランティア活動支援金の募集、分配 キ 継続的活動支援	ア 避難所等のボランティア活動の統括 イ 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡） ウ 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） エ ボランティアの紹介 オ ボランティアニーズの把握とコーディネーション カ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木施設応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、経済文化対策部

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、次によるものとする。

1 施設の防護（道路班、農林水産班）

(1) 道路施設

ア 市道及び里道

市道及び里道の管理者である市における措置は、次のとおりである。

- ① 市本部長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び中部土木事務所長に報告する。
 - a 被害の発生した日時及び場所
 - b 被害の内容及び程度
 - c 迂回道路の有無
- ② 自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに市本部長に報告するよう常時指導啓発しておく。

(2) 港湾・漁港施設

ア 市における措置

市本部長は、護岸及び岸壁等に被害が発生した場合は、県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに次の事項を中部土木事務所長及び中部農林土木事務所長に報告する。

- ① 被害の発生した日時及び場所
- ② 被害内容及び程度
- ③ 泊地内での沈没船舶の有無

2 応急措置（道路班、各関係班）

施 設	応 急 措 置
道 路 施 設	市は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保する。
港 湾 ・ 漁 港 施 設	港湾・漁港管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに再度災害を防止するため、十分な応急措置を行い、背後の民家を防護する。

3 応急工事（道路班、各関係班）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資機材の確保

各施設管理者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておく。

- ① 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- ② 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援または派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、または大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

施 設	実施項目	実 施 内 容
道 路 施 設	応 急 工 事 (仮 工 事)	ア 排土作業または盛土作業 イ 仮舗装作業 ウ 障害物の除去 エ 仮道、栈道、仮橋等の設備 オ 路面及び橋梁段差の修正
	応 急 工 事 の 順 位	被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。
港 湾 、 漁 港 施 設	背 後 地 に 対 する 防 護	津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤または決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行する。
	航 路 、 泊 地 の 防 護	河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。
	け い 留 施 設	岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、上下水道対策部 経済文化対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄電力(株) うるま支店、N T T 西日本沖縄支店、液化石油ガス事業所

第1款 電力施設災害応急対策・停電対策

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部	沖縄電力(株) うるま支店

1 電力施設災害応急対策（沖縄電力(株)）

本市における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

(1) 実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

(2) 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理にあたって関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港5丁目2番1号	877-2341
沖縄電力(株)うるま支店	うるま市江洲358-2	0120-586-601

2 市の対策（各関係班）

(1) 停電時の対策

市は、電力施設に甚大な被害があり、大規模な停電が発生した場合、在宅の要配慮者が使用している酸素濃縮装置や、避難者及び被災者等が安否確認や情報収集に活用するスマートフォン等のバッテリー充電について、指定避難所等に充電スペースを設置し対策にあたる。また、燃料、発電機等を迅速に調達できる体制等の整備に努める。

(2) 災害復旧に伴う土地の一時使用

市は、沖縄電力(株)から土地収用法第122条第1項に基づく申請があった場合は、内容を精査し許可するとともに、公図等の提供等に協力する。

第2款 液化石油ガス施設災害応急対策

部署・関係機関	液化石油ガス事業所

ガス施設に関する災害応急対策は、沖縄市内各ガス関係業者が定める保安規程により各業者が実施する。

なお、同規程は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して、安全を確保し、かつ災害その他の非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生
の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関、警察に連絡するととも
に、応急措置を行う。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 出動体制

対 応 の 種 類	担 当	実 施 の 内 容
消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
通報通知による対応ができない場合（特別な事情等）、または現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
事故の状況による消防機関の出動、さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
他販売店から応援出動の依頼または支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

(3) 出動条件

ア 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者）とする。

イ 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

ウ 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

(4) 事故の処理

ア 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の
拡大防止に努める。

イ 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3款 上水道施設災害応急対策

部署・関係機関	上下水道対策部

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、地震・津波編 第1章「第17節 給水計画」に基づき、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

1 復旧の実施（管理班）

(1) 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び配水池・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

(2) 給水装置の復旧

給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

(3) 重要施設等

緊急度の高い医療施設、人口透析治療施設、冷却水を要する変電所などは優先して実施する。

2 広域支援の要請（水道総務班、管理班）

市の要請に基づき、県は、水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

3 災害広報（総務班）

市は、応急復旧の公平性を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
市上下水道局総務課	沖縄市美里5丁目28番1号	937-6211

第4款 下水道施設災害応急対策

部署・関係機関	市民対策部、上下水道対策部、各関係対策部

下水道施設に被害が発生した場合においては、市は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

1 復旧の実施（下水道班）

(1) 処理場、ポンプ場の復旧

処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図る。

(2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
上下水道部下水道課	沖縄市美里5丁目28番1号	921-3125 内線4005
(株)沖縄浄管センター	沖縄市八重島2丁目13番9号	939-3915
沖縄市管工事協同組合	沖縄市安慶田5丁目2番9号	933-3157

2 トイレ環境の確保（下水道班、環境班、各関係班）

市は、下水道施設に甚大な被害が発生又は被害が見込まれる場合、被害の確認が取れるまでの間、市民等に対し、下水道を利用したトイレ使用の禁止を周知するとともに、家庭内及び指定避難所等での携帯トイレ及びビニール袋と給水シート等を利用した緊急用のトイレ等の使用を徹底させる。また、避難者や被災者の生活に支障が生じることがないように、必要に応じて指定避難所等への仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了するとともに、必要な消毒剤を確保し、仮設トイレ等設置後の十分な衛生上の配慮、し尿の収集・処理を適切に行う。

下水道施設の被害が明らかになり使用可能である場合は、学校のプールや井戸等の水を活用し処理する。

使用済み携帯トイレや仮設トイレ等のし尿処理については、地震・津波編 第1章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に基づき実施する。

第5款 電気通信設備災害応急対策

部署・関係機関	NTT西日本沖縄支店

電気通信関係機関は、県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

1 NTT西日本沖縄支店内における応急対策（NTT西日本沖縄支店）

NTT西日本沖縄支店長は災害が発生し、または発生のおそれがあると認めたときは同社の防災業務計画に基づき実施する。

なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては、必要に応じ市本部と協議し、実施する。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
NTT西日本沖縄支店 総務担当	浦添市城間4丁目35番1号	870-4010
NTT西日本沖縄支店 災害対策担当	浦添市城間4丁目35番1号	871-2820

第33節 交通機関応急対策計画

部署・関係機関	バス・タクシー事業者

1 バス・タクシー（バス・タクシー事業者）

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第34節 農林水産物応急対策計画

部署・関係機関	経済文化対策部

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

1 農産物応急対策（農林水産班）

(1) 種苗対策

災害により農作物が被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、沖縄県農業協同組合等と協力して必要量の確保に努める。

ア 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、市は、市内にある沖縄県農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告する。

イ 市本部長の要請を受けた沖縄県農業協同組合各支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

(2) 病虫害の防除対策

災害により病虫害が異常発生し、または発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県の指導のもと、緊急防除を実施する。

2 家畜応急対策（農林水産班）

(1) 家畜の管理

災害が発生、または災害の発生が予想されるときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、家畜の避難場所の選定、避難の方法について、あらかじめ計画しておく。また、必要に応じて市は、飼養者と調整を行う。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県の指示に従い必要な防疫対策の実施に協力する。

市は、家畜の被害状況を把握し、災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行う。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、畜産関係団体等の要請に基づき、県または農業協同組合等に対し必要量の確保及び供給についてあつせんを要請する。

3 水産物応急対策（農林水産班）

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、市本部長は県に確保要請を行う。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、または発生まん延防止のために、市本部

長は県の指導を要請する。

4 漁船漁具応急対策（農林水産班）

(1) 漁船漁具の管理

津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、市は、この場合の避難場所の選定、避難の方法等について、必要に応じて漁協及び漁港関係者間で事前協議を行うよう促す。

第35節 米軍との相互応援計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部

1 相互連携体制の構築（防災班）

市は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

2 消防相互援助協約（消防総務班）

「消防相互援助協約」に基づき、米軍（キャンプバトラー基地消防）及び沖縄市消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

3 嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書（消防総務班）

「嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書」（平成22年7月2日）に基づき、嘉手納空軍基地消防及び沖縄市消防本部は、指定する管轄区域内で災害が発生した場合、相互に援助を行う。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部

被災した施設は、本市がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止し、施設の新設または改良を図る。

1 災害復旧事業計画作成の基本方針（都市整備班）

災害復旧にあたっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したとき、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

2 災害復旧事業計画（各関係班）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画する。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 //
- ウ 道路 //
- エ 砂防 //
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(4) 都市災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 市の措置（契約管財班、財政班、各関係班）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

(4) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図る。

(5) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行う。

第2節 被災者生活への支援計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、消防対策部、経済文化対策部 各関係対策部

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

1 災害相談（各関係班）

(1) 市相談窓口等の開設（各関係班）

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

相談窓口等の開設にあたっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努め、県が開設する県民サポートセンターと緊密に連絡を取りながら相談業務を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 相談内容（各関係班）

相談内容（例）は、次のとおりである。

- ア 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- イ 倒壊家屋の解体・撤去
- ウ 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- エ リ災証明の発行手続き
- オ 仮設住宅の入居
- カ 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- キ 事業再開の融資
- ク 災害援護資金
- ケ 被災に伴う税金の減免措置
- コ 借地・借家
- サ 医療、保健（精神保健を含む）
- シ 労働相談

(3) 設置場所（各関係班）

相談窓口等は、市役所、被災地の公共施設等に設置する。

2 リ災証明の発行（市民生活班、予防班、農林水産班、住まい建築班、各関係班）

被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示やリ災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があ

る場合、速やかに、り災証明を発行する。なお、火災のみの場合のり災証明については、消防本部にて発行し、災害により農地や農業施設、農業機械に多大な被害を被った場合のり災証明は、農林水産班にて発行する。

(1) り災証明（市民生活班、予防班、農林水産班、各関係班）

ア り災証明書の発行

り災証明書の発行については、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、基本法第90条の2第1項及び第2項に基づき以下の項目の「り災証明」を行う。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）

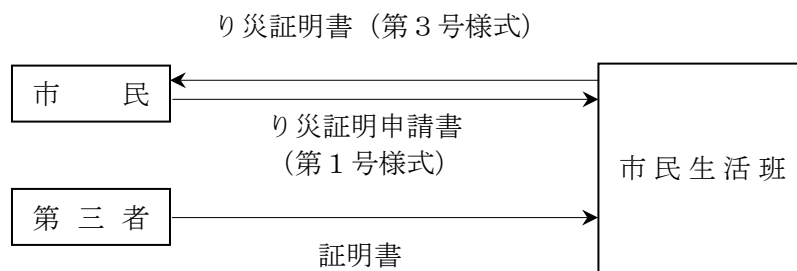
イ 判定結果に関する相談・再調査の受付

市は、判定に不服のある場合の再調査等を当初調査した班で受け付ける。また、被災者は、①り災証明の判定結果に不服がある場合、②第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生から90日以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、り災証明を発行する。

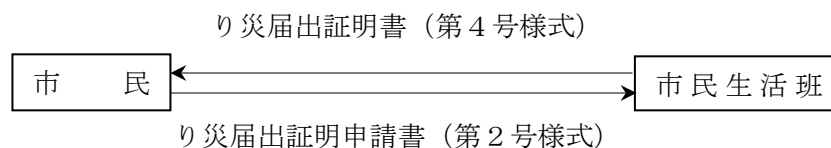
ウ 未確認・期限切れの受付

市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（警察、自治会等）の「証明書」によってり災を証明することが可能で、かつ市長が認めた場合に限り証明書の発行手続きを行う。



エ り災届出証明書の発行

未確認・期限切れの発行について第三者の証明書が不可能な場合及び、家屋以外（テレビ、家具等）のものがり災した場合において必要があるときは、市長が行う「り災届出証明書」で対応する。詳細は、資料編を参照。



●資料編 資料 18-14 り災証明様式

(2) 住家の被災調査（住まい建築班、各関係班）

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月 内閣府（防災担当））等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半

壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。被災調査の実施体制については、第2編 第1章 第23節「4. 住家の被災調査」を参照。

3 住宅の復旧（住まい建築班）

災害時における被災住宅の復旧対策は、次による。

(1) 災害公営住宅の建設（住まい建築班）

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設する。

(2) 住宅供給（住まい建築班）

市長は、必要な場合は全壊家屋被災者を公営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。災害公営住宅の建設や既存公営住宅の空き屋の活用を図る。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

4 生業資金の貸付（市民生活班）

市は、救助法が適用になった場合、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた市民に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。以下の内容のほか、詳細は沖縄県災害援護資金貸付規程による。

対 象 災 害	県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸 付 限 度 額	150万円～350万円
貸 付 原 資 負 担	国（2／3）、県（1／3）

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

市は、災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 株式会社日本政策金融公庫による資金

ア 更生資金

イ 恩給担保貸付金

ウ 遺族国債担保貸付金

エ 引揚者国庫債券担保貸付金

(5) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

5 被災世帯に対する住宅融資（各関係班）

低所得世帯あるいはひとり親世帯で災害により住宅を失いまたは破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修しまたは非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金

(2) 生活福祉資金の災害援護資金または住宅資金

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

6 沖縄振興開発金融公庫の融資（建築指導班）

(1) 災害復興住宅融資

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 宅地防災工事融資

7 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（市民生活班）

(1) 市災害見舞金等の支給（市民生活班）

市は、「沖縄市災害見舞金等支給要綱（平成26年11月25日要綱第3号）」に基づき、災害を受けた市民に対し、以下の災害見舞金等を支給する。

ア 弔慰金の支給

対 象	災害により死亡した者（その者の故意によって死亡した者を除く。）については、その遺族に支給する。
支 給 額	死亡した場合 100,000 円（1人につき）

イ 見舞金の支給

対 象	災害により治療期間が1箇月以上の負傷をした者若しくは住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水した世帯又は火災に伴う消火活動により住家が水損、破損若しくは汚損した世帯に対して支給する。	
見 舞 金	治療期間1箇月以上の負傷の場合	1人につき 70,000 円
	住家全壊、全焼又は流失の場合	1世帯3人以上：100,000 円 1世帯2人以下：70,000 円
	住家半壊又は半焼の場合	1世帯3人以上：70,000 円 1世帯2人以下：50,000 円
	住家床上浸水の場合	1世帯3人以上：50,000 円 1世帯2人以下：30,000 円
	火災に伴う消火活動による住家の水損、破損又は汚損の場合	1世帯3人以上：30,000 円 1世帯2人以下：20,000 円

(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金（市民生活班）

ア 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第3～7条）

実 施 主 体	沖 縄 市
対 象 災 害	・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支 給 額	(ア) 生計維持者が死亡した場合 500 万円 (イ) その他の者が死亡した場合 250 万円
遺 族 の 範 囲	(ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母 (イ) (ア)に掲げる遺族がいない場合、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
費 用 負 担 割 合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）
根 拠 法 令 等	(ア) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） (イ) 同法施行令（昭和48年政令第374号） (ウ) 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号） (エ) 同条例施行規則（昭和49年規則第16号）

イ 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条）

実 施 主 体	沖 縄 市
対 象 災 害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
障 害 の 程 度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (ア) 両眼が失明したもの (イ) そしゃく及び言語の機能を廃したもの (ウ) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (オ) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (カ) 両上肢の用を全廃したもの (キ) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (ク) 両下肢の用を全廃したもの (ケ) 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支 給 額	(ア) 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 (イ) その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費 用 負 担 割 合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）

8 災害義援金品の募集及び配分（市民生活班）

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

9 租税の徴収猶予及び減免等（各関係班）

市は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

- (1) 沖縄市税条例（税の徴収猶予及び減免）
- (2) 沖縄市介護保険条例（保険料の徴収猶予及び減免）
- (3) 沖縄市下水道条例（使用料の減免）
- (4) 沖縄市国民健康保険条例（保険料の徴収猶予及び減免）
- (5) 沖縄市建築確認申請等手数料徴収条例（手数料の減免）
- (6) 沖縄市営住宅条例（家賃の徴収猶予及び減免）

10 市営住宅の入居等（住まい建築班）

市は、沖縄市営住宅条例に基づき、住居を失った災害被災者に対して、入居公募の例外、入居資格の特例等により、被災者の生活を確保する。

11 職業のあっせん（企業誘致班）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

12 被災者生活再建支援（市民生活班、各関係班）

地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、本計画によるものとする。

支援金の支給事務については、市が、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

なお、支援法の適用基準等は次のとおりである。

(1) 支援金の支給対象となる自然災害

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次のいずれかに該当するに至った場合

ア 市町村において災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した自然災害

イ 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

ウ 都道府県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

(2) 対象となる世帯

上記の対象となる自然災害によって対象となる世帯については、以下のとおりとする。

ア 居住する住宅が全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、または解体されるに至った世帯

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記イウの世帯を除く。）

オ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記イからエまでに掲げる世帯を除く。）

(3) 住宅の被害認定

住宅の被害の程度の認定は、認定基準「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により市が行い、県はその取りまとめを行う。

(4) 支援金の支給

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区 分	損害割合	支援金の支給額			合 計
		(A)基礎支援金	(B)加算支援金		
			再建手段	支給額	
(1)全壊	50%以上	100 万円	a 建設・購入	200 万円	300 万円
(2)解体			b 補 修	100 万円	200 万円
(3)長期避難			c 賃 借	50 万円	150 万円
(4)大規模半壊	40%台	50 万円	a 建設・購入	200 万円	250 万円
			b 補 修	100 万円	150 万円
			c 賃 借	50 万円	100 万円
(5)中規模半壊	30%台	—	a 建設・購入	100 万円	100 万円
			b 補 修	50 万円	50 万円
			c 賃 借	25 万円	25 万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200万円(補修の場合は100)万円

(5) 事務取扱等

ア 申請関係

(ア) 申請窓口：市

(イ) 添付書類：(A)基礎支援金 災証明書、住民票 等
(B)加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(ウ) 申請期間：(A)基礎支援金 災害発生日から13月以内
(B)加算支援金 災害発生日から37月以内

イ 法人の概要

国が(公財)都道府県センターを被災者生活再建支援法人として指定。県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

(6) 市の事務体制(市民生活班、各関係班)

下記のア～スの後にある「◎」は市で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「・」は必要な事務を表す。

ア ・制度の周知(広報)

イ ◎住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告する。

(ア) 市名、法の対象となる、または、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

(イ) 災害の原因及び概況

(ウ) 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流失を含む。以下同じ。)、大規模半壊、半壊(半焼を含む。以下同じ。))及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等

(エ) (ウ)の報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法による救助の実施に関して

行われる住家被害の報告と同一でも可。

(オ) 報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県子ども生活福祉部の報告責任者と密接な連携を図る。

ウ ◎り災証明書等必要書類の発行

次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、市は、当該被災者から請求があったときは、必要な書類を発行する。

(ア) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類

(ウ) 要援護世帯であることが確認できる証明書類

(エ) り災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

エ ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続等の窓口業務を行う。

オ ◎支給申請書の受付・確認等

被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、次に掲げる事項等进行处理する。

(ア) 支給対象額の算定

(イ) 対象となる世帯の収入額の算定

(ウ) 要援護世帯の確認

(エ) 添付書類等の有無

(オ) その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）

カ ◎支給申請書等のとりまとめ

支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。

キ ◎使途実績報告書の受付・確認等

使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。

ク ○支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）

ケ ○支援金の返還に係る請求書の交付

コ ○加算金の納付に係る請求書の交付

サ ○延滞金の納付に係る請求書の交付

シ ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

ス ・その他上記に係る付帯事務

(7) 地震保険や共済制度の活用（市民生活班、関係班）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

部署・関係機関	経済文化対策部

この計画は、災害を受けた農林漁業者及び中小企業者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

災害時の被災農林漁業者、中小企業者に対する融資対策は、次による。

1 農業者への融資対策（農林水産班）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を支援する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を支援する。

2 林業者への融資対策（農林水産班）

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金または沖縄振興開発金融公庫資金の活用を支援するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

3 漁業者への融資対策（農林水産班）

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資機材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設または在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易にし、被害漁業の経営の安定を図るよう支援する。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

4 中小企業者への融資対策（商工振興班）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

市は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図る。

(2) 金融相談の実施

市は、商工会議所等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行う。

(3) 中小企業災害復興対策資金の活用促進（商工振興班）

被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、下記で掲げる低利融資の災害対策資金の活用を促進する。

資金名	実施主体等	関連法令	備考
(1) 災害復旧資金	・ 沖縄振興開発金融公庫 ・ 株式会社商工組合中央金庫	「沖縄振興開発金融公庫法」	国の利子補給
(2) 災害復旧高度化資金	・ 沖縄県 ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構		
(3) セーフティネット保証	沖縄県信用保証協会（融資の保証）	「中小企業信用保険法」	
(4) 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）	沖縄県		県から取扱金融機関に原資預託

第4節 復興の基本方針等

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部、企画対策部

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1 復興計画の作成（都市整備班、政策企画班、各関係班）

市は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、各関係班が連携して復興計画を作成する。施設の復旧については復興計画に基づき各施設の所管課が実施することとし、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。また、併せて要配慮者の参画を促進する。

2 がれき処理（環境班）

市は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 防災まちづくり（都市整備班、各関係班）

市は、防災まちづくりにあたり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震、不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業を実施する場合は、当該事業により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4 特定大規模災害時の復興方針等（都市整備班、各関係班）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第 3 編 風水害等編

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図る。

第1節 組織計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第1章「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、災害対策初動体制、災害対策警戒体制、災害対策本部体制の配備基準等については、次のとおりとする。

災害対策配備体制基準（風水害等編）

体制区分	配備基準	警戒レベル (参考) ※	配備要員	主な対策
災害対策初動体制	1 大雨警報または洪水警報が発表された場合	3	- 防災課1名以上、総務部要員1名以上、建設部要員1名以上本庁待機 - 下水道課1名以上上下水道局待機 - 緊急対応班（電話受理班）、災害対応活動班、協力要員は招集時に備える。	対策要員に割当てられた職員は、気象情報等を把握し本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに災害対策警戒体制に備える。 ①気象情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、HP、SNS、自治会関係等） ④高齢者等避難を検討し、必要に応じて発令 ⑤台風等避難所の開設を検討し、必要に応じて開設 ⑥台風対策及び課の行事（予防接種、イベント、保育業務、ゴミ収集等）に関する連絡先等確認
	2 暴風警戒域内に入ることが予想される場合	—		
	3 高潮注意報が発表され、本市に影響がある場合	2 3		
災害対策警戒体制	1 大雨警報または洪水警報が発表され、本市に災害が発生するおそれがある場合	3	- 緊急対応班（電話受理班） - 災害対応活動班※人員の増減の決定は、総務部長・建設部長が行う。 - 協力要員	特に関係ある部・課の所要人員で、災害に関する情報収集、巡視及び連絡活動が円滑に行い得る体制とし、状況に応じて第1配備体制に移行できる体制 ①気象情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、HP、SNS、自治会
	2 土砂災害警戒情報が発表された場合	4		
	3 台風の暴風域（風速25m/s）以上に入った場合または暴	—		

		風警報、暴風特別警報が発表された場合			関係等) ④危険区域を巡視し災害の兆候等に留意 ⑤避難指示等を検討し、必要に応じて発令 (注) 要員に指示されていない課長等は緊急事態に備える。 ⑥台風等避難所の開設 ⑦災害対策本部体制への移行を検討
		4 台風接近が予想されており、高潮警報が発表された場合	4		
		5 高潮特別警報が発表された場合	4		
災害対策本部体制 (水防本部)	配備検討	1 負傷者等がおおむね 50 人以上の事故等	—	配備体制の検討	①対策本部設置報告（県、住民等への設置報告） ②情報収集及び伝達 ③避難指示等の検討 ④要救助者、被害状況等を調査班編成し調査 ⑤配備体制の検討 ⑥指定避難所等の開設を検討し、必要に応じて開設 ⑦県への自衛隊等応援要請依頼の検討 (緊急消防援助隊、他市町村、応援協定等) ⑧対策要員に指示されていない班長、職員は緊急事態に備える。
	第 1 配備	1 浸水、土砂災害等の被害が発生するおそれがある場合、または被害が発生した場合において、配備体制を検討の上、災害対策本部を設置する。	3	災害対策本部所掌事務（所掌事務[別表 2]）による動員[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
			4		
			5		
	第 2 配備	1 本市全域で被害の拡大が予測される場合	5	約半数の職員を動員（所掌事務[別表 2]参照）[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
		2 大雨特別警報が発表された場合	5		
	第 3 配備	1 災害により本市全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	5	全職員[全会計年度任用職員の動員検討] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。	

※警戒レベル：災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報

警戒レベル5相当：大雨特別警報、氾濫発生情報、キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒）

警戒レベル4相当：土砂災害警戒情報、キキクル（危険度分布）「危険」（紫）、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報

警戒レベル3相当：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、キキクル（危険度分布）「警戒」（赤）、氾濫警戒情報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）

第2節 気象警報等の伝達計画

部署・関係部署	総務対策部、消防対策部、各関係対策部	沖縄県、沖縄気象台

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）



(1) 気象業務法に定める警報・注意報等

ア 気象注意報等

沖縄市における気象注意報等の基準は以下のとおり。

沖縄気象台管内の沖縄市の発表基準

発表官署		沖縄気象台
府県予報区		沖縄本島地方
一次細分区域		本島中南部
市町村等をまとめた地域		中部
注意報	大雨	【※1 表面雨量指数基準】 13 【※2 土壌雨量指数基準】 117
	洪水	【※3 流域雨量指数基準】 比謝川流域＝7.6、白比川流域＝3.9、与那原川流域＝4.4、川崎川流域＝3.7 【複合基準※4】 比謝川流域＝（20，9.5） 【指定河川洪水予報による基準】 ー
	強風（平均風速）	【陸上】 15m/ s 【太平洋側】 15m/ s

	波浪（有義波高）	2.5m
	高潮（潮位：標高）	1.3m
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧（視程）	【陸上】100m 【太平洋側】500m
	乾燥	最小湿度 50% で、実効湿度 60%
	低温	最低気温 5℃以下
	霜	最低気温 5℃以下

※1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

※2 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

※3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

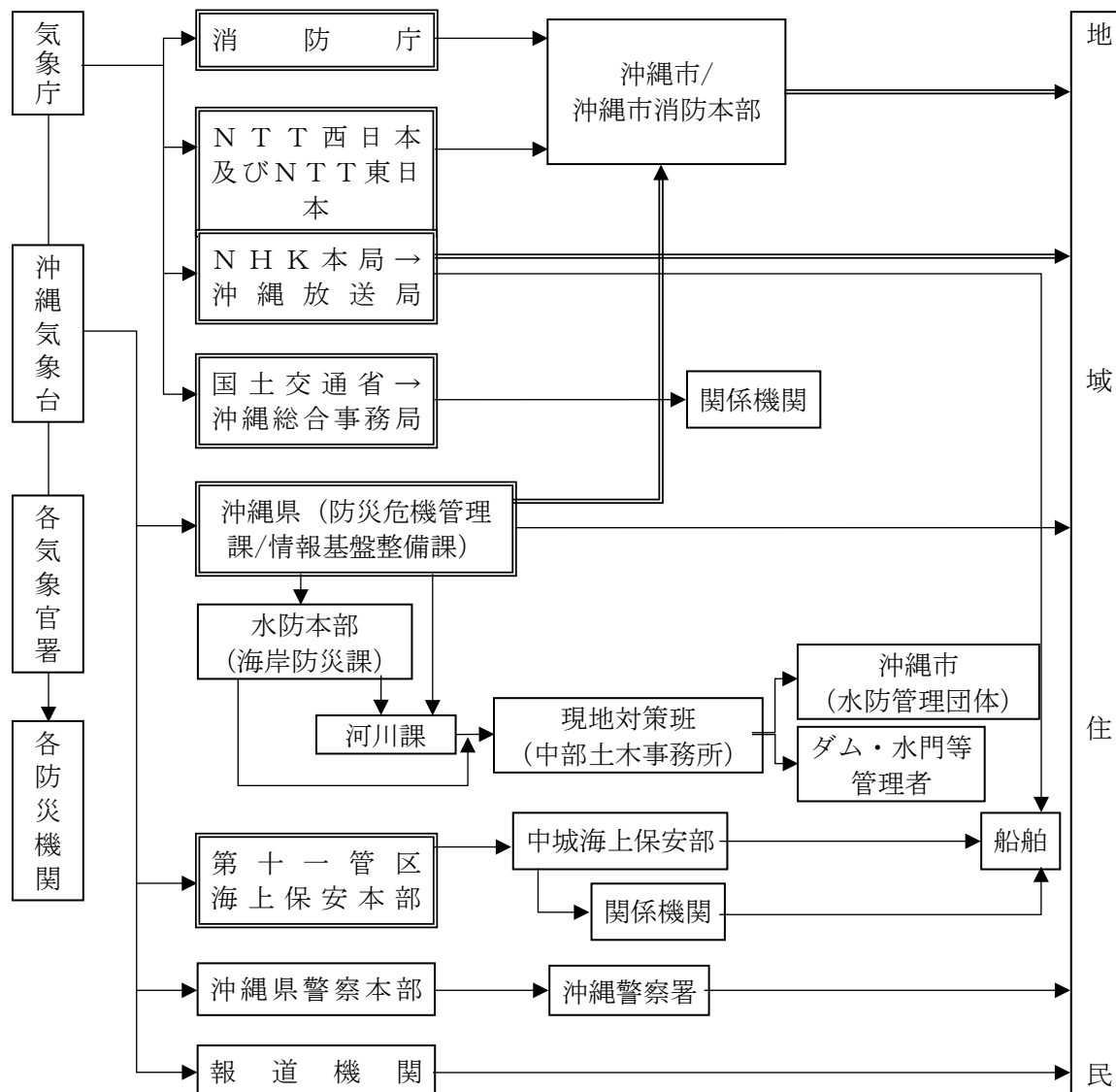
イ 気象警報等

沖縄市における気象警報等の基準は以下のとおり。

沖縄気象台管内の沖縄市の発表基準

発表官署			沖縄気象台
府県予報区			沖縄本島地方
一次細分区域			本島中南部
市町村等をまとめた地域			中部
警 報	大雨	(浸水害)	【表面雨量指数基準】 24
		(土砂災害)	【土壌雨量指数基準】 168
	洪水		【流域雨量指数基準】 比謝川流域＝9.5、白比川流域＝4.9、与那原川流域＝5.5、川崎川流域＝4.6 【複合基準】 比謝川流域＝ (20, 9.5)
	暴風（平均風速）		【陸上】 25m/ s 【太平洋側】 25m/ s
	波浪（有義波高）		6.0m
	高潮（潮位：標高）		2.0m
記録の短時間大雨情報（1時間雨量）			110mm

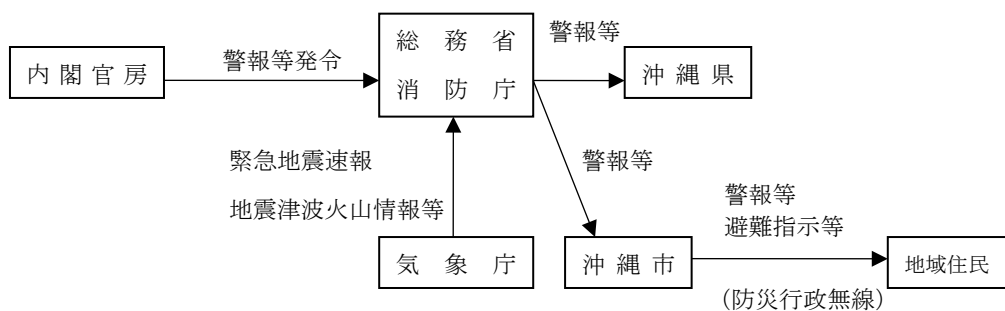
〔気象警報等の伝達系統図〕



(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

(注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

〔Jアラートの伝達系統図〕



Jアラート（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報・注意報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信する。受信局設備では、送信局から通信衛星経由で配信された情報を受信し、受信データに応じて画面表示、同報系の市防災行政無線（以下、「同報無線」という。）の自動起動等の処理を行う。

ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大 型	500 km 以上 800 km 未満	強 い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800 km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛 烈 な	54m/s 以上

(注)：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

オ キキクル（警報の危険度分布）

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）では、特に「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況である。

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。また、高齢者等避難の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては一定の水位を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達）し急激な水位上昇のおそれがある場合が挙げられている。

なお、キキクル（警報の危険度分布）等の概要は次のとおりである。

キキクル（警報の危険度分布）の概要

種 類	概 要
土 砂 キ キ ク ル （大雨警報（土砂災害）の 危 険 度 分 布 ）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。 「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となる。このため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険度を表示している。
浸 水 キ キ ク ル （大雨警報（浸水害） の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに表面雨量指数の実況値や1時間先までの予測値を用いて5段階に色分けして示す情報。常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
洪 水 キ キ ク ル （洪水警報の危険度分布）	大雨による指定河川洪水予測の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生危険度の高まりを5段階に色分けし、河川の流路に沿って示す情報。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いている。河川毎にこれまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を6時間先までの予測値として算出し、洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分けした時系列で表示している。



●資料：気象庁 HP「気象警報・注意報」より気象庁ホームページの表示例 市町村表示の例

カ 警報級の可能性

5日先までに警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(本島中南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位(沖縄本島地方など)で発表される。

大雨、高潮に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1である。

5日先までの早期注意情報(警報級の可能性)

〇〇県南部の早期注意情報(警報級の可能性)

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

〇〇県南部 警報級の可能性	3日		4日				5日	6日	7日	8日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24					
大雨	[中]			—			—	—	[中]	—
暴風	—			[高]			—	[中]	[高]	—
波浪	—			[高]			—	[中]	[高]	—
高潮	—			[高]			—	[中]	[高]	—

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。
 ※警戒レベルとの関係
 早期注意情報(警報級の可能性)*...【警戒レベル1】
 * 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

翌日まで
 ・天気予報と合わせて発表
 ・時間帯を区切って表示

2日先～5日先まで
 ・週間天気予報と合わせて発表
 ・日単位で表示

翌日まで
 前日の夕方方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで
 数日先の荒天について可能性を把握することが出来る！

●資料：気象庁 HP「早期注意情報(警報級の可能性)」

キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域(海上予報区)に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想(24時間以内)がある場合、沖縄気象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域(SEA AROUND OKINAWA)

- ・細分名称

沖縄東方海上(SEA EAST OF OKINAWA)

東シナ海南部(SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)

沖縄南方海上(SEA SOUTH OF OKINAWA)

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヅョウケイホウシ 海上警報なし（英文 NOWARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カシヅョウノムクイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が約 500m以下 （0.3 カリ以下）
カシヅョウカセケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 ノット以上～34 ノット未満）
カシヅョウキョウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 ノット以上～48 ノット未満）
カシヅョウボウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 ノット以上～64 ノット未満）
カシヅョウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

〔地方海上警報の伝達系統図〕



(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害の発生が予想される場合に国土交通大臣

又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

(注) 現在本計画に考慮されていないが将来を想定して記載した。

ウ 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。また、市防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

市本部長は、次の場合に、火災警報を発令することができる。

消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき、または気象が次の状況またはその他の理由により火災予防上危険であると認めたとき。

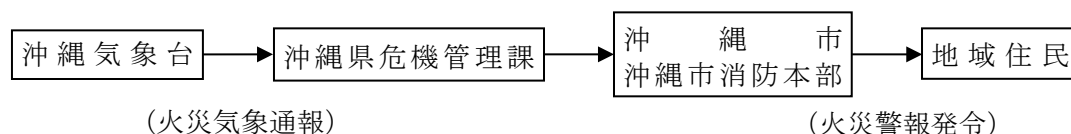
- ① 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 50 パーセント以下となり、最大風速 10 メートル以上の見込みのとき。
- ② 平均風速が 15 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ③ 前 2 号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると消防長が認めるとき。

イ 火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

ウ 火災警報等の伝達

〔伝達系統図〕



(4) 県知事、市本部長が行う警報等

知事は沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、または自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知または要請を行う。

また、市本部長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたときまたは自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったときまたは自ら災害に関する警報を知ったときは、市防災計画の定めるところにより当該予報若しくは警報または通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるとき、市本部長は住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知または警告を行う。

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂

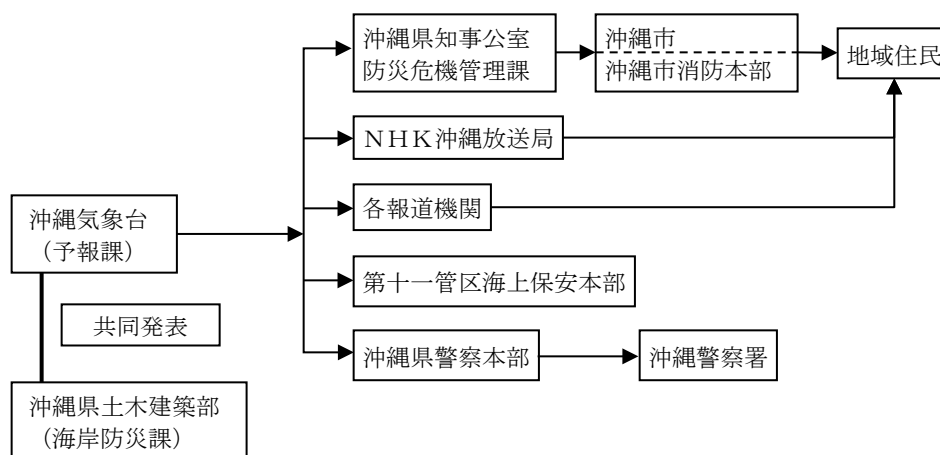
災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所がキキクル（警報の危険度分布）で確認できる。

市本部長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

また、市防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定する。

●資料編 資料 4-14 土砂災害警戒情報の例

〔土砂災害警戒情報の伝達系統図（沖縄本島地方）〕



(6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所がキキクル（警報の危険度分布）で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっている時に、一次細区分区域単位（本島中南部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各気象台が受け持つ一次細区分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

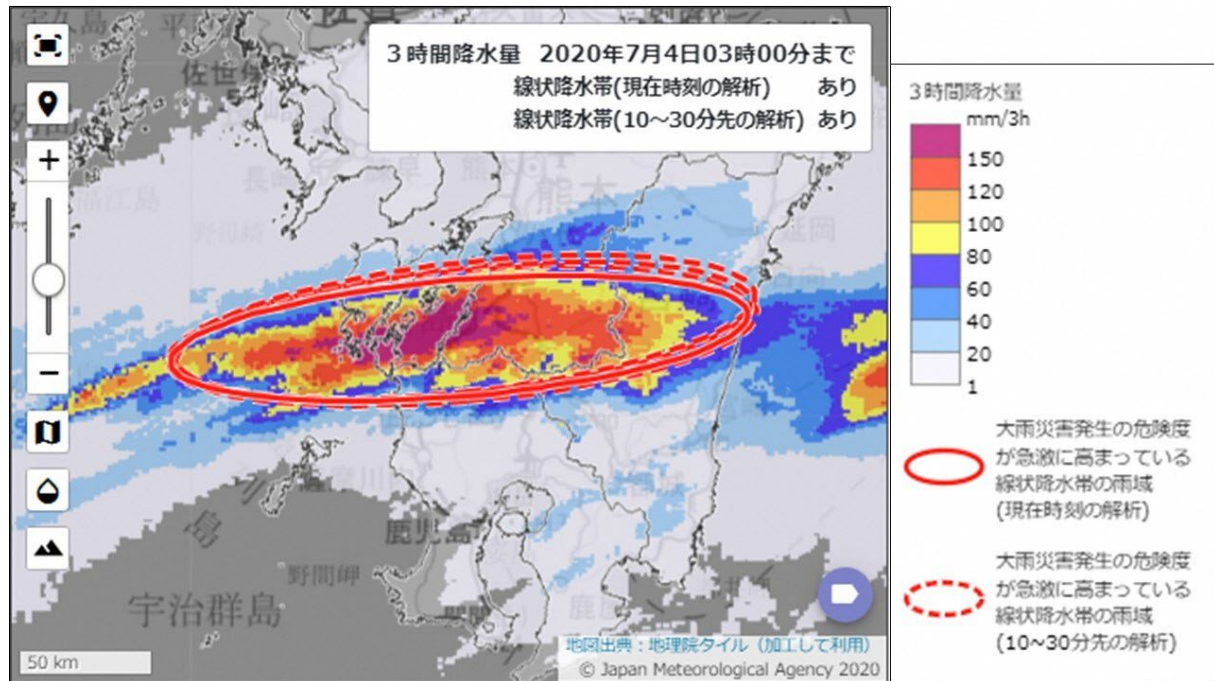
(8) 顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報とは、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という

キーワードを使って解説する情報で、警戒レベル相当情報を補足する情報として、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

顕著な大雨に関する気象情報が発表された際には、「雨雲の動き」「今後の雨」（1時間雨量又は3時間雨量）において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域が赤い楕円で表示されが、楕円の外側の地域であっても、大雨による災害発生の危険度が高まっている場合がある。

なお、災害発生の危険度が高まっている場所の詳細は、キキクル（危険度分布）で確認できる。



●資料：気象庁 HP「線状降水帯に関する各種情報」

2 警報等の発表及び解除等の発表機関（沖縄气象台、沖縄県、防災班）

警報等の発表及び解除は次の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霧 〃 低温 〃 大雨(土砂災害、浸水害) 警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃	沖縄气象台	沖縄市
記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	気象庁	沖縄県
火災警報	沖縄市長	沖縄市
水防警報	県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び气象台(南大東島地方气象台を除く)	各市町村別(伊是名村、栗国村、渡名喜村、多良間村、南大東村、北大東村を除く)

3 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（各関係班）

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下によりすみやかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		著しく異常な潮位、波浪

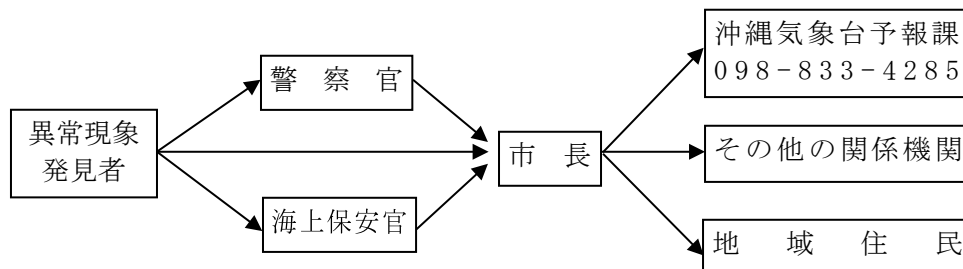
(2) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市本部長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市本部長に通報する。

ウ 通報を受けた市本部長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

(3) 異常現象発見者の通報系統図



4 警報等の受領責任及び伝達方法（防災班、通信指令班、警防班）

(1) 関係機関から通報される警報等は、市及び消防本部において受領し、これを迅速、確実に収集を行う。

(2) 関係機関から警報等を受領した市及び消防本部は、直ちにその旨を総務対策部長または防災班長に伝達する。

(3) (2) により伝達を受けた総務対策部長または防災班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときまたは、発生したことを知ったときは、直ちに市本部長に報告する。

(4) 消防本部から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について文書をもって記録する。

ア 警報等または災害の種類

イ 発表または発生の日時

ウ 警報等または災害の内容

エ 送信者及び受領者の職氏名

オ その他必要な事項

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について、携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に収集する。

第3節 災害通信計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、企画対策部	沖縄警察署、電気通信事業者

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第1章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4節 災害情報等の収集・伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第1章「第4節 災害情報等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- 1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内に可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告する。
- 2 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

1 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- (2) 台風・気象情報
- (3) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (4) 警報
- (5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (8) 公共交通機関の運行状況
- (9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- (10) 避難情報（高齢者等避難）

2 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (1) 避難情報（避難指示とその理由）
- (2) 避難所情報

3 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (2) 医療機関の状況
- (3) 感染症対策活動の実施状況
- (4) 食料、生活必需品の供給予定
- (5) 災害相談窓口の設置状況
- (6) その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	陸上自衛隊第15旅団

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第7節 広域応援要請計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部

大規模災害発生時において、市では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第1章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第8節 避難計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄警察署、中城海上保安部

第1款 避難の原則

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄警察署、中城海上保安部

避難の原則は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2款 風水害避難計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄警察署、中城海上保安部

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者（各関係班）

風水害から避難するための高齢者等避難、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款の1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令（防災班）

避難指示等の運用については、地震・津波編 第1章「第8節 第1款の2 避難指示等の運用」に風水害等の特性を踏まえ実施する。

市は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条第3項に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難指示等の判断は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に策定する。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 市は、必要に応じて避難指示等の対象地域、判断時期等について、県、气象台、沖縄総合事務局開発建設部、気象防災アドバイザーへ助言を求める。
- (4) 市は、風水害等に関する避難指示等の避難情報を発令する場合は、当該避難情報に応じた警戒レベルを付して発令する。また、発令する避難情報、警戒レベル及びそれに応じた住民に求める行動等については、次のとおりとする。

避難情報	警戒レベル	発令される状況	居住者等がとるべき行動
緊急安全確保	警戒レベル5	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	●命の危険 直ちに安全確保！ - 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル4	災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル3	災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 - 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 - 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

※避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新）による

- (5) 警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (6) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

3 広域避難の協議（防災班）

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

また、市は、協議の相手方その他広域避難に関する事項について、必要に応じて知事に対して助言を求めることができる。

4 指定緊急避難場所・指定避難所等（各関係班）

指定緊急避難場所は、共通編 第3章「第4節 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」で定められた、風水害に対して安全な場所とし、避難所は、台風等避難所を開

設し、状況に応じて指定避難所等を開設する。

●資料編 資料6 避難所・備蓄倉庫及び物資

5 避難誘導（各関係班、各関係機関）

(1) 住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

6 船舶等の避難（中城海上保安部）

中城海上保安部は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

7 指定避難所等の開設・収容保護（各関係班）

(1) 指定避難所等の開設・収容保護

避難指示等の対象地域の住民等及び浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、指定避難所等に収容する。指定避難所等の開設以降の対策は、風水害等編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」のとおりとする。

(2) 指定避難所等の閉鎖

指定避難所等の閉鎖時期は、ライフライン等の復旧が完了し、被災者が自宅等において一定の生活ができるまでを目処とする。また、避難者は減少しているものの、当該災害において居住場所を確保できない被災者にあつては、市営住宅等のあっせんを行い、指定避難所等での生活が慢性的に継続されることを回避する。

第3款 浸水想定区域内等の避難体制

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、下水道対策部、関係対策部	沖縄県

本市の浸水想定区域等における、情報伝達体制の整備、住民への周知、要配慮者利用施設の把握、情報伝達体制については、以下のとおりとする。

1 水位周知河川（比謝川）における浸水想定区域の指定（下水道班、沖縄県）

本市において、知事が指定した水位周知河川である比謝川浸水想定区域（資料編参照）及び水位周知河川の水位情報は以下のとおり。

●資料編 資料4-4 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（想定最大規模）

資料4-5 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（浸水継続時間）

資料4-6 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

資料 4-7 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））

資料 4-8 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（計画規模）

(1) 水位周知河川

水系名	河川名	区 間
比謝川	比謝川	左岸：沖縄市字胡屋 5 丁目 335 番 3 から海に至る
		右岸：沖縄市字胡屋 5 丁目 335 番 3 から海に至る

(2) 水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	観測位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位
比謝川	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

(3) 洪水浸水想定区域

水系・河川名	比謝川水系・比謝川、与那原川
浸水想定区域の指定・公表	平成 30 年 12 月 11 日
指定の根拠法令	水防法第 14 条第 1 項（計画規模） 同法同条第 2 項（想定最大規模）
指定の前提となる計画基本降雨量	比謝川流域全体に日総雨量で 380mm（計画規模） 比謝川流域全体に日総雨量で 1,012mm（想定最大規模）
河川管理者	沖縄県知事
水防管理団体	沖縄市

(4) 安慶田・照屋地区の比謝川水位監視

安慶田・照屋地区では、平成 13 年 9 月 8 日～14 日の台風 16 号による浸水被害（床上浸水：374 棟、床下浸水：64 棟）をはじめとして、大雨、台風による浸水被害が発生した。その後、県により河川整備（水辺プラザ整備事業）が実施され、平成 20 年に整備を完了している。市では、安慶田小学校裏門側の比謝川暗渠の水位監視を行うため、比謝川水位監視カメラを設置し、インターネットで水位を監視できる体制を整備している。（沖縄市ホームページを参照）

(5) 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

水防管理団体	水系名	河川名	重要水防区域	危険と予想される主な区域	予想される危険
沖縄市	比謝川	比謝川	沖縄市胡屋～河口	沖縄市胡屋～宇久田	溢水
沖縄市	比謝川	与那原川	沖縄市倉敷～比謝川合流点	同左	溢水
沖縄市	天願川	川崎川	沖縄市池原～天願川合流点	同左	溢水

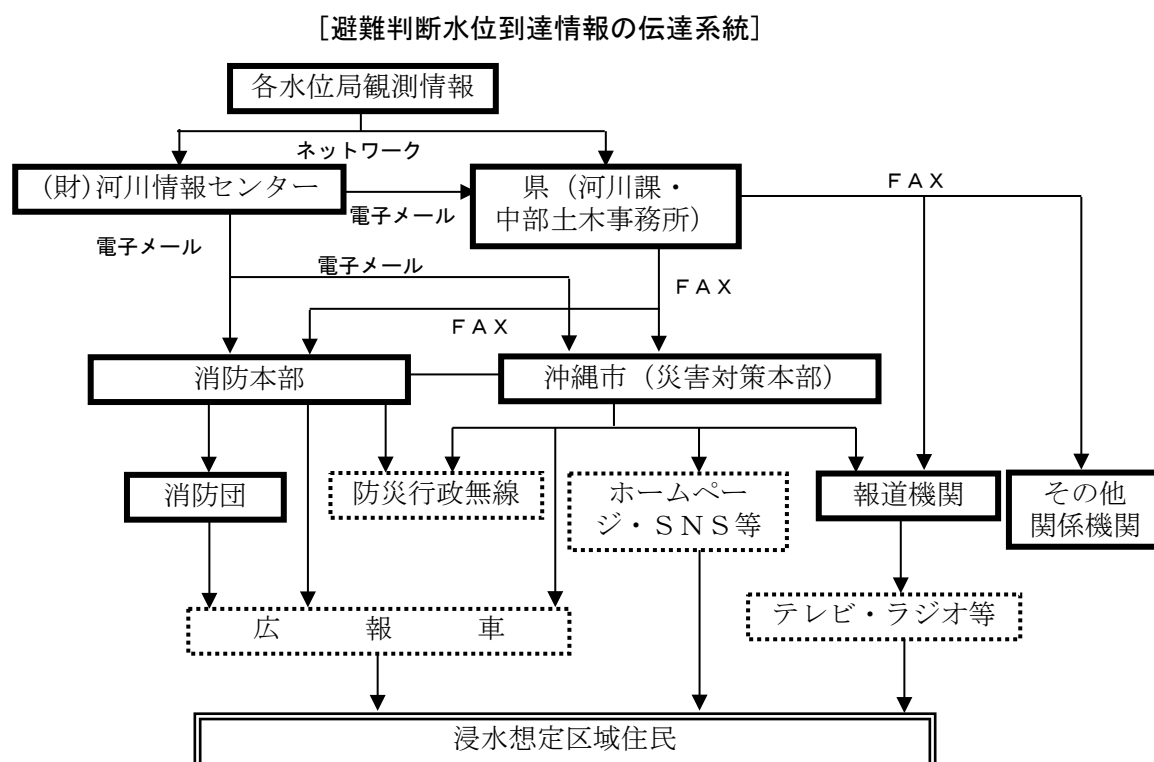
水防管理団体	水系名	河川名	重要水防区域	危険と予想される主な区域	予想される危険
うるま市					

2 浸水想定区域内等の住民への情報伝達体制（防災班、通信指令班、警防班、各関係班）

(1) 避難判断水位到達情報の伝達方法

避難判断水位到達情報の伝達にあたっては、避難判断水位到達情報の伝達系統により地域住民に対して伝達するとともに、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

●水防法第15条第1項第1号



(2) 指定避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

市は、浸水想定区域における避難判断水位到達情報の伝達方法、指定避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた洪水ハザードマップを作成・公表する。

また、洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫した状況の場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、状況に応じ緊急的に2階等へ避難するなどの選択も考慮する。

また、指定避難所等の開設にあつては、大雨を起因とする土砂災害も考慮し開設する。

●水防法第15条第1項第2号

ア 洪水時（計画規模）避難所

地 域		避 難 経 路	避 難 所
白 川		県道 85 号線（環状線、消防本部前）→ 国道 329 号 →	かりゆし園
安慶田・照屋		安慶田バイパス →	沖縄市役所
安慶田	右岸	県道 20 号線 →	沖縄市役所
5 丁目	左岸	こどもの国横 → コザ中横 → 県道 20 号線 →	

イ 洪水時（想定最大規模）の避難所

地 域		避 難 経 路	避 難 所
白川	右岸	県道 26 号線 → 国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
	左岸	県道 85 号線（環状線） →	コザ小学校
知花 松本	右岸	県道 26 号線 → 国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
	左岸	県道 85 号線（環状線） →	コザ小学校
美里	右岸	国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
安慶田	右岸	県道 20 号線 → 市道 →	コザ高等学校
	左岸	県道 20 号線 →	コザ中学校
照屋	右岸	国道 329 号線 →	コザ高等学校
胡屋	右岸	市道 → 県道 20 号線 → 市道 →	コザ高等学校
	左岸	こどもの国通り →	コザ中学校
越来	右岸	国道 329 号線 →	越来中学校
住吉	左岸	国道 330 号線 → パークアベニュー → 市道 →	コザ小学校
嘉間良	左岸	国道 330 号線 → パークアベニュー → 市道 →	コザ小学校

(3) 避難誘導

ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。

イ 避難誘導は、道路・橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険性の高い箇所には人員を配置する。

ウ 原則として、避難者による自力避難とする。

エ 避難にあたっては、要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。

オ 市民に対しては、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への対応（各関係班）

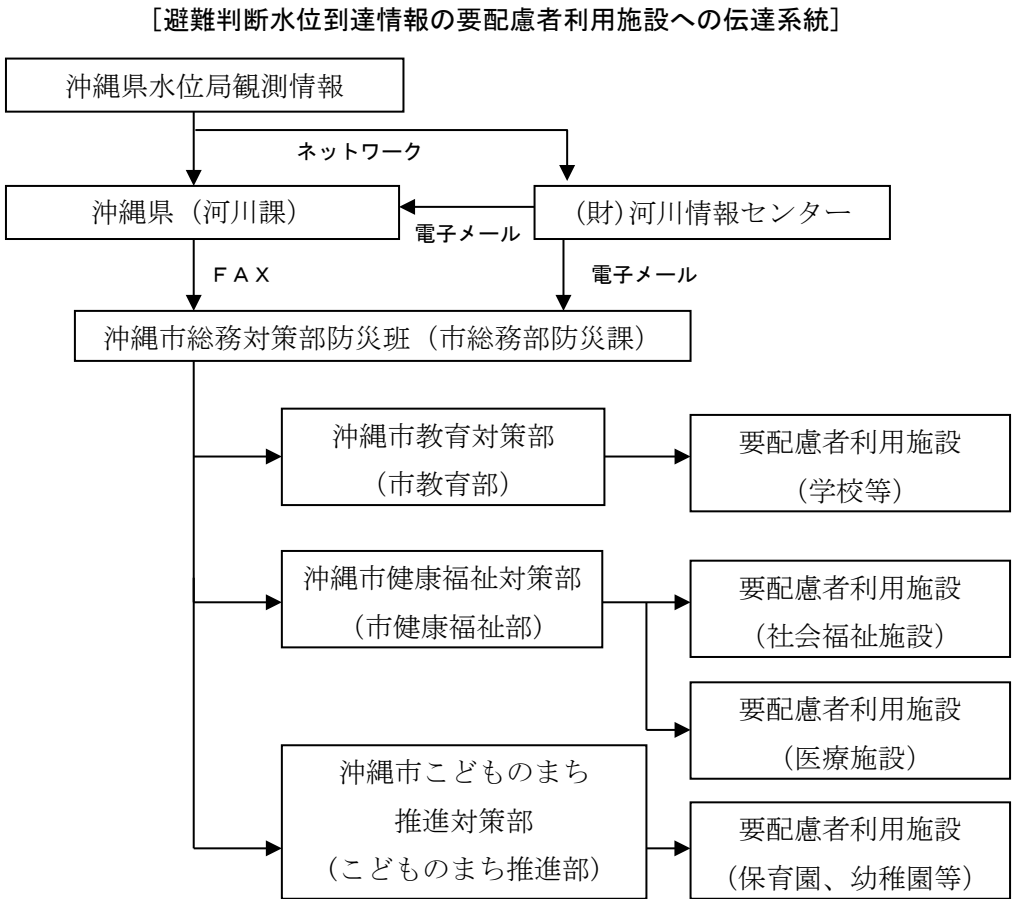
浸水想定区域内に地下街等または要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定める。

●水防法第15条第1項第4号

(1) 避難判断水位到達情報の伝達体制の整備

要配慮者利用施設の各担当班は、県からの避難判断水位到達情報に基づき、要配慮者利用施設に対し、FAX、電話、メール等により避難判断水位到達情報を伝達する。要配慮者利用施設への伝達経路は次のとおりとする。

●水防法第15条第2項



(2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該施設利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画により定めた避難行動等を実行する。

第4款 土砂災害警戒区域等の避難体制

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、消防対策部	沖縄県

1 土砂災害警戒区域等の指定状況（都市整備班、道路班、沖縄県）

本市では、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域は42箇所、土砂災害特別警戒区域は36箇所が指定されている。また、地すべりに関する土砂災害警戒区域は10箇所が指定されている。（令和5年4月1日現在）

2 土砂災害警戒区域等における住民への情報伝達体制（防災班、通信指令班、警防班、各関係班）

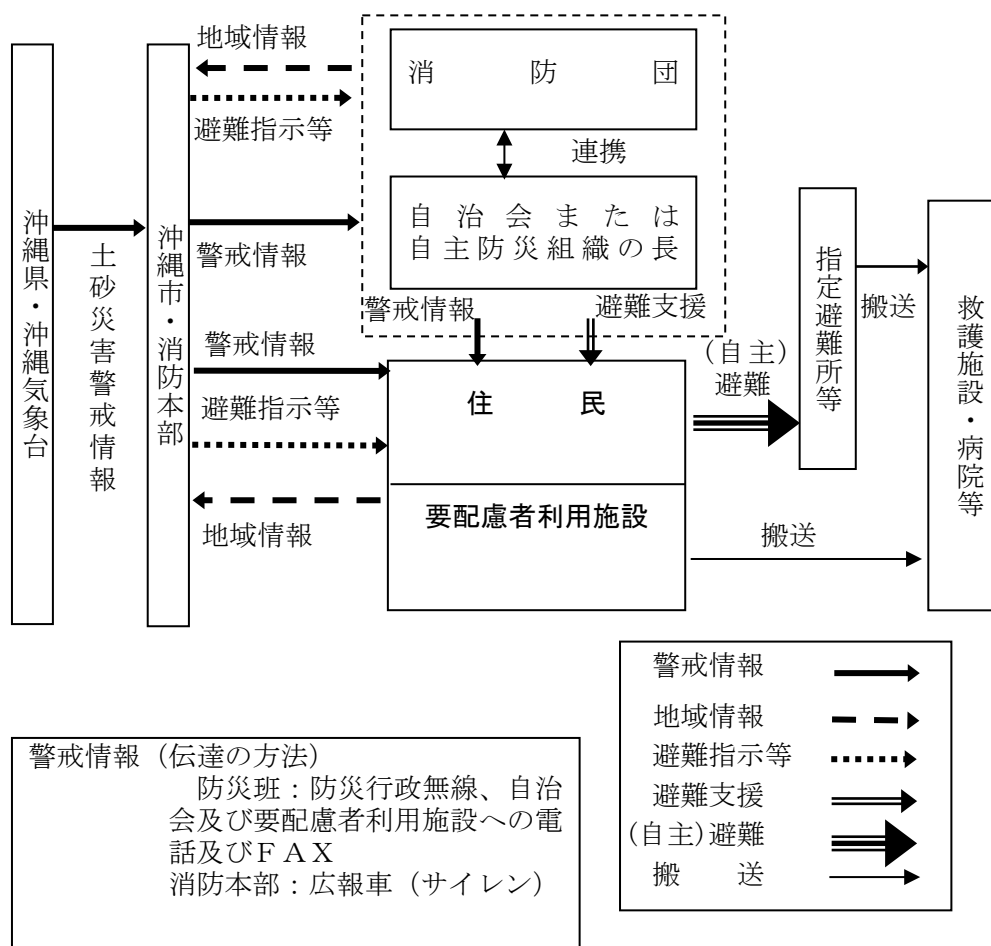
(1) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、市本部長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、沖縄県と沖縄気象台が共同して発表する防災情報である。市は、防災情報提供システム（気象台）や県総合行政情報通信ネットワークからの提供により、速やかな避難対策に活用する。

(2) 避難所その他土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保

市は、土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、早めに自主避難するなどの選択も考慮する。

〔土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統〕



(3) 避難誘導

- ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。
- イ 避難誘導は、地域の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険性の高い箇所には人員を配置する。
- ウ 原則として、避難者による自力避難とする。
- エ 避難にあたっては、要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。
- オ 市民に対しては、避難に自家用車を使用し土砂災害等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への対応（各関係班）

土砂災害警戒区域内には要配慮者利用施設があり、それらの要配慮者利用施設に対して、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、速やかに情報伝達等の対策整備を図る必要がある。情報伝達等の流れについては、土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統に準じて行う。

また、要配慮者利用施設の範囲は、共通編 第3章「第20節 要配慮者安全確保体制整備計画」のとおりとする。

●土砂災害防止法第8条第2項

4 避難所の指定（防災班）

(1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）と避難所

市内の土砂災害警戒区域（急傾斜地）等（42箇所）と避難所は以下のとおりとする。ただし、同時にすべての土砂災害警戒区域等（急傾斜地）で土砂災害が発生するとは限らないことから、当該地区の台風等避難所を開設し、状況に応じて避難所等を開設する。また、避難所の開設にあつては、大雨を起因とする洪水、内水も考慮し開設する。

箇所番号	箇所名	公的施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数（戸）	台風等避難所（避難所）
I-122	池原（1）	市道	無	H20.10.3	7	かりゆし園（北美小学校）
I-123	池原（2）	市道、道路	無	H20.10.3	13	かりゆし園（北美小学校）
I-124	池原（3）	市道、道路	無	H20.10.3	8	かりゆし園（北美小学校）
I-125	池原（4）	道路	無	H20.10.3	7	かりゆし園（北美小学校）
I-357	池原（5）	市道	無	H27.6.5	8	かりゆし園（北美小学校）
II-195	知花		無	H20.12.5	4	かりゆし園（美里中学校）

箇所 番号	箇所名	公的施設	急傾斜地崩壊危 険区域の指定	土砂災害警戒 区域の指定	人家戸数 (戸)	台風等避難所 (避難所)
I-127	嘉間良(1)	幼稚園、 寮、市 道、道路	無	H20.10.14	38	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-359	嘉間良(2)	市道、公 園	無	H20.10.14	8	沖縄市役所 (コザ小学校)
II-196	嘉間良(3)	広場	無	H20.10.14	4	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-360	嘉間良(4)	市道、道 路、公園	無	H20.10.14	9	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-363	嘉間良(5)	道路	無	H20.10.14	6	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-361	嘉間良(6)	道路	無	H20.10.14	9	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-128	室川(1)	市役所、 市道、道 路	無	H20.10.3	66	沖縄市役所 (コザ中学校)
I-364	室川(2)	道路	無	H20.10.3	16	沖縄市役所 (コザ中学校)
I-362	越来	市道	無	H20.12.5	7	沖縄市役所 (越来中学校)
I-126	八重島		無	R4.3.29	8	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-358	八重島(2)	神社、道 路	無	H20.12.5	12	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-137	園田(1)		無	H20.12.5	5	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-138	園田(2)	市道	無	H20.12.5	26	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-141	山里	市道	無	H20.9.16	19	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-142	南桃原(1)	市道、道 路、河川	無	H27.6.5	6	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-143	南桃原(2)		無	H27.6.5	11	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-139	久保田(1)	市道	H2.8.24	H27.6.5	10	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-140	久保田(2)		無	H20.10.3	19	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-133	高原(1)		S59.12.11	H27.6.5	9	福祉文化プラザ (高原小学校)
I-132	高原(2)	市道、道 路	無	H27.6.5	31	福祉文化プラザ (コザ中学校)
211-II-2	高原(3)	保育園、 道路	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ (高原小学校)
I-130	大里(1)	高等学 校、国 道、道路	S54.1.8	R4.3.29	32	福祉文化プラザ (高原小学校)

箇所番号	箇所名	公的施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数(戸)	台風等避難所(避難所)
I-131	大里(2)	市道、道路	S59.12.11	H27.6.5	10	福祉文化プラザ(高原小学校)
I-129	大里(3)	市道、道路	無	R4.3.29	5	福祉文化プラザ(高原小学校)
211-I-1	古謝(1)	保育園	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ(高原小学校)
211-I-2	古謝(2)	保育園	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ(高原小学校)
I-136	比屋根(1)	道路	S61.9.16	H27.6.5	14	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-135	比屋根(2)	道路	H11.9.16	H27.6.5	12	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-134	比屋根(3)	道路	無	H27.6.5	19	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-365	比屋根(4)	市道、道路	無	H20.9.16	9	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-144	与儀(1)	市道、道路	無	H20.12.5	28	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
II-197	与儀(2)		無	R4.3.29	3	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-262	与儀(3)	市道	無	H20.12.5	19	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
211-II-3	与儀(4)	市道	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
211-III-1	与儀(5)	市道	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
CK-3	比屋根(5)		H31.2.12	H29.6.27	不明	福祉文化プラザ(比屋根小学校)

(2) 土砂災害警戒区域等(地すべり)と避難所

市内の土砂災害警戒区域等(地すべり)(10箇所)と避難所は以下のとおりとする。ただし、同時にすべての土砂災害警戒区域等(地すべり)で土砂災害が発生するとは限らないことから、当該地区の台風等避難所を開設し、状況に応じて避難所等を開設する。また、避難所の開設にあつては、大雨を起因とする洪水、内水も考慮し開設する。

箇所名	公共的施設	地すべり防止区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数(戸)	台風等避難所(避難所)
嘉間良	市道、幼稚1	無	H27.6.5	181	沖縄市役所(コザ小学校)
桃原	国道、県道、市道、学校1、公民館2	無	H27.6.5	433	沖縄市役所 福祉文化プラザ(宮里小学校) (美東小学校)

箇所名	公共的施設	地すべり防止 区域の指定	土砂災害警戒 区域の指定	人家戸数 (戸)	台風等避難所 (避難所)
古謝	市道	無	H27.6.5	43	沖縄市役所 福祉文化プラザ (宮里中学校) (美東小学校)
仲宗根	国道、県道、市 道、学校1、幼稚2	有	H27.6.5	415	沖縄市役所 (コザ中学校)
高原1	市道	無	H27.6.5	534	沖縄市役所 福祉文化プラザ (高原小学校) (美東中学校) (コザ高等学校)
胡屋	市道、ダム、幼稚1	無	H27.6.5	21	沖縄市役所 (コザ中学校)
高原2	国道、県道、市道	無	H27.6.5	167	沖縄市役所 福祉文化プラザ (高原小学校) (美東中学校) (コザ高等学校)
比屋根1	国道、市道、公民1	無	H27.6.5	167	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)
比屋根2	県道、市道	無	H27.6.5	147	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)
与儀	国道、市道	有	H27.6.5	206	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)

第5款 広域一時滞在

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	沖縄県

災害時の広域一時滞在は、地震・津波編 第1章 第8節「第3款 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄警察署、観光施設の管理者、交通機関

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第1章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第10節 要配慮者対策計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、経済文化対策部、こどものまち推進対策部、建築対策部 各関係対策部

災害時における要配慮者の対策は、地震・津波編 第1章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第11節 水防計画

部署・関係機関	上下水道対策部、建設対策部、消防対策部、総務対策部、各関係対策部

この計画は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、沖縄市の地域における河川等の洪水、内水（雨水出水）、高潮または津波等の水害から市民の生命、身体及び財産を守ることを図るものである。

なお、水防計画の策定にあたっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努める。

1 水防責任（下水道班、各関係班）

(1) 水防管理団体（市）・水防管理者（市本部長）の責任

ア 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 市内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者へ連絡し必要な措置を求める。

ウ 水位周知河川において、知事による浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画に洪水予報等の伝達方法や円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止等の事項について定め、印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の方法により、住民、滞在者その他の者に周知する。

エ 市本部長は、管理する公共下水道等の排水施設等で内水（雨水出水）により相当な損害が生じるおそれがある場合、当該下水道等を水位周知下水道として指定できる。また、指定したものについて、内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を直ちに水位を示して通知及び周知を行う。

オ 指定した水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該下水道等から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）として指定する。また、指定した場合は、公表及び通知を行う。

カ 市は、洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤防その他の帯状の盛土構造物や自然堤防等を含む区域を、浸水被害軽減地区として指定することができる。指定した場合は、公示及び通知を行う。

キ 堤防等が決壊した場合、関係者へ通報し被害の拡大防止に努める。

ク 水防に関する報告を県又は国に行う。

ケ 氾濫警戒情報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合、住民に周知する。

コ 避難確保計画を作成していない地下街等又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表

サ その他水防法等関係法令に関する事項

(2) 県の責任

ア 県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

イ 水防計画の作成及び公表を行う。

ウ 水防管理団体が行う水防への協力

- エ 県の水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、これに達したときは氾濫警戒情報を水防管理者等へ通知する。
- オ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知
- カ 県の水位周知河川において、洪水浸水想定区域を指定する。
- キ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示
- ク 水防に関する報告を水防管理団体から受け、国に対し報告を行う。
- ケ 沖縄気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、水防管理者等へ通知する。
- コ 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会の運営

(3) 居住者等の義務

- ア 水防のためやむを得ない必要があるときに、水防管理者や消防機関の長から要請を受けたその区域内に居住する者、又はその現場にいる者は、水防に従事する。また、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで事前の水防対策に努める。
- イ 水防通信への協力

2 水防組織（各関係班）

沖縄気象台より洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれのある気象警報等を受けたとき、または市本部長が必要と認めたときからその危険が解消するまで、水防本部を設置する。

水防本部は、基本法第23条の二に基づく災害対策本部として位置づけ、同対策本部の一環として水防業務を処理する。

また、水防本部が設置されるまでの水防体制は、風水害等編 第1章「第1節 組織計画」の災害対策初動体制及び災害対策警戒体制により対応する。

3 重要水防区域及び土砂災害危険区域等（下水道班、都市整備班、道路班、沖縄県）

- (1) 市内の河川で特に重要な水防区域と認められる区域内で危険と予想される区域は、風水害等編 第1章「第8節 第3款 浸水想定区域内等の避難体制」によるものとする。
- (2) 地すべりによる危険が予想される箇所及び土砂災害警戒区域等は、風水害等編 第1章「第8節 第4款 土砂災害警戒区域等の避難体制」のとおりである。

4 水防資機材及び輸送（下水道班、契約管財班、沖縄県）

(1) 水防資機材

市の行う水防資機材の整備は、共通編 第3章「第2節 水防、消防設備等及び救助施設等整備計画」に基づき実施する。また、緊急時に備蓄水防資器材の不足が生じた場合、中部土木事務所等に要請することができる。

(2) 輸送

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておく。また、中部土木事務所長等と市間の輸送経路については、土木事務所長等が決め、状況に応じて輸送経路を指示する。

5 注意報、警報及び特別警報の発表及び諸観測の通報（防災班、沖縄气象台、沖縄県、各関係班）

(1) 注意報、警報及び特別警報の発表時の措置

市は、県水防本部又は中部土木事務所等から注意報、警報及び特別警報の通報を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、直ちに管内の水防団、消防機関を水防活動態勢に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は中部土木事務所長等に報告する。

(2) 水位等の観測、通報及び公表

水防管理者は、気象関係報道又は自らの判断で河川等の出水、高潮又は津波のおそれがあることを知った場合、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。

ア 河川水位観測、監視

河川の水位を逐次、報告し、それぞれの管理者と情報交換に努める。水位周知河川である比謝川の水位観測所の位置と各水位は以下のとおりである。また、市では、安慶田小学校裏門側の比謝川の水位監視を行うため、比謝川水位監視カメラを設置し、インターネットで水位を監視できる体制を整備している。

水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	観測位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位
比謝川	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

イ 潮位監視

津波注意報、高潮警報が発表された場合に、海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず巡視し、危険潮位（平均潮位より、2m以上（高潮警報の場合の発表基準を示す。また、高潮注意報については1.3m））に達したときは、直ちに関係対策部に通報する。なお、市では泡瀬第三公民館側の潮位監視を行うため、泡瀬第三地区潮位観測カメラ（泡瀬1、泡瀬2）を設置し、インターネットで潮位を監視できる体制を整備している。

6 出動、監視、警戒（下水道班、道路班、消防対策部各班、各関係班）

市は、県からの通報またはその他の方法により気象警報等を知ったときは、水防区域の警戒を厳重にし、水害及び土砂災害の警戒区域等及び既往の被害箇所並びにその他特に重要な箇所を中心に、常時監視員を設けて随時河川、海岸堤防等を監視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。また、異常を発見した場合は直ちに土のう積みなどの水防活動の実施を図る。

7 避難のための立退き（警防班）

洪水または高潮等により著しい危険があると認めるときは、市本部長は、水防法第29条に基づき、風水害等編 第1章「第8節 避難計画」に基づいて実施する。

また、指示をする場合においては、沖縄警察署長にその旨を通知しなければならない。

8 警戒区域の設定（警防班）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は

その区域からの退去を命ずることができる。

9 非常事態時の水防作業（警防班、下水道班、各関係班、各関係機関）

(1) 水防作業

市本部長、水防団長又は消防機関の長は、水防作業を必要とする非常事態が発生したときは、直ちにその旨を中部土木事務所長等、氾濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報するとともに、できる限り被害が拡大しないよう防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

●資料編 資料 4-9 水防工法一覧表

(2) 応援

水防のため、緊急の必要があるときは、市本部長は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 警察官の出動

市本部長は、水防上必要があると認めるときは、沖縄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(4) 自衛隊の派遣要請

市本部長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

(5) 決壊等後の措置

堤防等が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した場合においても、市本部長、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

10 安全配慮（警防班、各関係班）

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

(1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

(2) 情報を確認するための通信機器を携行する。

(3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(4) 水防活動は原則として複数人で行う。

(5) 直ちに避難できる場所を考えて水防活動を実施する。

(6) 避難時間の確保が短いと予想される津波に関する予報が発表された場合には、水防活動を中止、又は行わず安全な場所へ避難する。

(7) 洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布する。

11 水防解除（警防班）

市本部長は、水位が減じ、警戒の必要がなくなったとき又は高潮若しくは津波のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、中部土木事務所等にその旨報告する。

また、水防団及び消防団の水防活動体制の解除は、水位が減じて警戒の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとし、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

12 水防報告（警防班）

市は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項をとりまとめて別記第1号様式及び別記第2号様式により、中部土木事務所長等に報告する。

- 資料編 資料 18-24 水防活動実施状況報告書（別記第1号様式）
- 資料 18-25 水防活動実施状況報告書（別記第2号様式）

第12節 消防計画

部署・関係機関	消防対策部

災害時における消防活動は、地震・津波編 第1章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第13節 救出計画

部署・関係機関	消防対策部、各関係対策部	自衛隊、沖縄警察署、中城海上保安部

災害時における救出活動は、地震・津波編 第1章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第14節 医療救護計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関

災害時における医療救護は、地震・津波編 第1章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第15節 交通輸送計画

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部、 沖縄警察署、中城海上保安部

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行う。

- 1 各道路管理者及び沖縄警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市に伝達する。

第16節 治安警備計画

部署・関係機関	市民対策部	沖縄警察署

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第1章「第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第17節 災害救助法適用計画

部署・関係機関	市民対策部、各関係対策部	沖縄県

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第1章「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第18節 給水計画

部署・関係機関	上下水道対策部

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第1章「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

過去には、平成30年の台風第24号において、市内で最大約23,900世帯、最長約4日間の大規模停電が発生した。それに伴い、マンション等の高層住宅に住む方などが、水が使えない状況に陥り、食事やトイレ、風呂等に支障をきたす事態が発生し、被災してしまう状況となった。

また、令和5年の台風第6号において、本市を含めた県内全域で約10日間の長期に渡る大規模停電が発生した。その影響によって市内全域の各所、特に集合住宅等で水道水の利用ができなくなる世帯が多数発生する状況となった。

この対策として、市は、市民に対し、台風接近数日前からSNS等を活用し、飲料水及び生活用水の備蓄についての周知徹底を図る。

ただし、過去の被害を踏まえ、長期的な停電による断水によって市民の生活に著しい影響がある場合、市は、市民等に対し給水活動を行う。

第19節 食料供給計画

部署・関係機関	市民対策部、経済文化対策部、指導対策部

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第1章「第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第20節 生活必需品供給計画

部署・関係機関	市民対策部、健康福祉対策部

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第1章「第19節 生活必需品等供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、市民対策部、上下水道対策部

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第1章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第22節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	消防対策部、健康福祉対策部、市民対策部、各対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関

災害により死亡したと推定される者の搜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第1章「第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部	中城海上保安部

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第1章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第24節 住宅応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第1章「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（R6.5）」においては、近年の災害事例等をもとに、浸水深に基づき被害区分を簡易判定できる基準が示されているため適宜参照する。

第25節 二次災害の防止計画

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、各対策部	建設業団体

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第1章「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第26節 教育対策計画

部署・関係機関	教育対策部、指導対策部	県教育委員会

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第1章「第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第27節 危険物等災害応急対策計画

部署・関係機関	消防対策部	沖縄警察署、中城海上保安部、各事業所

危険物等による災害については、地震・津波編 第1章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第28節 海上災害応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部	中城海上保安部、各関係機関

この計画は、船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

1 災害対策連絡調整本部との連携（防災班、警防班）

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、調整本部と市本部及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に大規模海難対策本部等が設置されたときとする。

2 実施機関（各関係機関）

(1) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）

(2) 沖縄総合事務局

(3) 沖縄気象台

(4) 陸上自衛隊第15旅団

(5) 海上自衛隊沖縄基地隊

(6) 沖縄県

(7) 沖縄県警察

(8) 関係市町村、消防署

(9) 日本赤十字社沖縄県支部

(10) 事故関係企業等

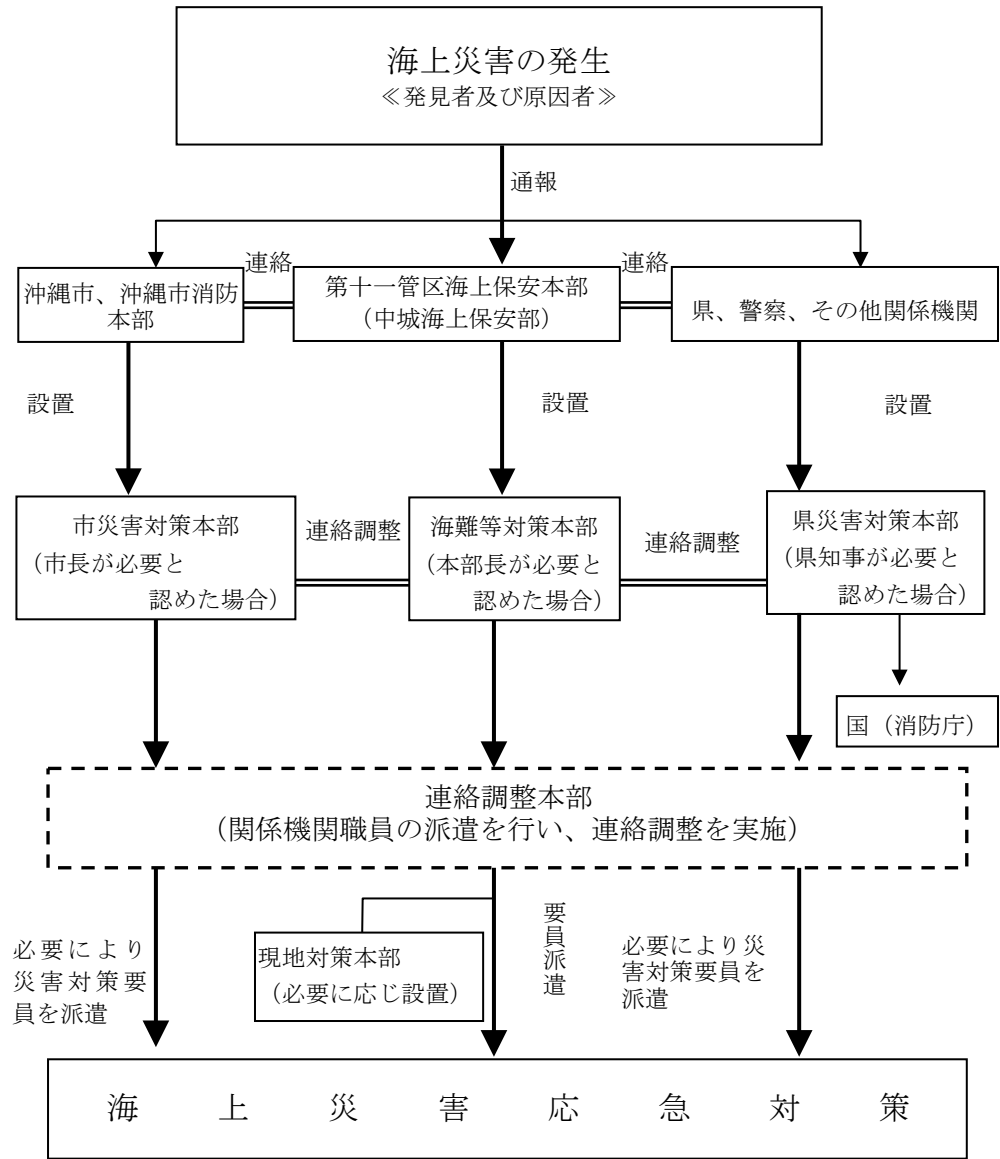
(11) 指定海上防災機関

(12) その他関係機関及び団体

ア 金武中城港海難防止会

イ 金武中城港排出油等防除協議会

3 海上災害発生時の通報系統（各関係班、各関係機関）



4 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）が実施する災害応急対策は次のとおりとする。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部（現地対策本部：中城海上保安部）を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

伝達状況	措置内容
気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき。	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに

伝 達 状 況	措 置 内 容
	に、必要に応じ関係事業者に周知する。
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、または船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき。	速やかに航行警報または安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき。	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施する。

災害が予想される状況	発 災 後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等） ② 船舶交通のふくそう状況 ③ 船だまり等の対応状況 ④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤ 港湾等における避難者の状況 ⑥ 関係機関等の対応状況 ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	① 海上及び沿岸部における被害状況 ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況 ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況 ④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 ⑤ 水路、航路標識の異常の有無 ⑥ 港湾等における避難者の状況 ⑦ 関係機関等の対応状況 ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずる。

この場合、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

事故・火災別	活 動 内 容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う。
船舶火災または海上火災が発生したとき	ア 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。 イ 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置または避難指示等を行う。

(5) 緊急輸送

地震・津波編 第1章「第14節 第2款 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりとする。

段階別	段階別	輸 送 対 象
第 一 段 階	避 難 期	ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 二 段 階	輸 送 機 能 確 保 期	ア 上記（第一段階）の続行 イ 食品、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 三 段 階	応 急 復 旧 期	ア 上記（第二段階）の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付または譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったときまたはその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付または譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、または譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

- ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。
- イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。
- ウ その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除等

船舶または海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意する。

措 置 別	措 置 内 容
防除措置を講ずべき者が行う 防除措置を効果的にする措置	ア 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 イ 必要に応じ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき、関係行政機関の長または地方公共団体の長、その他の執行機関に出動を要請し、防除措置を講ずる。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 イ 必要に応じ、海上災害防止センターと調整する。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、次に掲げる船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供等の措置を講ずる。

安全確保の必要状況	措 置 内 容
船舶交通のふくそうが予想される (海域において) とき	必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。(この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める)
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。
船舶交通の混乱を避ける場合	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じて船舶への情報提供を行う。
水路の水深に異常を生じたと認められるとき	ア 必要に応じ検測を行う。 イ 応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、または流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。
災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保する場合	ア 船舶交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 イ 広範囲かつ同時に多数の工事が施工される場合、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

(10) 警戒区域の設定

地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶

等に対し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市本部長にその旨を通知する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域または重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、または航行及び停泊の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

5 市の実施事項（各関係班）

(1) 実施事項

- | |
|---|
| ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 |
| イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 |
| ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施 |
| エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容） |
| オ 沿岸及び地先海面の警戒 |
| カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告 |
| キ 消火作業及び延焼防止作業 |
| ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力 |
| ケ 防除資機材及び消火資機材の整備 |
| コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導 |
| サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導 |

(2) 災害時の対応

市は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と協力して実施する。

また、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

(3) 流出油汚染事故対策

対 策 別	実 施 内 容
油 防 除	ア 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（中城海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。
漂 着 油 除 去	ア 漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 イ 応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導協力を求め、迅速な除去に努める。

(4) 危険物の漂着物等対策

危険物の漂着物、漂流物については、市と関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者との連絡を密にし、所有者が明確な場合はその所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者または漁港管理者がこれを除去するものとするが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。市はこれら関係機関への情報提供等について協力する。

6 災害復旧・復興対策（各関係班）

市が実施する災害復旧・復興対策は次のとおりとする。

区 分	実 施 内 容
海洋環境の汚染防止	がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため適切な措置を講ずる。

第29節 在港船舶対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第1章「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第30節 労務供給計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第1章「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第31節 民間団体の活用計画

部署・関係機関	各関係対策部

災害時における民間団体の編成及び活動は、地震・津波編 第1章「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第32節 ボランティア受入計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、各関係対策部	市社会福祉協議会

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第1章「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第33節 公共土木等施設応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、経済文化対策部

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第34節 航空事故対策計画

部署・関係機関	消防対策部、総務対策部、企画対策部、各関係対策部 沖縄警察署、各関係機関

この計画は、市及び市周辺での航空機事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限に止めることを目的とする。特に、米軍基地に隣接する市として、航空事故が発生した場合に備え、その対策を示す。

1 航空事故が発生した場合（各関係班、各関係機関）

航空事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会（関係機関：別表のとおり）が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」（以下「緊急措置要領」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を担う。（下表参照）

(1) 米軍機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関	県	沖縄市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
捜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の捜索			○	◎	○	◎	○	○
消防救助活動	負傷者応急手当		○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動（救急班編成を含む）		○	○	○	◎	◎	○	○
	救急病院の引受確認		○	○	○	◎		○	
	より適切な病院への移送		○	○		○		◎	○
	消防活動		○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理		○	○	◎	○	◎		
	財産保護または警備		○	○	◎	○	◎	○	
	現場保存				◎	○	◎	○	
	現場連絡所の設置		○	○	○	○	○	◎	
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供		○	○				◎	
	住居被害者への生活必需品支給		○	○				◎	
	住民に対する広報		○	◎					

（注1）◎印は主務機関を示す。

（注2）○印は主務機関への援助協力機関を示す。

（注3）海保の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

（注4）航空機事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁（当時）

との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われる。

(2) 自衛隊機事故被害者救急救助等任務分担区分表

機関 任務内容		県	沖縄市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
捜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の捜索		○	◎	○	◎		○
消防救助活動	負傷者応急手当	○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動（救急班編成を含む）	○	○	○	◎	◎		○
	救急病院の引受確認	○	○	○	◎		○	○
	より適切な病院への移送	○	○		○			◎
	消防活動	○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理	○	○	◎	○	◎		○
	財産保護または警備	○	○	◎	○	◎		○
	現場保存			◎	○	◎		○
	現場連絡所の設置	○	○	○	○	○	○	◎
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供	○	○				○	◎
	住居被害者への生活必需品支給	○	○				○	◎
	住民に対する広報	○	◎					

（注1）◎印は主務機関を示す。

（注2）○印は主務機関への援助協力機関を示す。

（注3）海保の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

(3) 緊急措置要領

ア 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報する。

次に掲げる事項について判明の都度行う。

●資料編 資料 17-3 米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

(ア) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）

(イ) 事故発生の日時、場所

(ウ) 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物若しくは危険物積載の有無

(エ) 事故現場の状況

(オ) 被害の状況

(カ) その他必要事項

イ 現地連絡所の設置

(ア) 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

(イ) 米軍機事故の場合は沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関

区 分	関 係 機 関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消 防	国頭地区行政事務組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 比謝川行政事務組合ニライ消防本部 中城北中城消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防局 豊見城市消防本部 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防組合消防本部
警 察	沖縄県警察本部
海 保	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
米 軍	第18航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第15旅団 海上自衛隊第5航空群 航空自衛隊第83航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

2 市の組織体制（防災班、基地対策班）

(1) 災害対策本部の設置

市内及び市周辺への航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等の第一報が市に入った時点で、「災害対策本部」を設置し配備体制について検討する。

市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故等対応班（緊急対応班（電話受理班）に企画部基地政策班が加わる。）の組織化により情報収集活動をする。

(2) 航空事故等対応班の組織と活動

航空事故等対応班長は基地政策課長をもって充てる。

緊急対応班（電話受理班）の動員は防災課が行い航空事故等対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、航空事故等対応班に組み入れる。

3 情報連絡体制（防災班、基地対策班）

(1) 事故の際の通報経路

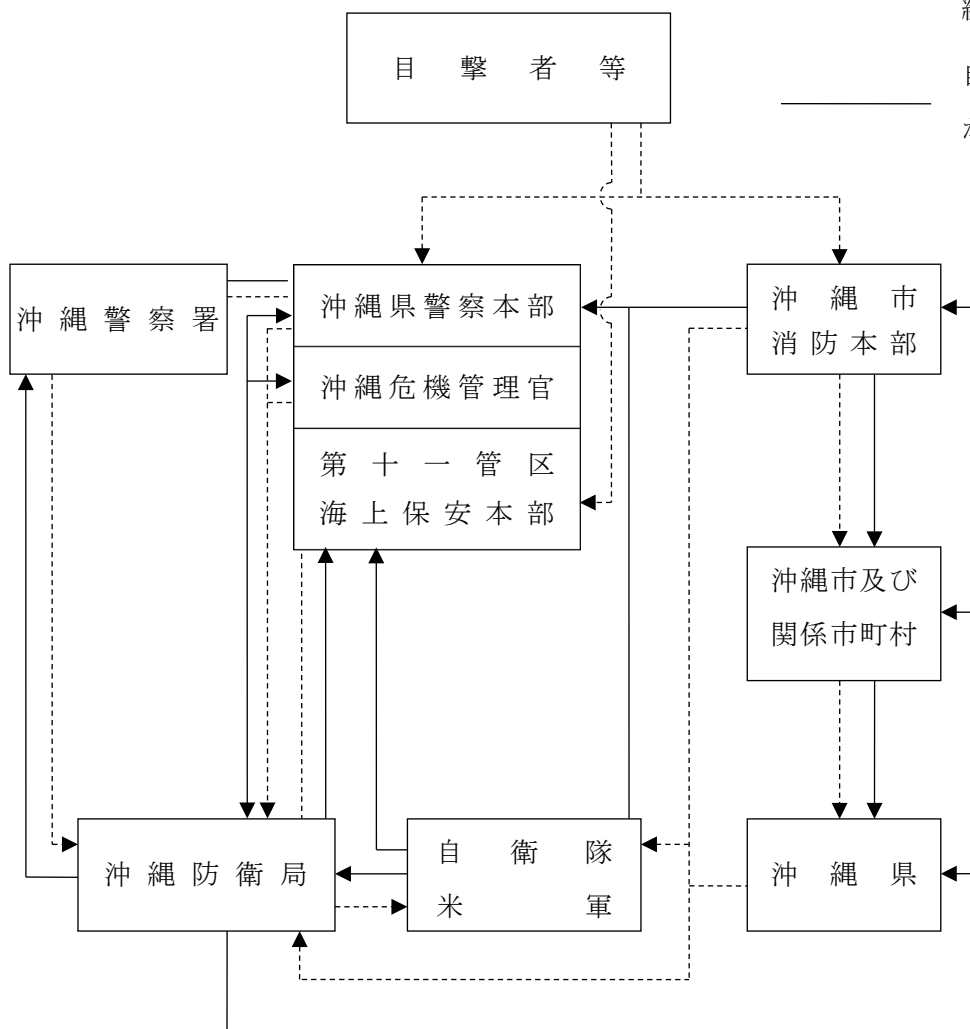
米軍または自衛隊の航空事故等による場合の通報経路は次のとおりである。

[米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図]

凡 例

----- 地元からの通報
経 路

————— 自衛隊または米軍
からの通報経路



4 災害対策本部応急対策活動（各関係班）

(1) 対応活動

ア 市職員を沖縄防衛局または緊急措置要綱による現場連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、沖縄警察署、消防本部にも職員を派遣して情報収集にあたる。

イ その他の活動

(ア) マスコミ対応

(イ) 現地確認と可能な限りの写真撮影

(ウ) 沖縄県との緊密な連絡

(エ) テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録

ウ 市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、次の対応活動を実施する。

(7) 航空事故等対応班による、関係機関からの情報収集

(2) 住民対応活動

ア 必要に応じ、住民に対する広報活動を実施する。

イ 市内に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。

ウ 被害の拡大により市内の避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

エ 市は、住民に対する避難指示等を発令した場合には、地震・津波編 第1章「第8節 避難計画」に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

(3) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

(4) 消防団活動

航空機の墜落により市内に住宅火災等が発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに消防署隊の後方支援にあたる。

第35節 ライフライン等施設応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、上下水道対策部、経済文化対策部 消防対策部、各関係対策部 沖縄電力(株)うるま支店、N T T 西日本沖縄支店、液化石油ガス事業所

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

電力施設の被害による大規模な停電時の給水は、風水害等編 第1章「第18節 給水計画」に基づき実施する。

第36節 農林水産物応急対策計画

部署・関係機関	経済文化対策部

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第1章「第33節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第37節 米軍との相互応援計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部

風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編 第1章「第34節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第38節 道路事故災害応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、消防対策部

1 計画内容（防災班、道路班、警防班）

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 国道、県道等の道路管理者は市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 市は、救助・救急活動を行うほか、被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第39節 林野火災対策計画

部署・関係機関	消防対策部、経済文化対策部

市は、林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第2章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2節 被災者生活への支援計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、消防対策部、経済文化対策部 各関係対策部

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、地震・津波編 第2章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

部署・関係機関	経済文化対策部

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第2章「第3節 中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえる。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進する。

第4節 復興の基本方針等

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部、企画対策部

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第2章「第4節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。